

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について

神戸市包括外部監査人

森山 恭太

目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1 | 外部監査の概要 | 4 |
| I | 外部監査の種類 | 4 |
| II | 選定した特定の事件（テーマ） | 4 |
| 1 | 監査対象 | 4 |
| 2 | 対象期間 | 4 |
| 3 | 事件を選定した理由 | 4 |
| 4 | 監査の方法 | 5 |
| 4.1 | 監査の視点 | 5 |
| 4.2 | 主な監査手続 | 5 |
| 5 | 外部監査の実施期間 | 7 |
| 6 | 外部監査の従事者 | 7 |
| 6.1 | 包括外部監査人 | 7 |
| 6.2 | 包括外部監査人補助者 | 7 |
| 7 | 利害関係 | 7 |
| 8 | その他 | 8 |
| 8.1 | 金額単位等 | 8 |
| 8.2 | 報告書の数値等の出典 | 8 |
| 第2 | 監査対象の概要 | 9 |
| I | 神戸市の補助金について | 9 |
| 1 | 神戸市の補助金の概要 | 9 |
| 2 | 補助金に関する法規 | 11 |
| 3 | 補助金の執行手続 | 11 |
| 3.1 | 執行プロセス | 11 |
| 3.2 | 交付の申請 | 12 |
| 3.3 | 交付の決定 | 12 |
| 3.4 | 決定の通知 | 13 |
| 3.5 | 実績報告 | 13 |
| 4 | 補助金の見直し | 14 |
| 4.1 | 補助金見直しガイドラインの制定 | 14 |
| 4.2 | ガイドラインの内容 | 15 |
| II | 監査対象とする補助金の選定 | 27 |
| 1 | 監査対象とした補助金 | 27 |
| 2 | アンケートの実施 | 27 |
| 第3 | 社会福祉法人へのアンケート調査 | 29 |
| I | アンケート調査の概要 | 29 |
| 1 | 調査目的 | 29 |
| 2 | 調査設計 | 29 |
| 2.1 | 調査票の種類 | 29 |
| 2.2 | 主な調査項目 | 29 |
| 2.3 | 調査方法 | 30 |
| 2.4 | 調査期間 | 30 |
| II | 神戸市の補助金制度全般に関する調査結果 | 31 |
| 1 | 調査結果の概要 | 31 |
| 1.1 | 回答率 | 31 |
| 1.2 | 回答者の属性 | 31 |
| 2 | 調査結果 | 32 |
| 2.1 | 今までの補助金の申請状況 | 32 |
| 2.2 | 「申請できなかった補助金があった」の理由 | 32 |
| 2.3 | 「申請したものの、交付されなかった補助金があった」の理由 | 33 |

| | | |
|-------|--|-----|
| 2. 4 | 既存の制度の他に、補助金制度の対象としてほしい事業や経費 | 33 |
| 2. 5 | その他自由記述 | 34 |
| III | 補助金制度別に関する調査結果の概要 | 35 |
| 1 | 調査結果の概要 | 35 |
| 1. 1 | 回答率 | 35 |
| 1. 2 | 回答者の属性 | 37 |
| 2 | 調査結果 | 37 |
| 第4 | 監査結果 | 38 |
| I | 総論 | 38 |
| II | 各論 | 39 |
| 1 | 福祉局 | 39 |
| 1. 1 | 社会福祉施設整備資金利子補助金 | 39 |
| 1. 2 | 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資 | 42 |
| 1. 3 | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（市民福祉大学運営補助） | 46 |
| 1. 4 | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助） | 50 |
| 1. 5 | 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金 | 54 |
| 1. 6 | 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金 | 57 |
| 1. 7 | ふれあいのまちKOB E 愛の輪運動事業 | 61 |
| 1. 8 | ふれあい給食会事業 | 66 |
| 1. 9 | 安心サポートセンター事業 | 72 |
| 1. 10 | 地域福祉ネットワーク事業 | 76 |
| 1. 11 | 地域福祉推進事業（区社会福祉協議会振興事業） | 79 |
| 1. 12 | 友愛訪問活動 | 83 |
| 1. 13 | 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金 | 86 |
| 1. 14 | ケアハウス運営補助（サービス提供費） | 90 |
| 1. 15 | ケアハウス運営補助（給与改善費） | 94 |
| 1. 16 | 民生委員児童委員活動推進事業 | 97 |
| 1. 17 | 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金 | 100 |
| 1. 18 | 民間社会福祉施設整備等事業 | 103 |
| 1. 19 | 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助） | 106 |
| 1. 20 | グループホーム整備支援事業 | 111 |
| 1. 21 | 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金（障害者スポーツ・芸術振興事業） | 114 |
| 1. 22 | 障害者福祉団体補助 | 118 |
| 1. 23 | 療養介護事業所等避難スペース備品整備補助金 | 123 |
| 1. 24 | ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業 | 125 |
| 1. 25 | 医療型障害児入所施設等運営費補助金 | 130 |
| 1. 26 | 神戸市身体障害者機能訓練事業 | 132 |
| 1. 27 | 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金 | 134 |
| 1. 28 | 神戸市地域活動支援センター事業 | 136 |
| 2 | こども家庭局 | 141 |
| 2. 1 | こどもの居場所づくり事業補助金 | 141 |
| 2. 2 | 児童福祉施設併設型民間児童館事業補助金 | 148 |
| 2. 3 | 大学と連携した子育て支援事業補助金 | 155 |
| 2. 4 | 放課後児童健全育成事業助成金 | 157 |
| 2. 5 | 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | 162 |
| 2. 6 | こどもの未来支援プロジェクト補助金 | 167 |
| 2. 7 | ひとり親家庭の拠点となる居場所づくり事業補助金 | 173 |
| 2. 8 | 一時保護委託体制強化事業補助金 | 176 |
| 2. 9 | 研修受講支援事業補助金 | 179 |
| 2. 10 | 児童家庭支援センター設置運営補助金 | 182 |

| | | |
|-------|-----------------------------------|-----|
| 2. 11 | 神戸市DV被害者支援活動補助金..... | 186 |
| 2. 12 | 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金..... | 189 |
| 2. 13 | 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金..... | 191 |
| 2. 14 | 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金..... | 197 |
| 2. 15 | 人材確保・定着促進にかかる一時金..... | 203 |
| 2. 16 | 第1種助産施設補助金..... | 206 |
| 2. 17 | 母子・婦人短期保護事業補助金..... | 208 |
| 2. 18 | 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金..... | 211 |
| 2. 19 | 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金.. | 215 |
| 2. 20 | 神戸市教育・保育施設等整備補助金..... | 218 |
| 2. 21 | 神戸市私立幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業補助金.... | 220 |
| 2. 22 | 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金..... | 223 |
| 2. 23 | 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金..... | 225 |
| 2. 24 | 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業補助金.... | 230 |
| 2. 25 | 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金..... | 236 |
| 2. 26 | 神戸市保育送迎ステーション整備補助金..... | 238 |
| 2. 27 | 神戸市保育補助者雇上強化事業補助金..... | 240 |
| 2. 28 | 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金..... | 245 |
| 2. 29 | 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金..... | 248 |
| 2. 30 | 神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金..... | 253 |
| 2. 31 | 地域子育て支援拠点事業運営費補助金..... | 254 |
| 2. 32 | おむつ処理費用補助事業補助金..... | 257 |
| 2. 33 | すこやか保育支援事業補助金..... | 259 |
| 2. 34 | 育休明け乳幼児の定期預かり事業補助金..... | 265 |
| 2. 35 | 一時保育事業運営費補助金..... | 268 |
| 2. 36 | 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金..... | 271 |
| 2. 37 | 延長保育事業運営費補助金..... | 275 |
| 2. 38 | 家庭支援推進保育事業運営費等補助金..... | 278 |
| 2. 39 | 休日保育事業補助金..... | 282 |
| 2. 40 | 児童健康診断補助金..... | 285 |
| 2. 41 | 潜在保育士等職場復帰支援一時金..... | 288 |
| 2. 42 | 地域活動事業補助金..... | 292 |
| 2. 43 | 病児保育事業処遇改善補助金..... | 300 |
| 2. 44 | 病児保育事業賃借料等補助金..... | 303 |
| 2. 45 | 病児保育予約システム補助事業補助金..... | 306 |
| 2. 46 | 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金..... | 308 |
| 2. 47 | 民間児童福祉施設運営費補助..... | 312 |
| 2. 48 | 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助..... | 317 |
| 2. 49 | 民間児童福祉施設職員給与改善補助..... | 319 |
| 2. 50 | 児童福祉施設一時保護児童委託費支給..... | 322 |

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月26日条例第41号）第2条に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査対象

社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について

2 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても遡及して対象にした。

3 事件を選定した理由

社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを提供する目的で設立された極めて公益性の高い法人である。

少子・超高齢社会の進展に伴い、社会保障に関する様々なニーズが増大するなか、社会福祉法人が様々なサービスを担い、その対価として市から多くの補助金が支出されている。

社会保障制度を恒久的に維持していくためには、社会福祉法人の自立的経営の担保、提供されるサービス水準の確保、公的分野が担うべき分野の適正化が重要で

ある。

適正な運営・監督の実施や財務上のリスクへの適切な対応のためにも、社会福祉法人に対する補助金について、時代適合性や公平性の観点も含め、効果的かつ効率的な施策となっているか、また、支出が適切に行われているかなどの検証が必要である。

また、補助金の申請・報告等においては、ポストコロナ時代、DX時代にあった事務への転換をはかるためにも、外部の目線でのチェックを踏まえた手続きの見直しが必要である。

これらの現状を把握のうえ、正確な課題認識を行い、その対応について監査を実施することは、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげ、また組織運営の合理化に努めるとの地方自治法の趣旨を達成するために必要であると認められることから、令和4年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4 監査の方法

4.1 監査の視点

- ▶ 福祉局及びこども家庭局の補助金事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ▶ 福祉局及びこども家庭局の補助金事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

4.2 主な監査手続

上記4.1に記載した監査の視点に基づき、監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は下記のとおりである。

(1) 福祉局、こども家庭局

- ①効果的かつ効率的な施策であるか。

- 公益上の必要性からみて、補助金の目的、内容は妥当か。
- 補助金の目的、内容は、社会情勢の変化に合わせて適時に見直されているか。
- 交付金額は適正であり、補助額として相当であるか。
- 補助金支出の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。
- 補助金が交付先の自助努力を削ぐ結果となっていたり、逆に過剰な補助となっていたりしていないか。
- 各補助金の制度や実績・効果を広く市民に周知するための工夫が行われているか。

②支出が適切に行われているか。

- 交付の時期、方法は適切か。
- 交付先団体の選定方法は、公平性・透明性の観点から適切であるか。
- 補助条件等に従って執行されているか。
- 帳簿、証拠書類等は適正確実に整備されているか。
- 補助対象団体（事業）からの実績報告に関するモニタリングは適切であり、支出先に対する指導監督が適切に行われているか。
- 補助金に関する事務負担について、費用対効果の観点から改善すべき点はないか。

(2) 福祉局、こども家庭局及び社会福祉法人

①申請、報告等の手続きが適正に行われているか。

- 申請、実績報告等の内容及び手続きは適正か。
- 補助金はその目的どおり適切に使用されているか。

5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和4年7月11日から令和5年1月23日までの期間にわたり、監査を実施した。

6 外部監査の従事者

6.1 包括外部監査人

公認会計士 森山 恭太

6.2 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(資格順・五十音順)

弁護士 村上 公一

公認会計士 青戸 祥倫

公認会計士 赤井 真一郎

公認会計士 安達 誠二

公認会計士 池田 学

公認会計士 大内 美香

公認会計士 大谷 泰史

公認会計士 湯本 規子

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

8 その他

8. 1 金額単位等

原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨て又は四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

8. 2 報告書の数値等の出典

神戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 監査対象の概要

I 神戸市の補助金について

1 神戸市の補助金の概要

①神戸市補助金の規模及び推移

補助金の意義について神戸市では、「神戸市補助金等の交付に関する規則」（後述）の第1条において「補助金等 本市が本市以外の者に対して交付する補助金、助成金、利子補給金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう」と規定している。

神戸市における補助金等の決算総額に関する年度推移は下記のとおりとなっている。

（単位：百万円）

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|----------|----------|--------|---------|
| 25,262 | 23,749 | 20,940 | 25,512 | 26,019 |

市によると、以前は補助金の内訳を集計していたが、令和2年度予算以降はその作業を行っていないため、令和3年度決算及び令和2・3年度予算の補助金のみの数値は把握していないとのことである。ただし、令和2年度決算については、令和3年度中に実施した補助金の全件チェックにより金額（コロナ関係の補助金は除く）が把握できたため記載している。従って令和3年度の補助金額は不明であるため記載しておらず、また予算額の推移についても記載できなかった。

補助金に係る行政を効率かつ有効に管理していくためにも、補助金の予算総額及び決算総額を把握しておくことが望まれる。

令和3年度の補助金額は不明であるが、令和2年度は過去5年間と比較する限り最も多額となっていることが分かる。

②神戸市補助金の内訳

令和2年度における神戸市の局室区別の補助金内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

| 局室区 | 令和2年度決算 |
|---------|------------|
| 市長室 | 291,885 |
| 危機管理室 | 16,610 |
| 企画調整局 | 1,971,345 |
| 行財政局 | 3,946 |
| 文化スポーツ局 | 539,827 |
| 健康局 | 1,454,237 |
| 福祉局 | 6,221,398 |
| こども家庭局 | 9,973,649 |
| 環境局 | 131,491 |
| 経済観光局 | 1,197,490 |
| 建設局 | 456,226 |
| 都市局 | 1,607,500 |
| 建築住宅局 | 1,305,832 |
| 港湾局 | 119,573 |
| 消防局 | 34,497 |
| 教育委員会 | 215,295 |
| 水道局 | 6,227 |
| 市会事務局 | 370,470 |
| 区役所 | 101,581 |
| 合計 | 26,019,079 |

上記のように、福祉局及びこども家庭局だけで全体の補助金総額の62%以上を占めている。

福祉局及びこども家庭局以外でも社会福祉法人に対する補助金の支出はあるが、今回の監査内容の主旨を踏まえて、今回の包括外部監査ではこの2局を監査対象とすることとした。

福祉局及びこども家庭局における補助金(コロナ関係の補助金は含まず)の年度推移は下記のとおりである。なお、令和2年度の組織改正により、それまでの保健福祉局の再編に伴い、福祉局及び健康局が設置されたため、下表では保険福祉局及び健康局の推移も記載している。なお、前述のとおり、令和3年度の補助金総額は不明であるため記載できていない。

(単位：百万円)

| 局室区 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 保険福祉局 | 11,723 | 8,778 | 4,532 | 6,306 | - |
| 健康局 | - | - | - | - | 1,454 |
| 福祉局 | - | - | - | - | 6,221 |
| こども家庭局 | 7,303 | 7,258 | 8,273 | 11,366 | 9,973 |

福祉局に関しては組織改正により増減比較が困難となっているが、こども家庭局においては増加傾向にあると考えられる。

2 補助金に関する法規

神戸市では、神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）を平成 27 年 3 月に制定し、同年 4 月 1 日より施行した。

当規則は補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、公正性及び透明性を確保することを目的として、全ての補助金に共通する交付の申請、決定、予算の執行等に関する基本的事項について規定するものである。

また、個々の補助金の具体的な目的や補助対象先、補助金額や補助金支給手続き等に関してはそれぞれの補助金要綱の定めるところに従う。よって要綱の記載内容は補助金事務を進めるにあたって非常に重要なものとなる。

3 補助金の執行手続

3.1 執行プロセス

補助金の執行手続きは①交付の申請 ②交付の決定 ③決定の通知 ④実績報告 という 4 つのプロセスを経て実行される。

以下、補助金規則をもとに各補助金に共通する手続内容を概観する。

3. 2 交付の申請

(1) 補助金等の交付を申請しようとする者は、市長等が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出する。

(i) 当該者に係る氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(ii) 補助事業等の名称、目的及び内容

(iii) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(iv) その他市長等が必要と認める事項

(2) 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

(i) 事業計画書

(ii) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(iii) その他市長等が必要と認める書類

(3) 補助事業等の完了後に申請が行われる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付する。

(i) 補助事業等の実施状況が分かる書類

(ii) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(iii) その他市長等が必要と認める書類

※ 補助事業等の目的及び内容により、上記（1）の申請書に記載すべき事項又は上記（2）（3）に規定する添付書類のうちその記載又は添付が要求されない場合もある。

3. 3 交付の決定

(1) 交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をする。

- (2) 適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。また補助金の支給により当該補助事業者等に相当の利益が生じると認められる場合において補助金の全部又は一部に相当する金額を返還するべきなど、交付の条件を付すことができる。
- (3) 調査により補助金等の交付を不相当と認めるときは、速やかに申請者に対しその旨を通知する。

3. 4 決定の通知

- (1) 補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を申請者に通知する。
- (i) 補助金等の交付の決定の内容
 - (ii) 補助金等の交付の条件
- (2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときの申請者による申請取下げ、また交付決定後に事情変更があった場合の市側による交付の決定の全部もしくは一部取り消し、決定内容もしくはこれに付した条件の変更も認められている。

3. 5 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業等が完了したときは速やかに、補助事業等の成果を記載した実績報告書に次に掲げる書類を添えて報告する。
- (注) 補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も同様
- (i) 補助事業等の実施状況が分かる書類
 - (ii) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
 - (iii) その他市長等が必要と認める書類
- (注) 補助事業等の完了後に補助金申請が行われるもの、又は補助事業者等からの報告以外の方法により補助事業等の実績を確認することとしているも

のについては、上記報告は不要である。また補助事業等の目的及び内容により、一定の添付書類が要求されない場合もある。

- (2) 上記報告を受けた場合(又は補助事業等の実績を確認した場合)においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知する。

(注) 確定交付額が交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

- (3) 補助事業等の完了後に補助金申請が行われる補助金等については、交付の決定と同時に補助金等の交付額を確定し、申請者に通知する。

4 補助金の見直し

4. 1 補助金見直しガイドラインの制定

補助金は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化し易い。また補助金の原資も市民からの貴重な税金であることから、社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、適切に施策を展開し、効果の最適化を図る必要がある。

そのため、常に補助金について検証を行い、より効果を発揮できる制度へと改善していくこと、費用対効果が低くなった既存の補助金を見直すことにより限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていく手続きは補助金行政として極めて重要であると考えます。

神戸市では補助金の評価・見直しを実施するにあたり客観性・公平性を確保するため、全庁的な見直しの統一基準となる「補助金見直しガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を平成28年11月に策定した。

神戸市の「補助金適正化の取り組み」と題したホームページでは、ガイドラインの運用方針として、

- (i) 補助金制度を新設する際は、本ガイドラインの基準に沿った内容とする。
- (ii) 既存の補助金制度についても常に見直しの視点を持ち続けるとともに、社会情勢や行政需要の変化に対応した最適な補助金制度としていくため、5年ごとに全ての補助金を対象に検証と見直しを実施する。

と記載されている。

4. 2 ガイドラインの内容

(1) 補助金見直しの基本的な視点

ガイドラインでは補助金の見直しにあたり、補助事業に対する原則的な考え方として、次に掲げる5つの基本的な視点が示されている。

| 視点 | 内容 |
|----------|---|
| 公益性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。 |
| 有効性・効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の実施により本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されているか。 ・ 補助金額に見合う費用対効果が認められるか。 |
| 妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。 ・ 国県等との協調事業について、負担割合が妥当であるか。市の上乗せ・横だし部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。 ・ 他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。 ・ 補助交付先の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民・団体に過剰な補助をしていないか。 |
| 行政関与の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要がある事業であるか。 |
| 公平性・透明性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続きを公平・透明に実施しているか。 ・ 同種同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。 ・ 多様な担い手がいるにもかかわらず、補助交付先が特定団体に固定されていないか。 |

神戸市では本視点を踏まえ、市民からの理解を得られる適切な内容であるか検証を行い、「適切でない場合は、廃止・整理統合を含め補助金のあり方を検討すべき」としている。

(2) 見直しのチェックポイント

またガイドラインでは補助を実施する上で留意すべき基準として、下記のような7つの「見直しのチェックポイント」を定めている。

| |
|--|
| <p>1. 補助金額・補助率の適正化</p> <p>補助金額または補助率は、適切かつ妥当な基準とすること。</p> <ul style="list-style-type: none">補助金額または補助率の設定について、補助交付先と行政の役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他都市の類似補助金との比較、補助交付先の財政状況等を勘案し、市民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額・補助率とすること。補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、国の地方向け補助金の状況等に鑑み、原則として2分の1以内とする。ただし、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を十分に実現することができない場合や2分の1を超える補助率を適用することにより補助目的を早期に実現しようとする場合は、この限りでない。補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定している場合は、期限を区切ること。 |
| <p>2. 団体運営費補助の原則廃止</p> <p>原則として、団体運営費補助は、補助目的・使途及び積算根拠を明確にし事業費補助に切り替えること。</p> <ul style="list-style-type: none">団体運営費補助は、団体の公共性・公益性に着目した補助であり、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向がある。団体運営費補助は、原則として補助対象となる具体的な事業を明確にし、目的・使途を明確にした事業費補助へ切り替えること。 |
| <p>3. 利用者の視点に立った補助金の整理・統合の推進</p> <p>重複・類似する補助金は、整理・統合を行うこと。また関連する補助金についても整理・統合できないか積極的に検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none">目的や内容が重複・類似する補助金は、交付先となる市民・団体の申請・実施結果報告等の手続きの簡素化・省力化、行政の事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合すべきであり、関連する補助金についても整理・統合できないか、積極的に検討すること。地域活動の振興に資する補助金については、重複・類似していない補助金であっても、同一団体に対して幅広い分野において様々な補助がなされていることから、再構築を検討すること。検討に当たっては、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針(平成28年3月策定)」に基づく施策の実践に向けた横断的な議論の中で補助金を整理し、必要に応じて一本化するなど、手続きの簡素化・省力化を図ること。 |

| |
|--|
| 4. 適切な支出方法への転換 |
| 補助金以外の支出方法が適当である場合には、他の方法への切り替えを検討すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、市による直接執行や委託等による方法が適当である場合は、他の支出方法へ切り替えること。特に実施にかかる経費の全額を補助する事業については、補助交付先の事業と は言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。 |
| 5. 補助交付先の選定の適正化 |
| 補助交付先は原則として公募による選定とし、公募になじまない場合のみ非公募とすること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の実施の担い手は、最もふさわしい団体等を明確な選定基準のもと公平に選定すべきであり、原則として公募により実施すること。 例外として、非公募による選定を行う場合は、公募により難い理由など市民への説明責任を十分に果たすこと。 |
| 6. 補助交付先の財政状況の検証 |
| 補助交付先の財務状況を勘案し、補助の必要性について検証すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 補助交付先の団体等の財務状況について、補助金が補助交付先の収入の多くを占め、補助金に依存する構造になっていないか、補助金以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか、団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか等を把握し、補助の必要性について検討すること。 |
| 7. 再補助の原則廃止 |
| 原則として、再補助は直接補助へ切り替えること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 再補助は、再補助先の事業実施状況が把握しにくいことから、実施することのメリットや必要性等合理的な理由がない限り、原則として直接補助へ切り替えること。 <p>※再補助：補助交付先から下部組織等の別団体に対し、当該補助金を原資として補助対象事業に係る資金が交付され、再補助先において当該補助事業を実施する形態</p> |

神戸市では上記の各項目について補助金の適合状況を検証し、市民への説明責任を果たすため、「基準に適合しない項目については、合理的な理由がない限り、見直しを行うべき」としている。

(3) 補助金の見直しの流れ

補助金の見直しの流れに関しては下記のように記載されている。

- 補助金の見直しにあたっては、所管課において「補助金見直しチェックシート」の作成を進めながら、本ガイドラインに示された各種基準に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえて補助のあり方や見直しの方向性を検討すること。
- 特に、創設から相当期間が経過した補助金については、積極的に見直しを検討すること。
- 「補助金見直しチェックシート」は、各局室区において取りまとめのうえ行財政局へ提出すること。見直し内容については、予算編成と一体的に議論し、次年度予算へ反映させるものとする。
- 補助金の廃止や見直しにあたっては、必要に応じて経過措置等を設けることも検討する。

「補助金見直しチェックシート」(以下「チェックシート」という。)のサンプルは下記のとおりである。ここには「補助金見直しの基本的な視点」「見直しのチェックポイント」の各項目が記載されており、担当者はこれらの観点から補助金の妥当性をチェックし、見直しの方向性を検討することとなる。

補助金見直しチェックシート

令和3年度検証用

(1) 補助内容

| | | | |
|-----------|--|--------|--------------------|
| 所管課 | こども家庭局幼保事業課 | | |
| 補助制度名称 | 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助 | | |
| 補助事業の概要 | 教育標準時間の前後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、主に自施設の1号在園児を対象に預かり保育を行う施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。 | | |
| 事業開始年度 | 平成27年度 | 主な交付先 | 非営利団体（NPO,社会福祉法人等） |
| 法令による義務付け | 無し | 国・県の補助 | 国・県協調（市単独無し） |
| 根拠規定等 | 一時預かり事業実施要綱（文部科学省・厚生労働省）、子ども・子育て支援交付金交付要綱（内閣府）、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱 | | |

(千円)

| 年度 | 事業費 | 国庫支出金 | 県支出金 | その他 | 一般財源 | 会計科目 | |
|-----------|--------------------------|--------|--------|-----|--------|------------|------|
| R3予算額 | 328958 | 109653 | 109653 | 0 | 109652 | 科目 3-1* | 0397 |
| R2決算額 | 296241 | 108080 | 98740 | 0 | 89421 | 事業 3-1* | 64 |
| 交付金額の算定方法 | 国の定める基準のとおり利用実績に応じて単価を設定 | | | | | | |

(2) 基本的視点

| 項目 | 公益性 | 有効性・効率性 | 妥当性 | 行政関与 | 公平性・透明性 |
|----|-----|---------|-----|------|---------|
| 評価 | 適格 | 適格 | 適格 | 適格 | 適格 |

(3) 事業効果の検証

| | |
|---------|--|
| 補助制度の目的 | 幼稚園児に対する預かり保育を実施することで、保育ニーズの多様化に応えることを目的とする。 |
| 目的の達成状況 | (事業実施施設数) H29 : 64施設 → R2 : 111施設 |

(4) チェックポイントの適合状況

| 項目 | | 適合状況 |
|----|----------------------|------------------|
| 1 | 補助額・率は適切である | B:不適合だが、合理的理由がある |
| 2 | 団体運営費補助でない | A:適合している |
| 3 | 重複・類似の補助金はない | A:適合している |
| 4 | 補助金としての支出が適切である | A:適合している |
| 5 | 補助交付先の選定方法は適切である | A:適合している |
| 6 | 補助交付先の財政状況を把握し勘案している | A:適合している |
| 7 | 再補助は実施していない | A:適合している |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>「B：不適合だが、合理的理由がある」を選択した場合、その理由</p> | <p>施設への補助は国の定める通りに実施している。あわせて、生活保護世帯の経済的負担軽減のため、市単で利用料免除を実施している。</p> |
|---------------------------------------|--|

(5) 今後の方向性及び理由

| | |
|----------------------------|---------|
| 今後の方向性 | 現行のまま継続 |
| (2)で「不適合」がある場合：現行のまま継続する理由 | |
| 見直し・整理統合・廃止の予定時期、見直し等の内容 | |

(6) 交付申請手続き等

| | | | |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 交付申請受付方法 | 電子 | 申請書への押印 | 廃止済み |
| 申請等の添付書類 | 必要最低限の書類のみ求めている | | |
| 申請手続きの今後の見直し予定 | | | |
| 補助要綱の公開状況 | 公開している | | |
| 交付先の選定手続き | 公募（選定委員会なし） | 選定委員会の委員構成 | |

(4) 補助金見直しの結果

補助金見直しは過去、平成 29 年度及び令和 3 年度にその時点での神戸市の全補助金を対象として実施されている。令和 3 年度では見直し作業の結果、福祉局では 119 の補助金のうち 14 の補助金が、またこども家庭局では 121 の補助金のうち 20 の補助金が、見直し、廃止、統合の対象となった。

(5) 補助金見直しに関して

①チェックシートの記載について

「補助金見直しの基本的な視点」「見直しのチェックポイント」など、補助金を見直す際の観点、またチェックシートの内容や作成・承認手続きも妥当であり、見直しに係る整備面で問題は見られない。

ただし、見直しに係る運用面では、実際に見直す際の具体的基準となる「見直しのチェックポイント」に関して曖昧な点が残っているため、チェックポイント項目について形式的には明らかに適合していないような項目でも、チェックシートを作成する担当者の解釈で問題がないとしてしまっている例が散見された。例えば「2. 団体運営費補助の原則廃止」について検討する際、形式的には運営費補助に該当するにもかかわらず、また「4. 適切な支出方法への転換」項目を検討する際に、実施にかかる経費の全額を補助しているにもかかわらず「(4) チェックポイントの適合状況」において「A 適合している」と回答してしまっている、などである。

ヒアリングした限りではその不適合は合理的理由のあるものであったが、本来的には「B: 不適合だが合理的理由がある」「C: 不適合だが改善予定である」などを選択した上で、前者の場合はその理由を、後者の場合は改善の内容や時期を「(5) 今後の方向性」に記載するという正規の手続きを経るべきである。

当該チェックシートは作成後、所管部局での一次検証、行財政局での二次検証を受けることとなっているが、上記のような場合には仮に判断に問題がある場合でも内部での検証をすり抜け、見直しが必要だったのにもかかわらずまた 5 年間は見直しの機会がないことにつながりかねない。

また今回、包括外部監査を実施するにあたって、最初に当該チェックシートを全

て提出するよう依頼したが、当該チェックシートのバックデータには公表していない項目が多く含まれているため、資料として提供するにあたっては、事前に担当所属で確認（精査）が必要であるとの説明があり、その確認作業を最小限にするために極力項目を絞るとの調整を行った。このような状態ではチェックシートの精度が低いものと受け取らざるを得ない。

補助金見直し手続きは費用対効果が低くなった既存の補助金を見直すことにより限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていく重要な手続きであり、今後のチェックシートの作成にあたっては、適切に作成するよう周知徹底を図るべきと考える。

②補助金見直し方法について

現状のように市の補助金担当職員により補助金の妥当性、見直しの要否を定期的を確認するという見直し方法は、各補助金の内容・実情を一番理解している担当者が検討するという点で妥当性があると考ええる。

ただし、この方法では

- 各担当者により許容性の幅があるため、上記のように判断の幅やブレが生じやすい。
- 異動により各補助金の担当者は定期的に交代しているが、長年続いてきた補助金を自分の判断により見直し・廃止することを躊躇する可能性がある。
- 通常の補助金業務に追われ、手間のかかる見直し判断に取り組む時間的余裕に乏しい。（これは実際にヒアリングの現場で耳にした意見である。）

といった面もあり、抜本的な改革は難しい可能性がある。

現行の見直し方法による上記のようなマイナス面が克服できない場合、他の自治体でも採用されている外部有識者等による補助金制度検討委員会等を設置し、統一的で客観的な判断基準の下、一度抜本的な見直しを行うことも検討の余地がある。

補助金数が非常に多くかつ煩雑な手続きを必要とする補助金も多く、長年にわたって市職員数が減少傾向にある中、補助金実務に携わる市職員の業務負担が非常

に高くなっていると聞く。職員の補助金業務負担を軽減化するには、例えば補助金額が少額で件数が多いといった、効果が薄く手間のかかる補助金を見直すなど、補助金業務人件費も考慮した費用対効果を高めていく必要がある。

限りある予算をより有効に利用するといった面はもちろん、行政手続きのスリム化という観点からも、補助金の適時適切な見直しは極めて重要な手続きであるため、見直し手続きがより有効に機能するよう、継続的な検討が望まれる。

(6) 事業効果の検証

ガイドラインでは見直し手続きに加え、補助事業の評価に関しても下記のように言及している

補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標（アウトカム指標）を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行い、PDCAサイクルを回すことが重要である。

成果指標は、インプット・アウトプット・アウトカムを区別した上で、以下の成果指標例も参考に「アウトカム指標」によって設定すべきである。

《参考1》 インプット・アウトプット・アウトカムの違い

インプットは予算額であり、アウトプットは予算を執行することで提供できるサービス、アウトカムはそのサービスによって住民生活がどのように改善したかを示す指標である。

例えば、ガードレールを設置する事業では、インプットは事業費、アウトプットはガードレールそのもの、アウトカムは交通事故数のようになる。

《参考2》 補助金の性質別分類による成果指標例

| 累計 | 内容 | 成果指標設定の考え方及び例 |
|-------|---|------------------------------------|
| 経済支援型 | ・利用者等個人負担の軽減や、公的支援を必要とする個人に対する扶助的要素を含んだ支援を目的とするもの | 負担軽減効果が把握できるよう設定 (負担軽減による就業実績等) |

| | | |
|---------|---|--|
| 大会支援型 | ・ 行事や大会・イベント等を開催するため又は参加させるため、実行組織等に対し支援するもの | 集客、地域活性化、魅力アピールなど、行事等の主旨・目的によって適切な項目を設定 (参加者数等) |
| 施設設備支援型 | ・ 社会福祉施設などの公益性を有する施設の建設や整備等に対し支援するもの ・ 団体等が実施する施設整備事業の借入金元利償還金に対するもの | 市の支援を受けて整備された施設等が、公益上いかに役立てられているか等の視点で設定 (施設利活用状況、借入金償還状況等) |
| 行政補完型 | ・ 行政の代行的または補完的に実施されている事業に対するもの | 行政の代行・補完として、事業目的をどの程度達成しているか把握できるよう設定 (実施件数、利用件数等) |
| 政策誘導型 | ・ 特定の公共的・公益的事業を奨励することを目的とし、事業実施主体の自主的活動に対し補助するもの | 補助によって得られる効果等により設定 (普及率、実施率等) |

補助金の見直しに際しては、費用対効果が低くなった既存の補助金を見直すことにより限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていくことが必要である。

よって、適切に見直し作業が実施できるよう、可能な限り成果指標を設定し、補助金支給に関する費用対効果を測定することも重要となってくるのである。

今回監査対象とした補助金の成果指標の設定状況は下表のとおりである。

78 事業のうち、成果指標を設定していた補助金は、9 事業（数値目標なし 1 事業を含む）と全体の 1 割強との状況となっている。

当包括外部監査報告書では、成果指標の設定が必要（または設定が可能）と考えられる補助金に関して、個々の補助金の項において、できるだけその理由や成果指標の事例を示したうえで意見として記載している。そのため、結果的に同趣旨の意見が多くなっているがご理解いただきたい。

監査対象補助金における成果指標の設定状況

| 補助金制度名 | 成果指標 | 備考 |
|--|------|----------|
| 1 福祉局 | | |
| 1 社会福祉施設整備資金利子補助金 | — | |
| 2 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資 | — | |
| 3 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（市民福祉大学運営補助） | — | |
| 4 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助） | — | |
| 5 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金 | — | |
| 6 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金 | — | |
| 7 ふれあいのまちKOB E 愛の輪運動事業 | — | |
| 8 ふれあい給食会事業 | — | |
| 9 安心サポートセンター事業 | — | |
| 10 地域福祉ネットワーク事業 | — | |
| 11 地域福祉推進事業（区社会福祉協議会振興事業） | — | |
| 12 友愛訪問活動 | — | |
| 13 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金 | — | |
| 14 ケアハウス運営補助（サービス提供費） | — | |
| 15 ケアハウス運営補助（給与改善費） | — | |
| 16 民生委員児童委員活動推進事業 | — | |
| 17 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金 | ○ | |
| 18 民間社会福祉施設整備等事業 | — | |
| 19 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助） | — | |
| 20 グループホーム整備支援事業 | ○ | |
| 21 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金（障害者スポーツ・芸術振興事業） | △ | 数値目標なし |
| 22 障害者福祉団体補助 | — | |
| 23 療養介護事業所等避難スペース備品整備補助金 | — | アンケート対象外 |
| 24 ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業 | — | |
| 25 医療型障害児入所施設等運営費補助金 | — | |
| 26 神戸市身体障害者機能訓練事業 | — | |
| 27 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金 | ○ | |
| 28 神戸市地域活動支援センター事業 | — | |
| 2 こども家庭局 | | |
| 1 こどもの居場所づくり事業 | ○ | |
| 2 児童福祉施設併設型民間児童館事業 | — | |
| 3 大学と連携した子育て支援事業 | — | アンケート対象外 |
| 4 放課後児童健全育成事業助成 | — | |
| 5 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | — | |
| 6 こどもの未来支援プロジェクト補助金 | — | |
| 7 ひとり親家庭の拠点となる居場所づくり事業 | — | アンケート対象外 |
| 8 一時保護委託体制強化事業補助 | — | |
| 9 研修受講支援事業補助 | — | アンケート対象外 |
| 10 児童家庭支援センター設置運営補助 | — | |
| 11 神戸市DV被害者支援活動補助金 | — | アンケート対象外 |
| 12 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成 | — | |
| 13 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金 | — | |
| 14 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | — | |
| 15 人材確保・定着促進にかかる一時金交付 | — | |

| 補助金制度名 | 成果指標 | 備考 |
|-----------------------------------|------|----------|
| 16 第1種助産施設補助 | — | |
| 17 母子・婦人短期保護事業補助 | — | |
| 18 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金 | — | |
| 19 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金 | — | |
| 20 神戸市教育・保育施設等整備補助金 | — | |
| 21 神戸市私立幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業補助金 | — | アンケート対象外 |
| 22 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金 | — | アンケート対象外 |
| 23 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業 | — | |
| 24 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業 | — | |
| 25 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金 | — | |
| 26 神戸市保育送迎ステーション整備補助金 | — | |
| 27 神戸市保育補助者雇上強化事業 | — | |
| 28 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金 | — | |
| 29 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金 | — | |
| 30 神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金 | — | |
| 31 地域子育て支援拠点事業運営費補助金 | ○ | |
| 32 おむつ処理費用補助事業 | — | |
| 33 すこやか保育支援事業補助 | — | |
| 34 育休明け乳幼児の定期預かり事業 | — | |
| 35 一時保育事業運営費補助金 | ○ | |
| 36 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助 | ○ | |
| 37 延長保育事業運営費補助金 | ○ | |
| 38 家庭支援推進保育事業運営費等補助金 | — | |
| 39 休日保育事業補助金 | — | |
| 40 児童健康診断補助金 | — | |
| 41 潜在保育士等職場復帰支援一時金 | — | |
| 42 地域活動事業補助金 | — | |
| 43 病児保育事業処遇改善補助金 | — | |
| 44 病児保育事業賃借料等補助金 | — | |
| 45 病児保育予約システム補助事業補助金 | — | アンケート対象外 |
| 46 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金 | — | |
| 47 民間児童福祉施設運営費補助 | — | |
| 48 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助 | — | |
| 49 民間児童福祉施設職員給与改善補助 | — | |
| 50 児童福祉施設一時保護児童委託費支給 | — | |

II 監査対象とする補助金の選定

1 監査対象とした補助金

今回監査対象とした福祉局及びこども家庭局において、社会福祉法人を対象とした補助金は令和3年度予算では下記のとおり存在している。

| 局 | 補助金数 | 一般会計予算額 |
|--------|------|--------------|
| 福祉局 | 61 | 2,406,702 千円 |
| こども家庭局 | 86 | 4,196,002 千円 |

今回の包括外部監査では、上記の中から補助金額、見直しチェックポイントの適合状況、事業開始年度、交付先の選定手続き、令和3年度における支出実績等、複数の要素を考慮しながら、福祉局で28、こども家庭局で50の補助金を選定し、監査対象とした。なお、社会福祉法人を支給対象として含んでいる限り、令和3年度において社会福祉法人には補助金が支給されなかったものも対象として選定している。

監査対象とした補助金一覧は次ページのとおりである。

2 アンケートの実施

当監査では、上記1の監査対象とした補助金を受給している社会福祉法人に対し、補助金に関するアンケートを監査人から直接送付し、回答を得た。

なお、令和3年度に社会福祉法人の支給実績のない補助金もあったため、アンケート対象とした補助金数は監査対象とした補助金数より少なくなっている。

アンケート調査の概要及び結果については後述する。

【福祉局】

| 補助制度名称 |
|---|
| 社会福祉施設整備資金利子補助金 |
| 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（市民福祉大学運営補助） |
| 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助） |
| 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資 |
| 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金 |
| 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金 |
| ふれあいのまちROBE 愛の輪運動事業 |
| ふれあい給食会事業 |
| 安心サポートセンター事業 |
| 地域福祉ネットワーク事業 |
| 地域福祉推進事業（区社会福祉協議会振興事業） |
| 友愛訪問活動 |
| 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金 |
| ケアハウス運営補助（サービス提供費） |
| ケアハウス運営補助（給与改善費） |
| 民生委員児童委員活動推進事業 |
| 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金 |
| 民間社会福祉施設整備等事業 |
| 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助） |
| グループホーム整備支援事業 |
| 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金（障害者スポーツ・芸術振興事業） |
| 障害者福祉団体補助 |
| 療養介護事業所等避難スペース備品整備補助金 |
| ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業 |
| 医療型障害児入所施設等運営費補助金 |
| 神戸市身体障害者機能訓練事業 |
| 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金 |
| 神戸市地域活動支援センター事業 |

【こども家庭局】

| 補助制度名称 |
|--------------------------------|
| こどもの居場所づくり事業 |
| 児童福祉施設併設型民間児童館事業 |
| 大学と連携した子育て支援事業 |
| 放課後児童健全育成事業助成 |
| 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 |
| こどもの未来支援プロジェクト |
| ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくり事業補助金 |
| 一時保護委託体制強化事業補助 |
| 研修受講支援事業補助 |
| 児童家庭支援センター設置運営補助 |
| 神戸市DV被害者支援活動補助金 |
| 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成 |
| 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金 |
| 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金 |
| 人材確保・定着促進にかかる一時金交付 |
| 第1種助産施設補助 |
| 母子・婦人短期保護事業補助 |
| 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金 |
| 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金 |
| 神戸市教育・保育施設等整備補助金 |
| 神戸市私立幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業 |
| 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金 |
| 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業 |
| 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業 |
| 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金 |
| 神戸市保育送迎ステーション整備補助金 |
| 神戸市保育補助者雇上強化事業 |
| 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金 |
| 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金 |
| 神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金 |
| 地域子育て支援拠点事業運営費補助金 |
| おむつ処理費用補助事業 |
| すこやか保育支援事業補助 |
| 育休明け乳幼児の定期預かり事業 |
| 一時保育事業運営費補助金 |
| 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助 |
| 延長保育事業運営費補助 |
| 家庭支援推進保育事業運営費等補助 |
| 休日保育事業補助 |
| 児童健康診断補助 |
| 潜在保育士等職場復帰支援一時金 |
| 地域活動事業補助 |
| 病児保育事業処遇改善補助金 |
| 病児保育事業賃借料等補助金 |
| 病児保育予約システム補助事業補助金 |
| 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金 |
| 民間児童福祉施設運営費補助 |
| 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助 |
| 民間児童福祉施設職員給与改善補助 |
| 児童福祉施設一時保護児童委託費支給 |

第3 社会福祉法人へのアンケート調査

I アンケート調査の概要

1 調査目的

本調査は令和3年度に補助金を交付された社会福祉法人を対象にアンケート調査を実施することにより、神戸市の補助金制度をより使いやすく、効果のあるものへと改善することを目的とする。

2 調査設計

2.1 調査票の種類

本調査は神戸市の補助金制度全般に関するものと、補助金の制度別に関するもの（対象70制度）の2種類で行った。

| アンケート | 対象 |
|-------------|---------------------------------------|
| 神戸市の補助金制度全般 | 令和3年度に神戸市から補助金を給付された社会福祉法人 (203法人) |
| 補助金の制度別 | 令和3年度に社会福祉法人への交付があった補助金制度 (70制度) |

2.2 主な調査項目

本調査の主たる項目は下記のとおりである。

| |
|--|
| 神戸市の補助金制度全般 |
| ・属性 ・今までの補助金の申請状況等 ・過去に「申請できなかった補助金があった」理由 ・過去に「申請したものの、交付されなかった補助金があった」理由 ・既存の制度の他に、神戸市の補助金制度の対象としてほしい事業や経費 |
| 補助金の制度別 |
| ・属性 |

- ・補助金制度に対する総合的な評価
- ・満足している理由
- ・改善した方がよい点とその改善策
- ・類似補助金の有無

2. 3 調査方法

インターネット上のアンケート調査サイトを利用したウェブ調査により実施した。

2. 4 調査期間

令和4年8月29日～令和4年9月9日

Ⅱ 神戸市の補助金制度全般に関する調査結果

社会福祉法人に対する神戸市の補助金制度に関して調査を行った。

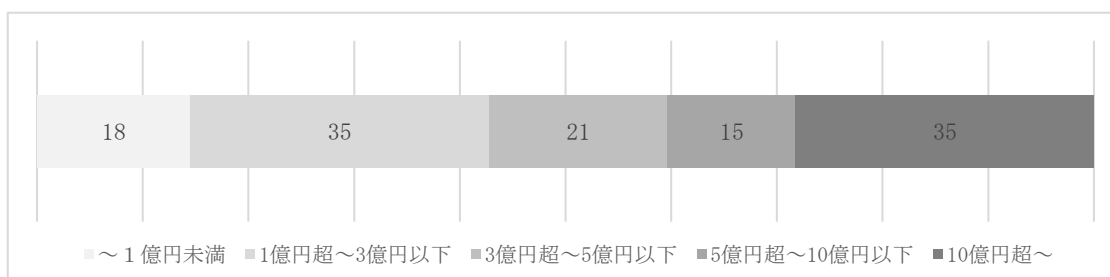
1 調査結果の概要

1. 1 回答率

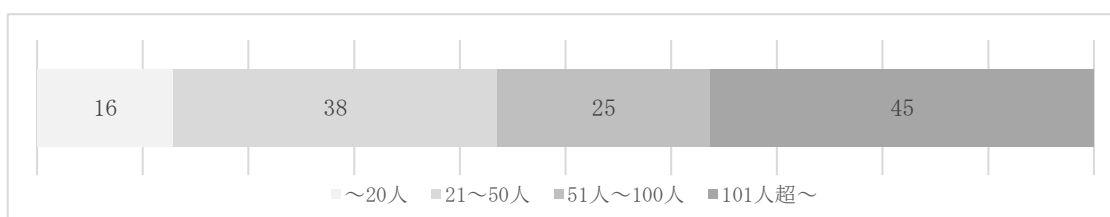
令和4年8月下旬に対象の203法人にアンケートを配信し、124法人から回答があった。回収率は61%となった。

1. 2 回答者の属性

【サービス活動収益規模】



【職員数（常勤者）規模】



サービス活動収益規模では10億円超が35%、職員数規模では101人超が45%という結果になっているが、「社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2020年度版）」*では、2020年度のサービス活動収益規模は10億円超が11.7%となっている（全国）。したがって本調査では規模の小さい法人からの回答率が低くなっている可能性がある。

*独立行政法人福祉医療機構ホームページ

(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/zaihyoupub/aggregate_results_2020.html)

2 調査結果

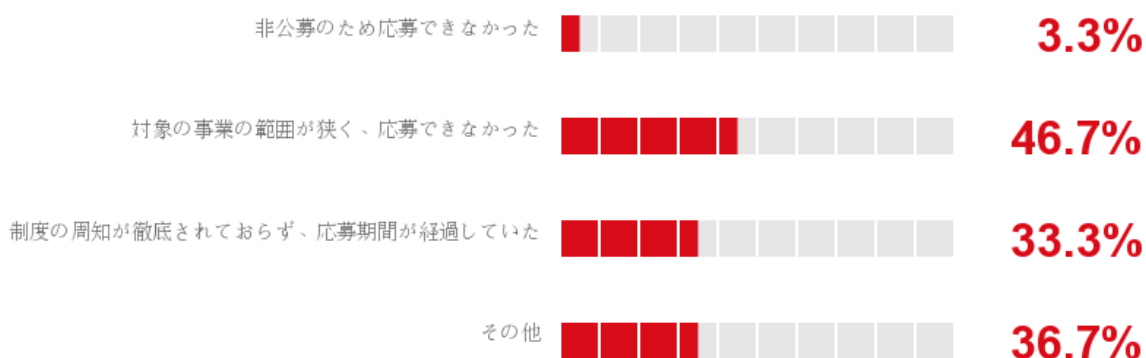
2.1 今までの補助金の申請状況

今までの補助金の申請状況について調査を行った結果、「申請できなかった補助金があった」が24.2%、「申請したものの、交付されなかった補助金があった」が10.5%、「あてはまるものはない」が68.5%となった。



2.2 「申請できなかった補助金があった」の理由

2.1の質問に対して「申請できなかった補助金があった」と答えた法人に対して、その理由を調査したところ、「非公募のため応募できなかった」3.3%、「対象の事業の範囲が狭く、応募できなかった」46.7%、「制度の周知が徹底されておらず、応募期間が経過していた」33.3%、「その他」36.7%となった。



また「その他」の自由記述欄におけるコメントには「制度の対象でなかったため」「大規模修繕を行った後に補助金の募集があった」「職員確保が間に合わなかった」「補助額が少なく自己負担が大きかった」といったものがあった。

Ⅲ 補助金制度別に関する調査結果の概要

1 調査結果の概要

1. 1 回答率

| 補助金制度名 | 回収率 |
|-------------------------------------|------|
| 社会福祉施設整備資金利子補助金 | 80% |
| 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（市民福祉大学運営補助） | 100% |
| 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助） | 100% |
| 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資 | 78% |
| 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金 | 100% |
| 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金 | 89% |
| ふれあいのまちKOB E 愛の輸運動事業 | 100% |
| ふれあい給食会事業 | 89% |
| 安心サポートセンター事業 | 100% |
| 地域福祉ネットワーク事業 | 100% |
| 地域福祉推進事業（区社会福祉協議会振興事業） | 100% |
| 友愛訪問活動 | 100% |
| 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金 | 67% |
| ケアハウス運営補助（サービス提供費） | 56% |
| ケアハウス運営補助（給与改善費） | 42% |
| 民生委員児童委員活動推進事業 | 100% |
| 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金 | 63% |
| 民間社会福祉施設整備等事業 | 82% |
| 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助） | 100% |
| グループホーム整備支援事業 | 67% |
| 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金（障害者スポーツ・芸術振興事業） | 100% |
| 障害者福祉団体補助 | 100% |
| ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 | 200% |
| ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業 | |
| 医療型障害児入所施設等運営費補助金 | 140% |
| 神戸市身体障害者機能訓練事業 | 0% |
| 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金 | 0% |
| 神戸市地域活動支援センター事業 | 43% |
| こどもの居場所づくり事業 | 86% |
| 児童福祉施設併設型民間児童館事業 | 50% |
| 放課後児童健全育成事業助成 | 67% |
| 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | 75% |
| こどもの未来支援プロジェクト | 71% |
| 一時保護委託体制強化事業補助 | 0% |
| 児童家庭支援センター設置運営補助 | 33% |
| 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成 | 69% |

| 補助金制度名 | 回収率 |
|--------------------------------|------|
| 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金 | 100% |
| 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | 68% |
| 人材確保・定着促進にかかる一時金交付 | 74% |
| 第1種助産施設補助 | 100% |
| 母子・婦人短期保護事業補助 | 86% |
| 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金 | 71% |
| 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金 | 63% |
| 神戸市教育・保育施設等整備補助金 | 80% |
| 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業 | 79% |
| 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業 | 70% |
| 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金 | 50% |
| 神戸市保育送迎ステーション整備補助金 | 100% |
| 神戸市保育補助者雇上強化事業 | 72% |
| 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金 | 100% |
| 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金 | 100% |
| 神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金 | 0% |
| 地域子育て支援拠点事業運営費補助金 | 100% |
| おむつ処理費用補助事業 | 77% |
| すこやか保育支援事業補助 | 79% |
| 育休明け乳幼児の定期預かり事業 | 80% |
| 一時保育事業運営費補助金 | 77% |
| 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助 | 74% |
| 延長保育事業運営費補助 | 75% |
| 家庭支援推進保育事業運営費等補助 | 0% |
| 休日保育事業補助 | 100% |
| 児童健康診断補助 | 73% |
| 潜在保育士等職場復帰支援一時金 | 46% |
| 地域活動事業補助 | 69% |
| 病児保育事業処遇改善補助金 | 100% |
| 病児保育事業賃借料等補助金 | 100% |
| 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金 | 57% |
| 民間児童福祉施設運営費補助 | 69% |
| 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助 | 0% |
| 民間児童福祉施設職員給与改善補助 | 69% |
| 児童福祉施設一時保護児童委託費支給 | 71% |
| 総数 | 65% |

なお、回収率の算定上、分母は監査人が送付した発送数だが、分子は実際の回答数である。例えば1法人に1通回答依頼を行った場合であっても、複数の施設で補助金を申請している場合、回答数は複数となるケースがある。そのため回収率が100%超となっているものがある。

1. 2 回答者の属性

| 補助金の名称 | サービス活動収益規模 | | | | | 職員数（常勤者）規模 | | | |
|---|------------|------------|------------|-------------|--------|------------|--------|----------|--------|
| | ～1億円未満 | 1億円超～3億円以下 | 3億円超～5億円以下 | 5億円超～10億円以下 | 10億円超～ | ～20人 | 21～50人 | 51人～100人 | 101人超～ |
| 社会福祉施設整備資金利子補助金 | 6% | 8% | 10% | 25% | 52% | 4% | 4% | 19% | 73% |
| 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（市民福祉大学運営補助） | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助） | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資 | 4% | 0% | 14% | 25% | 57% | 4% | 0% | 18% | 79% |
| 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金 | 0% | 14% | 14% | 29% | 43% | 14% | 0% | 29% | 57% |
| 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金 | 13% | 13% | 13% | 25% | 38% | 13% | 0% | 25% | 63% |
| ふれあいのまちROBE 愛の輪運動事業 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| ふれあい給食会事業 | 38% | 63% | 0% | 0% | 0% | 25% | 50% | 25% | 0% |
| 安心サポートセンター事業 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 地域福祉ネットワーク事業 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 地域福祉推進事業（区社会福祉協議会振興事業） | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 友愛訪問活動2 | 33% | 56% | 0% | 11% | 0% | 33% | 44% | 22% | 0% |
| 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金 | 0% | 0% | 50% | 50% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% |
| ケアハウス運営補助（サービス提供費） | 7% | 0% | 7% | 29% | 57% | 0% | 0% | 29% | 71% |
| ケアハウス運営補助（給与改善費） | 13% | 0% | 0% | 25% | 63% | 0% | 0% | 13% | 88% |
| 民生委員児童委員活動推進事業 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金 | 0% | 6% | 18% | 6% | 71% | 0% | 12% | 12% | 76% |
| 民間社会福祉施設整備等事業 | 11% | 11% | 0% | 11% | 67% | 0% | 11% | 0% | 89% |
| 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助） | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| グループホーム整備支援事業 | 0% | 50% | 0% | 0% | 50% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金（障害者スポーツ・芸術振興事業） | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 障害者福祉団体補助 | 100% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% |
| ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業 | 50% | 0% | 0% | 0% | 50% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 医療型障害児入所施設等運営費補助金 | 14% | 0% | 0% | 0% | 86% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 神戸市地域活動支援センター事業 | 33% | 33% | 0% | 33% | 0% | 33% | 33% | 33% | 0% |
| こどもの居場所づくり事業 | 0% | 17% | 0% | 0% | 83% | 0% | 17% | 0% | 83% |
| 児童福祉施設併設型民間児童館事業 | 0% | 0% | 0% | 50% | 50% | 0% | 0% | 50% | 50% |
| 放課後児童健全育成事業助成 | 0% | 0% | 50% | 25% | 25% | 0% | 0% | 75% | 25% |
| 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | 5% | 29% | 10% | 24% | 33% | 0% | 38% | 24% | 38% |
| こどもの未来支援プロジェクト | 10% | 20% | 20% | 30% | 20% | 10% | 40% | 30% | 20% |
| 児童家庭支援センター設置運営補助 | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% |
| 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成 | 0% | 33% | 33% | 22% | 11% | 0% | 63% | 25% | 13% |
| 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金 | 0% | 25% | 50% | 0% | 25% | 0% | 75% | 0% | 25% |
| 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | 8% | 15% | 31% | 23% | 23% | 8% | 46% | 23% | 23% |
| 人材確保・定着促進にかかる一時金交付 | 7% | 21% | 29% | 21% | 21% | 7% | 50% | 21% | 21% |
| 第1種助産施設補助 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 母子・婦人短期保護事業補助 | 17% | 0% | 17% | 33% | 33% | 17% | 17% | 33% | 33% |
| 神戸市子ども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金 | 11% | 32% | 16% | 16% | 25% | 2% | 48% | 23% | 27% |
| 神戸市子ども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金 | 5% | 30% | 10% | 10% | 45% | 0% | 40% | 10% | 50% |
| 神戸市教育・保育施設等整備補助金 | 13% | 25% | 25% | 0% | 38% | 0% | 50% | 13% | 38% |
| 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業 | 16% | 28% | 15% | 15% | 26% | 9% | 35% | 26% | 29% |
| 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業 | 13% | 27% | 17% | 13% | 29% | 8% | 38% | 21% | 33% |
| 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 神戸市保育送迎ステーション整備補助金 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 神戸市保育補助者雇上強化事業 | 11% | 39% | 17% | 14% | 19% | 6% | 50% | 14% | 31% |
| 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金 | 20% | 40% | 20% | 20% | 0% | 0% | 40% | 60% | 0% |
| 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金 | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 地域子育て支援拠点事業運営費補助金 | 0% | 0% | 50% | 0% | 50% | 0% | 0% | 50% | 50% |
| おむつ処理費用補助事業 | 13% | 37% | 16% | 10% | 24% | 8% | 44% | 22% | 27% |
| おこやか保育支援事業補助 | 17% | 37% | 13% | 11% | 23% | 8% | 46% | 20% | 25% |
| 育休明け乳幼児の定期預かり事業 | 13% | 38% | 13% | 13% | 25% | 13% | 50% | 0% | 38% |
| 一時保育事業運営費補助金 | 12% | 35% | 17% | 13% | 23% | 6% | 48% | 20% | 26% |
| 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助 | 19% | 25% | 17% | 17% | 23% | 10% | 35% | 25% | 29% |
| 延長保育事業運営費補助 | 14% | 37% | 18% | 11% | 20% | 8% | 47% | 21% | 24% |
| 休日保育事業補助 | 0% | 25% | 0% | 25% | 50% | 0% | 25% | 0% | 75% |
| 児童健康診断補助 | 16% | 36% | 14% | 12% | 22% | 9% | 47% | 18% | 26% |
| 潜在保育士等職場復帰支援一時金 | 17% | 17% | 17% | 17% | 33% | 0% | 33% | 17% | 50% |
| 地域活動事業補助 | 14% | 30% | 16% | 16% | 23% | 2% | 44% | 23% | 30% |
| 病児保育事業処遇改善補助金 | 100% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 病児保育事業賃料等補助金 | 100% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% |
| 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金 | 24% | 34% | 13% | 12% | 18% | 7% | 32% | 38% | 23% |
| 民間児童福祉施設運営費補助 | 10% | 35% | 15% | 13% | 28% | 8% | 45% | 18% | 30% |
| 民間児童福祉施設職員給与改善補助 | 14% | 38% | 17% | 11% | 21% | 10% | 49% | 18% | 24% |
| 児童福祉施設一時保護児童委託費支給 | 0% | 25% | 25% | 25% | 25% | 0% | 50% | 25% | 25% |
| 総計 | 12% | 28% | 15% | 15% | 29% | 7% | 38% | 20% | 36% |

2 調査結果

「第4 監査結果」「II 各論」の各補助金の監査結果を参照。

第4 監査結果

I 総論

神戸市全体の令和3年度における補助金総数は744事業（令和3年度で市が見直し対象とした補助金数）と相当の数にのぼる。

仮にそれぞれの補助金の交付先が平均数十あるとすると、「第2 監査対象の概要」の「3 補助金の執行手続」で述べた執行作業が数万件も必要であることになる。しかも、市の補助金担当者からのヒアリングによると、申請書類等の不備も多く、その都度、申請者に連絡し、再度郵送してもらうなど、煩雑な作業が発生しており、事務処理に非常に手間と時間がかかる原因となっているとのことであった。また、今回補助金申請者である社会福祉法人に対して実施したアンケートの結果でも、申請に係る手続きが煩雑だという意見が数多くあった。

下記の「II 各論」では作業の正確性を担保するため、逆に作業負担の増大につながりかねない意見も記載したが、作業の正確性を向上したうえで補助金申請者及び市担当者双方の作業負担を減らすには、やはりオンライン申請等のITの活用が必要であると考ええる。ITを活用することにより、システム等による申請書類の入力チェックや申請方法の分かりやすい解説などが可能となり、申請書の提出も簡便になる。また仮に不備があった場合でも、修正依頼や再提出にかかる手間・時間を減らすことができる。

補助金申請者側にある程度のITスキルやパソコン・スマホなどの機器が必要となるため、当初は非常にハードルが高いとは思われるが、これらの問題は、いずれにしても、市としていつかは取り組まなければならない課題である。対応が可能と考えられる補助金からシステム化を進めるなど、徐々にでも改善を進めていくべきであり、例えば、専用システムを導入するとまではいかなくとも、申請書を紙でなく、入力チェックを組み込んだスプレッドシートに替え、メールでの申請に変更するだけでも作業の効率化につながると考えられる。なお、スプレッドシートを導入する場合は「2.36 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金」で記載したような問題にも注意が必要である。

また、当然、影響等をよく検討した上にはなるが、各申請者への補助金額が非

常に少額で、かつ申請件数の多い補助金などは、一旦廃止のうえ、より費用対効果を見込める補助金等に振り替えるといった見直しも非常に重要である。そのためには補助金の終期の設定や成果指標の設定など、以下の各論で記載した指摘事項や意見を確実に実行していく必要があると考える。

II 各論

1 福祉局

1. 1 社会福祉施設整備資金利子補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|------|
| 補助金名 | 社会福祉施設整備資金利子補助金 | | | | |
| 担当課 | 福祉局政策課 | | | | |
| 補助金の目的 | 市内で事業を行う社会福祉法人に対し、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付金の利子を補助することで、福祉施設の建設促進など社会福祉法人の運営を支援する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 社会福祉施設整備資金融資利子補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付金の利子を補助 〈対象〉市内で事業を行う社会福祉法人 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 建築資金・土地取得資金 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 過去の独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付金の利子補助額を足し合わせて算定 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO,社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1974/4/1 | 経過年数 | 47 | 補助終了予定年度 | 2022 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 302,899 | 千円 | 288,674 | 千円 | 280,261 | 千円 | 267,508 | 千円 | 262,789 | 千円 |
| 補助金決算額② | 312,628 | 千円 | 291,689 | 千円 | 292,941 | 千円 | 273,139 | 千円 | 260,131 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 103% | % | 101% | % | 105% | % | 102% | % | 99% | % |
| 申請件数 | 74 | 件 | 71 | 件 | 72 | 件 | 68 | 件 | 66 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 74 (74) | 件 | 71 (71) | 件 | 72 (72) | 件 | 68 (68) | 件 | 66 (66) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 4,225 | 千円 | 4,108 | 千円 | 4,069 | 千円 | 4,017 | 千円 | 3,941 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 施設整備の促進を図ることを目的とし、その実績に基づき一部費用負担を行う事業であり、成果指標を設定することが事業の性質上、不適当なため。 |

① 制度の概要

社会福祉施設整備資金利子補助金は、施設整備に要する費用として、独立行政法人福祉医療機構から融資を受けたものについて、その融資にかかる支払い利子について一部を補助するものである。

制度設立当初（平成15年度以前）は、利子全額（県からの補助額を控除後）を補助する内容であったが、平成16年度以降は補助額の上限が利子の半額に縮小し、さらに利率が4%以下の場合は利率2%に相当する額を限度とした。また平成25年度以降は、さらに対象施設を限定している。

② 制度の見直し

社会福祉法人等が市内で社会福祉施設を整備する際に必要となる費用については、市独自の制度として、融資あっせん制度や整備に係る費用の借入金に要する利子に対する補助制度を整備し、不足する施設の整備促進を図ってきた。しかし、施設整備については、国の整備補助制度などの活用により必要に応じて整備促進が図られている一方で、人口減少社会の中、福祉人材の確保や福祉事業におけるITの活用など、福祉政策を推進する上で新たな課題が生じている。

市の財政状況は今後も厳しい状況が続くことが見込まれる中において、引き続

き、喫緊の福祉課題に積極的に取り組んでいくために、一定の役割を果たし終えた当該制度については見直しを行っており、利子補助の新規決定を令和5年3月31日までとしている（融資あっせん制度については後述1.2参照）。

当該制度による既存の補助対象者については、借入金の返済終了時まで利子に対する補助制度は継続していくこととなる。

（2）補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| <p>非常に満足 31%</p> <p>満足 67%</p> <p>不満 2%</p> | | 非常に満足及び満足を合わせると98%となった。不満は2%であった。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 51.0% | 満足している理由として、金額や市の対応等が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 12.0% | |
| 市の対応 | 20.0% | |
| 公平性 | 6.0% | |
| 交付のスピード | 4.0% | |
| 周知 | 4.0% | |
| その他 | 4.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 27.0% | 改善要望として、金額や手続き、交付のスピード等が上げられている。 |
| 手続き | 27.0% | |
| 市の対応 | 3.0% | |
| 公平性 | 3.0% | |
| 交付のスピード | 20.0% | |
| 周知 | 10.0% | |
| その他 | 10.0% | |

（3）監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

結果、特に指摘する点はなかった。

1. 2 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|------|
| 補助金名 | 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資 | | | | |
| 担当課 | 福祉局政策課 | | | | |
| 補助金の目的 | 神戸市民間社会福祉施設整備及び用地取得資金融資に係る利子を補助することにより、民間社会福祉事業の育成を推進する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市社会福祉施設整備資金・用地取得資金融資制度要綱・要領 | | | | |
| 事業概要 | 施設の新築、増改築等あるいは、それにとまなう用地取得に要する資金を融資すること及び神戸市民間社会福祉施設整備及び用地取得資金融資に係る利子を補助することにより、民間社会福祉事業の育成を推進する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 施設整備資金・用地取得資金融資に係る利子 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 過去の神戸市民間社会福祉施設整備及び用地取得資金融資に係る利子補助額を足し合わせて算定 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO,社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1970/4/1 | 経過年数 | 51 | 補助終了予定年度 | 2022 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 59,536 | 千円 | 58,595 | 千円 | 56,734 | 千円 | 43,328 | 千円 | 37,468 | 千円 |
| 補助金決算額② | 60,118 | 千円 | 58,151 | 千円 | 53,851 | 千円 | 42,844 | 千円 | 39,468 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 101% | % | 99% | % | 95% | % | 99% | % | 105% | % |
| 申請件数 | 61 | 件 | 58 | 件 | 56 | 件 | 50 | 件 | 43 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 61 (61) | 件 | 58 (58) | 件 | 56 (56) | 件 | 50 (50) | 件 | 43 (43) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 986 | 千円 | 1,003 | 千円 | 962 | 千円 | 857 | 千円 | 918 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 施設整備の促進を図ることを目的とし、その実績に基づき一部費用負担を行う事業であり、成果指標を設定することが事業の性質上、不適当なため。 |

① 制度の概要

神戸市社会福祉施設整備資金・用地取得資金融資補助制度は、社会福祉施設整備

資金（1億円上限、20年以内償還）及び用地取得資金（2億円上限、30年以内償還）の融資のあっせんとその融資にかかる支払い利子額の一部を補助するものである。

制度設立当初（平成15年度以前）は、利子全額を補助する内容であったが、平成16年度以降は補助額の上限が利子の半額に縮小し、さらに利率が4%以下の場合には利率2%に相当する額を限度とした。また平成25年度以降は、さらに対象施設を限定している。

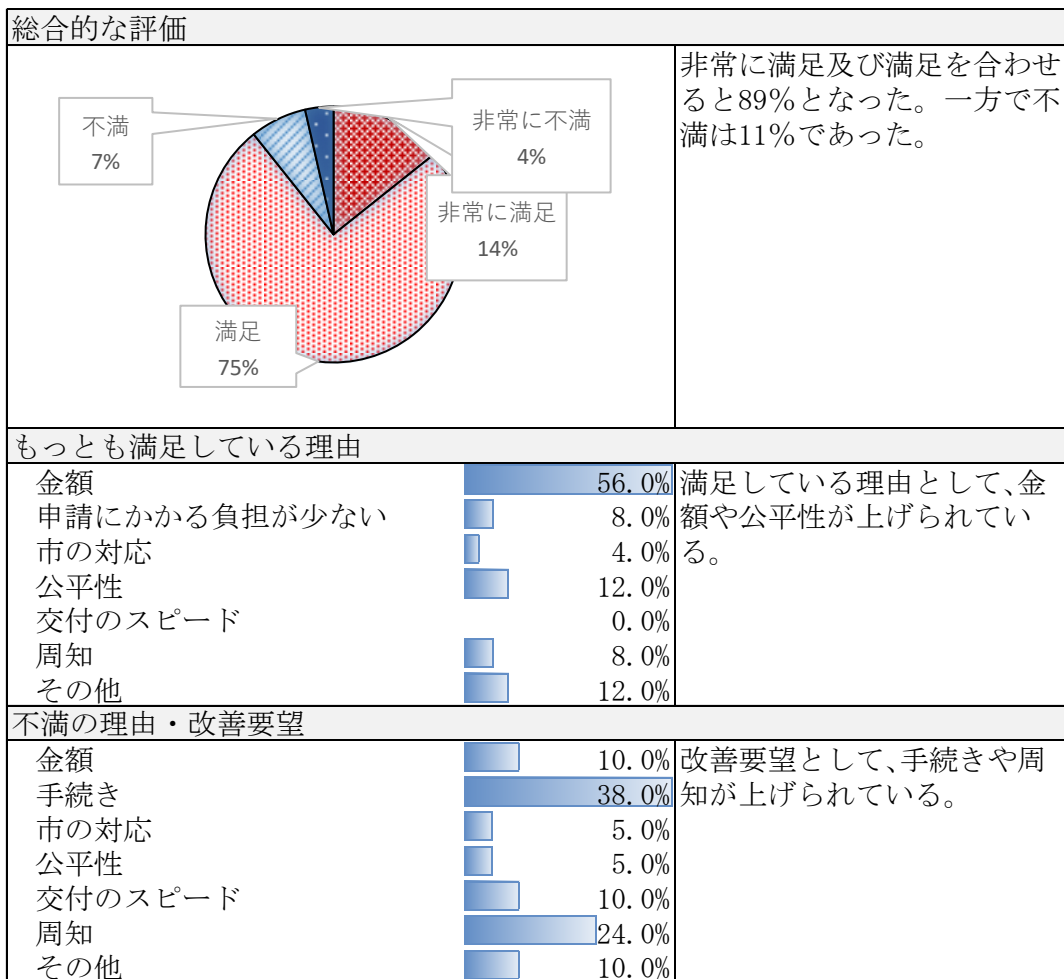
② 制度の見直し

社会福祉法人等が市内で社会福祉施設を整備する際に必要となる費用については、市独自の制度として、融資あっせん制度や整備に係る費用の借入金に要する利子に対する補助制度を整備し、不足する施設の整備促進を図ってきた。しかし、施設整備については、国の整備補助制度などの活用により必要に応じて整備促進が図られている一方で、人口減少社会の中、福祉人材の確保や福祉事業におけるITの活用など、福祉政策を推進する上で新たな課題が生じている。

市の財政状況は今後も厳しい状況が続くことが見込まれる中において、引き続き、喫緊の福祉課題に積極的に取り組んでいくために、一定の役割を果たし終えた当該制度については見直しを行っており、融資あっせん及び利子補助の新規決定を令和5年3月31日までとしている。

なお、当該制度による既存の補助対象者については、借入金の返済終了時まで利子に対する補助制度は継続していくこととなる。

(2) 補助金アンケートの結果



(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

実績報告については、各社会福祉法人から借入金の返済状況及び利息の支払い状況の報告を受け、通帳の写し等を徴求しチェックを行っている。

当該、融資あっせんによる市中銀行からの借入金については、市に損失補償の責任があり、社会福祉法人の返済が滞れば、損失補償契約に基づき市が負担する契約となっている。過去には返済が滞り損失補償が発生した事例もあり、その対応とし

て、要綱及び要領において返済計画の変更時には市への事前報告を求め、また連帯保証人を理事長とすることを明確にし、運営に責任を持たせるよう改定を行ってきた。しかし返済計画の見直しを行う時には、既に手遅れになっていることも考えられることから、実績報告のチェックの際には返済状況のみだけでなく、法人の財務状況や資金繰りの状況等のチェックを行い、経営状況の厳しい法人については早期に発見し、適切な指導及び対応が行えるように努める必要がある。

〔意見1〕 融資あっせん先の経営状況のチェックについて

融資あっせん及び利子補助の対象法人については、返済状況や利払いの状況のみならず、財務状況や資金繰りの状況等の経営状況のチェックを行う必要がある。

1.3 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金(市民福祉大学運営補助)

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金(市民福祉大学運営補助) | | | | |
| 担当課 | 福祉局政策課 | | | | |
| 補助金の目的 | 市民の福祉に関する理解と参加、啓発を促進するとともに、社会福祉事業従事者からボランティアまでの幅広い人材の育成、定着及び資質の向上を図るため、各種研修・講座を体系的に実施している。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱、神戸市社会福祉法人助成条例、神戸市社会福祉法人助成条例施行規則、神戸市補助金等の交付に関する規則 | | | | |
| 事業概要 | 市民福祉大学は、豊かな人間性や感性を備えた人材を養成・確保するため、市民・社会福祉事業従事者・地域活動者を対象に多種・多様な研修・講座を開催し、福祉ライブラリーの運営を行っており、運営に要する費用を助成 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 事業費(研修啓発事業、情報提供事業、企画調査・研究事業)、運営費(受講・図書管理、広報宣伝費、企画運営委員会、事務費、学長報酬、人件費) | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 予算の範囲内 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 神戸市社会福祉協議会 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1994/4/1 | 経過年数 | 27 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 89,800 | 千円 | 87,689 | 千円 | 84,674 | 千円 | 85,116 | 千円 | 70,924 | 千円 |
| 補助金決算額② | 89,111 | 千円 | 88,490 | 千円 | 84,674 | 千円 | 79,941 | 千円 | 65,924 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 99% | % | 101% | % | 100% | % | 94% | % | 93% | % |
| 申請件数 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 89,111 | 千円 | 88,490 | 千円 | 84,674 | 千円 | 79,941 | 千円 | 65,924 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 市民の福祉に関する理解と参加を推進することを目的とした事業であり、成果指標を設定することが事業の性質上、不適当なため。 |

「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」を踏まえた、神戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の作成した「“こうべ”の神戸市社会福祉協議会中期活動計画2025」に基づき市民の福祉に関する理解と参加を促進するとともに、社会福祉事業従事者からボランティアまでの幅広い人材の育成及び資質の向上を図るための中核的施策として市民福祉大学事業を展開している。当該補助金は、この市民福祉大学の運営に要する費用を補助するものである。

①主要な事業としては、下記のとおりである。

(ア) 研修・啓発事業

(i) 市民対象講座の開催

地域活動・ボランティア育成、啓発講座

(ii) 地域活動者対象研修の開催

民生委員・児童委員研修（受託事業）、その他の研修

(iii) 社会福祉事業従事者対象研修の開催

社会福祉施設 職員階層別・業種別研修、専門研修

(イ) 情報提供事業

②事業の体制としては、下記のとおりである。

(ア) 組織 7名

学長－運営部長－研修課長－担当職員（4名）

(イ) 運営

時間 研修・講座 午前9時～午後9時

福祉ライブラリー 午前9時30分～午後5時30分

③補助の内容

(ア) 研修・啓発事業 27,773 千円

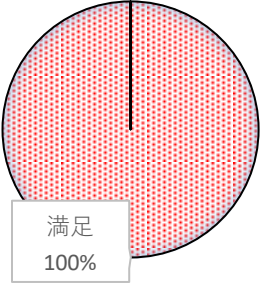
(イ) 情報提供事業 439 千円

(ウ) 運営費 42,069 千円

(エ) 受講料収入 △4,358 千円

(注) 補助対象経費から受講料収入を控除した額を補助している

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--------|---------------------------|
|  | | 満足が100%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由として、市の対応が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 100.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | なし |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

また交付先の市社協に往査し、帳簿等の管理資料を閲覧した。

実績報告については、神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条において、「市社協は、当該年度終了後速やかに事業実績報告書（様式第8号）、補助金精算額調書（様式第9号）、事業実施状況報告書（様式第10号）及び歳入歳出決算書を市長に提出しなければならない」と規定されており、各報告書が提出され、補助金の精算が行われている。

市社協からの実績報告は、前述の事業実績報告書（様式第8号）、補助金精算額調書（様式第9号）、事業実施状況報告書（様式第10号）及び歳入歳出決算書が提出されているが、詳細な経費の明細や根拠資料は添付されていない。市の担当課においては、予算の策定段階で検討を行い、期中の進捗状況についての報告は受けているものの、実績報告について詳細な内容の検証は行っていない。

なお、市社協からの事業実施状況報告書（様式第10号）による実績報告の数値と、市社協の総勘定元帳による実績値は、総額では一致しているものの、項目間で差異が生じていた。

また、市社協から各区社協へ区社協ボランティアセンター研修費として助成金が支出されており、本助成金の精算に関しては、各区社協から「助成金精算総括票」が提出され、精算が行われているが、詳細な経費の明細や根拠資料は添付されておらず、市社協においても詳細な内容の検証は行っていなかった。

市社協から神戸市へ提出する本補助金に関する申請書類は、前述のとおり定められた様式で適切に行われているが、市への実績報告書だけではわからない点が、今回の市社協への往査によって明らかとなった。

【意見2】 実績報告の内容について

市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さらにサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。

1. 4 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助）

（1）補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|------|----|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金（社会福祉事業補助） | | | | |
| 担当課 | 福祉局政策課 | | | | |
| 補助金の目的 | 社会福祉の向上に寄与することを目的として事務局職員の人件費、民間施設の振興等に関する費用の補助を行う | | | | |
| 根拠法令等 （法律、条例、要綱） | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱、神戸市社会福祉法人助成条例、神戸市社会福祉法人助成条例施行規則、神戸市補助金等の交付に関する規則 | | | | |
| 事業概要 | （福）神戸市社会福祉協議会の行う社会福祉事業等に要する費用に対し、補助金を交付し、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とする。 | | | 公募か | × |
| 補助対象経費 | 人件費、広報活動費、民間施設振興費 | | | 事業費補助か | △ |
| 補助金算定方法 | 人件費については、覚書第2条により協議成立したもののその他の経費については、予算の範囲内 | | | 額・率が適正か | △ |
| 主な交付先 | 神戸市社会福祉協議会 | | | 直接補助か | ○ |
| 事業開始年度 | 1982/4/1 | 経過年数 | 39 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 95,366 | 千円 | 137,644 | 千円 | 102,931 | 千円 | 128,085 | 千円 | 128,375 | 千円 |
| 補助金決算額② | 130,337 | 千円 | 153,568 | 千円 | 101,097 | 千円 | 115,854 | 千円 | 121,291 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 137% | % | 112% | % | 98% | % | 90% | % | 94% | % |
| 申請件数 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 130,337 | 千円 | 153,568 | 千円 | 101,097 | 千円 | 115,854 | 千円 | 121,291 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 主に市社会福祉協議会に配置されている職員の人件費であり、成果指標を設定することが不適當であるため。 |

神戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の行う社会福祉事業等に要する費用に対し、補助金を交付し、もって社会福祉の向上に寄与することを目的としており、事務局職員の人件費、民間施設の振興等に関する費用の補助を行っている。

①補助対象人員としては、固有職員 12 名、役員 1 名、嘱託 2 名、派遣職員 2 名である。

理事長－専務理事(嘱)－担当局長(嘱)

総務部 課長－主事（4 名）

経営企画課 課長－主事（3 名）

福祉部 部長－課長－主事

ひきこもり支援室 主事（2 名：市への派遣職員）

②補助の内容

(ア) 市社協事務費 119,142 千円

(i) 人件費 114,348 千円

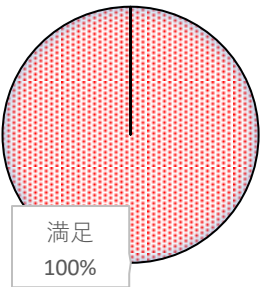
(ii) 退職引当金 4,280 千円

(iii) 旅費 514 千円

(イ) 広報活動費 1,961 千円

(ウ) 民間施設振興費 188 千円

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--------|---------------------------|
|  | | 満足が100%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由として、市の対応が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 100.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 100.0% | 改善要望として、金額が上げられている。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

また交付先の市社協に往査し、帳簿等の管理資料を閲覧した。

市社協は、公私の社会福祉関係者が参画し協力し合いながら地域福祉の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置された民間団体である。市社協では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」を踏まえた、「“こうべ”の神戸市社会福祉協議会中期活動計画2025」に基づき市民の福祉に関する理解と参加を促進しており、神戸市の福祉政策の重要な部分を担っているといえる。これに対して、市社

協の行う社会福祉事業や社会福祉助成事業に要する費用に対して、補助金を交付しており、当該補助金は市社協の事務局職員の人件費や退職引当金、旅費を対象としている。

補助対象の人員としては、主に総務課や経営企画課等の職員の人件費であり、これらは補助対象事業に従事している人員である。

一方で、理事長や専務理事等の役員への補助については、これらの役員が補助対象事業のみならず法人全般の業務を執行する立場にあることを鑑みると、これら役員に対して100%の補助を行うことが妥当であるのか検討の余地がある。

なお、市社協の過去3年間の当期末支払資金残高は法人単位資金収支計算書上、下記のとおり推移しているが、平均約720百万円であり、年間事業活動支出の約2か月分となっている。社会福祉法人における必要な運転資金の目安は、厚生省通知において年間事業活動支出の3か月分とされていることから、過剰な資金を有している状況ではない。一方で、補助率や補助継続の見直しにあたっては、当期末支払資金残高を指標の一つとして注視していく必要がある。

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 当期末支払資金残高 | 710 | 695 | 768 |
| 年間事業活動支出計 (A) | 4,576 | 5,041 | 4,943 |
| 3か月分運転資金 (B) | 1,144 | 1,260 | 1,235 |

注：(B)=(A)÷12×3

(出典：市社協入手資料より監査人作成)

市社協では、市から様々な業務の委託等も受けているが、すべてが採算の取れる事業ばかりではなく、一定の補助が必要と考えられる。ただし、民間団体である以上、基本的には事業主体の自助努力で事業遂行がなされるように促していくべきであることから、これら人件費について継続的に100%補助を続けていくことについては検討の余地がある。

〔意見3〕 神戸市社会福祉協議会への人件費補助について

神戸市社会福祉協議会への人件費の補助の対象範囲や、補助する場合の補助率については、市社協の性質や繰越資金の状況、補助対象となる人員の業務内容等を勘案し十分に検討する必要がある。

1. 5 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|---|
| 補助金名 | 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金 | | | | |
| 担当課 | 福祉局政策課 | | | | |
| 補助金の目的 | 市内の民間社会福祉施設に対して、運営に要する費用の一部を補助することにより、施設の運営ならびに入所者の処遇の向上を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 民間社会福祉施設の運営ならびに入所者の処遇の向上を図るため、施設の運営に要する費用の一部を補助する。 〈対象施設〉救護施設、養護老人ホーム | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 民間社会福祉施設の運営に要する費用 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 施設別単価(救護施設、養護老人ホームともに1,100円/月)に措置入所者数を乗じた額。 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO,社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1972/4/1 | 経過年数 | 49 | 補助終了予定年度 | — |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | | 4,604 | 千円 | 3,812 | 千円 | 5,240 | 千円 | 6,669 | 千円 | 6,669 |
| 補助金決算額② | 5,240 | 千円 | 6,668 | 千円 | 5,889 | 千円 | 5,297 | 千円 | 4,923 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 114% | % | 175% | % | 112% | % | 79% | % | 74% | % |
| 申請件数 | 10 | 件 | 10 | 件 | 10 | 件 | 10 | 件 | 8 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 7 (7) | 件 | 8 (8) | 件 | 8 (8) | 件 | 9 (9) | 件 | 7 (7) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 749 | 千円 | 834 | 千円 | 736 | 千円 | 589 | 千円 | 703 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 民間社会福祉施設の安定的な運営や入所者の処遇向上を図る目的で、施設運営にかかる費用の一部を補助するものであり、成果指標を設定することが不適当なため。 |

神戸市民間社会福祉施設運営費等補助金は、市内に所在する民間社会福祉施設(救護施設、養護老人ホーム)の運営費の一部を補助するもので、措置入所者数に応じて、一定単価(1,100円/月)を乗じた金額を補助している。

当該補助金は、施設ごとに実施していた「給食費補助及び採暖費補助」について、昭和47年に運営費補助として一本化されたものであり、49年が経過しているが、補助対象施設の対象や補助単価の改定を重ねながら現在まで続いてきている。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|---|--|
| <p>不満 43%</p> <p>非常に満足 28%</p> <p>満足 29%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると57%となった。一方で不満も43%となっている。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 25.0% | 満足している理由として、申請にかかる負担が少ないことや金額、公平性が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 50.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 25.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 13.0% | 改善要望として、手続きや交付のスピード、周知が上げられている。 |
| 手続き | 25.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 25.0% | |
| 周知 | 25.0% | |
| その他 | 13.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

当該補助金は、運営費の一部を補助するものであり、入所者一人あたり月 1,100 円となっているが、その根拠は明確ではない。また補助額は僅少であることからその補助の効果は限定的と考えられる。入所者一人あたり月 1,100 円の根拠が明確でない点や、その効果が限定的な点を考慮すると、補助額の妥当性も含め、補助のあり方について、検討していくことが必要である。

[意見4] 救護施設や養護老人ホームの運営費に対する補助のあり方について

救護施設や養護老人ホームの運営費に対する補助のあり方や金額の妥当性については、再度見直しの必要がある。

1. 6 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|---|
| 補助金名 | 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金 | | | | |
| 担当課 | 福祉局政策課 | | | | |
| 補助金の目的 | 市内に所在する民間社会福祉施設に対して、その従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 民間社会福祉施設の職員の処遇を充実させ、職員の確保と資質向上に資するため、施設に対して給与改善費の助成を行う。 ＜対象施設＞救護施設、養護老人ホーム、ケアハウス(軽費老人ホーム) | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 民間社会福祉施設に従事する職員の人件費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 勤続年数ごとに補助単価を11段階に設定。補助対象職員数に応じた補助金額を決定する。 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO,社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1975/11/1 | 経過年数 | 46 | 補助終了予定年度 | - |
| 国・県の補助 | | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------------------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 |
| 補助金予算額① | 29,561 | 千円 | 28,569 | 千円 | 26,490 | 千円 | 26,441 | 千円 | 26,441 | 千円 |
| 補助金決算額② | 26,490 | 千円 | 26,441 | 千円 | 27,746 | 千円 | 22,054 | 千円 | 25,211 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 90% | % | 93% | % | 105% | % | 83% | % | 95% | % |
| 申請件数 | 11 | 件 | 11 | 件 | 11 | 件 | 11 | 件 | 11 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 11 (11) | 件 | 11 (11) | 件 | 11 (11) | 件 | 11 (11) | 件 | 11 (11) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 2,408 | 千円 | 2,404 | 千円 | 2,522 | 千円 | 2,450 | 千円 | 2,292 | 千円 |
| 備考 | 上記の予算額・決算額にはケアハウス分を含まない。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 施設職員の処遇を充実させ、当該施設における人材の定着や資質向上を図ることを目的とした補助金であり、成果指標を設定することが不適当なため。 |

市内に所在する民間社会福祉施設（救護施設、養護老人ホーム）に対して、その従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資するため給与改善補助金を交付している。

昭和 50 年に開始しており、その後、補助対象施設や補助単価の区分及び金額の改定が行われてきており、46 年が経過している。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|--|---------------------------------|
| <p>非常な満足 25%</p> <p>満足 50%</p> <p>不満 25%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると75%となった。一方で不満も25%となっている。</p> | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 50.0% | 満足している理由として、金額や市の対応が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 33.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 17.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 29.0% | 改善要望として、金額や手続き、交付のスピードが上げられている。 |
| 手続き | 29.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 29.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 14.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付要綱第3条に、補助金の額等として、下記のとおり規定されている。

- (1) 補助の対象となる職員の上限の数（以下「補助対象職員数」という。）は、補助基準日における職員定数から満61歳以上の正規雇用職員の数を減じた数とする。
- (2) 補助金の額は、補助基準日における満61歳未満の正規雇用職員について、別表第5の左欄に掲げる勤続年数区分ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる補助単価を合算した額（以下「基準補助額」という。）とする。

<別表第5>

| 勤続年数区分 | 補助単価(年額) |
|---------------|----------|
| A:25年以上 | 472,000 |
| B:22年以上 25年未満 | 441,000 |
| C:19年以上 22年未満 | 409,000 |
| D:16年以上 19年未満 | 373,000 |
| E:13年以上 16年未満 | 336,000 |
| F:10年以上 13年未満 | 294,000 |
| G: 7年以上 10年未満 | 220,000 |
| H: 4年以上 7年未満 | 170,000 |
| I: 2年以上 4年未満 | 120,000 |
| J: 1年以上 2年未満 | 90,000 |
| K: 1年未満 | 60,000 |

このように当該補助金の交付額は、勤続年数ごとに補助単価を11段階に設定し、対象となる職員数を乗じて計算されており、交付金額は各法人を通して各職員(支給対象や支給の配分方法は法人の任意)に賞与等の形で支給されている。

補助単価の区分については、3段階から順次見直されてきており、現在は11段階に見直され、また補助単価についても金額の改定が行われてきている。公民格差の是正等のための改定が行われてきたようであるが、改定の根拠は明確ではなく、結果として補助金としていくら交付することが妥当なのか明確でない状況にある。補助金の交付の必要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行っていく必要がある。

〔意見5〕 補助金の交付額の妥当性について

従来からの補助金を継続的に交付するのではなく、補助金の交付の必要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行う必要がある。

当該補助金の交付額は、上記のとおり 11 段階に区分された補助単価を基に算定されているが、補助対象となる職員については、その勤務内容や勤続年数に応じて正確に区分を行う必要があるために、申請者側の書類の作成や市の担当者による申請書類のチェックには相当の時間や労力を要しており、効率化を図る必要がある。

〔意見6〕 業務の効率化について

現場負担軽減に向けた業務の効率化を図るために、ITの活用等による対応を検討されたい。

当補助金は、民間社会福祉施設に従事する職員の処遇改善と離職防止を目的に行っている補助金である。成果指標を設定することが不適當であるとしているが、市の補助金見直しガイドラインに記載のとおり、補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行い、PDCAサイクルを回すことが重要である。このため、当補助金においてもその目的に照らし、職員の定着率などを成果指標として設定し、その上で効果の測定を行うことが望まれる。

〔意見7〕 成果指標の設定について

補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果の検証をする必要がある。

1. 7 ふれあいのまちKOB E 愛の輪運動事業

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|------------|
| 補助金名 | ふれあいのまちKOB E 愛の輪運動事業 | | | | |
| 担当課 | 福祉局くらし支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 市民によるボランティア活動の推進(ボランティアの紹介や相談対応、活動情報の提供等)、小中高生を対象とした福祉教育・啓発事業の実施 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 「ふれあいのまち・KOB E 愛の輪運動」推進の一環として、福祉に対する理解の促進と福祉のまちづくりを担う一員としての意識を育むことを目的に、市民によるボランティア活動の推進と小中高生を対象とした福祉教育・啓発事業を実施する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | ボランティア活動振興、区ボランティアセンター、福祉体験学習、ふれあいのまちKOB E 愛の輪運動の推進等に要する費用 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 予算の範囲内 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 神戸市社会福祉協議会 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1982/4/1 | 経過年数 | 39 | 補助終了予定年度 | 終了を想定していない |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額(A) | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 |
| 補助金決算額(B) | 91,755 | 千円 | 93,078 | 千円 | 96,699 | 千円 | 123,141 | 千円 | 120,590 | 千円 |
| 執行率(B/A) | 108% | % | 104% | % | 115% | % | 102% | % | 91% | % |
| 申請件数 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数(C) (うち社会福祉法人) | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価(B/C) | 99,135 | 千円 | 96,920 | 千円 | 110,744 | 千円 | 125,046 | 千円 | 109,810 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 福祉に対する理解の促進と福祉のまちづくりを担う一員としての意識を育むことを目的に、市民によるボランティア活動の推進と小中高生を対象とした福祉教育・啓発事業を実施することを目的としており、成果指標を設定することが事業の性質上、不適当なため。 |

ふれあいのまちKOB E 愛の輪運動事業は、市民のボランティア活動等福祉活動の実践につなげていくことを目的に、①福祉教育の推進、②愛の輪運営、③ボランティア情報センター、④区ボランティアセンターの運営の取組を進めている。

当該補助金は、ボランティア活動振興、区ボランティアセンター、福祉体験学習、ふれあいのまちKOB E 愛の輪運動の推進等に要する費用を補助するものである。

①主な事業の内容

(ア) 福祉教育の推進

福祉に対する理解の促進と福祉のまちづくりを担う一員としての意識を育むことを目的に、小学生・中学生・高校生等を対象とした福祉教育・啓発事業を実施している。

(イ) 愛の輪運営

地域福祉への参画を促進するため、福祉教育や啓発活動を実施している。

(ウ) ボランティア情報センター

全市的なボランティア活動の推進や各区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に設置されるボランティアセンターの支援・調整、災害ボランティアセンターの運営に係る環境整備を目的に、神戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）にボランティア情報センターを設置している。

(エ) 区ボランティアセンターの運営

区社協にボランティアセンターを設置し、それぞれの地区の特性に応じたボランティア活動の推進を図る。各区ボランティアセンターにはボランティアコーディネーターを1名配置し、ボランティアの紹介や相談対応、活動情報の提供等、ボランティア活動に関する総合的な支援を行う。

②補助の内容

(ア) 福祉教育の推進 2,391 千円

(i)福祉教育の推進事業費 2,391 千円

(イ) 愛の輪運営 32,531 千円

(i)愛の輪活動の運営費 2,246 千円

(ii)職員人件費 (市社協地域支援部職員 4 名) 30,285 千円

(ウ) ボランティア情報センター11,092 千円

(i)情報センター運営事務費 2,113 千円

(ii)職員人件費 (市社協地域支援部職員 2 名) 8,979 千円

(エ) 区ボランティアセンターの運営 63,796 千円

(i)ボランティアコーディネーター設置費 (各区へ 1 名配置) 43,911 千円

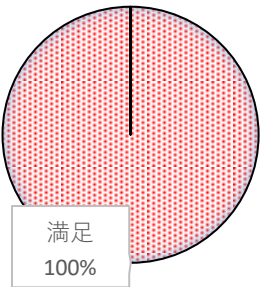
(ii)事業費 19,884 千円

③市内ボランティア登録実績

(ア) 登録数 4,692 団体

(イ) 紹介の依頼件数 524 団体

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--------|-------------------------------|
|  | | 満足が100%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由として、事業の根幹を支えているとしている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 100.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 改善要望として、事業費が少ないことが上げられている。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 100.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実施報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

また交付先の市社協に往査し、帳簿等の管理資料を閲覧した。

実績報告については、神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条において、「市社協は、当該年度終了後速やかに事業実績報告書（様式第8号）、補助金精算額調書（様式第9号）、事業実施状況報告書（様式第10号）及び歳入歳出決算書を市長に提出しなければならない」と規定

されており、各報告書が提出され、補助金の精算が行われている。

このように市社協から実績報告の資料が提出されているが、詳細な経費の明細や根拠資料は添付されていない。市の担当課においては、予算の策定段階で検討を行い、期中の進捗状況についての報告は受けているものの、実績報告について詳細な内容の検証は行っていない。

なお、市社協から各区社協へ区社協ボランティアセンター研修費として助成金が支出されており、本助成金の精算に関しては、各区社協から「助成金精算総括票」が提出され、精算が行われているが、詳細な経費の明細や根拠資料は添付されておらず、市社協においても詳細な内容の検証は行っていなかった。

市社協から神戸市へ提出する本補助金に関する申請書類は、前述のとおり定められた様式で適切に行われているが、市への実績報告書だけではわからない点が、今回の市社協への往査によって明らかとなった。

【意見8】 実績報告の内容について

市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さらにサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。

愛の輪運動による活動の推移は下記のとおりである。コロナの影響により令和2年度には落ち込んでいたが、徐々に回復してきている。愛の輪運動のもっとも重要なことはニーズ（望む声）を広く、また漏らさずに拾い上げていくこととこのことであるが、ニーズを拾い上げ、実際に必要としている方をどれだけつなぐことができるかという点が重要である。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| マッチング件数 | 1,601 | 432 | 736 |
| ボランティア数(個人) | 3,197 | 2,088 | 2,274 |
| ボランティア数(団体) | 2,640 | 2,363 | 2,418 |

(出典：市社協入手資料より監査人作成)

現在、成果指標を設定することが事業の性質上、不相当として設定していないが、この運動を推進して行く上で重要なマッチング率等を成果指標として、効果の分析を行っていくことも必要と考えられる。

[意見9] 成果指標の設定について

目標とするマッチング率を定めるなど、効果の分析を行っていく必要がある。

1. 8 ふれあい給食会事業

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|------------|
| 補助金の目的 | ひとりぐらし高齢者等を対象に給食会活動を実施することで、閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等にコミュニティへの参加の機会を提供し、孤独感を解消させ、相互のふれあいを深めること。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 区社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | ひとりぐらし高齢者等を対象に給食会活動を実施することで、閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等にコミュニティへの参加の機会を提供し、孤独感を解消させ、相互のふれあいを深めることを目的としている事業。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | ひとりぐらし高齢者に対し、定期的に給食会を実施する市内の団体などの助成に要する費用 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 別表2の基準による□ | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 区社会福祉協議会 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1979/4/1 | 経過年数 | 42 | 補助終了予定年度 | 終了を想定していない |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独無し) | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 50,834 | 千円 | 50,798 | 千円 | 50,798 | 千円 | 51,904 | 千円 | 50,524 | 千円 |
| 補助金決算額② | 50,956 | 千円 | 50,960 | 千円 | 47,334 | 千円 | 25,135 | 千円 | 35,238 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 100% | % | 100% | % | 93% | % | 48% | % | 70% | % |
| 申請件数 | 9 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 |
| 平均単価(③/③) | 5,662 | 千円 | 5,662 | 千円 | 5,259 | 千円 | 2,793 | 千円 | 3,915 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | ひとりぐらし高齢者等を対象に給食会活動を実施することで、閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等にコミュニティへの参加の機会を提供し、孤独感を解消させ、相互のふれあいを深めることを目的としており、成果指標を設定することが事業の性質上、不適当なため |

ひとりぐらし高齢者等を対象に給食会活動を実施することで、閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等にコミュニティへの参加の機会を提供し、孤独感を解消させ、相互のふれあいを深めることを目的としている事業である。

給食会活動を実施している団体（婦人会、ふれまち、民児協等）への助成に要する費用について、市から区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）へ交付した補助金を原資に区社協から各グループに対して補助金として交付している。

①具体的な活動内容

- (ア) 地域福祉センターや地域の集会所等を会場として、おおむね月に1回、ふれあい給食会を開催
- (イ) 会場で自家調理を行うグループや購入したお弁当を提供するグループ等、様々な形で実施

②補助の内容

補助の内容、交付金額については、区社協福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表2において、規定されている。

- (ア) 活動基本助成（年間10か月以上の活動実績を必要とする）

- ・1団体につき 年間20,000円

- (イ) 活動特別助成（団体設立初年度のみの助成とする）

- ・1団体につき 年額50,000円

- (ウ) 運営費助成（年間24回を上限）

- ・設営助成（会食開催時のみ） 1回あたり 2,000円

- ・参加者助成 参加高齢者等1人あたり 1回300円

(ただし、配食による参加者は、1回150円)

(エ) 特別交流活動助成 1団体につき 年間20,000円まで

(ただし、行事1回あたり5,000円を限度とする)

(注) この助成を受けるには、1回あたり最低10人の参加高齢者等の数を必要とする。

③区社協の役割

(ア) 助成金支出事務、助成金報告事務

(イ) 助成金報告書作成における相談支援

(ウ) ふれあい給食活動における活動支援

(エ) ふれあい給食会グループへ向けた研修の実施

(オ) 実施グループ同士のつながりづくりや運営支援を目的とした交流会の開催

④活動実績

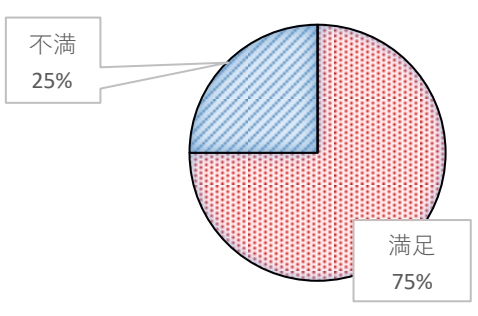
(ア) グループ：244グループ

(イ) 参加高齢者数（年間延べ参加者数）：73,038人

(ウ) 参加ボランティア数（年間延べ参加者数）：18,611人

(エ) 設営回数：2,211回

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|-------|--------------|-------|------|------|-----|-------|---------|-------|----|------|-----|-------|---------------------------------------|
|  <p>不満 25%</p> <p>満足 75%</p> | <p>満足が75%となった。一方で不満も25%となっている。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>33.0%</td> </tr> <tr> <td>申請にかかる負担が少ない</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>33.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> | 金額 | 33.0% | 申請にかかる負担が少ない | 17.0% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 33.0% | 交付のスピード | 17.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 0.0% | <p>満足している理由として、金額や公平性等が上げられている。</p> |
| 金額 | 33.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 17.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 33.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 17.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>43.0%</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>29.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>29.0%</td> </tr> </tbody> </table> | 金額 | 43.0% | 手続き | 29.0% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 29.0% | <p>改善要望として、金額や手続き、事務の簡素化が上げられている。</p> |
| 金額 | 43.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 29.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 29.0% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

また交付先の区社協（兵庫区）に往査し、申請書類や実績報告等の関連資料を閲覧した。

当該補助金は、下記のように市から各区社協へ交付されており、給食会活動を実施している団体（婦人会、ふれまち、民児協等）への助成に要する費用について、区社協から各グループに補助金として交付している。

| | 交付決定額 | 変更交付額 | 差額 |
|-----|------------|------------|-------------|
| 中央区 | 3,597,000 | 2,529,000 | -1,068,000 |
| 東灘区 | 5,133,000 | 4,101,000 | -1,032,000 |
| 灘区 | 2,753,000 | 2,052,000 | -701,000 |
| 兵庫区 | 5,396,000 | 4,597,000 | -799,000 |
| 北区 | 5,909,000 | 4,022,000 | -1,887,000 |
| 長田区 | 6,658,000 | 4,004,000 | -2,654,000 |
| 須磨区 | 6,770,000 | 3,826,000 | -2,944,000 |
| 垂水区 | 6,902,000 | 5,390,000 | -1,512,000 |
| 西区 | 4,443,000 | 4,717,000 | 274,000 |
| 合計 | 47,561,000 | 35,238,000 | -12,323,000 |

(出典：市社協入手資料より監査人作成)

(注) 差額については、プラスは追加交付し、マイナスは返還している

補助金については、市の予算枠の中で、過去の実績をもとに各区社協に配分を行っており、区社協から各グループには、交付申請書をもとに半期ごとに概算払いを行っており、実績報告を受けて精算している。

要綱においては、概算払いについては明記されておらず、その必要性が認められるならば、要綱において明記しておくべきである。

〔指摘事項 1〕 概算払いについて

概算払いについては、必要性を検討し、必要と認められるならば、要綱上にその旨、明記するべきである。

実績報告については、神戸市兵庫区ふれあい給食会助成要綱第 14 条において、「助成を受けた団体は、当該年度事業終了後、神戸市兵庫区ふれあい給食会実施報告書（様式第 6 号）に關係書類を添付し、区理事長にすみやかに提出しなければならない。」とされており、また第 17 条において關係書類として、下記のとおり記載されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 参加希望者名簿（様式第 2 号） (2) ボランティア名簿（様式第 3 号） (3) 参加者およびボランティアの参加記録簿（様式第 5 号） (4) 現金出納簿等の会計帳簿および収支内容を証明する書類 |
|---|

| |
|----------|
| (5) 預金通帳 |
|----------|

現在、(1)の書類は申請時に、(2)、(3)、(5)の書類は報告時に提出されているが、(4)の書類は提出されておらず、提出の必要性について再度見直しが必要である。

【指摘事項2】実績報告の資料の見直しについて

実績報告について、実績報告書に添付される関係書類の内容を見直し、それに合わせて要綱の記載の見直しを行うべきである。

ふれあい給食会の対象は、ひとりぐらしの高齢者等であるが、ボランティアグループのメンバーも高齢化が進んでおり、活動をいかに継続させていくかは大きな課題となっている。各区役所ではネットワークャーやコーディネーター等からの声を拾い上げて、希望団体があれば立ち上げの支援を行っているが、市としてもホームページや広報紙等を通じて、活動内容や補助の内容を広くアピールしていくことが必要である。

【意見10】活動内容や補助内容の周知・広報について

各区役所での周知や広報のみでなく、市としてさらに周知・広報に力を入れ、活動のすそ野を広げていく必要がある。

1. 9 安心サポートセンター事業

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|------|
| 補助金名 | 安心サポートセンター事業 | | | | |
| 担当課 | 福祉局くらし支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 日常生活に支障を感じている高齢者や知的・精神障がいのある方が、適切な福祉サービスを受けられる様、事業を通じて、情報提供やサービスの利用手続きに関する支援を行う。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 社会福祉法第81条 | | | | |
| 事業概要 | 日常生活に支障を感じている高齢者や知的・精神障がいのある方の福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理、重要書類の預かり等を行う「福祉サービス利用支援事業」を実施する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 人件費、事業費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 予算の範囲内 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 神戸市社会福祉協議会 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1999/10/1 | 経過年数 | 22 | 補助終了予定年度 | 予定なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有) | | | | |

| 補助金予算額 ^① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| | | 117,344 | 千円 | 124,133 | 千円 | 142,775 | 千円 | 142,530 | 千円 | 160,194 |
| 補助金決算額 ^② | 126,949 | 千円 | 130,709 | 千円 | 146,514 | 千円 | 142,711 | 千円 | 148,296 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 108% | % | 105% | % | 103% | % | 100% | % | 93% | % |
| 申請件数 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数 ^③ (うち社会福祉法人) | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 126,949 | 千円 | 130,709 | 千円 | 146,514 | 千円 | 142,711 | 千円 | 148,296 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない方の権利擁護を図るものであるが、本人の権利を制限する側面もある。したがって、利用にあたってはご本人の生活状況等を考慮し、利用の適否を判断する必要があることから、利用者数についての数値目標を設定すべきものではないため。 |

認知症高齢者の増加や、少子高齢化、核家族化など家族形態の変化、地域コミュニティの変容などにより、権利擁護の視点から高齢者・障害者の地域生活をサポー

トしていく仕組みが必要となり、平成 12 年 4 月の介護保険制度導入と同時期に、成年後見制度や日常生活自立支援事業が開始した。このような状況を踏まえ、権利擁護のための総合支援機関として、神戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）内に「こうべ安心サポートセンター」を立ち上げ、日常生活自立支援事業などを実施している。

当該補助金は、このような権利擁護のための福祉サービス利用支援事業やこうべ安心サポート委員会の運営に要する費用等を補助するものである。

①主な事業の内容

(ア) 権利擁護事業

(i) 福祉サービスの利用援助（福祉サービスの情報提供、利用開始・終了に必要な手続きの同行支援、サービス提供者と本人の仲介）

(ii) 日常金銭管理サービス

(iii) 貸金庫サービス

(イ) 市民福祉開発研究事業

(ウ) 高齢者終身生活資金貸付事業

②補助の内容

(ア) 権利擁護事業 147,775 千円

・ 人件費 126,984 千円（固有 7 名、嘱託 14 名、パート 2 名）

・ 事業費 21,910 千円

・ 利用料収入△1,393 千円

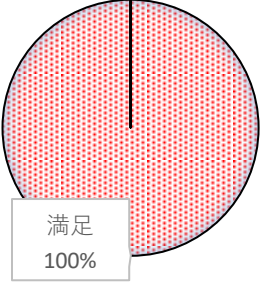
・ 委員会事業費 274 千円

（注）補助対象経費から利用料収入を控除した額を補助している

(イ) 市民福祉開発研究事業 300 千円

(ウ) 高齢者終身生活資金貸付事業 220 千円

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|----------------|-------------------------|
|  | 満足が100%となっている。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 100.0% | 満足している理由として、金額が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

また交付先の市社協に往査し、実績報告書等の関連資料を閲覧した。

実績報告については、神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条において、下記のとおり規定されており、各報告書が提出され、補助金の精算が行われている。

(事業実績報告等)

第9条 市社協は、当該年度終了後速やかに事業実績報告書(様式第8号)、補助金精算額調書(様式第9号)、事業実施状況報告書(様式第10号)及び歳入歳出決算書を市長に提出しなければならない。

市の担当課においては、予算の策定段階や期中の予算の進捗状況については報告を受け、また実績報告書の提出前に、詳細な経費の明細の提出を受けているものの、実績報告の資料には、詳細な経費の明細や根拠資料は添付されていない。

[意見 11] 実績報告の内容について

市の担当課は、実績報告による内容の確認の際には、サンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象の経費であることを検証する必要がある。

安心サポートセンターの事業の利用状況の推移は下記のとおりであり、利用状況としてはまだ少ない状況である。安心サポートセンターにおいても、個人向けパンフレットの作成、個別の相談会の開催等、様々な周知の努力を行っているところである。社会福祉法人が低料金で行う事業であり、利用者にとっても安心して利用できるものであることから、より一層の周知・広報に努められたい。

| | R元年度 | R2年度 | R3年度 |
|----------------------|------|------|------|
| 福祉サービスの利用 援助・金銭管理 | 618 | 589 | 570 |
| 内、貸金庫利用 | 6 | 5 | 3 |

(出典：市社協入手資料より監査人作成)

[意見 12] 事業内容の周知徹底

様々な機会を利用してより周知・広報を継続し、幅広い利用につなげていく必要がある。

1. 10 地域福祉ネットワーク事業

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|------------|
| 補助金名 | 地域福祉ネットワーク事業 | | | | |
| 担当課 | 福祉局くらし支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 多機関との連携による制度の狭間の福祉課題を抱えた方々への対応(課題を抱えた方の早期発見や必要なサービスへのつなぎ)や関係機関のネットワークの構築 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 補助部分: 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱、委託部分: 生活困窮者自立支援法第5条 | | | | |
| 事業概要 | 制度の狭間や社会的孤立など複雑多様化する福祉課題について、地域で埋もれている個別の福祉課題をキャッチし、既存の制度へのつなぎや近隣住民や関係機関とのネットワークをつくり、解決への道筋をつける「地域福祉ネットワーク」を配置する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 高齢者・障害者等の分野を超えた支援間のネットワーク形成、地域福祉のネットワークの形成に要する費用 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 予算の範囲内 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 神戸市社会福祉協議会 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2011/4/1 | 経過年数 | 10 | 補助終了予定年度 | 終了を想定していない |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額(A) | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| | | 144,489 | 千円 | 147,032 | 千円 | 148,417 | 千円 | 148,417 | 千円 | 150,520 |
| 補助金決算額(B) | 170,823 | 千円 | 156,124 | 千円 | 161,160 | 千円 | 164,376 | 千円 | 168,366 | 千円 |
| 執行率(B/A) | 118% | % | 106% | % | 109% | % | 111% | % | 112% | % |
| 申請件数 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数(C) (うち社会福祉法人) | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価(B/C) | 170,823 | 千円 | 156,124 | 千円 | 161,160 | 千円 | 164,376 | 千円 | 168,366 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 他機関との連携による制度の狭間の福祉課題を抱えた方々への対応や関係機関のネットワークの構築を目的としており、成果指標を設定することが事業の性質上、不適当なため |

制度の狭間や社会的孤立などの複雑多様化する福祉課題について、地域で埋もれている個別の福祉課題をキャッチし、既存の制度へのつなぎや近隣住民や関係

機関とのネットワークをつくり、解決への道筋をつける「地域福祉ネットワーカー」を平成23年度から区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に設置している。この補助金は、地域福祉のネットワークの形成に要する費用を神戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に補助するものである。

①地域福祉ネットワーカーの取組

(ア) 地域に埋もれた個別の福祉課題をキャッチし、課題を整理した上で、

- ・既存の制度へのつなぎや
- ・専門機関との連携による対応を行うとともに
- ・既存の制度だけでは対応できない場合は、近隣住民や関係機関のネットワークを構築し、協力を仰ぎながら解決への道筋をつける

(イ) 個人の課題にとどまらず地域の共通課題の対応にあたっては、地域福祉ネットワーカーと社会福祉施設・NPO法人など地域の専門機関が中心となって、民生委員やふれあいまちづくり協議会等の地域住民を巻き込みながら、様々な福祉課題を抱えて孤立しがちな方々に対して、地域で支え合う仕組みづくりを進めている。

②補助の内容

(ア) 市社協への補助 91,153 千円

(i) 人件費 83,670 千円

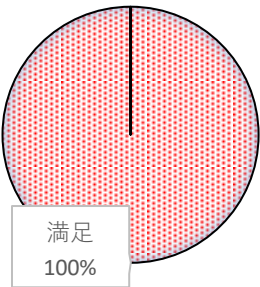
(ii) 退職引当金 7,483 千円

(イ) 自立相談支援（地域づくり事業） 77,213 千円 委託事業

③活動実績

- ・新規相談件数 689 件
- ・生活課題への支援回数 9,512 回
- ・支援世帯数 2,176 世帯

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--------|---------------------------|
|  | | 満足が100%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由として、市の対応が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 100.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 100.0% | 改善要望として、金額が上げられている。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

現在、区社協に「地域福祉ネットワーク」を20名配置しているが、課長級職員9名については、地域で解決できる地域ネットワークづくりを行う「地域福祉ネットワーク」の配置として位置付け、市社協への補助として補助金が交付されており、嘱託職員11名については、生活困窮者自立支援事業のうち自立支援事業の一部業務として位置付け、委託事業としている。

補助金は要綱等に基づき、市の事業ではないが市として必要性が認められる事業等に対して交付されるものであり、一方、委託料は市の業務を請け負うことに対して支払われるものであって、性格を異にするものであるから、同様の事業において混在する形は整理が必要である。

[指摘事項3] 補助金と委託料の扱いについて

市として同様の事業において補助事業と委託事業が混在する形となっており、整理するべきである。

1. 11 地域福祉推進事業（区社会福祉協議会振興事業）

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|--|---------|----|---------------------|
| 補助金名 | 地域福祉推進事業(区社会福祉協議会振興事業) | | | |
| 担当課 | 福祉局くらし支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 多様な地域関係者の連携と協働のもとで地域福祉活動を推進し、地域福祉基盤の醸成を図るため、市・区社協の連携体制を構築する | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱 | | | |
| 事業概要 | 地域共生社会の実現に向けて、地域の福祉課題に対し、住民同士がともに考え理解しあえる地域づくり(住民による福祉活動の支援・福祉関係者の連携や協働等)に取り組んでいくために、区社協の事務局体制を整備するもの。 | 公募か | × | |
| 補助対象経費 | 事務職員給与、諸手当及び社会保険事業主負担金等に要する費用、事務職員の退職引当金に要する費用、区社会福祉協議会事務局の運営等に関する費用 | 事業費補助か | △ | |
| 補助金算定方法 | 人件費については、覚書第2条により協議成立したもの その他の経費については、予算の範囲内 | 額・率が適正か | △ | |
| 主な交付先 | 神戸市社会福祉協議会 | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 1982/4/1 | 経過年数 | 39 | 補助終了予定年度 終了を想定していない |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|------------|---------|------------|---------|
| | | 384,633 | 千円 | 386,828 | 千円 | 420,157 | 千円 | 442,403 | 千円 | 442,929 |
| 補助金決算額② | 418,377 | 千円 | 418,287 | 千円 | 464,190 | 千円 | 473,325 | 千円 | 470,700 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 109% | % | 108% | % | 110% | % | 107% | % | 106% | % |
| 申請件数 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 10 | 件 | 10 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 10 (10) | 件 | 10 (10) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 418,377 | 千円 | 418,287 | 千円 | 464,190 | 千円 | 47,332 | 千円 | 47,070 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 主に市・区社会福祉協議会に配置されている職員の人件費であり、成果指標を設定することが不適當であるため。 |

地域共生社会の実現に向けて、高齢者・障がい者・児童・子育てといった地域の福祉課題に対して、「我が事・丸ごと」として、住民同士がともに考え理解し合える地域づくりを進めていくために、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が住民による福祉活動の支援・増進や社会福祉法人・NPO・ボランティア活動との連携・協働を図り、また、支援を必要とする住民の福祉活動に寄り添い、区内の相談支援のワンストップ化を図るため、区社協の事務局体制を整備するための補助を行っている。

①区社協職員の主な役割

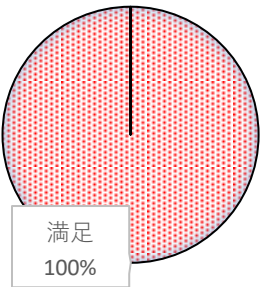
- (ア) 部長級職員（各区社協に1名配置）
 - (i) 区社協内事業の統括
- (イ) 課長級職員（各区社協に1名配置）
 - (i) 事業推進ラインの統括
 - (ii) ボランティアセンター所長
 - (iii) 区社協雇用職員の人事・労務管理
- (ウ) 主事職員（各区社協に3～4名配置）

- (i)理事会・評議委員会の開催
- (ii)障がい者福祉の推進：自立支援協議会への参加、イベントへの参加等
- (iii)ボランティア活動の推進：コーディネート業務や講座の開催
- (iv)募金事業の運営
- (v)助成金配分事務
- (vi)生活福祉資金貸付
- (vii)経理・庶務

②補助の内容

- (ア) 人件費 421, 774 千円
- (イ) 退職給与引当金 25, 011 千円
- (ウ) 地域福祉活動促進事業 778 千円

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|----------------|-------------------------------------|
|  | 満足が100%となっている。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由として、人員配置の根幹となっている点が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 100.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

結果、特に指摘する点はなかった。

1. 12 友愛訪問活動

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|------------|
| 補助金名 | 友愛訪問活動 | | | | |
| 担当課 | 福祉局くらし支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | ひとりぐらし高齢者等を対象に友愛訪問活動を通じた安否確認を実施することで、ひとりぐらし高齢者の孤独感を解消させ、孤独死の防止や地域の見守り活動の推進につなげる。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 区社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 民生委員・児童委員と地域住民により結成された友愛訪問ボランティアが協力し、ひとりぐらし高齢者等を対象に、概ね週1回程度、安否確認や話し相手、相談などを行うボランティア活動。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 友愛訪問グループによるひとりぐらし高齢者友愛訪問活動に要する費用 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 別表1の基準による | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 区社会福祉協議会 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1978/4/1 | 経過年数 | 43 | 補助終了予定年度 | 終了を想定していない |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額(A) | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 30,040 | 千円 | 29,585 | 千円 | 28,241 | 千円 | 27,295 | 千円 | 25,720 | 千円 |
| 補助金決算額(B) | 28,868 | 千円 | 28,289 | 千円 | 27,358 | 千円 | 26,432 | 千円 | 24,801 | 千円 |
| 執行率(B/A) | 96% | % | 96% | % | 97% | % | 97% | % | 96% | % |
| 申請件数 | 9 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 |
| 交付件数(C) (うち社会福祉法人) | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 | 9 (9) | 件 |
| 平均単価(B/C) | 3,208 | 千円 | 3,143 | 千円 | 3,040 | 千円 | 2,937 | 千円 | 2,756 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | ひとりぐらし高齢者等を対象に友愛訪問活動を通じた安否確認を実施することで、ひとりぐらし高齢者の孤独感を解消させ、孤独死の防止や地域の見守り活動の推進につなげることを目的としており、成果指標を設定することが事業の性質上、不適当なため |

民生委員・児童委員と地域住民により結成された友愛訪問ボランティアが協力し、ひとりぐらし高齢者等を対象に、おおむね週1回程度、安否確認や話し相手、相談などを行うボランティア活動を実施している事業である。

友愛訪問活動グループへの助成に要する費用については、市から区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）へ交付した補助金を原資に区社協からグループに対して補助金として交付している。

①具体的な活動内容

- (ア) 65歳以上のひとりぐらし高齢者等を週1回以上訪問し、安否確認を行う。
- (イ) 家庭訪問による安否確認のほか、電話での応答、屋外からの状況確認や路上での出会い等といった訪問以外の安否確認も活動としている。

②補助の内容

- (ア) ボランティアグループ運営費助成 21,430 千円
内訳) 5人以上グループ@20千円×845G、5人未満グループ@12千円×375G
- (イ) 地区民児協への助成 2,700 千円
内訳) @18千円×150地区
- (ウ) グループ結成促進費 10 千円
内訳) @5千円×2G
- (エ) 事務費 661 千円

③区社協の役割

- (ア) 助成金支出事務、助成金報告事務
- (イ) 助成金報告書作成における相談支援
- (ウ) 友愛訪問活動における活動支援

④活動実績

- (ア) グループ数：5人以上グループ 845G、5人未満グループ 375G

- (イ) 訪問対象者数：13,138人
- (ウ) ボランティア数：5,745人
- (エ) 安否確認回数（延べ回数）：941,891回

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|--|--|
| <p>非常に満足 11%</p> <p>満足 78%</p> <p>不満 11%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると89%となった。一方で不満も11%となっている。</p> | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 13.0% | 満足している理由として、申請に係る負担が少ない点や公平性、交付のスピード等が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 38.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 25.0% | |
| 交付のスピード | 25.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 20.0% | 改善要望として、交付のスピードや金額、手続き等が上げられている。 |
| 手続き | 20.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 40.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 20.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実施報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

また交付先の区社協（兵庫区）に往査し、申請書類や実績報告等の関連資料を閲覧した。

結果、特に指摘する点はなかった。

1. 13 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|
| 補助金名 | 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金 | | | |
| 担当課 | 福祉局保護課 | | | |
| 補助金の目的 | 対象施設の雇用人員を充実させ、入所者等の処遇向上を図る。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金交付要綱 | | | |
| 事業概要 | 民間社会福祉施設の入所者や職員処遇向上を図るため、職員の増配置に要する経費を補助する。 | 公募か | × | |
| 補助対象経費 | 職員配置基準を超えて正規に雇用する介護職員等の人件費 | 事業費補助か | ○ | |
| 補助金算定方法 | 国の制度に準拠 基準額(R3:4,078,143円)×(1+平均勤続年数から算出した加算率) | 額・率が適正か | ○ | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO,社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 1976/4/1 | 経過年数 | 45 | 補助終了予定年度 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 12,623 | 千円 | 12,803 | 千円 | 13,085 | 千円 | 13,423 | 千円 | 13,574 | 千円 |
| 補助金決算額② | 13,085 | 千円 | 13,423 | 千円 | 13,574 | 千円 | 13,645 | 千円 | 11,195 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 104% | % | 105% | % | 104% | % | 102% | % | 82% | % |
| 申請件数 | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 4,362 | 千円 | 4,474 | 千円 | 4,525 | 千円 | 4,548 | 千円 | 3,732 | 千円 |

| | |
|---------------------|--------------------------------|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 当該補助金の性質上、成果指標を設定することが困難であるため。 |

民間社会福祉施設（救護施設）に対して入所者等の処遇向上と職員の勤務条件の向上を図るため、職員の増配置に要する人件費を補助するものである。

補助の対象については、神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条において、『生活保護法による保護施設事務費及び委託事業費の支弁基準について』（厚生労働事務次官通知）に規定する介護職員等配置基準を超えて介護職員等を雇用している救護施設」としている。

補助金の額については、要綱第3条において、下記のとおり規定されている。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、次の第1号に掲げる額に、第2号に掲げる率を乗じて得た額とする。

ただし、当該乗じて得た額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 施設が前条の厚生労働事務次官通知に規定する職員配置基準を超えて正規に介護職員等を雇用しているときは、別表に掲げる施設について、当該超過して雇用する職員に応じて、同表の補助基準額の欄に掲げる補助基準額を合算して得た額。

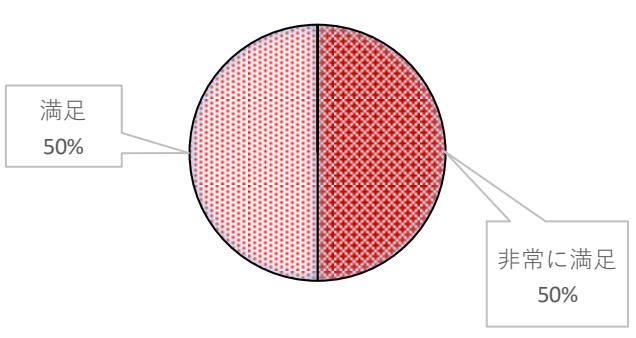
ただし、当該超過して雇用する職員がいないときは、補助基準額を月単位で減額するものとする。

- (2) 前条の厚生労働事務次官通知に規定する民間施設給与等改善費に係る基本分の人件費加算率に1を加えた率。

<別表>

| 対象施設 | 入所人員等 | 対象職種 | 対象者 | 補助基準額 |
|------|----------|---------|-----------|-----------|
| 救護施設 | 定員50名の施設 | 常勤介護職員等 | 配置基準超過1人目 | 4,078,143 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|----------------------------|--------------------------|
|  | 非常に満足及び満足を合わせると100%となっている。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由として、公平性が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 100.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

当該補助金の使途については、要綱第4条において、「第2条の厚生労働事務次官通知に規定する職員配置基準を超えて正規に雇用する介護職員等の人件費とする」と規定されているが、補助基準額の積算資料においては、一部経費が計上されている。

また実績報告については、事業実績報告書を徴求し確認を行っているが、この資

料は職員の加配状況を確認しているのみであり、実際に職員の人件費として支給されているかは検証されていない。

当該補助金は、要綱においては、使途を「職員配置基準を超えて正規に雇用する介護職員等の人件費とする」としているが、担当課によると、目的としては「民間社会福祉施設に対して入所者等の処遇の向上と職員の勤務条件の向上に資する職員の増配置のため」であって、加配状況の実績をもとに経費の補助を行っているとの認識であり、要綱上の使途の記載と整合していないこととなる。

〔指摘事項4〕 補助金の交付目的や使途の適正化について

補助金の目的やその使途について、再度検討を行い、その内容によっては、要綱の記載の見直しによる適正化を図るべきである。

1. 14 ケアハウス運営補助（サービス提供費）

（1）補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | ケアハウス運営補助（サービス提供費） | | | | |
| 担当課 | 福祉局高齢福祉課 | | | | |
| 補助金の目的 | 低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する。 | | | | |
| 根拠法令等 （法律、条例、要綱） | 神戸市ケアハウスサービスの提供に要する費用補助金交付要綱 神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱 | | | | |
| 事業概要 | 低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与し、もって老人が、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とし、ケアハウスの運営費を補助する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 老人福祉法第5条の3に定める軽費老人ホームのサービス提供に要する費用 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象経費から入所者から徴収すべき金額を控除した額 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1993/4/1 | 経過年数 | 28 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | 平成16年度より一般財源化され、交付税措置あり。 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|---|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 | 千円 | 円 |
| 補助金予算額① | 321,420 | 千円 | 310,682 | 千円 | 314,373 | 千円 | 339,329 | 千円 | 318,610 | 千円 |
| 補助金決算額② | 278,096 | 千円 | 292,672 | 千円 | 301,650 | 千円 | 295,669 | 千円 | 301,102 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 87% | % | 94% | % | 96% | % | 87% | % | 95% | % |
| 申請件数 | 25 | 件 | 26 | 件 | 28 | 件 | 29 | 件 | 29 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 25 (25) | 件 | 26 (26) | 件 | 28 (28) | 件 | 28 (28) | 件 | 29 (29) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 11,124 | 千円 | 11,257 | 千円 | 10,773 | 千円 | 10,560 | 千円 | 10,383 | 千円 |
| 備考 | 平成29年度～令和2年度の予算額については、サービス提供費と給与改善費の合計予算額をサービス提供費の予算額の欄に記載。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | サービス提供費補助は、利用者の所得に応じた減免分を市が施設に対して補助(補填)する制度のため、成果指標の設定はない。 |

軽費老人ホームは、無料及び低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であり、その健全な施設運営を図るためのサービス提供に要する費用を補助するものである。

(2) 補助金アンケートの結果

| | | |
|--|-------|---|
| 総合的な評価 | | |
| <p>非常な満足 14% 満足 57% 不満 29%</p> | | 非常に満足及び満足を含めると71%となった。一方で不満も29%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 60.0% | 満足している理由として、金額や申請に係る負担が少ない点、公平性等が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 10.0% | |
| 市の対応 | 10.0% | |
| 公平性 | 10.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 10.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 11.0% | 改善要望として、交付のスピードや金額の算定が不明確な点等が上げられている。 |
| 手続き | 22.0% | |
| 市の対応 | 11.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 33.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 22.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

神戸市ケアハウスサービスの提供に要する費用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に、「補助対象は老人福祉法第5条の3に定める軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用で、これは施設を運営するために必要な、職員の棒給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費をいう。」と規定されている。

補助対象額は要綱第3条に、「この補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費から「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱いについて」（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知）に基づき入所者から徴収すべき金額を控除した額に相当する額とする。」としており、下記の算式となる。

$$(\text{補助対象経費}) - (\text{入所者から徴収すべき金額}) = (\text{補助対象額})$$

一方でサービスの提供に要する費用補助金については、ケアハウスにおいて入所者から受領できる利用料は国の基準で定められており、そのうちの1つにサービスの提供に要する費用（主に人件費）というものがあり、国の示す利用料指針によりその上限が定められている。その費用上限額から、同じく利用料指針で定められた利用者の負担額を差し引いた部分について市が施設に対して補助を行う仕組みとなっており、下記の算式となる。

$$(\text{基準額}) - (\text{収入に応じた利用料}) = (\text{補助対象額})$$

この基準額については、神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱第4条において、定めのない事項については、厚生労働省通知「軽費老人ホームの利用料に係る取り扱い指針について」に基づき取り扱うものとされており、同指針の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」においてサービスの提供に要する費用の助成基準額として定められているものである。

このように、補助対象額については、要綱のみでなく、神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱や国の「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に拠って算定されているが、要綱上にその旨の記載がないことから、補助金交付額の算定方法が不明確な状況となっている。これはアンケート結果にも改善要望としてあげられている。

〔指摘事項5〕 要綱上の補助金の額の記載について

補助金の交付額の算定方法については、要綱上で明確に記載しておくべきである。

また実績報告については、要綱第7条において、下記のとおり規定されている。

第7条 補助事業者は、当該補助対象の交付決定の日の属する市の会計年度の終了

後、10日以内に次に掲げる書類を市長に提出し、実績を報告するものとする。

(1) ケアハウスサービスの提供に要する費用補助金に係る実績報告書(様式第4号)

(2) 補助金精算書(別表1)

(3) 補助金精算内訳表(別表2)

① ケアハウスサービスの提供に要する費用支出額内訳

② 階層別、月別利用人員内訳

③ 利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳

④ 職員の状況

⑤ 1施設あたり職員平均勤続年数算定表

これらの書類の添付資料として資金収支計算書や管理規定等が提出されチェックされている。一方で、補助対象経費の詳細な内容については、根拠資料については添付されておらず、市の担当課においても詳細な内容の検証は行っていない。

〔意見13〕 実績報告の内容について

市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さらにサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。

1. 15 ケアハウス運営補助（給与改善費）

（1）補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | ケアハウス運営補助（給与改善費） | | | | |
| 担当課 | 福祉局高齢福祉課 | | | | |
| 補助金の目的 | 低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活に必要な便宜を供与する。 | | | | |
| 根拠法令等 （法律、条例、要綱） | 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活に必要な便宜を供与し、もって老人が、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とし、ケアハウスの運営費を補助する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 補助基準日における満61歳未満の正規職員について、補助対象職員数に勤続年数区分ごとの補助単価を合算した額 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 勤続年数に応じて定められた単価に対象となる職員数を乗じた額 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1993/4/1 | 経過年数 | 28 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

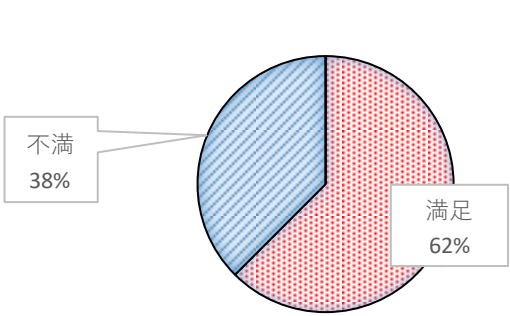
| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|---|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 21,684 | 千円 |
| 補助金決算額② | 9,656 | 千円 | 9,395 | 千円 | 9,972 | 千円 | 10,814 | 千円 | 11,268 | 千円 |
| 執行率（②/①） | - | % | - | % | - | % | - | % | 52% | % |
| 申請件数 | 20 | 件 | 19 | 件 | 21 | 件 | 23 | 件 | 22 | 件 |
| 交付件数③ （うち社会福祉法人） | 20 (20) | 件 | 19 (19) | 件 | 21 (21) | 件 | 23 (23) | 件 | 22 (22) | 件 |
| 平均単価（③/③） | 483 | 千円 | 494 | 千円 | 475 | 千円 | 470 | 千円 | 512 | 千円 |
| 備考 | 平成29年度～令和2年度の予算額については、サービス提供費と給与改善費の合計予算額をサービス提供費の予算額の欄に記載。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 補助事業者は、交付を受けた補助金全額を、職員の給与を改善するための資金に充てなければならないが、交付額が職員の給与として支給されているかを確認するため、実績を報告させているが、成果指標の設定はない。 |

市内に所在する民間社会福祉施設（軽費老人ホーム）に対して、その従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資するため給与改善補助金を交付している。

平成5年に開始しており、その後、補助対象施設や補助単価の区分及び金額の改定が行われてきており、28年が経過している。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|-------|---|
|  <p>不満 38%</p> <p>満足 62%</p> | | <p>満足が62%となった。一方で不満も38%となっている。</p> |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | <p>満足している理由として、申請に係る負担が少ない点や公平性、交付のスピードが上げられている。</p> |
| 申請にかかる負担が少ない | 40.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 20.0% | |
| 交付のスピード | 20.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 20.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 21.0% | <p>改善要望として、交付のスピードや金額、手続き等が上げられている。また制度の分かりにくさも上げられている。</p> |
| 手続き | 14.0% | |
| 市の対応 | 7.0% | |
| 公平性 | 7.0% | |
| 交付のスピード | 29.0% | |
| 周知 | 7.0% | |
| その他 | 14.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

当該補助金は、「1. 6 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金」と同様の制度であり、その補助金の交付額は、勤続年数ごとに補助単価を11段階に設定し、対象となる職員数を乗じて計算されており、交付金額は各法人を通して各職員(支給対象や支給の配分方法は法人の任意)に賞与等の形で支給されている。

補助単価の区分については、3段階から順次見直されてきており、現在は11段階に見直され、また補助単価についても金額の改定が行われてきている。公民格差の是正等のための改定が行われてきたようであるが、改定の根拠は明確ではなく、結果として補助金としていくら交付することが妥当なのか明確でない状況にある。補助金の交付の必要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行っていく必要がある。

【意見14】 補助金の交付額の妥当性について

従来からの補助金を継続的に交付するのではなく、補助金の交付の必要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行う必要がある。

当該補助金では成果指標を設けておらず、効果の測定が行われていない状況にある。当該補助金は、職員の処遇を向上させ、特に若手職員の定着を促していく趣旨もあるが、若手職員の定着率及び離職率がどのように推移しているかを確認することで効果の検証を行っていく必要がある。

【意見15】 成果指標の設定について

一定の成果指標を設けて、効果の検証を行っていく必要がある。

1. 16 民生委員児童委員活動推進事業

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|--|---------|---|---------------------|
| 補助金名 | 民生委員児童委員活動推進事業 | | | |
| 担当課 | 福祉局くらし支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 民生委員・児童委員の円滑な活動を支援し、広域での課題対応や地区民児協間の連絡調整、情報提供を行う神戸市民生委員・児童委員協議会の円滑な運営を支援する | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱第2条(13) 民生委員法第26条 | | | |
| 事業概要 | 民生委員・児童委員の円滑な活動及び資質向上を図る神戸市民生委員児童委員協議会の運営に要する費用に対する補助 | 公募か | × | |
| 補助対象経費 | 民生委員、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用 | 事業費補助か | △ | |
| 補助金算定方法 | 事務局運営費や人件費、民生委員のボランティア保険料、全国会議や研修への出席に要する費用等を積算して額を算定 | 額・率が適正か | ○ | |
| 主な交付先 | 神戸市社会福祉協議会(神戸市民生委員児童委員事務局) | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 2021/4/1 | 経過年数 | 0 | 補助終了予定年度 終了を想定していない |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額 ^① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------------------|--------|----|--------|----|-------|----|-------|----|----------|----|
| | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 10,583 | 千円 |
| 補助金決算額 ^② | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 7,662 | 千円 |
| 執行率(②/①) | | % | | % | | % | | % | 72% | % |
| 申請件数 | — | 件 | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数 ^③ (うち社会福祉法人) | — | 件 | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価(②/③) | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | 7,662 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 全都道府県・政令市に設置されている民児協事務局運営費が主であり、成果指標を設定することが不相当であるため。 |
| 備考 | 令和2年度までは神戸市が事務局を担っていたが、地方自治法、地方公務員法に抵触する恐れがあることから、全庁的に準公金取り扱いの見直しを行い、神戸市民生委員児童委員協議会事務局についても市社協内に事務局を移管した。 |

民生委員・児童委員の円滑な活動を支援し、広域での課題対応や地区民生委員児童委員協議会との連絡調整、情報提供を行う神戸市民生委員児童委員協議会（以「市民児協」という。）の円滑な運営を支援するものである。

従来、市民児協の事務局は神戸市福祉局内に設置していたが、令和3年度より神戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）内に設置することとなった。これは法（地方自治法及び地方公務員法）に基づく適正な事務執行を徹底するため、全庁的に準公金取扱い事務の見直しを行うこととなり、事務局を市職員が担っていた市民児協事務局についても令和3年度より移管を行うこととなったため、市民児協事務局運営のための補助金を市社協に交付しているものである。

①補助事業の内容

○人件費 6,310 千円

・人件費（嘱託1名、パート1名）

○全国大会・研修等参加費用 628 千円

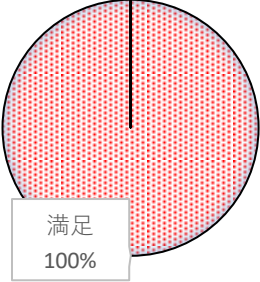
○ボランティア保険料 25 千円

○民生委員活動推進費 200 千円

○全国会長手帳購入費用 47 千円

○事務局経費 450 千円

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--------|---------------------------|
|  | | 満足が100%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由として、市の対応が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 100.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 100.0% | 改善要望として、金額が上げられている。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実績報告等の監査対象年度における関連資料を閲覧した。

結果、特に指摘する点はなかった。

1. 17 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|--|---------|---|--------------------|
| 補助金名 | 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金 | | | |
| 担当課 | 福祉局くらし支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 「災害弱者」や「災害関連死」に対する多くの課題を踏まえ、国の取り組みにおいて、要援護者が安心して生活ができる避難所として、福祉避難所が設置されることになった。しかしながら、東日本大震災や熊本地震においても、福祉避難所のマニュアル整備や運営の経験が不足により、十分機能しなかったと言われている。そのため、福祉避難所において開設運営訓練の実施、また、要援護者の受け入れ等に必要な物資の整備をすることにより、災害時に要援護者が安心して生活できる環境を提供する能力を養う。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金交付要綱 | | | |
| 事業概要 | 福祉避難所の開設運営訓練実施に必要な物資や要援護者の受け入れ等に必要な物資などの購入費を助成する。 (福祉避難所とは、災害が生じ、一般の避難所では生活が困難な要援護者のために開設する避難所) | 公募か | × | |
| 補助対象経費 | 福祉避難所として必要となる備品物資、もしくは助成事業者が当該年度内に実施する助成事業において必要となる物品の購入経費のうち、市長が認めるもの | 事業費補助か | ○ | |
| 補助金算定方法 | 対象経費の総額か10万円のいずれか少ない額 | 額・率が適正か | △ | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO,社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 2027年度 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額(A) | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------------------|--------|----|--------|----|-------|----|----------|----|------------|----|
| | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 4300 | 千円 | 3,500 | 千円 |
| 補助金決算額(B) | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 800 | 千円 | 2,953 | 千円 |
| 執行率(B/A) | | % | | % | | % | 19% | % | 84% | % |
| 申請件数 | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 8 | 件 | 30 | 件 |
| 交付件数(C) (うち社会福祉法人) | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 8 (8) | 件 | 30 (30) | 件 |
| 平均単価(B/C) | | 千円 | | 千円 | | 千円 | 100 | 千円 | 98 | 千円 |

| | | | | | | |
|----------|-----|---|--------|-------|-------|-------|
| 成果指標の内容 | | 年間30～35件の訓練実施を目標 | | | | |
| 達成 状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | 0 | 0 | 0 | 30 | 30 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 | 8 | 30 |
| 備考 | | 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行から実施施設を見送った施設あり | | | | |

福祉避難所は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所であり、小・中学校などの一般の避難所では生活が困難な要援護者のために、市の判断で二次的に開設するものである。

これまで、神戸市老人福祉施設連盟加盟施設や地域福祉センター等、計 398 か所（令和4年3月末）を福祉避難所に指定している。

全国で災害の発生が増加している中で、福祉避難所としての要介護者の受け入れのほか、施設利用者の安全を確保するために、災害に備えた計画策定が求められており、平時の訓練実施・検証が不可欠となっている。

訓練実施を推し進めるにあたり、訓練物品やダンボールベッド等の要介護者用物資購入費に対する助成制度を令和2年度に整備した（1施設10万円限度）。

令和2年度は8施設、令和3年度は30施設で訓練を実施しており、令和4年度以降も地域福祉センター192か所を除く残りの施設に対して訓練実施を働き掛け、4～5年かけて訓練実施を進めていくとしている（年間35施設程度）。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|---|---|
| <p>不満足 12%</p> <p>満足 65%</p> <p>非常に満足 23%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると88%となった。一方で不満も12%となっている。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 13.0% | 満足している理由として、申請に係る負担が少ない点や公平性、交付のスピードが上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 20.0% | |
| 市の対応 | 33.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 13.0% | |
| 周知 | 20.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 75.0% | 改善要望として、金額が上げられている。また継続的な支援についても上げられている。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 25.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類や実施報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

市では、一旦の終期としては、現指定施設の訓練がすべて実施された場合に終わるものと考えているが、新規施設が増えていることや、訓練継続・備蓄更新の必要性なども考慮して継続の可否についても今後検討していくとしている。

福祉避難所については、一度の訓練ですべてを理解し運営できるものではなく、継続的に行うことでその施設に合ったより良い運営方法の気づきにつながると考

えられ、継続的な支援を行っていくことが望まれる。またアンケート結果においても、継続的な支援を求める声が上がっている。

[意見 16] 福祉避難所の訓練実施の継続について

福祉避難所の訓練実施については、継続的な支援を行っていくことを検討する必要がある。

1. 18 民間社会福祉施設整備等事業

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 民間社会福祉施設整備等事業 | | | | |
| 担当課 | 福祉局高齢福祉課 | | | | |
| 補助金の目的 | 整備費に対する補助を行うことにより、施設整備等の促進を図る | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱 令和3年度兵庫県健康福祉部補助金交付要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱 | | | | |
| 事業概要 | 需要に対応した社会福祉施設の整備を促進するため、施設の整備にかかる費用を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 民間社会福祉施設の整備拡充を図るための経費 等 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 別表に定める区分に従って算定された額 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO,社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 不明 | 経過年数 | 不明 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |
| 備考 | 新規の施設整備だけでなく、運営中の施設に対する補助含む。 | | | | |

| 補助金予算額 ^① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------------------|----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | | 2,818,498 | 千円 | 3,787,801 | 千円 | 4,435,723 | 千円 | 3,351,401 | 千円 | 4,298,179 |
| 補助金決算額 ^② | 213,062 | 千円 | 1,613,689 | 千円 | 1,544,324 | 千円 | 1,935,440 | 千円 | 1,076,837 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 8% | % | 43% | % | 35% | % | 58% | % | 25% | % |
| 申請件数 | 20 | 件 | 37 | 件 | 48 | 件 | 79 | 件 | 59 | 件 |
| 交付件数 ^③ (うち社会福祉法人) | 5 (4) | 件 | 23 (18) | 件 | 23 (22) | 件 | 46 (28) | 件 | 43 (26) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 42,612 | 千円 | 70,160 | 千円 | 67,145 | 千円 | 42,075 | 千円 | 25,043 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 施設の整備目標の設定はあるが、整備補助に対する成果指標の設定はない。 なお、整備目標のある施設全てが補助対象ではない。 |

神戸市内に所在する福祉局の所管する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する民間社会福祉施設に係る事業等整備費に対する補助を行うことにより、施設整備等の促進を図るものである。

補助対象事業については、神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 2 条において、下記のとおり定めている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱第 2 に掲げる施設整備 (2) 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金交付要綱 3 に掲げる事業 (3) 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱第 2 条に掲げる事業 (4) 市長が補助を行い整備する必要があると認める事業 |
|---|

補助金の交付額については、要綱第 4 条においてそれぞれ別表に定める区分に従って算定した額としている。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|---|--|
| <p>非常に満足 33%</p> <p>満足 56%</p> <p>不満 11%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると89%となった。一方で不満も11%となっている。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 38.0% | 満足している理由として、金額や交付のスピード、周知が上げられている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 13.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 25.0% | |
| 周知 | 25.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 13.0% | 改善要望として、金額や周知、手続等が上げられている。また申請書類の煩雑さや分かりにくさについても上げられていた。 |
| 手続き | 13.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 13.0% | |
| その他 | 63.0% | |

(3) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書類、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

実績報告については、要綱第9条において、補助事業実績報告書(様式第10号)を提出することとされ、工事請負契約書等の資料も添付され提出されている。また工事の完了検査については、「完了検査にあたり必要な書類」及びチェックリストを渡し、検査を行っているが、検査結果については文書として残されていない。

[意見 17] 検査結果の文書化について

工事の完成検査については、チェック項目も多岐にわたることから、チェックの内容や結果について文書化しておく必要がある。

1. 19 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助）

（1）補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助） | | | | |
| 担当課 | 福祉局介護保険課 | | | | |
| 補助金の目的 | 定期巡回サービスにかかる人件費から定期巡回サービスの介護報酬及び利用者収入を差し引いた額を補助。 （ただし、補助基準額11,448千円を上限とする） | | | | |
| 根拠法令等 （法律、条例、要綱） | 地方自治法、地方自治法施行令、神戸市補助金等の交付に関する規則、健康福祉部補助金交付要綱（兵庫県要綱） | | | | |
| 事業概要 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に新たに参入する事業者に対し、安定運営を支援するために人件費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 定期巡回サービスに必要な人件費等（報酬、賃金、職員手当、共済費、通勤手当等） | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 定期巡回サービスにかかる人件費から定期巡回サービスの介護報酬及び利用者収入を差し引いた額を補助。 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 営利団体 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2018/4/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独無し） | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | | 千円 | 5,880 | 千円 | 13,500 | 千円 | 24,300 | 千円 | 26,172 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | - | % | 16 | % | 73 | % | 171 | % | 52 | % |
| 申請件数 | | 件 | 2 | 件 | 3 | 件 | 6 | 件 | 5 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | | 件 | 2 (1) | 件 | 3 (2) | 件 | 6 (3) | 件 | 5 (2) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | - | 千円 | 478 | 千円 | 3,307 | 千円 | 6,924 | 千円 | 2,745 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

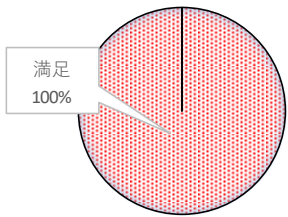
| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 本制度は、新たに参入する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の運営を支援するほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備拡大・事業者の参入促進を図ることを目的としているため、定量的な成果目標を設定していない。その一方で、本制度をはじめ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所向けの補助制度を整備することで、新規参入の事業者からは「補助制度が潤沢であるため、神戸市を選択した」という声もいただけており、事業所の整備拡大・参入促進に繋がっていると考えている。 |

定期巡回サービスとは、定期巡回訪問又は随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うことである。

訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題があったことから、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護という制度が創設された。

しかしながら、有資格者を新たに採用すること、また、事業所ごとに配置することは困難となっているのが現状である。そのため、本市において当補助金制度が創設され、定期巡回サービスに新たに参入しようとする事業者に対し、参入にかかる人件費及び賃貸により事業所を開設する際の賃借料の一部を補助することで、健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業者を確保することに努めている。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|------------------------------|---|
|  | アンケートに回答した法人は、いずれも満足と回答している。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 50.0% | 金額に満足している法人が50%であり、市の対応に満足している法人が50%となっている。 新規事業参入時は、採算を確保することが難しく、また、事業参入時に市の所管課と接し、様々なアドバイスがもらえることから、金額と市の対応に満足していると考えられる。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 50.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 全法人が回答したわけではないが、手続について、不満・改善要望となっている。 アンケート結果から具体的な理由は判明しなかったが、補助金交付申請書及び実施報告書等、複数書類を作成して市に提出する事務作業に手間を要することが要因と考えられる。 |
| 手続き | 100.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

神戸市定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金交付要綱及び神戸市補助金等の交付に関する規則によれば、補助対象事業者は、補助金事業実績報告書、収支決算書及び精算調書等を市に提出し、市は報告書等の審査を行った上で補助金交付額を確定すると規定されている。

【神戸市定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金交付要綱】

(交付申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金 交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 所要額調書（様式第1号の3（人件費助成）又は様式第1号の4（賃借料助成））

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

【神戸市補助金等の交付に関する規則】

(実績報告)

第15条 市長等は、補助事業者等に、補助事業等が完了したとき補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等の成果を記載した実績報告書に次に掲げる書類を添えて、報告させなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 補助事業等の実施状況が分かる書類

(2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(補助金等の交付額の確定等)

第16条 市長等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合（同条第3項第2号に該当する補助金等にあつては、補助事業等の実績を確認した場合。以下同じ。）においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

所管課は、補助事業者より報告書等を入手しているが、補助金額決定の基礎となる定期巡回サービスにかかる人件費支出が記載された所要額調書と補助事業者の給与台帳等の人件費支出の根拠となる資料と照合していなかった。

現状では、不明瞭な収支報告があつた場合に市民への説明責任を果たせず、また、補助事業者に交付された補助金額が適切かどうか検証できないリスクがある。

〔指摘事項6〕 収支に関する報告の確認について

公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合することにより用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにするべきである。

高齢者数の増加とともに、介護サービスの利用者も今後更に増えていくことは容易に予測できる。定期巡回サービスも、今後一層のサービス拡大が期待されることとなる。しかしながら、有資格者を採用すること、また、事業所ごとに配置することは困難となっている現状を鑑み、定期巡回サービスに新たに参入しようとする事業者に対し、参入にかかる人件費及び賃貸により事業所を開設する際の賃借料の一部を補助し、事業者を増やすことに努めてきたところである。

しかしながら、定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金に関する定量的な成果指標が設定されておらず、当該指標に基づく補助金交付の効果が検証できない状況になっている。

〔意見18〕 成果指標の設定について

巡回サービスを提供する事業者を増やすことを目的として本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な事業者数の増加に関する目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。

1. 20 グループホーム整備支援事業

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | グループホーム整備支援事業 | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害福祉課 | | | | |
| 補助金の目的 | グループホームの新規開設、創設、既存の共同生活住居の改修（既存改修）を促進し、グループホーム利用者の福祉の向上を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | グループホームを既に運営中の事業者又は的確に運営することができると思われる事業者が、既存建物を活用して新たに共同生活住居を設置する場合（新規開設）若しくは共同生活住居を新築する場合（創設）又は既存の共同生活住居を改修する場合（既存改修）に要する費用の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設 消防設備整備費、緊急通報装置設置費、バリアフリー化等改修費 ・創設 創設費（本体工事費） ・既存改修 老朽化改修費、消防設備整備費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業費の4/5若しくは3/4又は補助基準額のいずれか低い額 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2014/4/1 | 経過年数 | 7 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

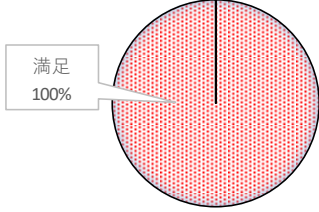
| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 30,000 | 千円 | 50,000 | 千円 | 40,000 | 千円 | 40,000 | 千円 | 40,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 24,074 | 千円 | 10,451 | 千円 | 49,536 | 千円 | 22,219 | 千円 | 49,144 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 80 | % | 21 | % | 124 | % | 56 | % | 123 | % |
| 申請件数 | 22 | 件 | 7 | 件 | 8 | 件 | 7 | 件 | 10 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 21 (17) | 件 | 6 (2) | 件 | 8 (4) | 件 | 7 (5) | 件 | 9 (3) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 1,146 | 千円 | 1,742 | 千円 | 6,192 | 千円 | 3,174 | 千円 | 5,460 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| 成果指標の内容 | | グループホーム定員数 | | | | |
|---------|-----|------------|--------|-------|-------|--------|
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | 700人 | 750人 | 800人 | 850人 | 900人 |
| | 実績値 | 680人 | 734人 | 810人 | 961人 | 1,169人 |

グループホームとは、障害のある人が、世話人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら、共同生活を営む住宅のことをいう。

グループホーム整備支援事業は、社会福祉法人等が新たなグループホームを新規開設する場合や老朽改修にかかる費用の一部を補助するものである。補助対象経費の上限は1,250万円であり、補助金額は補助対象経費の4/5もしくは3/4又は補助基準額のいずれか低い額である。市街地である人口集中地区で新規開設する際は、補助率を4/5としており、グループホームが不足している場所で開設が進むように努めている。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|-----------------------------|--|
|  | アンケートに回答した法人によると、満足と回答している。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 100.0% | 全法人が回答したわけではないが、回答した法人によると、交付金額に満足しているとのことである。アンケートの結果から具体的な理由は判明しなかったが、グループホームの開設及び改修等には、多額の支出が伴うものであり、その一部が補助金として交付されることにより負担が軽減されるためと考える。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 不満及び改善要望に関する回答はなかった。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱によれば、補助対象事業者は、補助金事業実績報告書を市に提出し、市は報告書等の確認を行った上で補助金交付額を確定すると規定されている。

【神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱】

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告があった場合、当該報告に係る書類の審査等を行い、当該事業が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に速やかに通知する。

補助事業者から提出された補助金事業実績報告書及び工事費に関する工事業者からの納品書を確認したところ、納品書に工事事業者の押印がなく、客観的には確定した工事内訳及び金額かどうか分からないものがあった。また、納品書又は工事の内訳が分かる請求明細を入手せず、注文請書のみを市が入手し、どのような工事が行われたのかが客観的には判明しないにもかかわらず、補助金が交付されているものもあった。

現状では、不明瞭な収支報告があった場合に市民への説明責任を果たせず、また、補助事業者に交付された補助金額が適切かどうか検証できないリスクがある。

【指摘事項7】工事費に関する確認資料の要件について

工事費の確認のために入手する根拠資料は、工事の内訳及び金額が客観的に確定していることが確認できるものであるべきである。

1.21 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金（障害者スポーツ・芸術振興事業）

（1）補助金の概要

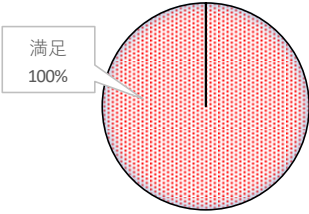
| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補助金（障害者スポーツ・芸術振興事業） | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害福祉課 | | | | |
| 補助金の目的 | （福）神戸市社会福祉協議会の行う障害者スポーツ振興事業、障害者芸術振興事業に要する費用に対し補助金を交付し、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 （法律、条例、要綱） | 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 障害者スポーツを振興し、障害者の健康と社会参加、自立促進を図るため、また、障害者の芸術文化活動の振興を図るとともに障害者への理解を深めるため、（福）神戸市社会福祉協議会の行う障害者スポーツ振興事業、障害者芸術振興事業に要する経費を補助。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 障害者スポーツ振興事業（障害者スポーツの普及啓発、障害者スポーツに関する調査研究、各種障害者スポーツ大会の開催及び選手派遣、各種スポーツ教室の開催、障害者スポーツ体験イベントの開催等）及び障害者芸術振興事業に要する経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業費の10/10 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 外郭団体 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2011/4/1 | 経過年数 | 10 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 補助金予算額④ | 75,791 | 千円 | 74,791 | 千円 | 86,091 | 千円 | 86,091 | 千円 | 83,682 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 80,591 | 千円 | 82,591 | 千円 | 86,091 | 千円 | 73,133 | 千円 | 65,084 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 106 | % | 110 | % | 100 | % | 85 | % | 78 | % |
| 申請件数 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数⑥ （うち社会福祉法人） | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 80,591 | 千円 | 82,591 | 千円 | 86,091 | 千円 | 73,133 | 千円 | 65,084 | 千円 |
| 備考 | ※令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していたスポーツ大会、スポーツ教室等を多数中止したため、予算額と決算額に乖離が生じた。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 障害者スポーツ教室の開催、障害者スポーツ大会の開催・選手派遣、障害者スポーツ普及啓発等の障害者スポーツ振興事業の実績、障害者の芸術作品展の開催実績を成果指標とする。ただし、数値目標は設定していない。 |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 参加者が少ないことをもって、事業の成果を判断することができないため。 |

障害者スポーツ及び芸術活動の推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、共生社会の構築にも貢献することが期待されているもので、当補助金は、重要な役割を担う事業者に対して、活動に必要な費用を市が交付するものである。

(2) 補助金アンケートの結果

| | | |
|---|--------|---|
| 総合的な評価 | | |
|  | | アンケートに回答した法人によると、満足と回答している。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 法人は、市の対応に満足していると回答している。アンケートの結果から具体的な理由は判明しなかったが、当事業の実施には法人と市の協働がかかせないためと考える。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 100.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 不満及び改善要望に関する回答はなかった。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱及び神戸市補助金等の交付に関する規則によれば、補助対象事業者は、事業実施報告書、補助金精算額調書、事業実施状況報告書及び歳入歳出決算書（以下「報告書等」という。）を市に提出し、市は報告書等の審査を行った上で補助金交付額を確定すると規定されている。

【神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金交付要綱】

（事業実績報告等）

第9条 市社協は、当該年度終了後速やかに事業実績報告書（様式第8号）、補助金精算額調書（様式第9号）、事業実施状況報告書（様式第10号）及び歳入歳出決算書を市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第10条 市長は、前条により報告を受けたときは、その内容を審査し、精算を行うものとする。

*神戸市補助金等の交付に関する規則は1. 19に記載のため省略

所管課は、補助事業者より報告書等を入手しているが、令和元年度の補助金額決定の基礎となる補助金精算額調書を確認すると、補助金事前交付額と実支出額の合計が一致しているとして報告されていた。

補助金精算額

| 補助金対象事業名 | 実支出額 A | 交付額 B | 過不足額 C=B-A |
|-------------------------------------|------------|------------|---------------|
| 1 障害者スポーツの普及及び啓発事業 | 1,422,290 | 800,000 | ▲ 622,290 |
| 2 調査研究事業費 | 18,684 | 85,000 | 66,316 |
| 3 障害者スポーツ大会開催及び選手派遣事業（全国身体障害者野球大会等） | 3,826,824 | 3,700,000 | ▲ 126,824 |
| 4 障害者スポーツ振興事業（神戸市障害者スポーツ大会等） | 13,964,672 | 18,671,000 | 4,706,328 |
| 5 障害者スポーツフェスティバル | 2,582,777 | 2,000,000 | ▲ 582,777 |
| 6 障害者芸術振興事業費 | 2,898,219 | 4,000,000 | 1,101,781 |
| 7 障害者スポーツ振興事業 管理費 | 61,377,534 | 56,835,000 | ▲ 4,542,534 |
| 合計 | 86,091,000 | 86,091,000 | 0 |

注 過不足額の▲は、交付が過小であったことを意味する。

（令和元年度 補助金精算額調書より作成）

通常、事業ごとの内訳額が異なるにもかかわらず、事前交付額と実支出額が一致することは考えにくく、管理費に計上されている補助事業者が当補助対象事業に配賦する本部経費もしくは人件費が調整され報告されている。

補助事業における支出は、補助金交付額が適切であるか、また、次年度以降の補助金額の決定の重要な基礎となることから、補助事業者の実態に応じた支出額を報告させる必要がある。

所管課は、上記表にある事業の内訳と計上の根拠となった証憑をサンプリングにより照合しているとのことであるが、実支出の重要な部分を占める管理費を構成する本部経費の配分額及び人件費については、計上根拠資料との照合を行っていなかった。なお、他の年度の事前交付額と実支出額も一致していないが、管理費に関する根拠資料を確認していないことは同様である。

また、補助金は事業ごとに補助金額が決定されているため、個別の事業ごとに精算する必要がある（例えば、「2 調査研究事業費」及び「4 障害者スポーツ振興事業」は補助金を市に返還）が、全事業を合算により精算しているため、精算がなされていない。客観的には、余剰となった補助金が他の事業に流用されているように捉えられる。仮に、全事業通算での精算であるならば、その旨を補助金要綱で明示する必要があると考える。

現状では、不明瞭な収支報告があった場合に市民への説明責任を果たせず、また、補助事業者に交付された補助金額が適切かどうか検証できないリスクがある。

[指摘事項8] 管理費に関する報告の確認及び補助金の精算について

補助事業者の実態に応じた収支報告をさせるとともに、補助事業者の本部経費の配賦資料や給与台帳等と報告されている管理費を照合するべきである。また、補助対象事業ごとに精算を行う、もしくは全事業の収支の通算により精算を行う旨を補助金要綱に定めるべきである。

当補助金は、障害のある人たちが競技を通じてスポーツの楽しさを体験し、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として交付されているものである。

このような補助金交付の目的からすれば、参加者の増加等の一定の定量的な指標（目標）を設定し、効果を検証する必要がある。

しかしながら、本補助金に関する定量的な成果指標が設定されておらず、当該指標に基づく補助金交付の効果が検証できない状況になっている。

[意見 19] 成果指標の設定について

スポーツを通じて障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として、本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な参加者数の増加に関する目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。

1. 22 障害者福祉団体補助

(1) 補助金の概要

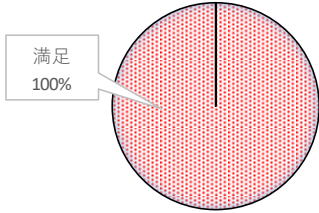
| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 障害者福祉団体補助 | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害福祉課 | | | | |
| 補助金の目的 | 障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市障害者福祉増進事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 障害のある方の福祉の向上に寄与することを目的とした活動を行う団体の事業（相談事業・啓発事業・レクリエーションやスポーツ活動・手話通訳や点訳音訳ボランティア活動など）に対し、補助金を交付する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 材料費等・使用料・謝金・交通費・保険料・郵送通信費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 毎年度予算の範囲内において決定 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2006/4/1 | 経過年数 | 15 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独無し） | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | 11,483 | 千円 | 11,483 | 千円 | 11,483 | 千円 | 17,483 | 千円 | 17,033 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 11,783 | 千円 | 11,483 | 千円 | 11,483 | 千円 | 15,282 | 千円 | 15,326 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | 103 | % | 100 | % | 100 | % | 87 | % | 90 | % |
| 申請件数 | 10 | 件 | 10 | 件 | 10 | 件 | 10 | 件 | 12 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 10 (1) | 件 | 10 (1) | 件 | 10 (1) | 件 | 10 (1) | 件 | 12 (1) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | 1,178 | 千円 | 1,148 | 千円 | 1,148 | 千円 | 1,528 | 千円 | 1,277 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 本補助制度は障害者福祉の増進を目的としているが、補助対象毎に事業の内容(レクリエーション、相談・訓練事業、啓発事業等)や、それぞれ対象者(障害の種類や程度)が異なるという性質を持つため、当該補助金全体を画一的な数値ではかることになじまないため。 |

神戸市内に居住する障害者もしくはその家族で構成されている団体又は障害者を支援する事業を行う者で構成する団体が実施する事業のうち、本市の障害者福祉の増進に寄与すると認められる事業の経費の一部について補助金を交付するものである。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|-----------------------------|---|
|  | アンケートに回答した法人によると、満足と回答している。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 法人は、市の対応に満足していると回答している。アンケートの結果から具体的な理由は判明しなかったが、当事業の実施には法人と市の協働がかかせないためと考える。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 100.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 不満及び改善要望に関する回答はなかった。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

身体障害者、知的障害者及び精神障害者は増加傾向にあり、障害者支援に関するサービスは、今後も拡大が期待される場所である。一方で、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために障害当事者が社会活動に参加する機会を増やすことは、本市の重要な課題と役割と考える。

しかしながら、障害当事者等による団体が少ないことを理由に、当補助金の募集は非公募となっている。

[意見 20] 補助対象団体の募集について

当事業を実施できる団体が他にも存在する可能性があるため、当補助金の募集は公募とすることを検討する必要がある。

神戸市障害者福祉増進事業補助金交付要綱及び神戸市補助金等の交付に関する規則によれば、補助対象事業者は、事業実績報告書、事業実施状況報告書、収支決算書及び事業経費の金額を証する書類（以下「報告書等」という。）を市に提出し、市は報告書等の審査を行った上で補助金交付額を確定すると規定されている。

【神戸市障害者福祉増進事業補助金交付要綱】

（事業実績報告等の提出）

第 10 条 補助対象団体が、補助金規則第 15 条に基づき補助対象事業の実績を報告しようとするときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした日の属する会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績報告書（様式第 10 号）
- （2） 事業実施状況報告書（様式第 11 号）
- （3） 収支決算書（様式第 12 号）
- （4） 事業経費の金額を証する書類

2 市長は、前項の書類に関し、必要な調査を職員に行わせることができる。

*神戸市補助金等の交付に関する規則は 1. 19 に記載のため省略

所管課は、補助事業者より報告書等を入手しているが、補助金額決定の基礎となる事業実施報告書を確認すると、補助事業者が自身の構成団体に助成した金額が報告されているが、構成団体が活動のために支出した費用に関する証拠書類を確認していなかった。また、同報告書に補助事業者の事務費及び経費が計上されているが、内訳を把握しておらず、根拠書類との照合を行っていなかった。

現状では、不明瞭な収支報告があった場合に市民への説明責任を果たせず、また、補助事業者に交付された補助金額が適切かどうか検証できないリスクがある。

〔指摘事項 9〕 収支に関する報告の確認について

公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合することにより用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにするべきである。

当補助金は、当事者団体やその家族等をはじめとした支援団体による相談やレクリエーション活動等に関する補助を行い、障害のある方の福祉の向上に寄与することを目的として創設されたものである。このような補助金交付の目的からすれば、障害者の社会活動への参加機会の増加等の一定の定量的な指標（目標）を設定し、効果を検証する必要がある。

しかしながら、本補助金に関する定量的な成果指標が設定されておらず、当該指標に基づく補助金交付の効果が検証できない状況になっている。

【意見 21】 成果指標の設定について

本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。

1. 23 療養介護事業所等避難スペース備品整備補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 療養介護事業所等避難スペース備品整備補助金 | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害福祉課 | | | | |
| 補助金の目的 | 避難スペースの運営に必要な備品の調達に要する経費の一部を補助することにより、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の福祉の増進を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 療養介護事業所等避難スペースにおける備品整備補助金等交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 療養介護事業所及び医療型障害児入所施設に在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児者向けの避難スペースを設置する社会福祉法人に対して、当該避難スペースの運営に必要な備品の調達に要する経費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | (1) 食料品 (2) 生活用品 (3) 介護衛生用品 (4) 医薬品 (5) その他医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の避難生活を支援するために必要な備品 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業費の10/10（備蓄倉庫その他の備蓄品の保管のため必要な備品についての補助金の額は、対象事業費の3/4） | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2018/4/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|----------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | 3,021 | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | - | % | - | % | - | % | - | % | - | % |
| 申請件数 | - | 件 | 1 | 件 | - | 件 | - | 件 | - | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | 1 (1) | 件 | - | 件 | - | 件 | - | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | - | 千円 | 3,021 | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 交付対象（施設）が極めて限られているため。 |

当補助金は、療養介護事業所等避難スペースを開設した際に支給するものであり、令和元年度以降は開設事業者がないため、交付実績がない。

（２）補助金アンケートの結果

令和３年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

（３）監査の実施

ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

1. 24 ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業

(1) 補助金の概要

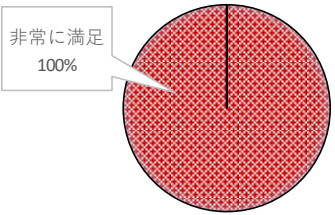
| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----------|----------|----|
| 補助金名 | ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業 | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害者支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れる施設における送迎体制の充実及び送迎に係る介護者の負担軽減を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | ①神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度実施要綱 ②神戸市要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業実施要綱 | | | | |
| 事業概要 | 医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れ、一定の要件を満たす生活介護事業所について、送迎体制の充実及び送迎に係る介護者負担の軽減を図るため、送迎に係る経費及び看護師同乗の場合に係る経費を助成する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | ①専ら重症心身障害者を送迎するための車両のリース料、車両の任意保険料 ②医療的ケアを必要とする重症心身障害者の看護師が添乗した送迎を提供した経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | ①補助対象経費の1/2を上限 ②送迎1回につき2,600円 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | ①2013/4/1 ②2017/4/1 | 経過年数 | ①8 ②4 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------------|----|------------------|----|------------------|----|------------------|----|------------------|----|
| | ①542 ②2,496 | 千円 | ①1,592 ②5,616 | 千円 | ①1,278 ②6,240 | 千円 | ①1,227 ②6,240 | 千円 | ①2,103 ②5,070 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | ①1,285 ②2,496 | 千円 | ①1,184 ②5,908 | 千円 | ①1,186 ②6,428 | 千円 | ①1,178 ②2,119 | 千円 | ①1,127 ②3,013 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | ①237 ②100 | % | ①74 ②105 | % | ①93 ②103 | % | ①96 ②34 | % | ①54 ②59 | % |
| 申請件数 | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 | ①1 ②1 | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | ①1,285 ②2,496 | 千円 | ①1,184 ②5,908 | 千円 | ①1,186 ②6,428 | 千円 | ①1,178 ②2,119 | 千円 | ①1,127 ②3,013 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
|---------------------|--|
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 本事業については、①神戸市内に医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れる生活介護事業者は限定されており、市内全域から利用者を受け入れていること、②重症心身障害者の福祉の向上と送迎に係る保護者の介護負担の軽減を図ることを目的としていることから、量的な効果の把握は困難であり、成果指標は設定していない。 |

重症心身障害者日中活動支援事業とは、市内に居住する在宅の重度の知的障害と重度の肢体障害が重複している方を対象に、日常生活動作・運動機能等に係る訓練・指導等必要な療育を通所にて行い、運動機能等の低下を防止するとともに、その発達を促すことなどを目的とする事業である。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--------------------------------|---|
|  | アンケートに回答した法人によると、非常に満足と回答している。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 法人は、市の対応に満足していると回答している。アンケートの結果から具体的な理由は判明しなかったが、当事業の実施には法人と市の協働がかかせないためと考える。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 100.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 不満及び改善要望に関する回答はなかった。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

当補助金は、重症心身障害者の方の送迎車両のリース料及び同送迎に添乗する看護師の配置にかかる費用を市が負担することをもって、重症心身障害者の福祉の向上及び送迎に係る保護者の介護負担の軽減を図ることを目的とするものである。

神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度実施要綱によると、補助対象経費は、補助事業者が利用者の送迎に利用する車両のリース料及び車両の任意保険料に限定されている。

【神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度実施要綱】

(対象経費)

第2条 神戸市（以下「市」という。）は、医療的ケアが必要な重症心身障害者に対して事業者が実施する送迎サービスに掛かる経費のうち、次のものについて、その一部を補助するものとする。

- | |
|---|
| (1)専ら重症心身障害者を送迎するための車両のリース料 (2)前号の車両に係る任意保険料 |
|---|

しかしながら、補助事業者が当事業に利用する車両の取得方法は、一括払いや割賦払いによる購入もある。リース料にはリース事業者が賦課した利息相当額も含まれるため、一括払い購入もしくは割賦払いによる車両購入の方が、市の負担が軽減される可能性がある。

【意見 22】 補助対象経費について

車両維持に関する補助対象経費を、車両のリース料に限定することなく、一括購入や割賦購入した場合の経費（例えば減価償却費相当額等）も含めることを検討されたい。

神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度実施要綱、及び神戸市補助金等の交付に関する規則によれば、補助対象事業者は、神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度実績報告書（及びその様式に定められた添付書類）を市に提出し、市は報告書等の確認を行った上で補助金交付額を確定すると規定されている。

【神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度実施要綱】

（実績報告及び額確定通知）

第 10 条 事業者は、事業完了後速やかに神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による実績報告の提出があったときは、速やかに補助金額を確定し、神戸市重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成制度補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により、事業者に通知するものとする。

*神戸市補助金等の交付に関する規則は 1. 19 に記載のため省略

しかしながら、補助事業者から提出された事業報告書の添付書類である事業報告書を確認すると、様式で求められた送迎のために配置された運転手の氏名が記入されておらず、同報告書では誰が従事したのか分からない状況であった。

市は、補助事業者からの提出書類をもとに、補助金額の確定を行うことから、提出書類は市の求める事項が網羅的に記載される必要がある。

【意見 23】 提出書類の網羅的な記載について

補助事業者から提出を受ける書類について、市が要求した事項が網羅的に記載されているか確認し、不備のある場合は補助事業者に訂正を求める必要がある。

神戸市要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業実施要綱によれば、交付金額は看護師の添乗 1 回あたり利用者の市内在住者の割合に応じて 1,300 円又は 2,600 円と規定されている。この金額は、平成 29 年に障害福祉に従事する看護師の時給と送迎時間から算出したものとのことである。

【神戸市要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業実施要綱】

(加算額)

第 4 条 市は、加算対象重症者に加算対象送迎を行った者（以下「加算対象事業者」という。）に対して、別表に定める額（以下「看護師送迎支援加算」という。）を支給するものとする。

別表（第 4 条関係）

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 当該送迎を利用した者のうち、市内在住者の割合が 100% | 2,600 円/回 |
| 当該送迎を利用した者のうち、市内在住者の割合が 50%以上 100%未満 | 1,300 円/回 |
| 当該送迎を利用した者のうち、市内利用者の割合が 50%未満 | 加算対象外 |

しかながら、現状においては、人員不足等の社会環境の変化から看護師の時給は当時よりも増加しているものと考えられ、実態と乖離している可能性がある。

【意見 24】 補助金額について

看護師の現状の賃金状況を勘案し、補助金交付金額の見直しを検討されたい。

1. 25 医療型障害児入所施設等運営費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 医療型障害児入所施設等運営費補助金 | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害者支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 対象事業者に対して、入所障害児者の療養費の一部を補助しより充実した医療及び保護体制の確立を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 医療型障害児入所施設等運営費補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 旧重症心身障害児から移行した医療型障害児入所施設及び療養介護事業所に対して、神戸市が支給決定した障害児者の毎月の初日の在籍人員に単価を乗じた額を支給する。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 療養費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 単価×人数 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1973/4/1 | 経過年数 | 48 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | 110,786 | 千円 | 109,824 | 千円 | 109,716 | 千円 | 109,716 | 千円 | 114,852 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 110,742 | 千円 | 114,508 | 千円 | 114,332 | 千円 | 115,055 | 千円 | 112,767 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 100 | % | 104 | % | 104 | % | 105 | % | 98 | % |
| 申請件数 | 13 | 件 | 13 | 件 | 13 | 件 | 13 | 件 | 13 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 13 (5) | 件 | 13 (5) | 件 | 13 (5) | 件 | 13 (5) | 件 | 13 (5) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 8,674 | 千円 | 8,674 | 千円 | 8,674 | 千円 | 8,674 | 千円 | 8,674 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|-----|---|--------|-------|-------|-------|
| 成果指標の内容 | | 成果指標の設定なし | | | | |
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | — | — | — | — | — |
| | 実績値 | 2,692 | 2,785 | 2,783 | 2,801 | 2,749 |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | | 医療型障害児入所施設・療養介護施設については数に限りがあり、入所できる人員が決まっているので、成果指標を定めていない。 | | | | |

医療型障害児入所施設とは、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことが必要と認められた自閉症児、肢体不自由児、重症心身障害児にサービスを提供する施設のことである。

療養介護施設とは、病院等の医療機関に入院している障害者で、医療と併せて常時介護を必要とする方に対し、サービスを提供する施設のことである。

(2) 補助金アンケートの結果

| | | |
|--------------|-------|--|
| 総合的な評価 | | |
| | | 非常に満足及び満足を合わせると86%となった。一方14%が非常に不満と回答している。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 50.0% | 金額に満足している法人が50%であり、市の対応に満足している法人が33.3%、公平性に満足している法人が16.7%となっている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 33.3% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 16.7% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 28.6% | 金額、手続き及び交付のスピードに不満がある法人がそれぞれ28.6%であり、公平性に不満がある法人が14.3%となっている。前年度から大幅な減額があったこと、神戸市に住所があるにもかかわらず、県外施設ということで次年度から人員配置加算がつかないことが不満の要因となっている。 |
| 手続き | 28.6% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 14.3% | |
| 交付のスピード | 28.6% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

1. 26 神戸市身体障害者機能訓練事業

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|---|---------|------------|----------------|
| 補助金名 | 神戸市身体障害者機能訓練事業 | | | |
| 担当課 | 福祉局障害者支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 障害者の身体機能の維持等に必要な機能訓練を行う場を提供し、障害者の福祉の向上を図る。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市身体障害者機能訓練事業実施要綱 | | | |
| 事業概要 | 在宅障害者福祉センターにおいて、障害児・者が、身体機能の維持に必要な機能訓練を行う場を提供し、当該サービス提供に係る経費を補助する。(H5～委託事業にて開始、H23～補助事業に移行) | 公募か | × | |
| 補助対象経費 | 理学療法士又は作業療法士の専門知識を活用した機能訓練を行うための経費 | 事業費補助か | ○ | |
| 補助金算定方法 | 提供実績に応じ、以下の単価に基づき算定 一般：2,717円/回 生活保護受給者：3,217円/回 | 額・率が適正か | △ | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 1993/4/1 (2011/4/1) | 経過年数 | 28 (10) | 補助終了予定年度 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |
| 備考 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金決算額② | 16,058 | 千円 | 16,716 | 千円 | 16,796 | 千円 | 16,894 | 千円 | 15,532 | 千円 |
| 補助金決算額③ | 16,297 | 千円 | 16,895 | 千円 | 13,479 | 千円 | 6,839 | 千円 | 6,994 | 千円 |
| 執行率 (③/①) | 101 | % | 101 | % | 80 | % | 40 | % | 45 | % |
| 申請件数 | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 | 2 | 件 |
| 交付件数④ (うち社会福祉法人) | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 | 2 (2) | 件 |
| 平均単価 (③/④) | 5,432 | 千円 | 5,632 | 千円 | 4,493 | 千円 | 2,280 | 千円 | 3,497 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 本事業については、障害者総合支援法の機能訓練事業を補い、障害児者に対して理学療法士等による専門的な機能訓練サービスの提供の充実を目的とした事業であり、定量的に効果を把握することが困難であることから、成果指標の設定していない。 |

在宅障害者福祉センターは、神戸市内に3施設あり、指定管理者により運営されている。

(2) 補助金アンケートの結果

アンケートの回答はなかった。

(3) 監査の実施

身体障害児・者は増加傾向にあり、支援に関するサービスは、今後も拡大が期待される場所である。障害者が身体機能の維持のために必要な支援が可能な事業者を増やすことは、本市の重要な課題と考える。

しかしながら、市内にはリハビリ病院等のように身体機能維持のための設備や理学療法士の配置が充実した施設が多数あると考えられるが、在宅障害者福祉センターの指定管理者のみに補助金を交付している。

現状では、補助金対象事業者を限定することとなっており、外観上は補助金交付手続に関する透明性が確保されていないと捉えられるリスクがある。

[意見 25] 補助事業者の募集について

当事業に関するサービスを提供できる事業者が他にも存在する可能性があるため、当補助金の支出先選定方法を検討する必要がある。

本補助金に関する定量的な成果指標が設定されておらず、当該指標に基づく補助金交付の効果が検証できない状況になっている。

[意見 26] 成果指標の設定について

具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。

1. 27 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金 | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害者支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 計画相談支援の充実 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項第3号（特定相談支援事業） ・児童福祉法第6条の2の2第6号（障害児相談支援事業） ・計画人材確保要綱 | | | | |
| 事業概要 | 相談支援事業所が、新たに相談支援専門員を雇用・配置した場合、増員した人件費の半額を2年間助成する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 人件費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 相談支援専門員1名の人件費の1/2（ただし障害者、上限200万円、障害児300万円） | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|-------|----|----------|----|----------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 45,000 | 千円 | 90,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 5,556 | 千円 | 15,319 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | - | % | - | % | - | % | 12 | % | 17 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 5 | 件 | 9 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 5 (2) | 件 | 9 (2) | 件 |
| 平均単価（⑥/⑦） | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 1,111 | 千円 | 1,702 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------|-----|--|--------|-------|-----------------------|------------------------|
| 成果指標の内容 | | 神戸市内の相談支援専門員を132人（平成31年4月）から、令和6年度末までの5年間で100人増員（1年につき20人増員）する | | | | |
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | - | - | - | 20人増 | 20人増 |
| | 実績値 | - | - | - | 前年比7名増 (+17人、△10人) | 前年比増減なし (+11人、△11人) |

相談支援専門員とは、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

当補助金は、相談支援専門員が不足していることから創設されたものである。相談支援専門員に限らず、福祉施設に勤務する職員の勤続年数は短いことが課題であることから、補助事業者にとって魅力的な補助制度の検討を続けていく必要があると考える。

（2）補助金アンケートの結果

アンケートの回答はなかった。

（3）監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

1. 28 神戸市地域活動支援センター事業

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市地域活動支援センター事業 | | | | |
| 担当課 | 福祉局障害者支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 創作的活動または生産活動の機会、社会との交流等の便宜を提供し、障害者等の地域生活支援を促進する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号 ・地域生活支援事業 | | | | |
| 事業概要 | 地域生活支援事業における必須事業であり、地域で生活する障害者が、地域社会とのつながりを持ち、自立した生活が送れるよう相談や活動の場を提供する「障害者地域活動支援センター（センター型、多機能型、発達型）」について、事業費の一部を補助する。（地域生活支援事業／必須事業） センター型についてはR5年度に公募を実施予定。 | 公募か | △ | | |
| 補助対象経費 | 事業所運営費（物件費、人件費） | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | センター型：一律12,000千円 発達型：8,000千円 多機能型：利用実績に応じて、要綱に定める基準により算定 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2007/4/1 | 経過年数 | 14 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-----------------------------------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | 197,704 | 千円 | 196,488 | 千円 | 186,700 | 千円 | 189,962 | 千円 | 189,747 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 193,994 | 千円 | 187,342 | 千円 | 188,767 | 千円 | 189,189 | 千円 | 179,325 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 98 | % | 95 | % | 101 | % | 100 | % | 95 | % |
| 申請件数 | 28 | 件 | 29 | 件 | 28 | 件 | 29 | 件 | 28 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 28 (7) | 件 | 28 (7) | 件 | 28 (7) | 件 | 29 (7) | 件 | 28 (7) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 6,928 | 千円 | 6,460 | 千円 | 6,742 | 千円 | 6,524 | 千円 | 6,404 | 千円 |
| 備考 | 件数については、市内・市外の補助金対象となっている事業所数を記載。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 地域活動支援センターでは障害者の居場所提供・相談支援事業を実施している。工賃が発生するような作業を行っている事業所は少ないので、成果指標の設定にはそぐわないと思われる。 |

地域活動支援センターは、地域における障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う拠点である。

地域活動支援センター事業は、センター型、発達型及び多機能型に分類される。

① センター型事業

障害者（児）に対して、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者等による個別のプログラム等を交えた創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流促進及び家族支援等を含めた相談支援等を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。

② 発達型事業

18歳以上の発達障害者を対象に、発達障害者支援センター等の関係機関と連携を取りつつ、居場所事業や社会訓練事業等を行う。

③ 多機能型事業

障害者（児）に対して、自立支援給付を補完する、障害者の地域移行又は就労支援の推進に寄与すると認められる特色ある事業を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--|--|
| <p>非常に不満 33%</p> <p>不満 67%</p> | 不満と回答している法人が67%、非常に不満と回答している法人が33%となっている。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 申請にかかる負担が少ない 市の対応 公平性 交付のスピード 周知 その他 | 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% | もっとも満足している理由に関する回答はなかった。 |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 手続き 市の対応 公平性 交付のスピード 周知 その他 | 75.0% 0.0% 0.0% 25.0% 0.0% 0.0% | 金額に不満と回答している法人が75%、交付のスピードに不満と回答している法人が25%となっている。 アンケートの結果から具体的な理由は判明しなかった。 |

(3) 監査の実施

神戸市地域活動支援センター（センター型）事業実施要綱、神戸市地域活動支援センター（発達型）事業実施要綱及び神戸市地域活動支援センター（多機能型）事業実施要綱によれば、補助対象事業者は、事業実績報告書を市に提出し、市は当報告書により補助金の精算を行うと規定されている。

【神戸市地域活動支援センター（発達型）事業実施要綱】

（実績報告及び補助金の精算）

第30条 事業者は、翌年度の4月末日までに地域活動支援センター（発達型）事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 交付した補助金は、前項の実績報告により精算するものとする。

【神戸市地域活動支援センター（センター型）事業実施要綱】

（実績報告及び補助金の精算）

第28条 事業者は、翌年度の4月末日までに地域活動支援センター（センター

型) 事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
2 交付した補助金は、前項の実績報告により精算するものとする。

【神戸市地域活動支援センター(多機能型)事業実施要綱】
(実績報告及び補助金の精算)

第33条 事業者は、翌年度の4月末日までに地域活動支援センター(多機能型)事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
2 交付した補助金は、前項の実績報告により精算するものとする。

所管課は、補助事業者より事業実施報告書を入手しているが、補助金額決定の基礎となる補助対象経費内訳書(事業実施報告書の添付書類)と補助事業者の経費支出の根拠となる資料を照合していなかった。

現状では、不明瞭な収支報告があった場合に市民への説明責任を果たせず、また、補助事業者に交付された補助金額が適切かどうか検証できないリスクがある。

【指摘事項10】収支に関する報告の確認について

公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合することにより用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにするべきである。

補助金交付に関する要綱は、補助事業者等への対応に不公平がないように定められ、補助金の交付事務の基準となるものである。そこには、補助金の目的、補助対象経費及び事務手続の手順が明確にされている。

要綱に具体的な記載がない状況では、補助金の使用目的が不明確となり、また、補助目的以外の事業に補助金を使用されていたとしても、容易には判別できない状況となる可能性がある。

当事業のセンター型の補助金及び発達型の補助金について、公募要領や認定(更新)要領にはそれぞれ1,200万円及び800万円の上限額が記載されているが、同補助金交付に関する事業実施要綱には当該上限に関する規定が明示されていない。

〔指摘事項 11〕 補助金に関する要領の記載について

補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、公募要領や認定（更新）要領だけでなく、補助金額上限を補助金交付に関する要綱にも規定すべきである。

当補助金は、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として創設されたものである。このような補助金交付の目的からすれば、センターの利用者やサービス提供事業者の増加等の一定の定量的な指標（目標）を設定し、効果を検証する必要がある。

しかしながら、本補助金に関する定量的な成果指標が設定されておらず、当該指標に基づく補助金交付の効果が検証できない状況になっている。

〔意見 27〕 成果指標の設定について

本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、センターの利用者や事業者数の増加等に関する具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。

2 こども家庭局

2. 1 こどもの居場所づくり事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | こどもの居場所づくり事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局こども青少年課 | | | | |
| 補助金の目的 | 小中学生が放課後等に安心して過ごせる「こどもの居場所」が市内小学校区に1か所程度以上でき、身近な地域の中で子どもたちの育ちを支えることができるよう、居場所づくり実施団体の運営支援を行う。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど、課題を抱える子どもたちが増えているなか、放課後等に、食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごすことができる居場所づくりを進めることにより、子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して、予算の範囲内で補助を行います。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 人件費（講師謝金等、交通費、研修費）、事業費（消耗品費、広報費、通信運搬費、保険料、会場借上費等）、備品購入費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 実施内容及び実施頻度に合わせて補助基準額を設けている。 上限140万円 初年度のみ備品購入費（最大10万円）を加算 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 地域団体（自治会等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2016/4/1 | 経過年数 | 5 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | 18,000 | 千円 | 18,000 | 千円 | 18,240 | 千円 | 32,913 | 千円 | 26,983 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 14,308 | 千円 | 16,815 | 千円 | 21,244 | 千円 | 24,837 | 千円 | 34,874 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 79 | % | 93 | % | 116 | % | 75 | % | 129 | % |
| 申請件数 | 33 | 件 | 30 | 件 | 37 | 件 | 41 | 件 | 65 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 27 (7) | 件 | 27 (8) | 件 | 37 (9) | 件 | 41 (8) | 件 | 64 (9) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 530 | 千円 | 623 | 千円 | 574 | 千円 | 606 | 千円 | 545 | 千円 |

| | | | | | | |
|---------|-----|---|--------|-------|-------|---------------------------|
| 成果指標の内容 | | 令和3年度よりこどもの居場所づくりの全市展開を推進。令和5年度までに全小学校区（163校区）での居場所の実施を目指す。 | | | | |
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | — | — | — | — | 100校区での居場所の実施 |
| | 実績値 | — | — | — | — | 102校区での居場所の実施（市補助団体：70団体） |

当補助金における補助金額について、要綱では下記のとおり定められており、実施内容及び実施頻度に合わせて補助基準額を設けている。

（補助金額）

第5条 補助額は、別表2に掲げる年間通算の実施日数に応じた区分の補助基準額を適用し、算出した合計額（上限140万円）を上限とし、予算の範囲内で決定する。

ただし、第2条に掲げる補助対象事業を新たに実施する団体及び実施回数や参加人数等の事業規模を拡大して実施する団体については、補助金交付初年度のみ別途備品購入費5万円（第2条第1号ア及びイの両方を実施する場合は10万円）を右上限額に加算する。

別表2（第5条関係）

| 区分 | 月1回（年間25日）以上 | 月2回（年間25日）以上 | 週1回（年間50日）以上 | 週2回（年間100日）以上 | 初年度のみ |
|----------------------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------------|
| 第2条第1項第1号ア（食事の調理提供を含むこどもの居場所づくり） | 100,000円 | 200,000円 | 400,000円 | 700,000円 | （備品購入費） 50,000円 |
| 第2条第1項第1号イ（学習支援を含むこどもの居場所づくり） | 100,000円 | 200,000円 | 400,000円 | 700,000円 | （備品購入費） 50,000円 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------|-------|------|-------|-----|-------|---------|------|----|------|-----|-------|--|
| <p>不満 17%</p> <p>満足 83%</p> | 83%が満足と回答している。一方、17%が不満と回答している。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>金額</td> <td>20.0%</td> <td rowspan="7">分析結果 金額、市の対応、公平性がそれぞれ20.0%となっている。</td> </tr> <tr> <td>申請にかかる負担が少ない</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>40.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 20.0% | 分析結果 金額、市の対応、公平性がそれぞれ20.0%となっている。 | 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | 市の対応 | 20.0% | 公平性 | 20.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 40.0% | |
| 金額 | 20.0% | 分析結果 金額、市の対応、公平性がそれぞれ20.0%となっている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 20.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 20.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 40.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>金額</td> <td>20.0%</td> <td rowspan="7">分析結果 金額、手続きがそれぞれ20.0%となっている。</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>60.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 20.0% | 分析結果 金額、手続きがそれぞれ20.0%となっている。 | 手続き | 20.0% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 60.0% | |
| 金額 | 20.0% | 分析結果 金額、手続きがそれぞれ20.0%となっている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 20.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 60.0% | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

令和3年度において当補助金の対象となった補助対象団体（ただし、社会福祉法人に限る）の収支状況は下表のとおりである。

・補助対象団体（ただし、社会福祉法人に限る）の収支状況

単位：千円

| | A 団体 | B 団体 | C 団体 | D 団体 | E 団体 | F 団体 | G 団体 | H 団体 | I 団体 |
|-------------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 【収入】 | | | | | | | | | |
| 補助金 | 586 | 700 | 1,400 | 400 | 400 | 400 | 279 | 800 | 399 |
| 利用者負担 | 31 | - | 570 | - | 102 | 115 | - | 679 | 50 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 自己資金 | - | - | 160 | 5 | 69 | 3 | - | 50 | - |
| その他*1 | - | - | 119 | - | 6 | 100 | - | - | - |
| 計 | 617 | 700 | 2,249 | 405 | 577 | 618 | 279 | 1,529 | 448 |
| 【支出】 | | | | | | | | | |
| 計 | 586 | 774 | 2,249 | 405 | 577 | 618 | 279 | 1,529 | 399 |
| 差引 | | | | | | | | | |
| 収支 | 31 | -74 | - | - | - | - | - | - | 50 |
| 補助金割合*2 | 100.0% | 90.4% | 62.3% | 98.8% | 69.4% | 64.7% | 100.0% | 52.3% | 100.0% |
| 自己資金負担割合*3 | 0.0% | 0.0% | 7.1% | 1.2% | 11.9% | 0.5% | 0.0% | 3.3% | 0.0% |

(出典：実績報告書を元に監査人が作成)

(注) 1 他の補助金、寄附金等

2 補助金割合＝補助金収入／支出計

3 自己資金負担割合＝自己資金／支出計

当補助金の補助金額については、事業の実施日数等に応じて算出している。上記表のとおり、当該事業に係る経費の大部分が補助金により賄われており、実質補助率2分の1を超えている。しかし、市としては下記理由により合理的な理由があり問題ないと判断している。

- ・当該事業は利益を生むものではなく、地域団体等が実施する活動であり、補助金以外の財源を確保することが困難である。
- ・市内での実施箇所数を早期に拡大する政策的必要性から、補助目的の実現にあたり過剰な補助とは言い難い。

① 補助金額の算定根拠の妥当性について

市の補助金等見直しガイドラインでは補助金額・補助率の適正化に関して下記のように記載されている。

- ・補助金額または補助率の設定について、補助交付先と行政の役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他都市の類似補助金との比較、補助交付先の財政状況等を勘案し、市民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額・補助率とすること。

- ・補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、国の地方向け補助金の状況等に鑑み、原則として2分の1以内とする。ただし、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を十分に実現することができない場合や2分の1を超える補助率を適用することにより補助目的を早期に実現しようとする場合は、この限りでない。
- ・補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定している場合は、期限を区切ること。

補助金額が上記ガイドラインに基づき対象事業にとって適切かつ妥当なものであると説明するためには、その前提として算定根拠が明確となっている必要がある。しかし、当補助金については、要綱別表2に記載された補助金額の算定根拠が分かる資料等が保存年限を経過していること等により残されていなかったため、どのような基準をもって定められたか確認できなかった。

また、上記ガイドラインでは補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定している場合は期限を区切ることとされているが、当補助金については2分の1を超える補助率の適用期限を定めていない。

[指摘事項 12] 補助金額の算定根拠の妥当性について

補助金額が適切かつ妥当なものであると判断するためには、補助金額を定めた際の算定根拠が分かる資料を適切に保管すること等により、算定根拠を明確にしておくべきである。

[指摘事項 13] 補助率の適正化について

当補助金は補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定しているため、2分の1を超える補助率を適用する期限を定めるべきである。

② 審査会の開催頻度について

交付の申請及び交付決定時の審査について要綱にて下記のとおり定められている。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、別に定める申請期間に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 事業収支予算書（様式第3号）
 - (3) 申請団体の概要（定款等の規約、役員等の名簿、6か月以上の地域活動等の活動実績がわかる資料）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (審査・交付決定)

第7条 前条に基づく申請については、こども家庭局に設置する審査会において、公益性、要件への適合性、効果、計画性（実現可能性）、継続性、公開性、収支の妥当性、当該地域の放課後等のこどもの居場所づくりの実情を総合的に考慮して、補助の採否及び補助予定額を審査し、市長はこれに基づき補助金の交付決定を行う。

市に交付決定における審査会について毎年度開催しているか確認したところ、最初の申請時には団体の詳細について確認し、審査を行うが、次年度以降は団体からの申請書や実施計画書等を基に決裁により交付決定を行っており、審査会は開催していないとのことであった。審査会の開催について要綱では最初の申請時のみ開催する旨の記載がなく、現状、要綱の記載と実務が一致していない状態であった。

[指摘事項 14] 審査会の開催頻度について

審査会の開催について最初の申請時だけで問題ないか十分検討し、問題ないと判断した場合には、要綱の規定を実態に合わせて改正すべきである。

③ 適切な補助金額の交付について

補助金交付額の確定について要綱では下記のとおり実績報告書類等の審査等により行うと定められている。

(交付額の確定)

第9条 市長は実績報告書類等の審査等を行い、補助金等の交付決定の内容及

びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、補助団体に通知するものとする。

(1) 補助金額等確定通知書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 確定した補助金等の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

A団体及びI団体については、交付額の確定により上記「収支状況」の補助金の全額について交付を受けている。しかし、A団体及びI団体はそれぞれ利用者負担による収入があるため、余剰金（A団体 31 千円、I 団体 50 千円）が発生している。利用者負担のある他の団体では、補助金の交付額に利用者負担分は含まれていないことからすれば、A団体及びI団体に対しても対象経費から利用者負担分を控除した額を補助金として交付するべきであったといえる。

[指摘事項 15] 適切な補助金額の交付について

補助金を交付する場合においては、補助団体へ必要以上の補助金を交付して余剰金を発生させることのないように、対象経費から利用者負担分を控除した残額を交付するべきである。また、合わせて当該取り扱いを要綱上にも明記するべきである。

2. 2 児童福祉施設併設型民間児童館事業補助金

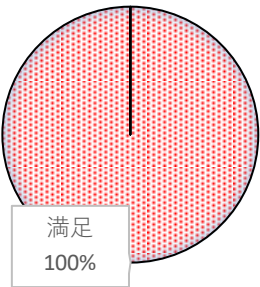
(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 児童福祉施設併設型民間児童館事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局こども青少年課 | | | | |
| 補助金の目的 | 児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市児童福祉施設併設型民間児童館事業助成要綱 | | | | |
| 事業概要 | 民間の児童福祉施設に併設し、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施する児童館に運営費助成を行う。 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 児童館運営費に係る経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 児童福祉施設併設型民間児童館助成要綱に基づき施設ごとに算出 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2015/4/1 | 経過年数 | 6 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調 (市単独有) | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 78,599 | 千円 | 82,134 | 千円 | 94,635 | 千円 | 91,764 | 千円 | 92,322 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 82,378 | 千円 | 86,904 | 千円 | 93,083 | 千円 | 108,169 | 千円 | 94,747 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 105 | % | 106 | % | 98 | % | 118 | % | 103 | % |
| 申請件数 | 4 | 件 | 4 | 件 | 4 | 件 | 4 | 件 | 4 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 4 (4) | 件 | 4 (4) | 件 | 4 (4) | 件 | 4 (4) | 件 | 4 (4) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 20,595 | 千円 | 21,726 | 千円 | 23,271 | 千円 | 27,042 | 千円 | 23,687 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を目標・目的に補助を行っているが、具体的な目標値を数値で定めることが難しく、成果指標は設定していない。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|-------|--------------------------------------|
|  | | 満足の回答が100%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 分析結果 公平性及び周知がそれぞれ 50.0%となっている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 50.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 50.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 分析結果 回答なし。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

令和3年度の実績報告書における各団体の収支内訳は下表のとおりである。

・実績報告書における各団体の収支内訳

単位：千円

| | A 団体 | B 団体 | C 団体 | D 団体 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | | | | |
| 補助金 | 36,218 | 18,576 | 25,988 | 17,438 |
| その他の補助金 ^{*1} | - | - | 2,214 | 1,965 |
| 利用料収入 ^{*2} | 5,860 | 5,818 | 9,858 | 2,717 |
| その他収入 ^{*3} | 341 | 373 | 499 | 496 |
| 他拠点等からの繰入 | 5,000 | - | 7,594 | - |

| | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| 計 | 47,420 | 24,767 | 46,153 | 22,617 |
| 支出 | | | | |
| 人件費、事務費、事業費 | 33,159 | 18,344 | 31,422 | 18,273 |
| 減価償却費 | - | 502 | - | - |
| その他支出 | 161 | - | 8 | 2,838 |
| 固定資産取得 | 2,679 | - | - | 107 |
| 他拠点等への繰入 | 5,220 | - | 8,244 | - |
| 積立金支出 | 5,000 | - | - | - |
| 計 | 46,218 | 18,846 | 39,674 | 21,218 |
| 差引 | | | | |
| 繰越金 | 1,202 | 5,921 | 6,479 | 1,399 |
| 補助金割合 ^{*4} | 87.9% | 101.3% | 65.5% | 82.2% |

(出典：実績報告書を元に監査人が作成)

- (注) 1 当補助金以外の補助金
2 保育料、おやつ代、延長料等
3 寄附金、受取利息等
4 補助金割合＝補助金収入／(支出計－減価償却費－積立金支出)

当補助金の補助金額については、基本額 13 百万円に事業内容等に応じて一定の額を加算する方法で算出している。上記の表のとおり、当該事業に係る経費の大部分が補助金により賄われており、実質補助率 2 分の 1 を超えている。また、対象団体全てにおいて余剰金である繰越金が発生しており、特に B 団体及び C 団体においては 6 百万円程度発生していた。

① 補助金額の妥当性について

市としては、繰越金が発生した場合においても児童館運営へ使用する目的があれば認めているとのことであり、補助金額及び補助率については妥当な水準であると判断している。しかし、補助金は、客観的に市が公費を支出する必要があると認められるものに限って交付されるべきものであるため、市としては、実績報告書をもとに繰越金の金額の妥当性及び実際に児童館運営に必要なことに使用しているかについて検証を行い、具体的な使途がない繰越金や金額に説明がつかない繰越金がある場合には、補助金の一部返還を検討すべきである。そ

の上で、全ての団体で繰越金が発生していることも踏まえ、利用料等その他の財源で実施できる範囲については、補助金の減額も視野に入れて補助金額や交付要綱の見直しを検討すべきである。

【指摘事項 16】 補助金額の妥当性について

繰越金が発生した場合にはその用途について検証を行うべきである。また、対象団体全てにおいて補助率が2分の1を超えており、かつ、繰越金が発生していることを踏まえ、補助金額の見直しを検討すべきである。

② 支出方法について

市の補助金見直しガイドラインでは、適切な支出方法への転換として下記のとおり記載されている。

補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、市による直接執行や委託等による方法が適当である場合は、他の支出方法へ切り替えること。特に実施にかかる経費の全額を補助する事業については、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。

当補助金に係る事業については実施に係る経費の全額を補助しているものではないが、経費の大部分は、補助金と利用料収入を財源として行われており、各団体の自己負担は極めて少ないことから、ガイドラインにある補助金から委託への支出方法に切り替えることも検討すべきと考えられる。

しかしながら、現状では、補助金としての支出が適切であると判断し他の方法への切り替えについては特段検討されていない。

【意見 28】 支出方法について

当該事業の支出方法について、補助金見直しガイドラインを参考に補助金の見直しの際に委託への切り替えについて検討されたい。

③ 補助対象経費の明確化について

当補助金の対象となる経費については、要綱では下記のとおり定められている。

(対象経費)

第3条 助成費の対象経費は、事業の執行に必要な給料、職員手当費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等とする。

各団体の実績報告書における支出内訳を確認した結果、要綱に対象経費として列挙されていない下記項目が計上されていた。

- ・非現金支出費用である減価償却費
- ・その他の支出として内訳が明示されていない支出
(特にD団体はその他の支出として2百万円を超える額を計上)
- ・本部拠点や他のサービス区分への繰出金
- ・将来の投資に対する積立金支出

上記経費のうち、減価償却費については、物品購入時に対象経費として計上していれば経費の二重計上となるため、内容を精査し、適正に報告させる必要がある。

その他の支出については、当該支出の中に補助対象外の経費が含まれていた場合に見逃すことにつながりかねないため、やむを得ない場合を除き、その他の支出として集約せずに適切な科目により計上するべきである。

本部拠点等への繰出や積立金支出については、市としては、児童館運営に必要なものであれば要綱の「等」に含まれると判断し、認めているとのことであったが、要綱には繰出金や積立金について特段記載がなく、また、実際に児童館運営に必要なことに使用されているかについて検証されていなかった。

補助金とは、行政が公益性を認めた特定の事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援であることに鑑みれば、補助対象経費は客観的にみて行政が支出する必要性が高いと認められるものに限定されるべきである。このため、補助対象経費を列挙している場合には、やむを得ない場合を除き例外事項を認めるべきではない。

また、各団体とも実績報告書等の支出内訳において補助対象経費と補助対象外経費を区別して記載していないため、審査の厳格性・便宜性の観点から区別して記載するように指導することが望まれる。

[意見 29] 補助対象経費の明確化について

補助制度の趣旨に鑑み、補助対象経費については要綱に列挙されている費目に限定されるべきであり、仮に例外事項を認める場合には、その必要性を十分に検討した上で、予め要綱等でその要件等を明らかにしておく必要がある。

④ 実績報告書等に係る審査の厳格化について

実績報告書等に係る審査について要綱及び補助金規則にて下記のとおり定められている。

・ 要綱

(交付額の確定)

第 11 条 市長は、補助金規則第 16 条による助成金の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書（様式第 11 号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

・ 補助金規則

(補助金等の交付額の確定等)

第 16 条 市長等は、(中略) 報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

これらの定めにもかかわらず、当補助金において次の不備があった。

- ・ 補助対象経費に減価償却費 501 千円が含まれていた。
- ・ 補助対象経費にその他の支出として使途不明な支出 2,837 千円が含まれていた。
- ・ 各収入項目を合算すれば 24,766 千円になるが、決算書の収入合計欄は 2,685 千円と記載されていた（決算書合計欄の記載誤り）。

- ・補助金交付額は 17,437 千円であるが、決算書の収入項目には指定管理料 19,402 千円の記載があるのみで補助金交付額に見合った補助金収入が計上されていなかった。

これらの不備により補助金が過大に交付されていた可能性もあるため、市の担当者に実績報告書等の審査方法について確認した結果、決算書にて支出項目を確認するだけで、請求書や領収等の証憑書類の確認までは行っておらず、また、現地調査や定期的な監査も実施していないとのことであった。

多額の繰越金が計上されている団体があるにもかかわらず、現状、市の審査は書類の形式的な確認に留まっており、提出書類に誤りがあった場合等においても気づかれずに処理される可能性が高い状況となっている。

なお、令和4年度からは現地監査を実施しているとのことである。

[意見 30] 実績報告書等に係る審査の厳格化について

実績報告書等に係る審査の実効性を高めるためには、補助対象経費について証憑書類の確認まで実施するべきである。また、繰越金が預金で保管されている場合には通帳を確認するなどの手続きまで検討する必要がある。さらに、補助対象事業者において事務処理が適正に行われているかを確認するため、現地調査や定期的な監査についても実施する必要がある。

2. 3 大学と連携した子育て支援事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 大学と連携した子育て支援事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局こども青少年課 | | | | |
| 補助金の目的 | 児童館や大学連携の子育てひろばなどの既存の子育て支援施設に加え、より多くの市民の方が身近な地域で子育て支援が受けられるよう、既存子育て支援拠点から（直線距離で）概ね1km以上離れている場所において当該事業を行う民間事業者を優先的に補助対象とし、子育て中の親子への支援をよりきめ細やかに行うとともに、孤立感や負担感の解消につなげていく。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 子ども・子育て支援交付金交付要綱、神戸市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第64号。）第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う大学、短期大学、保育士養成校施設の指定を受けた専門学校や民間事業者などに対し、予算の範囲内で補助を行います。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 人件費、事業費、初年度の備品購入費、広告宣伝費、光熱水費、土地又は建物の賃借料、利用者及び従業員用保険料等 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助率10/10。開設日数や職員配置に応じた補助金額（国基準）を上限。 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 学校法人、地域団体等 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2007/4/1 | 経過年数 | 14 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独無し） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | 41,724 | 千円 | 47,224 | 千円 | 45,633 | 千円 | 81,816 | 千円 | 98,383 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 42,716 | 千円 | 45,214 | 千円 | 44,268 | 千円 | 75,568 | 千円 | 96,781 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 102 | % | 96 | % | 97 | % | 92 | % | 98 | % |
| 申請件数 | 9 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 | 12 | 件 | 19 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 9 (0) | 件 | 9 (0) | 件 | 9 (0) | 件 | 12 (0) | 件 | 17 (0) | 件 |
| 平均単価（⑥/⑦） | 4,746 | 千円 | 5,024 | 千円 | 4,919 | 千円 | 6,297 | 千円 | 5,693 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | より多くの市民の方が身近な地域で子育て支援が受けられるよう、既存子育て支援拠点から距離が離れている場所に新たな拠点ができることを目標・目的に補助を行っているが、具体的な目標値を数値で定めることが難しく、成果指標は設定していない。 |

(2) 補助金アンケートの結果

令和3年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

(3) 監査の実施

当補助金は、より多くの市民の方が身近な地域で子育て支援が受けられるよう、既存子育て支援拠点から距離が離れている場所に新たな拠点ができることを目標・目的に行っている補助金である。

成果指標については具体的な目標値を数値で定めることが難しいため設定していないとのことであるが、市の補助金見直しガイドラインに記載のとおり、補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行い、PDCAサイクルを回すことが重要である。このため、当補助金においてもその目的に照らし、新たな拠点の設置や施設利用者数の増加などを成果指標として設定し、その上で効果の測定を行うことが望まれる。

[意見 31] 成果指標の設定について

当該補助事業の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。

2. 4 放課後児童健全育成事業助成金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 放課後児童健全育成事業助成金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局こども青少年課 | | | | |
| 補助金の目的 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 児童福祉法第6条の3第2項 | | | | |
| 事業概要 | 民設学童保育所助成金 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 「放課後児童健全育成事業助成要綱」に記載のとおり | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 放課後児童健全育成事業助成要綱に基づき施設ごとに算定 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 地域団体（自治会等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1972/4/1 | 経過年数 | 49 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | 202,808 | 千円 | 205,173 | 千円 | 256,033 | 千円 | 355,138 | 千円 | 263,592 |
| 補助金決算額⑤ | 171,273 | 千円 | 182,902 | 千円 | 238,323 | 千円 | 302,521 | 千円 | 258,111 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 84 | % | 89 | % | 93 | % | 85 | % | 98 | % |
| 申請件数 | 38 | 件 | 39 | 件 | 40 | 件 | 39 | 件 | 38 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 38 (5) | 件 | 39 (6) | 件 | 40 (6) | 件 | 39 (7) | 件 | 38 (7) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 4,507 | 千円 | 4,690 | 千円 | 5,958 | 千円 | 7,757 | 千円 | 6,792 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 学童を利用する児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営者に対して必要な費用の補助を行っているが、具体的な目標値を数値で定めることが難しく、成果指標は設定していない。 |

要綱では補助対象経費として下記 16 項目が定められている。

- ・運営費、賃料助成費、障害児受入加算、要配慮児受入加算、早朝加算、長時間開設加算、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善、ICTシステム助成費、施設維持費、学習支援加算、送迎支援加算、処遇改善臨時特例事業費、衛生・安全対策費、認定研修助成費、県警ホットライン設置助成費、その他市長が特別に必要と認めた経費

また、要綱では補助金額について対象経費ごとに基準が定められており、運営費については下記基準となっている。

| 区分 | | 金額 |
|-------------|------------------|---------------|
| 全日開設 | 児童 5 人以上 10 人未満 | 1,378,000 円以内 |
| | 児童 10 人以上 20 人未満 | 2,053,000 円以内 |
| | 児童 20 人以上 41 人未満 | 4,194,000 円以内 |
| | 児童 41 人以上 81 人未満 | 4,420,000 円以内 |
| | 児童 81 人以上 | 6,153,000 円以内 |
| 土曜日に開設しない場合 | 児童 5 人以上 10 人未満 | 1,378,000 円以内 |
| | 児童 10 人以上 20 人未満 | 1,641,000 円以内 |
| | 児童 20 人以上 41 人未満 | 3,356,000 円以内 |
| | 児童 41 人以上 81 人未満 | 3,537,000 円以内 |
| | 児童 81 人以上 | 4,840,000 円以内 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|--|---|
| <p>不満 25%</p> <p>非常に満足 25%</p> <p>満足 50%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると75%となった。一方25%が不満と回答している。</p> | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | <p>分析結果 市の対応が66.7%となっている。</p> |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 66.7% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 33.3% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 50.0% | <p>分析結果 金額及び手続がそれぞれ50.0%となっている。</p> |
| 手続き | 50.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

令和3年度の実績報告書における各団体（ただし、社会福祉法人に限る）の収支内訳は下表のとおりである。

・実績報告書における各団体の収支内訳

単位：千円

| | A 団体 | B 団体 | C 団体 | D 団体 | E 団体 | F 団体 | G 団体 |
|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|
| 収入 | | | | | | | |
| 補助金 | 6,113 | 8,200 | 7,042 | 5,854 | 7,812 | 8,856 | 5,314 |
| 保護者負担金 | 4,787 | 5,106 | 2,349 | 3,748 | 2,200 | 4,324 | 4,646 |
| その他*1 | 0 | 84 | 12 | - | - | 50 | 5,238*2 |
| 計 | 10,899 | 13,389 | 9,403 | 9,602 | 10,012 | 13,230 | 15,198 |

| | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|----------------------|
| 支出 | | | | | | | |
| 人件費・物件費等 | 10,010 | 12,082 | 8,161 | 9,602 | 9,648 | 13,230 | 15,198 ^{*3} |
| 計 | 10,010 | 12,082 | 8,161 | 9,602 | 9,648 | 13,230 | 15,198 |
| 差引 | | | | | | | |
| 繰越金 | 890 | 1,308 | 1,242 | - | 364 | - | - |
| 補助金割合 ^{*3} | 61.1% | 67.9% | 86.3% | 61.0% | 81.0% | 66.9% | 35.0% |

(出典：実績報告書を元に監査人が作成)

- (注) 1 利用者外給食費、受取利息配当金等
2 他会計区分からの受入金 5,238 千円
3 空調設備改修工事 4,214 千円あり
4 補助金割合=支出計/補助金

当該事業に係る経費の多くが補助金により賄われており、7 団体中 6 団体において実質補助率 2 分の 1 を超えていた。また、7 団体中 4 団体において余剰金である繰越金が発生していた。

① 繰越金の妥当性について

繰越金については、市としては、退職積立金など用途が定まっていれば認めており、用途を定めるように指導を行っているとのことであった。しかし、現状、実績報告書の繰越金欄には用途に関して何ら記載されていなかった。

[意見 32] 繰越金の妥当性について

繰越金が発生した場合には実績報告書等にその用途を明記するように指導した上で、具体的な用途がない繰越金や金額に説明がつかない繰越金がある場合には、補助金の一部返還や交付基準の見直しを検討されたい。

② 支出方法について

市の補助金見直しガイドラインでは適切な支出方法への転換として下記のとおり記載されている。

補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、市による直接執行や委託等による方法が適当である場合は、他の支出方法へ切り替えること。特に実施にかかる経費の全額を補助する事業については、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。

当補助金に係る事業については実施に係る経費の全額を補助しているものではないが、経費の大部分は、補助金と保護者負担金を財源として行われており、空調設備改修工事を実施したG団体を除き、各団体の自己負担は極めて少ないことから、ガイドラインにある補助金から委託への支出方法に切り替えることも検討すべきと考えられる。

しかしながら、現状では、補助金としての支出が適切であると判断し他の方法への切り替えについては特段検討されていない。

【意見 33】 支出方法について

当該事業の支出方法について、補助金見直しガイドラインを参考に補助金の見直しの際に委託への切り替えについて検討されたい。

2. 5 民間児童福祉施設職員給与改善補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局こども青少年課 | | | | |
| 補助金の目的 | 民間児童福祉施設に従事する職員の処遇を改善することによる職員の確保と資質の向上を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 民間の児童福祉施設の職員の処遇を充実させ、職員の確保と資質の向上を図るため、民間児童福祉施設に従事する職員の給与改善費の助成を行う。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 職員の給与を改善するための経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 対象職員の勤続年数に応じて、年間60千円～472千円を支給 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2015/4/1 | 経過年数 | 6 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 12,053 | 千円 | 12,526 | 千円 | 24,941 | 千円 | 30,592 | 千円 | 46,500 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 12,315 | 千円 | 16,041 | 千円 | 28,786 | 千円 | 40,709 | 千円 | 49,025 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 102 | % | 128 | % | 115 | % | 133 | % | 105 | % |
| 申請件数 | 40 | 件 | 43 | 件 | 59 | 件 | 82 | 件 | 95 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 40 (34) | 件 | 43 (35) | 件 | 59 (39) | 件 | 82 (39) | 件 | 95 (41) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 308 | 千円 | 373 | 千円 | 488 | 千円 | 496 | 千円 | 516 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 児童福祉施設に従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資するために補助を行っているが、具体的な目標値を数値で定めることが難しく、成果指標は設定していない |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------------|-------|------|------|-----|-------|---------|-------|----|-------|-----|------|------|---|
| <p>非常满意 33%</p> <p>満足 48%</p> <p>不満 19%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると81%となった。一方19%が不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>64.7%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>17.6%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>11.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 64.7% | 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | 市の対応 | 5.9% | 公平性 | 17.6% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 11.8% | その他 | 0.0% | 分析結果 | 金額が64.7%、公平性が17.6%、周知が11.8%となっている。 |
| 金額 | 64.7% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 5.9% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 17.6% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 11.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>14.3%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>9.5%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>66.7%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 4.8% | 手続き | 14.3% | 市の対応 | 4.8% | 公平性 | 9.5% | 交付のスピード | 66.7% | 周知 | 0.0% | その他 | 0.0% | 分析結果 | 交付のスピードが66.7%、手続きが14.3%、公平性が9.5%となっている。 |
| 金額 | 4.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 14.3% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 4.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 9.5% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 66.7% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

当補助金は、民間児童福祉施設に従事する職員の処遇を改善することによる職員の確保と資質の向上を目的として交付される補助金であり、児童福祉法に規定する下記の施設が対象となっている。

- ・民間児童福祉施設

| 施設種別 | 所管課 |
|-------------|-------|
| 乳児院 | 家庭支援課 |
| 母子生活支援施設 | 家庭支援課 |
| 保育所 | 幼保振興課 |
| 幼保連携型認定こども園 | 幼保振興課 |

| | |
|-------------------------|---------|
| 児童養護施設 | 家庭支援課 |
| 児童家庭支援センター | 家庭支援課 |
| 情緒障害児短期治療施設 | 家庭支援課 |
| 児童館(ただし、法人が運営する児童館に限る。) | こども青少年課 |

① 補助単価の見直しについて

補助金の額は、原則として補助基準日（4月1日又は10月1日）における満61歳未満の正規雇用職員について、勤続年数区分ごとにそれぞれ定められた補助単価を合算した額となっている。昭和52年度以降の1人あたり補助単価の推移は下記表のとおりである。

・昭和52年度以降の1人あたり補助単価の推移

単価：千円

| 勤続年数 | 1人あたりの補助単価（執行単価） | | | | | | | |
|------------|------------------|------|------|------|------|--------------|----------------|-----------|
| | 昭和52 | 昭和53 | 昭和54 | 昭和55 | 昭和56 | 昭和57 ～平成4 | 平成5～ 平成17*1 | 平成18 ～ |
| 25年以上 | 124 | 155 | 215 | 290 | 385 | 418 | 450 | 472 |
| 22年以上25年未満 | | | | | | 385 | 420 | 441 |
| 19年以上22年未満 | | | | | 352 | 390 | 409 | |
| 16年以上19年未満 | | | | | 319 | 355 | 373 | |
| 13年以上16年未満 | | | | | 290 | 320 | 336 | |
| 10年以上13年未満 | 114 | 132 | 163 | 211 | 242 | 242 | 280 | 294 |
| 7年以上10年未満 | 110 | 123 | 144 | 180 | 198 | 198 | 220 | 220 |
| 4年以上7年未満 | 98 | 109 | 123 | 140 | 154 | 154 | 170 | 170 |
| 2年以上4年未満 | 86 | 92 | 100 | 100 | 110 | 110 | 120 | 120 |
| 1年以上2年未満 | | | | | 100 | 80 | 90 | 90 |
| 1年未満 | | | | | 55 | 50 | 60 | 60 |

(出典：市作成資料を一部改訂)

注) 1 平成15年度～17年度の補助単価は市職員の給与カットに合わせて20%カットした額となっている。

補助単価については、上記のとおり平成18年度以降見直しが行われていない。

補助金導入の背景として、官民の給与格差が一つの要因となっているが、直近の改訂年度から15年間経過した現在では社会経済情勢等の変化により、補助金額の妥当性が損なわれている可能性がある。また、現状では、勤続年数だけを加味して補助単価が決まる仕組みとなっている。

〔意見34〕 補助単価の見直しについて

当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助金の算定方法を検討することで、より効果を発揮できる仕組みへと見直していく必要がある。

② 実績報告書の記載不備について

補助事業を行おうとする者（補助事業者）は、下記要綱に記載のとおり、補助金の受領後2か月以内に市に対して実績報告書を提出する必要がある。

（実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、補助金を職員に支給したのち、その内容を民間児童福祉施設職員給与改善補助金実績報告書（様式第4号）により、補助金の受領後2月以内に市長に報告しなければならない。

実績報告書には、受領した補助金額と当該補助金を各職員に支給した日及び職員ごとの支給額を記載することとなっている。実績報告書を確認した結果、下記の記載不備があった。

- ・職員への補助金分の支給日欄の記載漏れ
- ・職員への補助金分の支給日が実績報告書提出後の日付となっている。
- ・市から受領した補助金額と職員への補助金分の支給金額が異なる。
- ・職員ごとの勤続年数・ランク欄の記載漏れ

市に確認したところ、上記不備については給与明細書等の実績報告書添付資料により確認しているとのことであったが、実績報告書の審査を効率的に行い、実効性を高めるためには記載不備を極力減らすことが望まれる。

〔意見 35〕 実績報告書の記載不備について

補助事業者に対して実績報告書の適切な作成について周知・徹底するとともに、現場負担軽減に向けたITの活用等による対応を検討することにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率的かつ実効性を高めた審査を行う必要がある。

③ 成果指標の設定について

当補助金は、民間児童福祉施設に従事する職員の処遇を改善することによる職員の確保と資質の向上を目的に行っている補助金である。成果指標については具体的な目標値を数値で定めることが難しいため設定していないとのことであるが、市の補助金見直しガイドラインに記載のとおり、補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行い、PDCAサイクルを回すことが重要である。このため、当補助金においてもその目的に照らし、職員の定着率などを成果指標として設定し、その上で効果の測定を行うことが望まれる。

〔意見 36〕 成果指標の設定について

補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。

2. 6 こどもの未来支援プロジェクト補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|--|---------|---|-----------------|
| 補助金名 | こどもの未来支援プロジェクト補助金 | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 措置費や補助金等では充足できていない施設入所児童の部活動費や学用品購入、修学旅行にかかる費用を支援する。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | こどもの未来支援プロジェクト補助金交付要綱 | | | |
| 事業概要 | ふるさと納税を活用して、児童養護施設等入所児童等に対し、学習支援・自立支援に要する経費を補助する。 | 公募か | ○ | |
| 補助対象経費 | 措置費や補助金等では充足できていない施設入所児童の学用品の購入、新型コロナウイルス対応にかかる費用、児童の退所時の支援（令和4年度） | 事業費補助か | ○ | |
| 補助金算定方法 | こどもの未来支援プロジェクトへの支援を希望するものとして集まった寄付総額を限度に、市長が決定 | 額・率が適正か | △ | |
| 主な交付先 | 地域団体（自治会等） | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 2017/4/1 | 経過年数 | 4 | 補助終了予定年度 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|-------|----|
| | 10,000 | 千円 | 10,000 | 千円 | 10,000 | 千円 | 10,000 | 千円 | 3,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 1,783 | 千円 | 1,391 | 千円 | 5,072 | 千円 | 2,601 | 千円 | 8,601 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 18 | % | 14 | % | 51 | % | 26 | % | 287 | % |
| 申請件数 | 22 | 件 | 21 | 件 | 26 | 件 | 19 | 件 | 26 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 22 | 件 | 21 | 件 | 26 | 件 | 19 | 件 | 26 | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 81 | 千円 | 66 | 千円 | 195 | 千円 | 137 | 千円 | 331 | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 成果目標を設定し、達成状況をはかるものではないため。 |

こどもの未来支援プロジェクトは、神戸市に対するふるさと納税において、現在22項目設定されている寄付金の使い道の中から「児童養護施設で暮らす子どもたちの活動を応援しよう」を指定された寄付金を原資として補助を行うものである。

当該使い道に関し、神戸市のふるさと納税のホームページにおいては「保護者の疾病などにより、家庭で児童を育てることができない場合に、家庭に代わって児童を養育するため、神戸市内には「児童養護施設」や「乳児院」等の児童福祉施設があります。みなさまからの寄附は、神戸市内の児童養護施設等に入所している子どもたちへの支援に活用いたします。」と記載されている。

このような寄付者の目的を反映し、補助金の要綱では下記のとおり規定されている。

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「児童養護施設等」という。）とする。

- (1)児童養護施設
- (2)乳児院
- (3)児童自立支援施設
- (4)児童心理治療施設
- (5)母子生活支援施設
- (6)ファミリーホーム
- (7)里親

第3条 補助事業の対象となる経費は、入所している児童等に必要な学用品等の購入経費とする。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|---|--|
| <p>不満足 30%</p> <p>非常に満足 20%</p> <p>満足 50%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると70%となった。一方30%が不満と回答している。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 28.6% | 分析結果 金額、市への対応、公平性が28.6%となっている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 28.6% | |
| 公平性 | 28.6% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 14.3% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 分析結果 交付のスピードが30.0%、手続きが20.0%となっている。 |
| 手続き | 20.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 10.0% | |
| 交付のスピード | 30.0% | |
| 周知 | 10.0% | |
| その他 | 30.0% | |

(3) 監査の実施

① 補助対象経費の適切な解釈運用について

当補助金の対象となる経費については、要綱及び申請案内で下記のとおり定められている。

・要綱

(対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費は、入所している児童等に必要な学用品等の購入経費とする。

・申請案内

2. 対象経費

- (1) 高校生の部活動費用（例：野球部で使用するユニフォーム代）
- (2) 修学旅行に係る費用（例：修学旅行への参加費用）
- (3) 学用品購入費用（例：電子辞書の購入費用）

補助対象団体の実績報告書における支出内訳を確認した結果、ランドセルや電子辞書などの学用品のほかに下記品目が計上されていた。

- ・エアコン洗浄費 616,000 円
- ・掃除機 15,572 円、炊飯器 20,009 円、折り畳みベッド 52,922 円、敷布団・敷パッド 64,909 円
- ・水洗機 2,415,790 円、乾燥機 1,223,010 円
- ・食器（お茶碗、小皿、マグカップ）68,600 円
- ・衣類乾燥機 77,880 円

上記品目は、児童・生徒が日常生活を営む上で要する費用であり、児童・生徒が学習や学校生活などに使用する物である学用品とは異なる。しかし、市としては、これら日常生活を営む上で要する費用についても要綱における学用品等の等に含まれ、補助対象経費に含まれるとのことであった。

補助金の交付には公益上の必要性が要求されるため、補助対象経費は客観的にみて行政が支出する必要性が高いと認められるものに限定するべきであり、補助対象経費を列挙している場合にはやむを得ない場合を除き例外事項を認めるべきではないといえる。

[意見 37] 補助対象経費の適切な解釈運用について

当補助金の対象経費については、申請案内で高校生の部活動費用、就学旅行に係る費用、学用品購入費用と記載されていることや、資金提供者であるふるさと納税の寄付者の意図に鑑み、学用品に限定されたい。

② 補助金額の適切な運用について

補助金の額について要綱では下記のとおり定められており、当補助金はふるさと納税による寄付金を原資としているため、寄付金総額を限度としている。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、子どもの未来支援プロジェクトへの支援を希望するものとして集まった寄付総額を限度に、市長が決定するものとする。

補助金の額について寄付金総額を限度とする場合には、補助金申請額の合計が寄付金総額を上回った場合や下回った場合の取扱いについて問題となる。しかし、補助金申請額の合計が寄付金総額を上回った場合については過去に事例がなかったこともあり、特段定められていなかった。補助金の交付先の選定においては、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続を公平・透明にして実施する必要があるところ、各団体における補助申請額の合計が寄付金総額を上回った場合の取扱いが定められていなければ、このような事態が生じた場合に各団体に対する補助金交付額に公平性や透明性を確保することは困難である。

一方、補助金申請額の合計が寄付金総額を下回った場合には、制度上、残額を翌期に繰り越せないため、各団体に対して他に申請可能なものがないか確認を行い、必要に応じて追加で受け付けているとのことであった。令和3年度においても補助金申請額が寄付金総額に満たなかったため追加で確認を行ったとのことであるが、このような場合には補助対象経費を拡大解釈して補助金限度額まで交付を行おうとする動機が働きかねず、補助金額の適切性が阻害される可能性がある。

[意見 38] 補助金額の適切な運用について

補助金申請額の合計が補助金限度額を上回った場合の取り扱いについて早急に定める必要がある。

また、補助金申請額の合計が補助金限度額を下回った場合においても、補助金額の適切性が阻害されないような対応を検討する必要がある。

2. 7 ひとり親家庭の拠点となる居場所づくり事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|--------|---------|----------|--------|
| 補助金名 | ひとり親家庭の拠点となる居場所づくり事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 就労しながらひとりで家事・育児を担うひとり親家庭の親を、孤立させることなく子どもとともに安心して集える交流の場となる拠点づくりを進めることにより、ひとり親家庭の親子の自立を促進すること | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市ひとり親家庭の拠点となる居場所づくり補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭の交流の場となる拠点を設け、週に3～5回程度、下記の事業を実施する民間団体に対して運営費の1/2を補助。 ①ひとり親家庭の交流の場 ②ひとり親家庭の相談事業（個別相談、LINE等による相談等） | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 【人件費】 職員やボランティアの賃金、託児にかかる賃金、外部講師にかかる謝金、旅費 【事業費】 需用費（教材費、食料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費） 役務費（通信運搬費、保険料）、賃借料 【備品購入費】 その性質上形状を変えることなく、概ね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（消費税含む）が2万円以上のものを備品とする。 ただし、机・椅子類は金額に関係なくすべて備品とする。 なお、活動を記録するためのカメラやビデオ、パソコンなど当該事業以外にも利用する備品購入費は対象外とする。 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 対象事業費の1/2を補助。（1団体あたり上限450万円） | | 額・率が適正か | ○ | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|-------|----|----------|----|----------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 9,218 | 千円 | 9,000 | 千円 |
| 補助金決算額② | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 5,999 | 千円 | 4,500 | 千円 |
| 執行率（②/①） | - | % | - | % | - | % | 65 | % | 50 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 2 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 2 (0) | 件 | 1 (0) | 件 |
| 平均単価（②/③） | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 3,000 | 千円 | 4,500 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 目標値の設定は行っておりませんが、実績報告から今後の事業展開について毎年度検討しております。 |

当補助金は、ひとり親家庭の親を孤立させることなく、子どもとともに安心して集える交流の場となる拠点づくりを進めることにより、ひとり親家庭の親子の自立を促進することを目的として令和2年度に開始した補助金である。

補助対象事業及び補助対象団体について要綱では下記のとおり定められている。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次条に定める補助対象団体が実施する、次に掲げる要件をすべて満たすひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりとする。

(1) 前条の趣旨に合致し、年間を通じて、週3日以上、1日あたり3時間以上実施する、次に該当するひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりにかかる事業であること。下記事業のうち、ア及びイは、必須事業とする。

ア ひとり親家庭の交流の場

イ ひとり親家庭の相談事業（個別相談、オンライン相談等）

ウ ひとり親家庭の親を対象とした無料の学習支援

エ ひとり親家庭のための食品等の無料配布

(2) 前号に定める実施日数は、当該事業の実施場所として届け出た場所で実施すること

(3) 実施場所について、地域住民の理解と協力を得られること

(4) 営利を目的とした事業でないこと

(5) 政治的活動又は宗教的活動でないこと

(6) 教室事業、競技目的のための事業でないこと

(7) 利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供等実費については徴収することができる。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

(1) 神戸市内に主な活動拠点を有し、市が適当と認めるひとり親家庭の支援に資する福祉活動の1年以上の実績を有する団体。なお、当該団体が法人格を有しない場合は、団体の構成員が10名以上、構成員の過半数が神戸市内在住又は在勤若しくは在学で市が適当と認めるひとり親家庭の支援に資する福祉活動等の1年以上の活動実績を有すること

- (2) ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりを継続して実施するための物的・人的機能を有すること
- (3) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目としている団体でないこと

(2) 補助金アンケートの結果

令和3年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

(3) 監査の実施

① 補助対象要件の見直しについて

当補助金の趣旨として、ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりを進めていくことが示されているが、当補助金の交付対象となった団体数は令和2年度の2団体から、令和3年度の1団体に減少しており、拠点づくりは進んでいない。市としては実施可能性のある団体へ打診を行っているとのことであるが、そもそも各団体の実情を考慮すれば補助対象事業や補助対象団体に求める各種要件（年間を通じて、週3日以上、1日あたり3時間以上実施する等）を全て満たすことが難しいため、拠点づくりが進んでいないことが考えられる。

[意見40] 補助対象要件の見直しについて

当補助金の趣旨に照らせば、公益上の必要性は認められることから、補助対象事業者の増加を図るために、現在の補助対象事業や補助対象団体に求める各種要件について見直しを検討されたい。

2. 8 一時保護委託体制強化事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 一時保護委託体制強化事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 乳児院における一時保護委託児童の受け入れ体制の強化を図るため | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市一時保護委託体制強化事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 施設に措置又は一時保護される児童は配慮が必要な児童が多く、特に一時保護の場合は委託当初から負担が大きい事に加え、委託期間が短く入退所が頻繁であるため計画的運営が難しい。さらに、一時保護所で乳児を受け入れられないため、乳児院への委託件数も多い。そのため、乳児院における一時保護委託児童の受け入れ体制の強化を図るため、加配職員を配置した場合にかかる人件費を補助する。 | | | 公募か | ○ |
| 補助対象経費 | 施設職員配置基準を超えて、一時保護委託児童の対応を行う職員を配置した際にかかる人件費を補助する | | | 事業費補助か | ○ |
| 補助金算定方法 | 1施設あたり 年額 2,158,000円 | | | 額・率が適正か | △ |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO、社会福祉法人等) | | | 直接補助か | ○ |
| 事業開始年度 | 2018/4/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | - | 千円 | 6,474 | 千円 | 6,474 | 千円 | 4,316 | 千円 | 4,316 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | 2,158 | 千円 | 2,158 | 千円 | 4,316 | 千円 | 2,158 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | - | % | 33 | % | 33 | % | 100 | % | 50 | % |
| 申請件数 | - | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 2 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | 1 (1) | 件 | 1 (1) | 件 | 2 (2) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | - | 千円 | 2,158 | 千円 | 2,158 | 千円 | 2,158 | 千円 | 2,158 | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 成果目標を設定し、達成状況をはかるものではないため。 |

当補助金における補助金等の額及び対象経費については要綱では下記のとおり定められている。

| | |
|-------|--|
| 補助金の額 | 年額 2,158,000 円を限度とする。 |
| 対象経費 | <p>一時保護委託児童の受け入れ態勢の強化を図るため、平成 11 年 4 月 30 日付厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」及び、平成 11 年 4 月 30 日付児発 416 号厚生省児童家庭局長通知「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」に規定する職員配置基準を超えて、児童指導員又は保育士を非常勤（常勤も可）で雇用し、配置する場合にかかる人件費。</p> <p>ただし、「神戸市児童福祉施設障害児等加算事業補助金交付要綱」における加配職員と兼務することはできないものとする。</p> |

（２）補助金アンケートの結果

アンケートの回答はなかった。

（３）監査の実施

① 定額補助の見直しについて

当補助金は、1 施設あたり補助基準額 2,158 千円と実支出額のいずれか低い額を支給するものである。令和 3 年度における交付状況は下記のとおりであり、補助率 2 分の 1 を超えた定額補助となっている。

| ①補助基準金額 | ②実支給額 | 補助金選定額 (①と②のうち低い額) |
|-------------|-------------|-----------------------|
| 2,158,000 円 | 4,300,000 円 | 2,158,000 円 |

この点、市としても、補助率 2 分の 1 を超えて補助を行っているため補助額・率は適切でないとしつつも、乳児院における一時保護委託児童の受け入れ体制の強化を図るという合理的な理由があるため、問題ないと判断している。

本来、補助対象事業は、交付先団体の負担と責任において行うものであり、市による補助は、同事業に補助を行わなければ事業の実施に支障が生じるため、その「不足分を補助する」という考えのもとに行われるものである。このため、補助金を交付する場合には、毎年度対象経費の積算に対し、補助の必要性・必要額を検討した上で決定されるべきである。当補助金のように最初から補助金額が決定している場合には、あたかも交付先団体が補助対象事業に対して「市からの収入の不足分を補助する」かのような逆転現象が生じているともいえる。また、交付先団体が自己の負担を軽くするために職員の人件費を低めに設定することも考えられる。

[意見 41] 定額補助の見直しについて

補助金額は、毎年度対象経費の積算に対し、補助の必要性・必要額を検討した上で決定されるべきものであるため、毎年度定額の補助金を交付する取り扱いを見直されたい。

2. 9 研修受講支援事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 研修受講支援事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 児童養護施設等の職員が自施設外において、専門性向上のために実施される社会的養護施設の職員向け研修を受講する際に必要となる代替職員を確保する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市児童養護施設等職員研修受講支援事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 児童養護施設等の職員が自施設外において、専門性向上のために実施される社会的養護施設の職員向け研修を受講する際に必要となる代替職員を確保するため、その経費を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 児童養護施設等の職員が自施設外において、専門性向上のために実施される社会的養護施設の職員向け研修を受講する際に必要となる代替職員にかかる経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業者1か所あたり208,000円の補助基準額と、実際に補助対象事業者が負担する補助対象経費を比較して少ない方の額 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO、社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|-------|----|----------|----|-------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 4,992 | 千円 | 4,992 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 208 | 千円 | 0 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | - | % | - | % | - | % | 4 | % | 0 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 1 | 件 | 0 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 1 (1) | 件 | 0 | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 208 | 千円 | - | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 成果目標を設定し、達成状況をはかるものではないため。 |

当補助金は、児童養護施設等における職員が、自施設外において、専門性向上のために実施される社会的養護施設の職員向け研修を受講する際に必要となる代替職員を確保するために交付されるものである。補助対象事業者、補助対象となる事

業の要件、補助対象代替職員の要件について要綱では下記のとおり定められている。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業者は、児童福祉法の規定に基づき、神戸市長が設置の認可をした施設であって、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設を運営する者とする。

(補助対象となる事業の要件)

第3条 代替職員の雇用期間中に開催される施設外研修に現任職員を派遣した延日数が、5日以上であること。

(補助対象代替職員の要件)

第4条 補助事業の対象となる代替職員は、補助対象事業者が現任職員に施設外研修を受講させる目的で新たに雇用する職員のうち、下記の要件を満たす者とする。

- (1) 雇用期間が1ヶ月以上
- (2) 勤務時間が1日3時間かつ週15時間以上
- (3) 勤務場所は施設外研修を受講する職員と同一の施設
- (4) 労災保険、雇用保険、社会保険については、法令に基づき適切に加入すること

2 補助対象事業者が、直接雇用によらず、人材派遣会社等との契約に基づいた派遣職員をもって代替職員に充てる場合においても、前項各号の要件を満たすこととする。

(2) 補助金アンケートの結果

令和3年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

(3) 監査の実施

① 補助金の公益上の必要性について

補助金とは、行政が公益性を認めた特定の事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援である。ここで、「公益上の必要性」が認められる事業とは、不

特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であることに加え、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものである。当補助金は、令和2年度に24件の申請数を見込んで新設され、令和3年度も24件の申請数を見込んでいたが、実際には令和2年度に1件、令和3年度は0件と申請件数は極めて少ない。今後も申請件数が低迷を続ける場合には、当補助金の公益上の必要性について疑義が生じる。このため、今後、より広報を徹底するとともに、補助件数が極めて少ない理由について調査を行い、必要に応じて、各種要件について見直しを検討する必要がある。その上で、期限を定めて、本補助金の必要性についても検討する必要がある。

[意見 42] 補助金の公益上の必要性について

本補助金の申請件数が少ない理由について調査検討し、それを踏まえて利用者の増加に努める必要がある。また、長期にわたり、申請件数が増加しないような場合には、本補助金の必要性も含めて検討する必要がある。

② 補助対象研修の明確化について

当補助金の補助対象となる研修としては、要綱にて「自施設外において、専門性向上のために実施される社会的養護施設の職員向け研修」と定められているのみであり、どのような研修が専門性向上のために実施される研修に該当するか明確に定められていない。このため、補助対象となる研修について具体例を示すことなどにより明確化することで、対象研修に関して市と当補助金の利用者との間で問題が発生することを軽減し、利用の促進を図ることが考えられる。

[意見 43] 補助対象研修の明確化について

現行の要綱では、補助対象研修について「専門性向上のため」としか記載されていないため、当該補助金の利用促進に向け、補助対象研修の具体例を明確に示す必要がある。

2. 10 児童家庭支援センター設置運営補助金

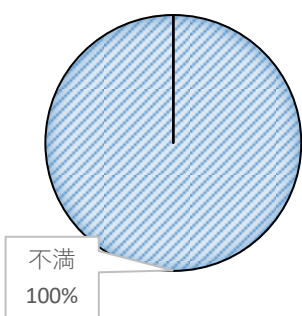
(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 児童家庭支援センター設置運営補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 相談件数に応じた運営費を補助することにより、児童家庭支援センターの安定した運営に資すること。関係機関と連携することにより、地域における子育て支援のネットワークを構築し、児童虐待の未然防止、再発防止および子育て支援の充実に図ること。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 児童福祉法 国通知「児童家庭支援センターの設置運営等について」 神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱 | | | | |
| 事業概要 | 地域の子育て支援、こども家庭センター等関係機関との連携による被虐待児童の保護、その保護者への指導等、地域での総合的な子育て支援・児童虐待防止の体制を強化する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 児童家庭支援センターの運営に必要な給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。）（扶養手当、調整手当、期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当）、共済費（社会保険料）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、賃金、報酬、備品購入費、光熱水費、燃料費、修繕料、使用料及び賃借料、委託料、補助金 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 国基準額のとおり (事務費・・・心理担当職員が常勤か非常勤か) (事業費・・・前年度の相談件数実績により算出) (指導委託・・・前年度の指導委託件数実績により算出) | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2000/4/1 | 経過年数 | 21 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 30,168 | 千円 | 28,201 | 千円 | 44,195 | 千円 | 50,034 | 千円 | 57,144 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 29,510 | 千円 | 22,097 | 千円 | 38,821 | 千円 | 51,140 | 千円 | 58,950 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 98 | % | 78 | % | 88 | % | 102 | % | 103 | % |
| 申請件数 | 2 | 件 | 2 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 2 (2) | 件 | 2 (2) | 件 | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 | 3 (3) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 14,755 | 千円 | 11,049 | 千円 | 12,940 | 千円 | 17,047 | 千円 | 19,650 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 相談件数について量の見込みの設定が困難であり、また、必ずしも増加することが良いとされる指標ではないため。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| | |
|--|-------------------|
| 総合的な評価 | |
|  | 不満の回答が100%となっている。 |
| もっとも満足している理由 | |
| 金額 | 0.0% |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% |
| 市の対応 | 0.0% |
| 公平性 | 0.0% |
| 交付のスピード | 0.0% |
| 周知 | 0.0% |
| その他 | 0.0% |
| 不満の理由・改善要望 | |
| 金額 | 33.3% |
| 手続き | 0.0% |
| 市の対応 | 0.0% |
| 公平性 | 0.0% |
| 交付のスピード | 33.3% |
| 周知 | 0.0% |
| その他 | 33.3% |

アンケートの結果、全団体が不満と回答しており、その理由として、金額、交付のスピード、その他があげられている。

(3) 監査の実施

① 補助金額の決定方法について

補助金額の決定方法について要綱では下記のとおり定められている。

(補助の金額)

第10条 設置運営要綱に基づく運営事業の補助については、別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を予算の範囲内で交付する。

上記要綱に従えば、基準額と実支出額を比較した上で、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較する必要がある。しかし、現状、下記実績報告書に従い、実支出額と交付決定額(基準額)を比較して少ない方を支給しており、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額との比較は行っておらず、要綱の記載と実務が一致していない状態であった。

神戸市児童家庭支援センター 運営補助事業実績報告書

みだしの補助金の交付を受けて実施した事業について、下記のとおり終了したので、神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第16条に基づき報告します。

記

1 実績(令和 年 月～令和 年 月)

- | | | |
|-----------------------|-------|---|
| ① 実支出額 | _____ | 円 |
| ② 交付決定額 | _____ | 円 |
| ③ 補助所用額(①と②を比較して少ない方) | _____ | 円 |
| ④ 既受額 | _____ | 円 |
| ⑤ 下半期請求額(③-④) | _____ | 円 |

[指摘事項 17] 補助金額の決定方法について

補助金額の決定方法について、基準額と実支出額の比較だけで問題ないか十分に検討し、問題ないと判断した場合には、要綱の規定を実態に合わせて改正すべきである。

② 確定決算書による追加確認について

実績報告について要綱では下記のとおり定められている。

(実績報告)

第 16 条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は当該年度の補助事業終了後、又は当該年度の末日のいずれか早い日に、神戸市児童家庭支援センター運営補助事業実績報告書（様式第 7 号）、神戸市指導委託促進事業実績報告書（様式 14 号）を市長に提出しなければならない。

上記要綱に従えば、補助事業者は継続して補助事業を実施する場合には、事業年度の末日に実績報告書を提出しなければならない。実際、令和 3 年度において補助事業者である 3 団体とも 3 月 31 日に実績報告書及び収支計算書を提出している。しかし、収支計算書上の金額は、事業年度の末日以降に決算締め作業等を行うことにより確定するものであり、事業年度の末日時点における収支計算書は決算見込額を表した暫定的なものである可能性が高い。このため、実績確認をより正確に行うためには、翌年度に確定決算書を入手し、事業年度末日時点の決算見込額との乖離額等を確認する必要がある。

[意見 44] 確定決算書による追加確認について

実績確認を正確に行うためには、3 月 31 日の提出日を見直して、市の会計処理に間に合う日を提出日とした上で、必ず確定した金額で報告するよう義務付ける必要がある。

2. 11 神戸市DV被害者支援活動補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市DV被害者支援活動補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | DV被害者の緊急避難先となる民間シェルターの運営費を補助し、DV被害者の保護と安全の確保を推進する。 民間団体がDV被害者に対して関係機関等への同行支援および通訳派遣を行う際の、交通費および通訳費を補助し、DV被害者の自立支援を推進する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | | | | |
| 事業概要 | 民間団体が実施する、民間シェルター運営事業と同行支援事業に対する補助 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | <p>【民間シェルター運営事業】1団体500万円上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターとして設置されている建物の賃借料及び運営費 (光熱水費、備品協入費、緊急一時保護した女性等に対応する職員にかかる人件費) ・電話相談に対応する職員にかかる人件費 ・神戸市民のシェルター利用にかかる個人負担金の半額 <p>【同行支援事業】1団体年間20万円上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費 (関係機関・施設への同行支援に必要な支援者(同行者・通訳者)分の交通費) ・通訳費 (外国語の通訳者が同行する必要がある場合の通訳者費用) | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業費の1/2 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO、社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2008/4/1 | 経過年数 | 13 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|---|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 1,200 | 千円 | 1,200 | 千円 | 5,400 | 千円 | 5,400 | 千円 | 5,400 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 1,142 | 千円 | 1,011 | 千円 | 5,225 | 千円 | 5,210 | 千円 | 5,233 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | 95 | % | 84 | % | 97 | % | 96 | % | 97 | % |
| 申請件数 | 3 | 件 | 3 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 3 (0) | 件 | 3 (0) | 件 | 2 (0) | 件 | 2 (0) | 件 | 2 (0) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | 381 | 千円 | 337 | 千円 | 2,613 | 千円 | 2,605 | 千円 | 2,617 | 千円 |
| 備考 | 社会福祉法人に対する補助金交付実績はありません。 令和元年度より、「民間シェルター運営事業」の補助対象を拡充し、予算を1団体500千円から5000千円に拡大、また、「同行支援事業」についても1団体120千円から200千円に拡大。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | <p>【民間シェルター運営事業】 DVから逃れた被害者や子どもたちを安全に保護するシェルターの存続のための補助金であり、利用者数の増加等を目的としていないため、数値的な成果指標を設定していない。</p> <p>【同行支援事業】 各民間支援団体は同行支援を必要とする被害者のニーズに対して支援を実施しており、その実績に応じて補助金を支出をしているため、数値的な成果指標を設定していない。</p> |

当補助金は、配偶者等から暴力による人権侵害を受けている女性及びその同伴する子（以下「DV被害者」という。）に対して民間団体が行う支援活動を対象とする補助金である。補助対象となる事業として要綱では下記2つの事業が定められている。

第2条 補助金交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 民間シェルター運営事業

民間シェルター運営事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 民間団体が、DV被害者の一時保護のための専用の施設（以下「民間シェルター」という。）を運営し、緊急的に保護を希望するDV被害者について、保護することが必要と判断される場合は、受入れを決定し、一時的に生活できる場を提供すること。

イ 民間シェルターは、DV被害者を継続して入所させることができ、食事や宿泊のための設備を有すること。

(2) 同行支援事業

同行支援事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、同行支援は、原則として、電車、バス等の公共交通機関を利用して行うものとする。

ア 民間団体の構成員又は会員が、DV被害者の必要に応じ、行政機関や裁判所、民間シェルター等に出向く際に、DV被害者に同行すること。

イ DV被害者に同行する者は、DV被害者への対応に関し経験を有する者とする。

(2) 補助金アンケートの結果

令和3年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

(3) 監査の実施

① 補助金増額による効果の検証について

当補助金は、令和元年度から民間シェルター事業に係る補助金額の上限について1団体500千円から5,000千円に大幅に増額しており、また、同行支援事業に係る補助金額の上限についても1団体120千円から200千円に増額している。このような補助金額の大幅な増額があったにもかかわらず、それぞれの事業において増額による効果について検証が行われていない。事業内容に鑑みれば、数値的な成果指標を設定することが難しいとのことであるが、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、特に、補助金額の大幅な増額などがあった場合には、その効果を測定する必要性が高いといえる。このため、直接的な補助の効果を示す指標を定めることが難しい場合であっても、間接的・部分的な補助の効果を示す指標等を設定することで補助金増額による効果についての測定を行うことが望まれる。

[意見 45] 補助金増額による効果の検証について

補助金額の大幅な増額があったため、補助目的に沿った成果指標を設定し、増額による効果を測定する必要がある。

2. 12 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 児童福祉施設等に入所または里親に委託されている児童のこづかいに要する経費、専修学校等修学等に要する費用及び児童養護施設等における高校生の部活動費を補助することにより、児童の社会適性を養うとともに要保護児童の福祉の増進を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市児童福祉施設入所児童等指導育成補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 児童福祉施設等に入所または里親に委託されている児童のこづかいに要する経費、専修学校等修学等に要する費用を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 児童福祉施設等に入所または里親に委託されている児童のこづかいに要する経費、専修学校等修学等に要する費用など | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活指導訓練費 <ul style="list-style-type: none"> ①児童に直接渡す毎月の小遣いに要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生から3年生まで 1人1月あたり600円 ・小学4年生から6年生まで 1人1月あたり1,000円 ・中学生 1人1月あたり1,800円 ・高校生等 1人1月あたり2,500円 ・その他 1人1月あたり1,800円 ②児童に直接手渡す入学又は進学の支度に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 1人あたり3,000円 ・中学校 1人あたり5,000円 ・高等学校等 1人あたり7,000円 ③児童に直接手渡す修学旅行の支度に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 1人あたり2,000円 ・中学校 1人あたり3,000円 ・高等学校等 1人あたり5,000円 ○修学旅行費 <ul style="list-style-type: none"> 学校から徴収される修学旅行費と措置費（見学旅行費）との差額で児童1人あたり10,000円の範囲内 ○専修学校等修学費 <ul style="list-style-type: none"> 専修学校等の修学に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校 1人1月あたり5,000円 ・私立学校 1人1月あたり10,000円 ○専修学校等入学支度費 <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校 1人あたり25,000円 ・私立学校 1人あたり50,000円 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1999/4/1 | 経過年数 | 22 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 10,400 | 千円 | 10,961 | 千円 | 11,270 | 千円 | 11,339 | 千円 | 10,475 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 11,057 | 千円 | 10,823 | 千円 | 10,641 | 千円 | 10,398 | 千円 | 10,398 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 106 | % | 99 | % | 94 | % | 92 | % | 99 | % |
| 申請件数 | 14 | 件 | 14 | 件 | 14 | 件 | 14 | 件 | 14 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 14 (13) | 件 | 14 (13) | 件 | 14 (13) | 件 | 14 (13) | 件 | 14 (13) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 790 | 千円 | 773 | 千円 | 760 | 千円 | 743 | 千円 | 743 | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 成果目標を設定し、達成状況をはかるものではないため。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|--|--|--------------|-------|------|-------|-----|-------|---------|-------|----|------|-----|-------|--|
| <p>非常に不満 22%</p> <p>満足 56%</p> <p>不満 22%</p> | 56%が満足と回答している。一方44%が不満及び非常に不満と回答している。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>金額</td> <td>20.0%</td> <td rowspan="7">分析結果 金額、市の対応、公平性が20.0%となっている。</td> </tr> <tr> <td>申請にかかる負担が少ない</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>40.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 20.0% | 分析結果 金額、市の対応、公平性が20.0%となっている。 | 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | 市の対応 | 20.0% | 公平性 | 20.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 40.0% | |
| 金額 | 20.0% | 分析結果 金額、市の対応、公平性が20.0%となっている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 20.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 20.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 40.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0"> <tr> <td>金額</td> <td>60.0%</td> <td rowspan="7">分析結果 金額が60.0%、手続き、市の対応、交付のスピードが10.0%となっている。</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 60.0% | 分析結果 金額が60.0%、手続き、市の対応、交付のスピードが10.0%となっている。 | 手続き | 10.0% | 市の対応 | 10.0% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 10.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 10.0% | |
| 金額 | 60.0% | 分析結果 金額が60.0%、手続き、市の対応、交付のスピードが10.0%となっている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 10.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 10.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 10.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 10.0% | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 13 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|---|---------|----|-----------------|
| 補助金名 | 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金 | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 施設の資産（積立金）が基準額以下の児童養護施設等に対して運営費の補助を行い、安定経営を図ることを目的とする。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱 | | | |
| 事業概要 | 施設の資産（積立金）が基準額以下の民間児童福祉施設に対して運営費の一部の補助を行う。 | 公募か | × | |
| 補助対象経費 | 民間児童福祉施設における入所者の所得向上 | 事業費補助か | × | |
| 補助金算定方法 | 補助単価×措置人員数 (単価) 乳児院：2,400円、母子生活支援施設570円、その他児童養護施設等：2,300円 | 額・率が適正か | × | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 1972/4/1 | 経過年数 | 49 | 補助終了予定年度 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 7,249 | 千円 | 8,961 | 千円 | 6,724 | 千円 | 6,882 | 千円 | 6,019 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 83 | % | 105 | % | 77 | % | 77 | % | 88 | % |
| 申請件数 | 11 | 件 | 13 | 件 | 11 | 件 | 10 | 件 | 10 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 7 (6) | 件 | 7 (6) | 件 | 9 (8) | 件 | 7 (6) | 件 | 6 (5) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 1,036 | 千円 | 1,280 | 千円 | 747 | 千円 | 983 | 千円 | 1,003 | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 成果目標を設定し、達成状況をはかるものではないため。 |

当補助金は、民間児童福祉施設に対して運営費の補助を行うことで、安定経営を図ることを目的とするものである。

補助金の額については、要綱にて下記のとおり定められている。

(補助金の額)

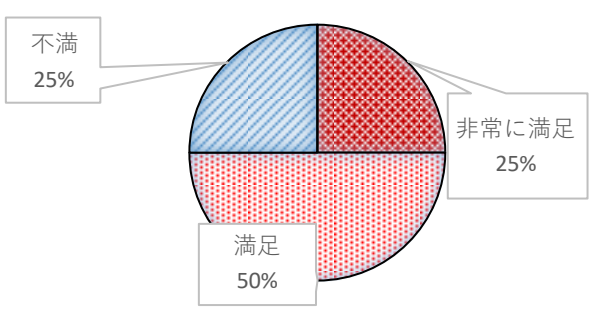
第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に定める施設別単価に毎月の末日現在（児童福祉法に規定する施設にあっては、毎月の初日現在とする。）で地方公共団体の長が委託又は措置している（保育所にあっては保育を実施している）人員数（以下「現員数」という。）を乗じて得た額とする。

別表

施設運営費補助金

| 区分 | 施設種別 | 単価 |
|--------------|-----------------------------------|--------|
| 児童福祉法に規定する施設 | 児童養護施設 里親・ファミリーホーム 児童心理治療施設 | 2,300円 |
| | 乳児院 | 2,400円 |
| | 母子生活支援施設 | 570円 |
| | 保育所 幼保連携型認定こども園 | 2,100円 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|--|--|
|  <p>不満 25%</p> <p>非常に満足 25%</p> <p>満足 50%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると75%となった。一方25%が不満と回答している。</p> | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | <p>分析結果</p> <p>申請にかかる負担が少ないが66.7%、公平性が33.3%となっている。</p> |
| 申請にかかる負担が少ない | 66.7% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 33.3% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 100.0% | <p>分析結果</p> <p>金額が100.0%となっている。</p> |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

① 少額補助金の実効性について

補助金交付団体（ただし、社会福祉法人に限る）における令和2年度における収支状況及び令和3年度における補助金交付額は下記表のとおりである。

・各団体の収支状況(令和2年度)及び補助金交付額(令和3年度) 単位：千円

| | A 団体 | B 団体 | C 団体 | D 団体 | E 団体 |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業活動収入 | 240,110 | 269,162 | 275,220 | 216,260 | 254,978 |
| (うち、補助金収入 ^{*1}) | 21,270 | 19,683 | 19,254 | 17,788 | 23,205 |
| 事業活動支出 | 205,114 | 222,762 | 224,413 | 199,671 | 243,905 |
| 事業活動資金収支差額 | 34,996 | 46,400 | 50,807 | 16,589 | 11,073 |
| 当事業に係る補助金額 | 814 | 757 | 1,051 | 644 | 1,017 |
| 補助金割合 ^{*2} | 0.3% | 0.3% | 0.4% | 0.3% | 0.4% |

(出典：申請書類(収支計算書)及び交付決定通知書を元に監査人が作成)

(注) 1 当事業に係る補助金の他、給与改善補助金、児童育成補助金、授業料軽減補助金等が含まれている。

2 (令和3年度) 当事業に係る補助金額 / (令和2年度) 事業活動収入

当該補助金は運営費補助であるが、1団体あたり百万円程度の支給にとどまっており、補助金交付団体の事業活動収入に占める割合は僅かなものとなっている。

補助金は目的の公益性と補助の必要性があるため創設されるものであるが、一般的に少額の補助金は効果が限定的で、事務コストに見合っていないことが考えられる。また、少額の補助により実施できる事業であれば、自主財源により実施できる可能性も考えられる。当補助金においても、現在の補助金額が運営費の補助を行い、安定経営を図るといった目的を達成するために有効なものか検討を行う必要がある。

[意見 46] 少額補助金の実効性について

当補助金は事業活動収入に占める割合が僅かとなっている少額の補助金のため、その有効性を検討した上で、必要に応じて制度の見直しを行う必要がある。

② 交付要綱の表現について

当補助金の対象経費、対象団体、交付方法について要綱では下記のとおり定められているが、後述するように不明瞭な点があった。

(補助金の種類等) = 対象経費

第2条 この要綱で、補助金とは、施設運営費補助金をいい、施設の運営に要する費用に充てるものとする。

(対象) = 補助対象団体の要件

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、別表に掲げるもの(里親については、神戸市里親登録簿に登録されているもの)とする。

ただし、国及び地方公共団体から運営委託を受けている施設、社会福祉事業団の経営する施設は除く。

2 次の各号に該当する施設は、補助金を受けることができない。

(1) 市が定める条例、規則、要綱又は規程に違反した施設

(2) 当該年度において、高額繰越金等(前年度末における繰越金(前期繰越金、当期繰越金)及び引当金(人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金)の合計額が、当該施設会計の前年度収入決算額(ただし、引当金(人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金)戻入を除く。)の6か月分相当額以上)を有する施設。

なお、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、次のとおり読み替えるものとする。

ア 保育所および幼保連携型認定こども園以外の施設

「繰越金(前期繰越金、当期繰越金)」を「当期末支払資金残高」に、「引当金(人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金)」を「積立金(人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金)」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「引当金(人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金)戻入」を「積立(人件費積立、修繕積立、備品等購入積立)預金取崩収入」と読み替える。

～以下省略～

(交付の方法)

第5条 市長は、第3条第1項により補助対象となる施設に対して、4月又は10月を交付基準月とし、それぞれ当該各号に掲げる金額を交付するものとする。

(注) 下線はいずれも監査人が記載

対象経費に関しては、要綱では施設の運営に要する費用との記載があるのみで、具体的な費目について明記されていない。

補助対象団体の要件に関して、社会福祉法人では施設会計を施設経理区分と

読み替えるとのことであるが、社会福祉法人会計基準では施設経理区分ではなく、拠点区分と定められており、要綱の文言と一致していない。また、前年度収入決算額とは、社会福祉法人では資金収支計算書における事業活動収入、施設設備等収入、その他の活動収入の合計額とのことであるが、その旨について要綱上明記されていない。

交付の方法に関して、要綱上の表現では、4月又は10月に交付されるとも読み取れるが、4月又は10月とは交付基準月を定めただけで、実際の交付月は事務連絡等により別途通知した月となっている。

当補助金の採択率は令和2年度7割、令和3年度6割と他の補助金に比べて低くなっているが、この原因の一つとして、要綱の表現が不明瞭なため、補助制度について理解することが難しくなっていることも考えられる。

なお、令和4年度より補助金ガイドラインに適合するよう要綱が改正されている。(詳細は「2.47 民間児童福祉施設運営費補助金」参照のこと)

[意見 47] 交付要綱の表現について

交付要綱について不明瞭な箇所があったため、関係者が理解しやすいように明瞭な表現で記載する必要がある。

③ 交付時期の適切化について

当補助金の交付方法について要綱では下記のとおり定められている。

| |
|--|
| (交付の方法) 第5条 (省略) (1) 引き続き補助金の交付を受ける施設にあつては、それぞれの交付基準月前6月の各月現員数により算定した額を、交付基準月以後6か月間の補助金として交付するものとする。 |
|--|

上記要綱に従い、令和3年度上期の補助金額は、令和2年10月から令和3年3月までの初日在籍人員数を元に計算されており、また、令和3年度下期の補助金額は令和3年4月から令和3年9月までの初日在籍人員数をもとに算定されている。当補助金は、算定期間を6か月間とすることで、上期と下期の年2回に

分けて交付することになっているが、令和3年度においては市の事務作業の遅延等により下記のとおり上期分と下期分が同月に交付されていた。

| | | | |
|----|--------|--------|--------|
| | 申請書提出月 | 決定通知月 | 交付請求月 |
| 上期 | 令和4年1月 | 令和4年3月 | 令和4年3月 |
| 下期 | 〃 | 〃 | 〃 |

[指摘事項 18] 交付時期の適切化について

当補助金は、上期と下期の年2回に分けて交付することとしているが、令和3年度は同月に交付しており、実質的に年1回の交付となっている。年2回の交付とした趣旨に鑑み、上期と下期に分けて交付する場合にはそれぞれの期間の在籍人数が把握できれば補助対象者に申請書の提出を求め、速やかに交付するべきである。

2. 14 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 民間児童福祉施設に従事する職員の処遇を改善することによる職員の確保と資質の向上を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | | | | |
| 事業概要 | 民間の児童福祉施設の職員の処遇を充実させ、職員の確保と資質の向上を図るため、民間児童福祉施設に従事する職員の給与改善費の助成を行う。 | 公募か | | ○ | |
| 補助対象経費 | 民間児童福祉施設に従事する職員の給与改善費 | 事業費補助か | | ○ | |
| 補助金算定方法 | 対象職員の勤続年数に応じて、年間60千円～472千円を支給。 | 額・率が適正か | | △ | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO、社会福祉法人等) | 直接補助か | | ○ | |
| 事業開始年度 | 1975/4/1 | 経過年数 | 46 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 78,989 | 千円 | 82,516 | 千円 | 88,074 | 千円 | 88,074 | 千円 | 88,074 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 88,075 | 千円 | 90,858 | 千円 | 95,118 | 千円 | 99,303 | 千円 | 101,947 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 112 | % | 110 | % | 108 | % | 113 | % | 116 | % |
| 申請件数 | 26 | 件 | 26 | 件 | 27 | 件 | 27 | 件 | 27 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 26 (20) | 件 | 26 (20) | 件 | 27 (20) | 件 | 27 (20) | 件 | 27 (20) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 3,388 | 千円 | 3,495 | 千円 | 3,523 | 千円 | 3,678 | 千円 | 3,776 | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 成果目標を設定し、達成状況をはかるものではないため。 |

当補助金は、民間児童福祉施設に従事する職員の処遇を改善することによる職員の確保と資質の向上を目的として交付される補助金であり、児童福祉法に規定する下記の施設が対象となっている。

・民間児童福祉施設

| 施設種別 | 所管課 |
|-------------------------|---------|
| 乳児院 | 家庭支援課 |
| 母子生活支援施設 | 家庭支援課 |
| 保育所 | 幼保振興課 |
| 幼保連携型認定こども園 | 幼保振興課 |
| 児童養護施設 | 家庭支援課 |
| 児童家庭支援センター | 家庭支援課 |
| 情緒障害児短期治療施設 | 家庭支援課 |
| 児童館(ただし、法人が運営する児童館に限る。) | こども青少年課 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--------------|-------|------|-------|-----|-------|---------|-------|----|-------|-----|------|--|--|
| <p>非常に満足 31%</p> <p>満足 61%</p> <p>不満 8%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると92%となった。一方8%が不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>58.3%</td> </tr> <tr> <td>申請にかかる負担が少ない</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 58.3% | 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | 市の対応 | 16.7% | 公平性 | 25.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 0.0% | <p>分析結果 金額が58.3%、公平性が25.0%、市の対応が16.7%となっている。</p> | |
| 金額 | 58.3% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 16.7% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 25.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>57.1%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 0.0% | 手続き | 14.3% | 市の対応 | 7.1% | 公平性 | 7.1% | 交付のスピード | 57.1% | 周知 | 14.3% | その他 | 0.0% | <p>分析結果 交付のスピードが57.1%、手続き及び周知が14.3%となっている。</p> | |
| 金額 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 14.3% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 7.1% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 7.1% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 57.1% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 14.3% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

① 補助単価の見直しについて

補助金の額は、原則として補助基準日（4月1日又は10月1日）における満61歳未満の正規雇用職員について、勤続年数区分ごとにそれぞれ定められた補助単価を合算した額となっている。昭和52年度以降の1人あたり補助単価の推移は下記表のとおりである。

・昭和 52 年度以降の 1 人あたり補助単価の推移

単価：千円

| 勤続年数 | 1 人あたりの補助単価（執行単価） | | | | | | | |
|---------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|----------------|------------------------------|------------|
| | 昭和 52 | 昭和 53 | 昭和 54 | 昭和 55 | 昭和 56 | 昭和 57 ～平成 4 | 平成 5～ 平成 17 ^{*1} | 平成 18 ～ |
| 25 年以上 | 124 | 155 | 215 | 290 | 385 | 418 | 450 | 472 |
| 22 年以上 25 年未満 | | | | | | 385 | 420 | 441 |
| 19 年以上 22 年未満 | | | | | 352 | 390 | 409 | |
| 16 年以上 19 年未満 | | | | | 319 | 355 | 373 | |
| 13 年以上 16 年未満 | | | | | 290 | 320 | 336 | |
| 10 年以上 13 年未満 | 114 | 132 | 163 | 211 | 242 | 242 | 280 | 294 |
| 7 年以上 10 年未満 | 110 | 123 | 144 | 180 | 198 | 198 | 220 | 220 |
| 4 年以上 7 年未満 | 98 | 109 | 123 | 140 | 154 | 154 | 170 | 170 |
| 2 年以上 4 年未満 | 86 | 92 | 100 | 100 | 110 | 110 | 120 | 120 |
| 1 年以上 2 年未満 | | | | | 100 | 80 | 90 | 90 |
| 1 年未満 | | | | | 55 | 50 | 60 | 60 |

（出典：市作成資料を一部改訂）

注) 1 平成 15 年度～17 年度の補助単価は市職員の給与カットに合わせて 20%カットした額となっている。

補助単価については、上記のとおり市では平成 18 年度以降見直しが行われていない。補助金導入の背景として、官民の給与格差が一つの要因となっているが、直近の改訂年度から 15 年間経過した現在では社会経済情勢等の変化により、補助金額の妥当性が損なわれている可能性がある。また、現状では、勤続年数だけを加味して補助単価が決まる仕組みとなっている。

〔意見 48〕 補助単価の見直しについて

当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助金の算定方法を検討することでより効果を発揮できる仕組みへと見直していく必要がある。

② 実績報告書の記載不備について

補助事業を行おうとする者（補助事業者）は、下記要綱に記載のとおり、補助金の受領後2か月以内に市に対して実績報告書を提出する必要がある。

（実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、補助金を職員に支給したのち、その内容を民間児童福祉施設職員給与改善補助金実績報告書（様式第4号）により、補助金の受領後2月以内に市長に報告しなければならない。

実績報告書には、受領した補助金額と当該補助金を各職員に支給した日及び職員ごとの支給額を記載することとなっている。実績報告書を確認した結果、職員への補助金分の支給日の記載が漏れている報告書が多数あった。当該支給日については給与明細書等の実績報告書添付資料により確認できることではあるが、実績報告書の審査を効率的に行い、実効性を高めるためには記載不備を極力減らすことが望まれる。

〔意見49〕 実績報告書の記載不備について

補助事業者に対して実績報告書の適切な作成について周知・徹底するとともに、現場負担軽減に向けたITの活用等による対応を検討することにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率的かつ実効性を高めた審査を行う必要がある。

③ 上期分補助金の期限に従った交付について

当補助金については、下記要綱に記載のとおり、上期分と下期分に分けて年2回交付することとされている。

（補助金の額等）

第3条

2 補助基準日ごとの補助金の交付額は、それぞれ次号に掲げるところによる。ただし、補助基準日以降に退職した者の取扱いについては別に定める。

(1) 4月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を上半期分として交付するものとする。

(2) 10月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を下半期分として交付するものとする。

また、交付申請手続については、下記要綱に記載のとおり、申請書を受理し、適当と認めるときは、おおむね 30 日以内に交付の決定をすることとされている。

(補助金の交付申請等)

第 4 条 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに、民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付申請書（様式第 1 号）に別に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、概ね 30 日以内に交付の決定をし、その旨を民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者へ通知するものとする。

令和 3 年度においては、上期分について補助事業者からの申請書提出日から市による交付決定まで 8 か月を要しており、要綱に定められた 30 日以内を大幅に超過している。このため、上期分補助金と下期分補助金の交付間隔が 1 か月しか空いていない。

| | 申請書提出月 | 決定通知月 | 交付請求月 |
|----|-------------|------------|------------|
| 上期 | 令和 3 年 6 月 | 令和 4 年 2 月 | 令和 4 年 2 月 |
| 下期 | 令和 3 年 12 月 | 令和 4 年 3 月 | 令和 4 年 3 月 |

[指摘事項 19] 上期分補助金の期限に従った交付について

上期分補助金について要綱の定めに従い補助事業者からの申請書提出日から 30 日以内に交付の決定を行い、通知するべきである。

④ 成果指標の設定について

当補助金は、職員の処遇を改善することによる職員の確保と資質の向上を目的に行っている補助金である。成果指標については具体的な目標値を数値で定めることが難しいため設定していないとのことであるが、市の補助金見直しガイドラインに記載のとおり、補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行い、PDCA サイクルを回すことが重要である。このため、当補助金においてもその目的に照

らし、職員の定着率などを成果指標として設定し、その上で効果の測定を行うことが望まれる。

[意見 50] 成果指標の設定について

補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定されたい。

2. 15 人材確保・定着促進にかかる一時金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|-------------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 人材確保・定着促進にかかる一時金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | | |
| 補助金の目的 | 児童福祉施設等における児童指導員等の人材確保、離職防止を図るため。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市児童養護施設等における人材確保・定着促進にかかる一時金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 児童養護施設等の採用1～7年目の保育士・児童指導員・ (児童厚生員)に対して、一時金を支給する。 | 公募か | | ○ | |
| 補助対象経費 | 児童養護施設等における、採用1～7年目の保育士・児童 指導員・(児童厚生員)に対する一時金 | 事業費補助 か | | ○ | |
| 補助金算定方法 | ・就労奨励一時金 300,000円×対象職員数 ・定着一時金 200,000円×対象職員数 | 額・率が適 正か | | △ | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO、社会福祉法人等) | 直接補助か | | ○ | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|-------|----|------------|----|------------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 61,800 | 千円 | 61,800 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 49,375 | 千円 | 50,600 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | - | % | - | % | - | % | 80 | % | 82 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 24 | 件 | 24 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 24 (20) | 件 | 24 (20) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 2,057 | 千円 | 2,108 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 実績報告により、人材確保・定着が促進されているかどうかの確認を行っているため。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------------|-------|------|------|-----|-------|---------|-------|----|------|-----|-------|--|
| <p>不満 21%</p> <p>非常に満足 7%</p> <p>満足 72%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると79%となった。一方28%が不満及び非常に不満と回答している。 | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>45.5%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>9.1%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>18.2%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>9.1%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>18.2%</td></tr> </table> | 金額 | 45.5% | 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | 市の対応 | 9.1% | 公平性 | 18.2% | 交付のスピード | 9.1% | 周知 | 0.0% | その他 | 18.2% | 分析結果 金額が45.5%、公平性が18.2%となっている。 |
| 金額 | 45.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 9.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 18.2% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 9.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 18.2% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>23.1%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>38.5%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>15.4%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>15.4%</td></tr> </table> | 金額 | 0.0% | 手続き | 23.1% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 38.5% | 交付のスピード | 15.4% | 周知 | 7.7% | その他 | 15.4% | 分析結果 公平性が38.5%、手続きが23.1%、交付のスピードが15.4%となっている。 |
| 金額 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 23.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 38.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 15.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 7.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 15.4% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

① 成果指標の設定について

当補助金は、児童養護施設等における児童指導員等の人材確保、離職防止を図ることを目的とした補助金である。成果指標については、実績報告により、人材確保・定着が促進されているかどうかの確認を行っているため設定していないとのことである。しかし、市の補助金見直しガイドラインに記載のとおり、補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行い、PDCAサイクルを回すことが重要である。このため、当補助金においてもその目的に照らし、補助金交付対象職員の定着率などを成果指標として設定し、その上で効果の測定を行うことが望まれる。

[意見 51] 成果指標の設定について

補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。

2. 16 第1種助産施設補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|---|---------|----|-----------------|
| 補助金名 | 第1種助産施設補助 | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 妊産婦の母体保護と安全な出産のため。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市第1種助産施設補助要綱 | | | |
| 事業概要 | 妊産婦の母体保護と安全な出産を支援するため、助産施設の措置費支弁基準適用分と一般慣行料金との差額を補助。 | 公募か | ○ | |
| 補助対象経費 | ・分娩介助料（措置費限度額236,200円との差額）：分娩児1人につき20,000円 ・新生児保育料（措置費対象外）：分娩児1人につき1日5,000円 ・衛生材料費（措置費対象外）：妊産婦1人につき1日20,000円 | 事業費補助か | ○ | |
| 補助金算定方法 | 下記による算定を行い、妊産婦1人について入所期間中1日10,000円を限度として支給。 ・分娩介助料（措置費限度額236,200円との差額）：分娩児1人につき20,000円 ・新生児保育料（措置費対象外）：分娩児1人につき1日5,000円 ・衛生材料費（措置費対象外）：妊産婦1人につき1日20,000円 | 額・率が適正か | △ | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 1972/4/1 | 経過年数 | 49 | 補助終了予定年度 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-------------|----|-------------|----|-------------|----|------------|----|------------|----|
| | 8,429 | 千円 | 7,398 | 千円 | 6,700 | 千円 | 5,392 | 千円 | 5,223 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 4,633 | 千円 | 3,527 | 千円 | 5,034 | 千円 | 3,674 | 千円 | 3,216 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 55 | % | 48 | % | 75 | % | 68 | % | 62 | % |
| 申請件数 | 144 | 件 | 109 | 件 | 143 | 件 | 119 | 件 | 116 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 144 (不明) | 件 | 109 (不明) | 件 | 143 (12) | 件 | 119 (7) | 件 | 116 (3) | 件 |
| 平均単価（⑥/⑦） | 32 | 千円 | 32 | 千円 | 35 | 千円 | 31 | 千円 | 28 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 本補助金の対象は施設（法人）としておりますが、対象経費となるものは妊産婦の出産にかかる費用（本来は病院が妊産婦に請求する費用）であり、法人が実施する事業等に対して行っているものではないため。助産制度の適用可否についても妊産婦からの申請に基づき区役所が行っている。 |

助産制度は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、世帯の経済的な理由により助産を受けることができない場合に、助産施設（神戸市が指定した病院）に入所して、出産していただくための制度である。助産制度により、妊産婦が利用できる神戸市の助産施設は4施設あり、そのうち3施設は市立病院で、1施設のみが民間事業者である社会福祉法人により実施されるものである。

「(1) 補助金の概要」に記載のとおり、本補助金は、本来妊産婦が費用負担すべきものを一時的に病院が負担し、その分を補助金として支出しているものであり、法人が実施する事業等に対して行っているものではないため、その実質的な意味合いは事業者への補助金ではなく、妊産婦への補助金である。しかしながら、生活困窮者に対する出産に係る費用については、神戸市から法人に対して、別途、分娩介助料の措置費の支払いがあり、また、本補助金による一人あたりの補助額も平均約3万円と少額であることから妊産婦へ直接支給ではなく、措置費による支払いとともに本補助金を法人へ支払う形態を取っている。ただし、直接の交付先である法人にとっては、本補助金に係る申請と精算に係る事務手続を仲介しているに過ぎないため、本来、負担すべきでない事務が法人側において無償で発生している可能性がある点を十分に配慮した上で、引き続き生活困窮者の安全な出産を支援されることが期待される。

(2) 補助金アンケートの結果

アンケート回答法人が1社のみのため非開示とする。

(3) 監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 17 母子・婦人短期保護事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|---|---------|----|-----------------|
| 補助金名 | 母子・婦人短期保護事業補助補助金 | | | |
| 担当課 | こども家庭局家庭支援課 | | | |
| 補助金の目的 | 夫等からの暴力からの逃避や生活本拠の喪失等の行き場のない母子や婦人を一時的に保護する場所を確保することで、当面の安全確保を行う。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市母子・婦人短期保護事業補助要綱 | | | |
| 事業概要 | 行き場のない母子や婦人(単身女性)を母子生活支援施設(市内7ヶ所)で一時的に短期保護するための費用や、短期保護室の修繕・生活備品の購入費を補助。 | 公募か | × | |
| 補助対象経費 | 事務費・生活資金・施設修繕費・備品購入費 | 事業費補助か | ○ | |
| 補助金算定方法 | ・保護を実施した施設に対して、事務費として、1件につき、3,600円/日 ・所持金のない者に対して、生活資金として、1人につき、900円/日 ・生活備品等購入費として、1施設100,000円/年 | 額・率が適正か | ○ | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO、社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 1986/4/1 | 経過年数 | 35 | 補助終了予定年度 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 4,510 | 千円 | 3,848 | 千円 | 6,132 | 千円 | 5,597 | 千円 | 4,079 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | 119 | % | 103 | % | 155 | % | 137 | % | 89 | % |
| 申請件数 | 8 | 件 | 8 | 件 | 7 | 件 | 8 | 件 | 8 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 8 (7) | 件 | 8 (7) | 件 | 7 (6) | 件 | 8 (7) | 件 | 8 (7) | 件 |
| 平均単価(⑥/③) | 564 | 千円 | 481 | 千円 | 876 | 千円 | 700 | 千円 | 510 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 行き場のない婦人又は母子の緊急一時保護をおこなった場合の補助であり、事業の性質として成果指標を設定出来るものではないため。 |

当補助金は、一時的避難の必要がある母子及び婦人の短期保護を図ることを目的とした補助金である。補助金の交付対象は、神戸市内の母子生活支援施設で構成された神戸市母子生活支援施設協議会（以下「協議会」という。）と神戸市内の母子生活支援施設（以下「施設」という。）である。補助金の額については、要綱で下記のとおり定められている。

（補助金）

第5条 補助金の種類及び金額は、次のとおりとする。

（1）協議会に交付するもの

ア 生活資金 1人につき 1日 900円以内

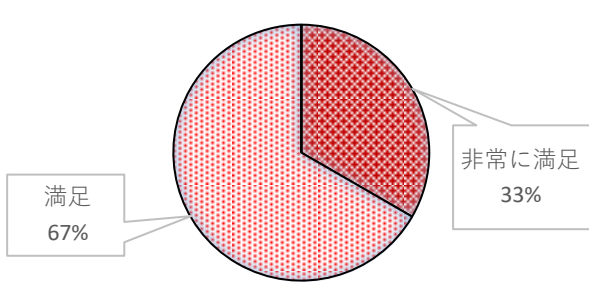
イ 事務費 1件につき 1日 3,600円

（2）施設に交付するもの

生活備品等の購入費及び短期保護室の修繕費

1施設につき年 100,000円以内

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|--------------------------|--|
|  <p>満足 67%</p> <p>非常に満足 33%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると100%となった。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 16.7% | 分析結果 公平性が50.0%、市の対応が33.3%、金額が16.7%となっている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 33.3% | |
| 公平性 | 50.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 25.0% | 分析結果 手続きが50.0%、金額と交付のスピードが25.0%となっている。 |
| 手続き | 50.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 25.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

① 補助金等見直しチェックシートの適切な作成について

当補助金は、協議会に対して生活資金及び事務費を交付し、協議会が当該交付金を原資として各施設に資金を交付する再補助の形式をとっている。再補助については、見直しガイドラインにおいて、再補助先の事業実施状況が把握しにくいことから、実施することのメリットや必要性等合理的な理由がない限り、原則として直接補助へ切り替えることとされている。補助金等見直しチェックシートにおいてもチェックポイントの状況として再補助の実施の有無に関する項目があり、実施している場合にはその合理的な理由を記載する必要がある。しかし、当補助金については再補助を実施しているもかかわらず、実施していないと

の回答を行っており、再補助を実施している合理的な理由について記載されていない。

[意見 52] 補助金等見直しチェックシートの適切な作成について

当補助金は再補助を実施しているため、補助金等見直しチェックシートにおいてその合理的な理由を記載する必要がある。合理的な理由が認められない場合には、直接補助への切り替えを検討する必要がある。

2. 18 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 民間社会福祉事業の安定的な運営を支えるため | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資制度要綱 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資制度 運営要領 | | | | |
| 事業概要 | 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金に係る利子を補助することにより、民間社会福祉施設事業の育成を推進する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 融資を受けた法人が当初償還計画に基づいて金融機関に支払った利子額の半額。(融資利率が4%以下の場合には融資利率2%に相当する額を限度とする。) | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 融資利率が4%以下の場合には融資利率2%に相当する額を限度とする | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 社会福祉法人又は学校法人 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1970/4/1 | 経過年数 | 51 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|---------------------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | 58,047 | 千円 | 57,920 | 千円 | 47,115 | 千円 | 50,685 | 千円 | 49,457 | 千円 |
| 補助金決算額② | 48,975 | 千円 | 47,628 | 千円 | 45,794 | 千円 | 42,828 | 千円 | 41,336 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 84 | % | 82 | % | 97 | % | 84 | % | 84 | % |
| 申請件数 | 229 | 件 | 119 | 件 | 114 | 件 | 119 | 件 | 121 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 229 (215) | 件 | 119 (111) | 件 | 114 (106) | 件 | 119 (111) | 件 | 121 (114) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 214 | 千円 | 400 | 千円 | 402 | 千円 | 360 | 千円 | 342 | 千円 |
| 備考 | H29年度までは上半期・下半期の2回に分けて交付。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 社会福祉施設を整備・運営する法人に対して、安定的に事業継続を行ってもらうために設けた補助制度である。「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| | | |
|--------------|-------|--|
| 総合的な評価 | | 非常に満足及び満足を合わせると96%となった。一方4%が不満と回答している。補助金支給対象法人にとって、施設整備に要した借入資金の利息の負担がゼロであることから、不満が少ない結果に至っていると考えられる。 |
| | | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 50.0% | もっとも満足している理由として、金額が50%となっているが、これは多くの法人において、金融機関へ支払う融資利率が2%以下のため、支払った利子額がすべて補助されていることとなっているのが要因と考えられる。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 19.0% | |
| 市の対応 | 14.3% | |
| 公平性 | 4.8% | |
| 交付のスピード | 4.8% | |
| 周知 | 4.8% | |
| その他 | 2.4% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 11.8% | 不満の理由として最も多かった手続きと回答した法人の約半数は、申請資料の作成負担を理由としている。金額入力が必要な様式をワードではなく、エクセルを希望される意見もあり、事務効率を考慮して表計算ソフトの様式も提供されることが期待されている。 |
| 手続き | 58.8% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 29.4% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

本補助事業は、保育所等の施設整備資金融資に係る利子を補助する事業であり創設から約50年が経過している。現在の子どもの教育・保育環境に照らして、新規施設のニーズ、金利情勢及び施設への補助金額とその効果の観点から見直すべき事業か否かを分析するため、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

要綱によると、本補助事業は、施設の新築、増改築等のための資金融資に係る利子補給補助であるが、第2条においてその施設は下記のとおり定められている。

- | |
|---|
| (1) 売春防止法（昭和31年法律第37号）に規定する婦人保護施設 |
| (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設 |
| (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉施設 |
| (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園 |
| (5) 前各号に掲げる施設に準ずる施設で、福祉の増進のために、特に市長が必要と認めたもの |

一方、令和3年度において、実際に本補助事業が利用されているのは、社会福祉法人の施設のうち、主に幼保連携型認定こども園及び保育所となっていることが確認された。

神戸市においては、待機児童の課題を解消するために、認定こども園や保育所の新增設や保育士確保等による教育・保育提供体制の確保を推進してきた結果、近年の施設利用定員と利用状況は、下記のとおり推移している。

【1号子どもに関する施設利用定員及び利用状況】

| | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 利用定員 | 23,066 | 22,702 | 22,287 | 21,581 |
| 利用者数 | 17,950 | 17,162 | 15,640 | 14,219 |

【2・3号子どもに関する施設利用定員及び利用状況】

| | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用定員 | 27,269 | 28,672 | 29,570 | 30,043 |
| 利用希望者数 | 28,824 | 29,770 | 30,114 | 30,302 |
| 利用者数 | 27,627 | 28,607 | 29,087 | 29,324 |

（出典：こども家庭局提供資料を元に監査人が作成）

上表のとおり、いずれの施設においても令和2年度以降の利用定員は利用者数を上回っている状況であるが、2・3号子どもに関する施設利用希望者数（特定の施設を希望されている方等を含む）と比較すると、利用定員が不足している。一方、待機児童数は、令和3年度は11名、令和4年度は0名となり、一定の成果をもた

らしているが、上記のとおり地域によっては、利用希望者数が希望する保育施設に入所できないケースもあることから、今後は、地域ごとの保育ニーズをきめ細かく把握し、既存施設を活用した定員確保策が望まれるところである。このような状況から、大規模な集合住宅建設のような局所的に急激な子育て世帯が集まる場合を除けば、子どもの保育施設は一定数確保されているところであり、新規の施設整備とそのための融資資金ニーズは限定的であることが想定される。

また、金利情勢については、日本銀行が開示している金利の推移によると、本補助事業の創設当初の昭和45年の長期プライムレートは年8.5%、平成12年以降は年1~2%と推移し、直近の令和4年9月時点では年1.25%という低利の経済環境へと変遷してきた。なお、令和3年度に神戸市から事業者への融資あっせん書によると、あっせん金融機関から社会福祉法人への融資利率は、融資が実行される月の第1営業日現在の長期プライムレート×3/4を基礎として算定されている。令和3年度時点において、本補助事業対象のうち債務が残っているもっとも古い契約は平成14年度に融資が実行されたものであり、約定金利は年2%以下(0.712%~1.837%)の水準となっている。利子補給額の限度額は、神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資制度運営要領第7条において、融資利率が4%以下の場合には融資利率2%に相当する額を限度とする、と定められている中、融資契約のすべての約定利率が2%に満たないため、施設が負担する金利の満額を補助する結果となっている。さらに、「(1) 補助金の概要」に記載のとおり、令和3年度における平均単価(1件あたりの補助金額)は平均32万4千円となっており、施設によっては、年間数万円程度の規模で利子補給がされているケースもあった。

上記を踏まえ、本補助事業の創設当初から新規施設のニーズと教育・保育の体制も変化してきているため、補助事業の有効性・効率性の観点から、新規のあっせん融資と利子補給の廃止も含めた見直しを検討する必要がある。

[意見53] 新規のあっせん融資に係る利子補給補助金の必要性について

新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事業の実効性を踏まえ、本補助事業による新規受付の廃止も含めた見直しを検討されたい。

2. 19 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金

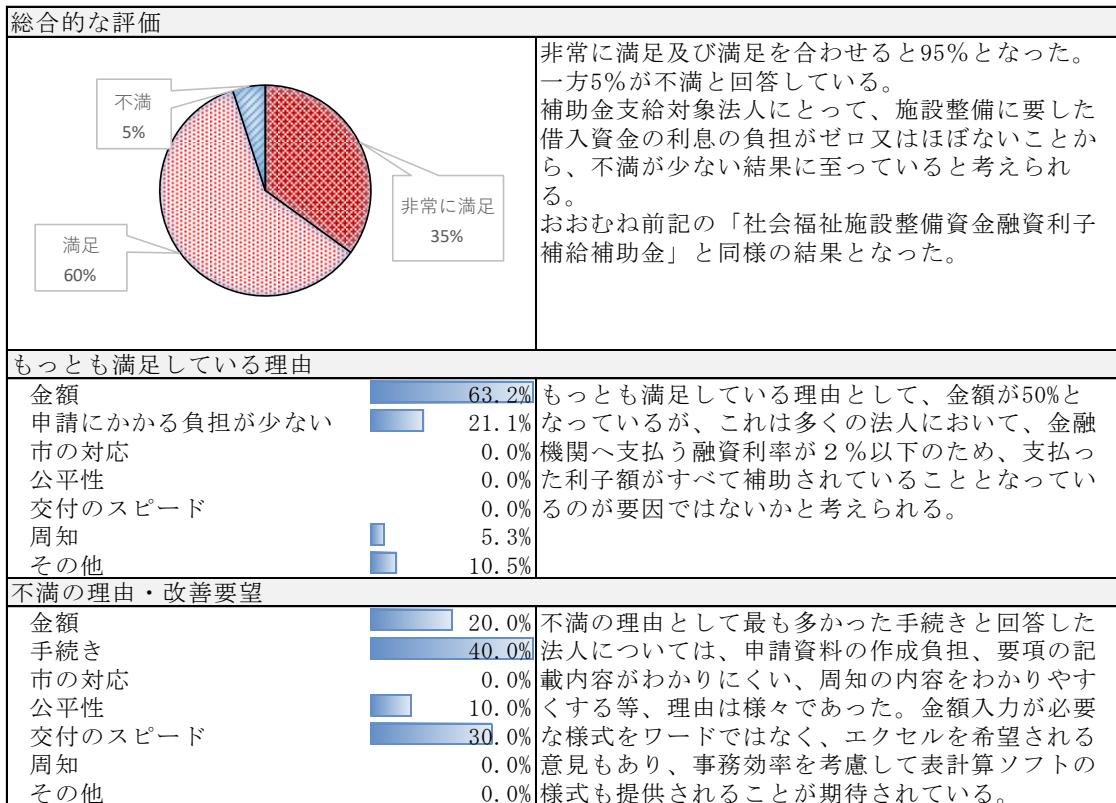
(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 民間社会福祉施設事業の安定的な運営を支えるため | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資制度要綱 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資制度 運営要領 | | | | |
| 事業概要 | 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資に係る利子を補助することにより、民間社会福祉施設事業の育成を推進する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 融資を受けた法人が当初償還計画に基づいて金融機関に支払った利子額の半額。(融資利率が4%以下の場合は融資利率2%に相当する額を限度とする。) | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 融資利率が4%以下の場合は融資利率2%に相当する額を限度とする | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 社会福祉法人又は学校法人 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1970/4/1 | 経過年数 | 51 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|---------------------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 56,675 | 千円 | 68,846 | 千円 | 50,201 | 千円 | 50,201 | 千円 | 47,195 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 48,574 | 千円 | 49,460 | 千円 | 50,152 | 千円 | 47,151 | 千円 | 46,342 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | 86 | % | 72 | % | 100 | % | 94 | % | 98 | % |
| 申請件数 | 73 | 件 | 39 | 件 | 39 | 件 | 40 | 件 | 42 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 73 (73) | 件 | 39 (39) | 件 | 39 (39) | 件 | 40 (40) | 件 | 42 (42) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | 665 | 千円 | 1,268 | 千円 | 1,286 | 千円 | 1,179 | 千円 | 1,103 | 千円 |
| 備考 | H29年度までは上半期・下半期の2回に分けて交付。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 社会福祉施設を整備・運営する法人に対して、安定的に事業継続を行ってもらうために設けた補助制度である。「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

(2) 補助金アンケートの結果



(3) 監査の実施

本補助事業は、保育所等の施設用地取得資金融資に係る利子を補助する事業であるが、あっせん融資限度額の違いや融資利率の算定方法を除いて、基本的な制度設計は、前述の施設整備資金融資利子補給補助金と同様であり、施設整備資金融資利子補給補助金と併せて見直すべき事業か否かを分析するために、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

要綱によると、本補助事業は、施設の新築、増改築等に伴う土地取得のための資金融資に係る利子補給補助であり、その施設は前述2.18の神戸市こども家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金（以下「施設整備補助金」という。）と同様であり、その他の要綱内容や補助限度額についても同様である。

令和3年度に神戸市から事業者への融資あっせん書によると、あっせん金融機関から社会福祉法人への融資利率は、融資が実行される月の第1営業日現在の長

期プライムレート×3/4+0.3を基礎として算定されている。

令和3年度時点において、本補助事業対象のうち債務が残っているもっとも古い契約は平成12年に融資が実行されたものであり、約定金利はおおむね年2%（0.975%～2.137%）を下回る水準となっている。利子補給額の限度額は、神戸市こども家庭局社会福祉施設用地取得資金融資制度運営要領第8条において、融資利率が4%以下の場合は融資利率2%に相当する額を限度とする、と定められており、施設整備補助金と同様に、融資契約のほとんどが約定利率2%に満たないため、施設が負担する金利の満額を補助する結果となっている。なお、「(1) 補助金の概要」に記載のとおり、令和3年度における平均単価（1件あたりの補助金額）は平均110万3千円となっており、施設整備補助金に比べると、金額的水準は高めの利子補給がされている。

上記を踏まえ、施設整備補助金と同様に、補助事業の有効性・効率性の観点から、補助金額に見合う費用対効果が認められるかどうかの検証を行った上で、新規のあっせん融資と利子補給の廃止も含めた見直しの検討の必要がある。

[意見54] 新規のあっせん融資に係る利子補給補助金の必要性について

新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事業の実効性を踏まえ、本補助事業による新規受付の廃止も含めた見直しを検討されたい。

2. 20 神戸市教育・保育施設等整備補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|-------------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市教育・保育施設等整備補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童の解消及びその維持 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市教育・保育施設等整備補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 教育・保育施設や小規模保育事業所を整備する民間事業者 に対して、施設整備費を助成する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 教育・保育施設等の整備に要する経費 | 事業費補助 か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業費の3/4 | 額・率が適 正か | △ | | |
| 主な交付先 | 教育・保育施設等の整備事業を行う法人・事業者 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2015/4/1 | 経過年数 | 6 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-----------------------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金決算額② | 2,096,283 | 千円 | 2,823,273 | 千円 | 2,098,269 | 千円 | 1,205,128 | 千円 | 1,909,874 | 千円 |
| 執行率（②/①） | 661,098 | 千円 | 1,044,581 | 千円 | 2,935,574 | 千円 | 2,835,243 | 千円 | 1,160,095 | 千円 |
| 申請件数 | 32 | % | 37 | % | 140 | % | 235 | % | 61 | % |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 27 (11) | 件 | 35 (24) | 件 | 45 (26) | 件 | 29 (15) | 件 | 20 (13) | 件 |
| 平均単価（③/③） | 24,485 | 千円 | 29,845 | 千円 | 65,235 | 千円 | 97,767 | 千円 | 58,005 | 千円 |
| 備考 | 決算額には前年度繰越予算に対する決算値を算入している。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

神戸市教育・保育施設等整備補助金では、補助対象事業が1年を超える工事案件も多くあることから、実際に工事の完了する時期が次年度に繰り越され、当年度予算を翌年度に執行する場合がある。特に令和元年以降はコロナ禍による建材の調達が困難であったことなどにより工事の完了する時期に遅れが生じ、各事業者の施設等整備事業計画に基づいた予算の執行される次期が翌年度となるケースが発

生している。

国庫補助金要綱により、事業費のうち3分の2は国庫支出金が財源となり、12分の1を神戸市の予算から賄われることから、全体としての補助率は3/4と算定される。なお、令和元年度～令和3年度は、待機児童解消を重点的に取り組むために、別途、神戸市保育所・認定こども園整備促進補助金として8分の1の上乗せ補助を行うことで、教育・保育施設等の整備の強化に取り組んできたが、待機児童の解消に一定の目途がついたことから、当該上乗せ補助事業は令和4年度に廃止された。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--------------|-------|------|-------|-----|------|---------|-------|----|------|-----|-------|--|
| <p>不満 13%</p> <p>満足 50%</p> <p>非常に満足 37%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると87%となった。一方13%が不満と回答している。特に、市の対応についての満足度が高い。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>申請にかかる負担が少ない</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>71.4%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 14.3% | 申請にかかる負担が少ない | 14.3% | 市の対応 | 71.4% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 0.0% | <p>もっとも満足している理由として、市の対応が71%となっており、市の担当者による法人への迅速・丁寧な対応がなされているものと考えられる。</p> |
| 金額 | 14.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 14.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 71.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16.7%</td> </tr> </table> | 金額 | 33.3% | 手続き | 33.3% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 16.7% | 周知 | 0.0% | その他 | 16.7% | <p>不満の理由として最も多かったのは、金額と手続きであった。金額については施設整備資金という性質から、投資額が多額であるがゆえに、3/4が補助されたとしても法人にとっては多くの自己資金が必要であることが要因と考えられる。一方、手続きと回答した法人の約半数は、申請資料の作成負担が理由としている。</p> |
| 金額 | 33.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 33.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 16.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 16.7% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 21 神戸市私立幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市私立幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保事業課 | | | | |
| 補助金の目的 | 教育・保育施設等を利用している医療的ケア児が、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにする | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市私立幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 教育・保育施設等において医療的ケア児の受け入れ体制の整備に要する費用を補助。(訪問看護ステーションによる看護師派遣に要する経費) | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | ・医療的ケア委員会に係る経費 ・医療的ケアの実施に係る経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | ・医療的ケア委員会に係る経費 1回あたり上限6,600円 ・医療的ケアの実施に係る経費 <実施1回あたりの基準単価> 30分以下 6,600円、30分超60分以下 8,800円 60分超90分以下 11,000円、90分超120分以下 13,200円 120分超150分以下 15,400円、150分超180分以下 17,600円 180分超210分以下 19,800円、210分超240分以下 22,000円 ただし、1週あたり10時間(600分)を単価の上限とする | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2019/2/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | 3,138 | 千円 | 3,138 | 千円 | 4,118 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | 2,238 | 千円 | 4,119 | 千円 | 5,135 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | - | % | - | % | 71 | % | 131 | % | 125 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | 1 | 件 | 2 | 件 | 4 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | - | 件 | 1 (0) | 件 | 2 (1) | 件 | 4 (0) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | - | 千円 | - | 千円 | 2,238 | 千円 | 2,060 | 千円 | 1,284 | 千円 |

| | |
|---------------------|-------------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 医療的ケア児の受け入れについては、指標化に馴染まないため。 |

医療的ケア児への支援については、平成28年の児童福祉法の改正により、第56条の6第2項において「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と地方公共団体による支援の努力義務が定められ、その後、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負い、保育所の設置者等は看護師等の配置により園に在籍している医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を負うこととなった。

ここで「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）のことをいい、医療技術の進歩に伴い多くの子どもの命が救われているが、一方では、退院後も日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増え、令和3年時点において、全国で約2万人と推計されており、医療的ケア児の保育ニーズは高まっている。そのため、今後も保育施設利用を希望する医療的ケア児が、近隣の幼稚園、保育園等の施設に通うことにより集団生活を通して子ども同士が安心・安全に関わりを持てる場を提供できるよう、本補助事業を活用しながら受入れが可能な施設を確保するとともに、その保護者、主治医他医療関係者、関係機関と連携して支援ノウハウを蓄積し、引き続き支援体制を強化していくことが期待される。



（出典：厚生労働省資料）

神戸市においてこれまで支援してきた医療的ケア児の推移状況は下記のとおりであり、本補助事業による補助金交付先施設は私立幼稚園に対するものである。

(単位：人)

| クラス年齢 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 (6 月 1 日現在) |
|------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 5 歳児 | 1 | 3 | 4 | 2 | 3 |
| 4 歳児 | 2 | 3 | 0 | 4 | 5 |
| 3 歳児 | 4 | 1 | 5 | 5 | 5 |
| 2 歳児 | 0 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 1 歳児 | 2 | 1 | 4 | 0 | 1 |
| 0 歳児 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 9 | 12 | 15 | 14 | 18 |
| 内訳 (再掲) | 保育施設(9) 私立幼稚園(0) | 保育施設(11) 私立幼稚園(1) | 保育施設(13) 私立幼稚園(2) | 保育施設(10) 私立幼稚園(4) | 保育施設(16) 私立幼稚園(2) |

(出典：こども家庭局提供資料)

これらの医療的ケア児に対して、神戸市における未就学児の医療的ケア児に係る補助事業は下記のとおり 2 事業あり、教育・保育給付認定区分により施設の看護師に対する経費の掛かり具合が相違するため別の制度となっている。

| | | |
|-------------|---|---|
| 補助事業名 | 神戸市医療的ケア児保育支援事業補助金 | 神戸市私立幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業 (本補助事業) |
| 対象となる医療的ケア児 | 保育を必要とする事由のあるこども (2号、3号認定) | 保育を必要とする事由のないこども (1号認定) |
| 対象施設例 | 幼保連携型認定こども園、私立保育園、公立保育所、小規模保育事業所 | 私立幼稚園、認定こども園の1号認定こども |
| 補助金の対象 | 保育時間が長い場合看護師を雇上げ、医療的ケア児を受け入れるための看護師人件費に対する補助、1施設あたり年額 5,290 千円を上限 | 教育標準時間が基本的に4時間と在園時間が短いため、園と契約した訪問看護ステーションの看護師が医療的ケアを提供し、その派遣に係る経費に対する補助 その他「(1) 補助金の概要」に記載のとおり |

(出典：こども家庭局提供資料を元に監査人が作成)

(2) 補助金アンケートの結果

令和3年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

(3) 監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 22 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|-------------------------------------|---------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童の解消及びその維持 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 事業所内保育事業所を整備する民間事業者に対して、施設整備費を助成する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 事業所内保育事業所の整備に要する経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業費の3/4 (上限3,000千円) | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 「神戸市事業所内保育事業者募集案内」に基づき選定された事業者 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2014/6/26 | 経過年数 | 7 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 12,000 | 千円 | 12,000 | 千円 | 3,000 | 千円 | 24,000 | 千円 | 3,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | 3,711 | 千円 | 3,000 | 千円 | 43,805 | 千円 | 3,000 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | - | % | 31 | % | 100 | % | 183 | % | 100 | % |
| 申請件数 | - | 件 | 2 | 件 | 1 | 件 | 2 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | 2 (0) | 件 | 1 (0) | 件 | 2 (1) | 件 | 1 (0) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | - | 千円 | 1,856 | 千円 | 3,000 | 千円 | 21,903 | 千円 | 3,000 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 「神戸っすこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

神戸市事業所内保育施設整備事業補助金は、事業者が福利厚生の一環としてその従業員の児童の保育を行えるよう利便を図るとともに、従業員以外でも近隣地域において保育を必要とする3歳未満児を受け入れられるよう定員を設ける要件を設定することで、認可保育所として運営され、神戸市の保育サービスの待機児童の解消及びその維持を達成する制度である。令和2年度においては、待機児童ゼロを実現する量の確保策として、急加速度的に施設整備を行う必要があり補助金の算定基準の上限額を一時的に4百万円から32百万円に引き上げられたため、1施設あたりの平均単価が他の年度より高くなっている。

(2) 補助金アンケートの結果

令和3年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

(3) 監査の実施

平成26年に創設された神戸市事業所内保育施設整備事業補助金は、神戸市内の待機児童がいる地域を中心として民間事業者に活用してもらうことで、地域の児童受入れを期待し現在まで継続されている。種々の施策により、待機児童の数は、平成26年度は123名であったが、令和3年度は11名、令和4年度に至っては0となり、当該補助金が創設された状況から保育のインフラも大きく改善されてきた。一方、直近5年間での本補助金の申請件数は年1～2件ほどで推移している状況にある。そのため、現在のニーズと補助効果を考慮すると、緊急で手当てが必要な地域がないのであれば近く廃止することも視野に入れ、本補助事業の終期を定めるなど、改めて見直しを検討されたい。

また、本補助事業の補助率を4分の3と設定している理由は、待機児童解消及びその維持のため、より多くの保育施設の設置が必要であることを理由として、国庫

補助金支給時の国基準に準じ、事業者負担額を対象経費の4分の1と設定しているためとのことである。しかしながら、本補助事業は市単独の事業であり、上記のとおり、新たな保育施設の設置の必要性について、本補助事業の創設当初よりもニーズは縮小していると考えられることから、本補助事業を継続する場合においても、補助金見直しガイドラインの原則的な取扱いに従い、補助率2分の1に見直す必要がある。

[意見 55]補助金の廃止検討及び補助率見直しについて

待機児童が解消されつつある現在の環境において、本補助事業を継続することによる効果が低いため、廃止を含めた見直しを検討されたい。

また、本補助事業を継続する場合においても、事業所内保育施設のニーズ及び期待される効果を踏まえ、補助率について見直す必要がある。

2. 23 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 保育士等の人材確保や離職防止を図るため。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保育所等を運営する者による保育士等の宿舍借り上げを実施するための経費を補助 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 補助対象施設の借り上げにかかる当該年度における賃借料、共益費、管理費、礼金、更新料 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 定額補助（上限：補助対象保育士一人あたり82,000円／月） ※令和3～4年度に限り、雇用を機に神戸市に転入する新規採用保育士等は月額10万円まで補助 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2017/4/1 | 経過年数 | 4 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|-------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | 90,495 | 千円 | 182,547 | 千円 | 264,500 | 千円 | 264,500 | 千円 | 562,718 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 17,783 | 千円 | 135,021 | 千円 | 286,291 | 千円 | 557,367 | 千円 | 857,179 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 20 | % | 74 | % | 108 | % | 211 | % | 152 | % |
| 申請件数 | 31 | 件 | 101 | 件 | 152 | 件 | 225 | 件 | 277 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 31 (21) | 件 | 101 (64) | 件 | 152 (102) | 件 | 225 (148) | 件 | 277 (172) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 574 | 千円 | 1,337 | 千円 | 1,883 | 千円 | 2,477 | 千円 | 3,095 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 保育士の人材確保や離職防止を図ることを目的としているため、成果指標を設定することができないため。 |

補助対象となる施設は、私立の認定こども園、保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業であり、補助対象となる保育士、保育教諭は、神戸市に住民登録をしていること、週30時間以上の労働時間であること、法人に採用されてから雇用後7年以内であること、その他住宅手当等の類似の手当を受けていないこと、といった要件を満たす必要がある。

補助対象経費には、賃借料のみならず、共益費、管理費及び契約期間で按分して算定した礼金並びに更新料の月額負担分も補助対象経費に含まれる。補助金の算定基準は、補助対象経費のうち、補助対象保育士1人あたり限度額を月8万2千円として設定しているが、これは厚生労働省の令和元年度までの補助基準額8万2千円（財源として、令和元年度までは国基準額8万2千円の1/2は国費から、残りは神戸市予算から支出。ただし、令和3年度は、国基準額6万3千円の1/2は国費から、残り月10万円までの補助額は神戸市予算から支出。）に足並みを揃えて定められている。一方、神戸市においては、保育ニーズのピークを迎える令和3～4年度に限り、さらなる保育士の確保を図るため雇用を機に神戸市に転入する新規採用保育士等に対する上限を月10万円まで引き上げられた。令和3年度の支給実績は1,104人（令和2年度は787人）と制度開始以降最も多かったことや、保育士が確保できないことを理由に開園できない園はなく、令和4年度に至っては待機児童が0人となったことから、限度額の引き上げによる一定の効果はあったものと推察される。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------------|-------|------|------|-----|-------|---------|-------|----|-------|-----|------|--|
| <p>満足 57% 非常に満足 18% 不満 16% 非常に不満 9%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると75%となった。一方25%が不満及び非常に不満と回答している。主に申請資料の作成負担について、不満要因となっている。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>66.7%</td> </tr> <tr> <td>申請にかかる負担が少ない</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9.8%</td> </tr> </table> | 金額 | 66.7% | 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | 市の対応 | 3.9% | 公平性 | 3.9% | 交付のスピード | 2.0% | 周知 | 13.7% | その他 | 9.8% | <p>もっとも満足している理由として、金額が66%を占めている。保育士の家賃等の負担について、金額的に十分に手当てされることから、保育士の採用につながり法人の経営に寄与しているものと考えられる。</p> |
| 金額 | 66.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 3.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 3.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 2.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 13.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 9.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.9%</td> </tr> </table> | 金額 | 10.1% | 手続き | 41.6% | 市の対応 | 2.2% | 公平性 | 19.1% | 交付のスピード | 15.7% | 周知 | 3.4% | その他 | 7.9% | <p>不満の理由のうち手続きと回答した法人の約半数は、申請資料の作成負担を理由としている。公平性については、法人で雇用する職員のうち、保育士以外の調理職員や事務職員については補助されないことや、7年を超えて働いているベテラン保育士が対象にならないことについて、法人職員間で不公平となる意見が見受けられた。</p> |
| 金額 | 10.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 41.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 2.2% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 19.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 15.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 3.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 7.9% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

創設された平成 29 年度の申請・支給実績件数は対象保育士等 44 人とそれほど多くはなかったものの、保育ニーズのピークを迎える令和 3 年度においては 1,104 人と 5 年間で約 25 倍にまで急増してきた状況にある。アンケートにおいて、申請資料の作成負担が多いという意見が多かったこと及び提出書類の審査においても事務負担が懸念されるため、申請及び審査の過程において費用対効果の観点から改善すべき点がないかを中心に各種資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

交付要綱第 8 条により事業者が補助金交付のために申請する際に提出が求められる資料は下記のとおりである。

- 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）

- 補助対象保育士等一覧表（第1号様式別紙）
- 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業計画書（第2号様式）
- 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業収支予算書（第3号様式）
- 対象保育士の住民票の写し
- 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業にかかる確認書（第5号様式）

交付要綱第11条により補助金交付決定を受けた事業者が補助事業の実績を報告する際に提出が求められる資料は下記のとおりである。

- 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業実績報告書（第11号様式）
- 神戸市保育士等宿舍借り上げ支援事業収支決算書（第12号様式）
- 補助対象保育士の雇用証明書（ただし、事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。）
- 補助対象保育士の補助対象期間分すべての給与明細書（ただし、住居手当の有無がわかるものに限る。）
- 補助対象施設の物件借上げに係る経費支払書（領収書等）

申請時及び実績報告時に提出する資料については、対象保育士の要件や補助対象経費の内容を審査するにあたって、すべて確認が必要な書類と考えられる。ただし、法人に採用後、最長7年間補助を継続して受ける保育士等が存在し、今後も保育ニーズを満たすために現在の保育士等を確保するために本補助事業が継続することを前提とすると、1,000件近くある対象保育士ごとの不動産賃貸借契約書等をデータベース化すること等により毎年、同一の資料を提出し確認することについては省略できる余地はあるのではないかと考えられる。

〔意見 56〕 申請及び実績報告資料に係るデータベース管理について

毎期、同一の資料を提出している不動産賃貸契約書等の書類については、データベース管理とすることなどにより事務の効率化を図り、審査が効果的に実施できるよう検討されたい。

実績報告時の提出資料のうち、他の住宅手当の有無を確認するために要求している給与明細書について、令和3年度においては提出されておらず、実際には、法人が作成・提出する雇用証明書に住宅手当の有無を記載させることで確認する事務手続を行っていた。本来は、要綱に定められた申請及び実績報告の書類のそれぞれの必要性について改めて検討した上で、要綱を見直し、改定したのちに事務処理の運用を変更することが適切と考えられる。

〔指摘事項 20〕 実績報告時の提出資料について

実績報告として要綱に規定されている資料のうち、提出が不要な書類については、要綱改定により速やかに削除するべきである。

交付要綱第5条において、保育士の借り上げ宿舎となる補助対象施設は、事業実施者又は事業実施者の利害関係者が所有する施設を除くことを要件としている。これに対して、審査手続の際の確認としては、不動産賃貸借契約書で確認することとしているが、不動産賃貸契約書を閲覧することによって事業実施者の利害関係者が所有しているか否かを確認することは極めて難しいと考えられる。

よって、申請書の添付資料である「補助対象保育士等一覧表」（第5号様式）に利害関係者が所有する施設でないことを事業者が確認するようチェック項目を追加するなどして、最低限の確認はできる事務体制とする必要がある。また、利害関係者の範囲について、法人の理事、監事等の役員、その親族まで含まれるか等についてもあらかじめ明確にしておく必要がある。

[意見 57] 利害関係者が所有する補助対象施設でないことの確認について

事業者が補助対象施設要件を認識した上で申請し、審査時に確認できるような体制を構築されたい。

2. 24 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | |
|---------------------|--|---------|---|-----------------|
| 補助金名 | 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業 | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | |
| 補助金の目的 | 保育人材の確保及び定着を図るため。 | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市保育人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業補助金交付要綱 | | | |
| 事業概要 | 教育・保育施設等において、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として一定の期間勤続した者へ奨学金の返還に係る費用の一部を支給する事業を補助 | 公募か | ○ | |
| 補助対象経費 | 支給対象者に対する返還支援金の支給にかかる費用 | 事業費補助か | ○ | |
| 補助金算定方法 | 定額補助（上限5,000円/月） | 額・率が適正か | △ | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | |
| 事業開始年度 | 2019/4/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | 45,000 | 千円 | 45,000 | 千円 | 45,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | 24,468 | 千円 | 29,767 | 千円 | 32,463 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | - | % | - | % | 54 | % | 66 | % | 72 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | 157 | 件 | 201 | 件 | 215 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | - | 件 | 157 (109) | 件 | 201 (139) | 件 | 215 (143) | 件 |
| 平均単価（⑥/③） | - | 千円 | - | 千円 | 156 | 千円 | 148 | 千円 | 151 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 保育士の人材確保や離職防止を図ることを目的としているため、成果指標を設定することができないため。 |

本補助事業における奨学金返還支援金の対象者は、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）で、下記の要件を満たす者とされている。（要綱第3条）

- （1）神戸市に住民登録しているものであること。
- （2）雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。
- （3）補助対象施設において保育士等として勤務し、保育士等としての採用日から起算して7年未満であること。
- （4）過去に当該返還支援の支給を受けている場合は、支給後に離職経験がないこと。

上記要件を課すことにより、当該補助を受けた保育士が退職し、市内の別の施設に採用された場合は、上記（4）の要件を満たさないため、支給対象外となる。したがって、一度、保育士等として法人に採用され、本制度の支給を受けた者は、当該法人で継続して就業することで最大7年間の支援が継続可能となるので、離職を抑制することが期待できる制度となっている。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|---|---|
| <p>不満 23%</p> <p>満足 56%</p> <p>非常に満足 21%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると77%となった。一方23%が不満と回答している。主に申請資料の作成負担について、不満要因となっている。</p> | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 42.5% | <p>もっとも満足している理由として、金額が42%と多いことについて、月額の上限は設定されているものの保育士の奨学金の負担軽減となることから、その他の補助金制度も含め保育士採用の一定の効果があり、法人経営においても満足されている。</p> |
| 申請にかかる負担が少ない | 7.5% | |
| 市の対応 | 12.5% | |
| 公平性 | 12.5% | |
| 交付のスピード | 2.5% | |
| 周知 | 17.5% | |
| その他 | 5.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 24.5% | <p>不満の理由として最も多かった「手続き」と回答した法人のうち67%は、申請資料の作成負担を理由としている。</p> |
| 手続き | 39.6% | |
| 市の対応 | 1.9% | |
| 公平性 | 15.1% | |
| 交付のスピード | 9.4% | |
| 周知 | 7.5% | |
| その他 | 1.9% | |

(3) 監査の実施

①他都市比較及び対象となる奨学金について

保育士等に対する奨学金返還の補助事業は、兵庫県内の他都市においても実施されており、概要は下記のとおりで、特に対象奨学金については具体例まで開示されている。

| | 姫路市 | 西宮市 | 丹波市 |
|-------|---|--|---|
| 補助事業名 | 保育士等奨学金返済支援事業 | 西宮市保育士奨学金返済支援事業 | 丹波市福祉人材確保奨学金返還支援補助金事業 |
| 対象奨学金 | <p>次の奨学金のうち、保育士資格等を取得するために利用した奨学金のみが対象となり、給付型の奨学金や教育ローンは本事業の対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児育英会奨学金 ・あしなが育英会奨学金 ・社会福祉協議会の生活福祉資金・貸付制度におけ | <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学金 ・交通遺児育英会奨学金 ・あしなが育英会奨学金 ・社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金(教育支援費及び就学支度金) ・母子父子寡婦福祉資金(修学資金及び就学支度資金) | <ol style="list-style-type: none"> (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金(第一種奨学金、第二種奨学金) (2) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 教育支援資金 (3) その他市長が認める奨学金 |

| | 姫路市 | 西宮市 | 丹波市 |
|-----------|--|--|--------------------------|
| | る教育支援資金（教育支援費及び就学支度金） ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金） ・その他国又は地方公共団体等により、無利子又は低廉な利率で貸付されている資金で、市長が上記に規定する奨学金に準ずると認めたもの | ・教育委員会奨学金及び藤田奨学金 ・国、地方公共団体等の出資又は募金等により、無利子又は低廉な利率で貸し付けされているもので、市長が奨学金に準ずると認めたもの | |
| 補助金額の算定方法 | 対象保育士等1人につき、当該対象保育士に係る補助対象期間の月数×7千円を上限に、次のうち、いずれか少ない方の額を交付 1. 対象保育士等が奨学金の返済のために当該年度中に支出した総額の2分の1に相当する額で、対象保育士等が複数人の場合はその合計額 2. 対象保育士等1人につき、補助対象者（設置者）が奨学金返済支援金として支出した額 | 補助対象経費の2分の1（上限：年額100,000円） | 申請年度内に返還した奨学金の額（上限額10万円） |
| 補助対象期間 | 7年間 | 6年間 | 5年間 |

（出典：各都市のホームページ情報を元に監査人が作成）

神戸市における本補助事業においては、対象となる奨学金について、交付要綱及びホームページにおいて明記されておらず、事務資料として作成されている「神戸市保育人材の確保・定着に係る奨学金返還支援事業Q&A」において、下記のとおり記載されている。

1 1. 対象となる奨学金の種類は？

教育の機会の保障を目的とする貸与制度に基づく本人名義の奨学金を対象とする。

Ex) (独法) 日本学生支援機構が実施する奨学金

令和3年度の実績報告書を読覧及びヒアリングしたところ、その多くは上記の日本学生支援機構による奨学金であったものの、その他の奨学金制度もあり、教育ローンも対象になりうるということであった。本補助金を受けられる可能性がある者及びその者を雇用する法人に対して、機会の公平性と確実な周知を担保するた

めに、対象となる奨学金の制度の例示や教育ローンの要件についても明確にし、具体的に交付要綱又はホームページで明示するなどして、事務の担当者が交代しても同様の方針のもとで実施されるよう整備する必要がある。

〔意見 58〕 対象奨学金について

要件を満たす者に公平な機会を提供できるよう具体的な奨学金や教育ローンの例を明示するなどして周知するとともに、担当者が事務手続において該当の是非の判断が客観的にできるような方針を明示されたい。

②申請書類と手続について

アンケート結果を踏まえ、補助金申請資料の作成負担が大きいという意見が多かったことから、提出書類、審査手続、交付手続について、交付要綱に定められる要件に照らして、各種資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

令和3年度の補助金交付申請から交付までの流れは、下記のとおりである。

| 時期 | 作成者 (支払者) | 提出先 (受領者) | 手続・資料 |
|-------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 令和3年 10月 | 各法人 | 幼保振興課 | 補助金交付申請書及び添付資料を提出 |
| 12月 | 幼保振興課 | 各法人 | 補助金交付決定通知書を発行 |
| 12月 | 各法人 | 幼保振興課 | 補助金請求書を提出 |
| 令和4年 1月 | 幼保振興課 | 各法人 | 補助金請求書に従い概算払い |
| 4月 | 各法人 | 幼保振興課 | 補助金実績報告書及び添付資料 |
| 5月 | 幼保振興課 | 各法人 | 実績額に基づく追加支払又は過払分の返還請求 |

(出典：こども家庭局提供資料を元に監査人が作成)

交付申請と実績報告に添付する書類は、それぞれ交付要綱第6条及び第9条において、下記のとおり定められている。

第6条

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 支給対象者一覧表（様式第3号）
- (3) 支給対象者の奨学金の返還計画が分かる資料（様式任意）

第9条

2 補助金規則第15条第3項の規定により市長が必要と認める実績報告書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 支給対象者一覧表〔実績〕（様式第10号）
- (3) 支給対象者による奨学金の返還を証明する資料
- (4) 支給対象者の雇用証明書（ただし、事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。）

実績報告書に添付することとなっている(4)雇用証明書については、令和3年度の事務では、支給対象者一覧表〔実績〕（様式第10号）に法人が雇用者を明記することによってその証明とし、代替確認することとしたため、実際には雇用証明書の提出は要請していなかった。申請手続上、必要としない書類については交付要綱を速やかに改定し、過剰な事務手続の負担や誤解が生じないように配慮する必要がある。

〔指摘事項 21〕 実績報告時の提出資料について

実績報告として要綱に規定されている資料のうち、提出が不要な書類については、要綱改定により速やかに削除するべきである。

2. 25 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童の解消及びその維持 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市保育送迎ステーション運営費 補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保育送迎ステーションを運営する民間事業者に対して、運営費を助成する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 児童の送迎に用いる自動車の購入費または借上げ費、保育送迎ステーション事業に従事する保育士の雇上費、児童の送迎に従事する自動車運転手の雇上費、保育送迎ステーションの運営に要する経費、自動車の維持・運行に要する経費及びその他事業費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業費全額(上限15,000千円) | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 送迎対象となる児童の受入れが可能な教育・保育施設を設置・運営する者のうち、本市から実施事業者として選定を受けた事業者 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|-------|----|-------|----|----------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 75,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 71,224 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | - | % | - | % | - | % | - | % | 95 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 5 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - | 件 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 5 (3) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 14,245 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 社会福祉施設を整備・運営する法人に対して、安定的に事業継続を行ってもらうために設けた補助制度である。「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

(2) 補助金アンケートの結果

アンケート回答法人が1社のみのため非開示とする。

(3) 監査の実施

要綱第2条によると、補助対象経費として自動車の購入費又は借上げ費、保育士の雇上費、自動車運転手の雇上費のほか保育送迎ステーションの運営に要する経費、自動車の維持・運行に要する経費その他事業費が定められており、実績報告書の提出の際にそれぞれの経費確認資料として、領収書、納品書、給与支払明細等を添付提出することとなっている。一部の施設において、令和3年度の補助対象経費のうち交通費について回数券が購入されており、その目的、使用者、使用区間等の使用実績についての確認資料は提出、保存されていなかった。回数券やプリペイドカード等の換金性のあるものは他目的の使用や不正使用につながる可能性があるため、金額の多寡にかかわらず、補助金の適正な使用を検証するために使用実績を確認し、書類又はヒアリングした結果のメモを保存するなどの対応をするべきであったと考えられる。

[意見 59] 交通費に係る支払実績の確認資料について

回数券の領収書のみによらず、使用実績を記載した記録も合わせて確認し、補助対象経費の適正性を確認する必要がある。

令和3年度の神戸市保育送迎ステーション運営費補助金交付要綱の第17条の規定は下記のとおりであるが、当該規定は神戸市保育送迎ステーション整備補助金の内容に関するものとのことであり、要綱作成時の確認が不十分であったとの不備であると考えられる。申請を検討する事業者には誤解を与えないよう速やかに要綱を改定する必要がある。

(一括下請負の禁止)

第17条 補助事業者は、事業を行うための建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

[指摘事項 22] 要綱の改正について

神戸市保育送迎ステーション運営費補助金交付要綱第17条については、当該事業には該当しない規定であるため、速やかに要綱を改定し、削除するべきである。

2. 26 神戸市保育送迎ステーション整備補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市保育送迎ステーション整備補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童の解消及びその維持 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市保育送迎ステーション整備補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保育送迎ステーションを整備する民間事業者に対して、施設整備費を助成する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 保育送迎ステーションの整備に要する経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助対象事業の3/4 (上限16,000千円) | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 送迎対象となる児童の受入れが可能な教育・保育施設を設置・運営する者のうち、本市から実施事業者として選定を受けた事業者 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2019/4/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調 (市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | — | 千円 | — | 千円 | 32,000 | 千円 | 48,000 | 千円 | 48,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | — | 千円 | — | 千円 | 16,000 | 千円 | 61,796 | 千円 | 32,000 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | — | % | — | % | 50 | % | 129 | % | 67 | % |
| 申請件数 | — | 件 | — | 件 | 1 | 件 | 4 | 件 | 2 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | — | 件 | — | 件 | 1 (1) | 件 | 4 (2) | 件 | 2 (1) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | — | 千円 | — | 千円 | 16,000 | 千円 | 15,449 | 千円 | 16,000 | 千円 |

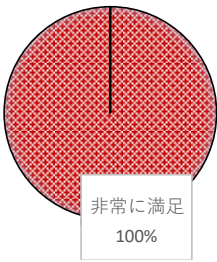
| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

保育送迎ステーションとは、利便性の高い駅周辺等に、朝夕に子ども（3～5歳児）を預かる保育室（保育送迎ステーション）を設置し、専用バスで保育所等へ送迎する事業である。令和3年度では「市有施設を活用した保育送迎ステーション及び小規模保育事業設置運営事業者」を公募し、選定された法人へ当補助金が支給されている。

補助事業の対象となる経費は、神戸市保育送迎ステーション整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に「補助事業者が当該年度内に実施する保育送迎ステーションの整備に要する経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）とする。」と規定されている。

なお、予算額 250 万円超の補助対象工事については「公募型指名競争入札」により、予算額 250 万円以下の工事についても施工業者 3 者以上の相見積もりによることが事業者公募の際に明示されており、また、要綱第 17 条において一括下請負も禁止されている。

（2）補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|--------|---|
|  | | 非常に満足のみで100%となった。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 100.0% | 満足している理由は金額であった。補助金額については、「（1）補助金の概要 補助金算定方法」を参照されたい。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 不満、または改善要望はなかった。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

（3）監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 27 神戸市保育補助者雇上強化事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市保育補助者雇上強化事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 保育士等の人材確保や離職防止を図るため。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保育所等を運営する者による保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員の雇い上げに必要な経費を補助 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 補助対象職員の雇用に要する経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 利用定員121人未満：上限額3,111千円／年、雇用上限数：1名 利用定員121人以上：上限額6,222千円／年、雇用上限数：2名 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2019/4/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独無し） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|------------|----|-------------|----|-------------|----|
| | — | 千円 | — | 千円 | 167,000 | 千円 | 167,000 | 千円 | 118,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | — | 千円 | — | 千円 | 65,451 | 千円 | 109,732 | 千円 | 196,347 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | — | % | — | % | — | % | 66 | % | 166 | % |
| 申請件数 | — | 件 | — | 件 | 83 | 件 | 113 | 件 | 163 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | — | 件 | — | 件 | 83 (39) | 件 | 113 (53) | 件 | 163 (78) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | — | 千円 | — | 千円 | 789 | 千円 | 971 | 千円 | 1,205 | 千円 |

| | |
|---------------------|--|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 保育士の人材確保や離職防止を図ることを目的としているため、成果指標を設定することができないため。 |

令和2年度では雇用上限数は令和3年度と同様であるが、利用定員121人未満の年額上限額は2,264千円、121人以上の年額上限額は4,5280千円であり、令和3年度に大幅に増額している。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------------|-------|------|-------|-----|-------|---------|-------|----|------|-----|------|---|
| <p>非常に満足 25%</p> <p>満足 56%</p> <p>不満 19%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると81%となった。一方19%が不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>48.3%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>27.6%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>13.8%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 48.3% | 申請にかかる負担が少ない | 27.6% | 市の対応 | 13.8% | 公平性 | 3.4% | 交付のスピード | 3.4% | 周知 | 3.4% | その他 | 0.0% | <p>満足している理由は金額であった。補助金額については、「(1) 補助金の概要 補助金算定方法」を参照されたい。</p> |
| 金額 | 48.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 27.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 13.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 3.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 3.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 3.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>21.1%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>42.1%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>5.3%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>10.5%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>10.5%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>5.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.3%</td></tr> </table> | 金額 | 21.1% | 手続き | 42.1% | 市の対応 | 5.3% | 公平性 | 10.5% | 交付のスピード | 10.5% | 周知 | 5.3% | その他 | 5.3% | <p>改善要望は手続きが最も多く、電子申請対応を求めるものが多かった。また要綱の記載内容が分かりにくい、との不満が多かった。</p> <p>その他では、新たに雇上げを行った保育補助者を対象とする補助金であることから長年勤めている保育補助者との差を不満とするものや、申請枠(人数・条件の撤廃等)の増加を要望するものもあった。</p> |
| 金額 | 21.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 42.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 5.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 10.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 10.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 5.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 5.3% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

保育補助者雇上強化事業は、厚生労働省所管の保育対策総合支援事業費補助金の対象事業の一つであり、「令和3年度保育関係予算概算要求の概要」、及び国の保育補助者雇上強化事業実施要綱(以下「国要綱」という。)では、事業の目的、保育補助者の要件や留意事項等を下記のとおり記載している。

保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※
 ※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4



(出典：厚生労働省HP「令和3年度保育関係予算の概要」)

【保育補助者雇上強化事業実施要綱】

1 事業の目的

保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行うもの（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

(中略)

7 留意事項

- (1) 本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者としてすることができること。
- (2) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。
- (3) 対象者は、本事業により配置する保育補助者に対しては、保育士資格の取得を促すこと。

神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）第3条において、下記のとおり補助対象職員を規定している。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する保育補助者（以下、「補助対象職員」という。）を新たに雇い上げる事業とする。

- （1）保育士資格を有していない者であること。
- （2）子育て支援員研修（地域型保育）または家庭的保育従事者研修の受講を完了した者
- 2 雇用時点で前項2号を満たさない場合において、当該研修を受講予定であり、別表1に掲げる保育に関する40時間以上の実習（厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡）を修了した者または修了予定である者については、実習を開始した日から前項2号の要件を満たすものと見做すこととする。
- 3 配置基準数に含まれている者および処遇改善加算を含む他の加算・補助事業の対象となる者は補助対象職員から除くこととする。
- 4 本事業により新たに雇い上げを行った保育補助者は、雇い上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、補助対象職員とすることができることとする。

国要綱では、補助対象者に保育士資格の取得を促すこと、と規定しており、保育士の資格取得を前提とした制度であることが想定されるが、国要綱には補助の上限年数についての規定はない。市要綱も同様に補助の上限年数の規定はなく、特に保育士資格取得に努めずとも保育補助者として勤続していれば補助金が支給され続ける状況となっている。

〔指摘事項23〕 補助対象職員の補助の継続について

国の事業の目的は保育士の環境改善、負担軽減、及び新たな保育士の養成と考えられることから、保育士資格取得に努めている保育補助者を補助対象とするべきであるため、保育士資格を取得しない同一の保育補助者への補助金については補助年数の上限を設定する等の対応を講じるべきである。

市要綱第3条第3項において、「配置基準数に含まれている者および処遇改善加算を含む他の加算・補助事業の対象となる者は補助対象職員から除くこととする。」としている。

令和3年度では、令和4年2月より「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」が支給されていたが、保育補助者雇上強化事業補助金の補助対象職員から除外していなかった。

〔指摘事項 24〕 補助対象職員の除外について

補助事業である「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」と重複している場合は、神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第3条第3項の規定に従い、補助対象職員から除外すべきである。

市要綱第3条第3項において、「配置基準数に含まれている者および処遇改善加算を含む他の加算・補助事業の対象となる者は補助対象職員から除くこととする。」としている一方で、国要綱の留意事項においては、「本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。」としており、補助対象職員から除く旨の記載はなく、例えば処遇改善加算対象の職員であっても、処遇改善加算部分を除いた経費は補助対象となり得ると考えられる。

〔意見 60〕 交付要綱に規定された補助対象職員について

神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱に規定された補助対象職員は、国の保育補助者雇上強化事業実施要綱の規定と相違がある。

市の要綱の決定権限はあくまで市にあるが、国の実施要綱の規定を参考に市の交付要綱の見直しを検討する必要がある。

2. 28 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金

(1) 補助金の概要

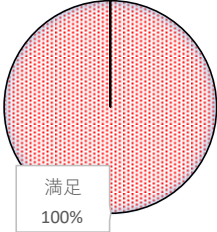
| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 民間社会福祉施設事業の安定的な運営を支えるため | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保育事業者が独立行政法人福祉医療機構より借り入れた資金に係る利子を補助することにより、民間社会福祉施設事業の育成を推進する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 融資を受けた法人が償還計画に基づいて独立行政法人福祉医療機構に支払った利子額の半額。（融資利率が4%以下の場合には融資利率2%に相当する額を限度とする。） | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 融資を受けた法人が償還計画に基づいて独立行政法人福祉医療機構に支払った利子額の半額。（融資利率が4%以下の場合には融資利率2%に相当する額を限度とする。） | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 神戸市内で事業を行う法人 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2015/4/1 | 経過年数 | 7 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 698 | 千円 | 530 | 千円 | 2,167 | 千円 | 5,627 | 千円 | 7,579 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 698 | 千円 | 530 | 千円 | 1,843 | 千円 | 2,260 | 千円 | 2,116 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 100 | % | 100 | % | 85 | % | 40 | % | 28 | % |
| 申請件数 | 5 | 件 | 4 | 件 | 6 | 件 | 8 | 件 | 8 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 5 (5) | 件 | 4 (4) | 件 | 6 (5) | 件 | 8 (6) | 件 | 8 (6) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 140 | 千円 | 133 | 千円 | 307 | 千円 | 283 | 千円 | 265 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 社会福祉施設を整備・運営する法人に対して、安定的に事業継続を行ってもらうために設けた補助制度である。「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

当補助金は市が公募した事業に係る借入金の利子のみを対象とするものである。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|----------------|--|
|  | 満足のみで100%となった。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 40.0% | もっとも満足している理由は金額であった。補助金額については、「(1) 補助金の概要 補助金算定方法」を参照されたい。 当補助金は実質的に市の公募事業の実施に必要とする借入金に対する利子に限定されており、補助金支給対象法人は限定されている。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 20.0% | |
| 市の対応 | 20.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 20.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 不満、または改善要望はなかった。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

神戸市民間児童福祉施設整備資金(福祉医療機構)利子補助金交付要綱に下記の規定がある。

| |
|---|
| <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 平成16年3月31日までに融資の決定を受けたものについては、融資一件ごとに補助を受けようとする年度(以下「当該年度」という。)の融資実行時の償還計画に基づく利子支払計画(福祉医療機構が指定した償還期日が当該年度にかかるものをいう。以下「当初利子支払計画」という。)に基づき支払おうとする利子額から、兵庫県から同種の補助金の交付を受ける金額を控除した額の範囲内とする。</p> <p>(2) 平成16年4月1日以降平成25年3月31日までに神戸市民間社会福祉施設等整備審査会等(以下「審査会」という。)の承認を経た後に融資を受けたものについては、当該年度の当初利子支払計画に基づき支払おうとす</p> |
|---|

る利子額の内、半額を限度とする。但し、利率が4%以下の場合は利率2%に相当する額を限度とする。

- (3) 平成25年4月1日以降に審査会の承認を経た後に融資を受けたものについては、当該年度の当初利子支払計画に基づき支払おうとする利子額の内、半額を限度とする。但し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園については、当分の間、利率が4%以下の場合は利率2%に相当する額を限度とする。

兵庫県から同種の補助金を受ける場合、法人から直接県に申請するのではなく、法人から市にまず申請し、市から県に申請することとなる。

平成16年4月1日以降に融資を受けたものの規定に「兵庫県から同種の補助金の交付を受ける金額を控除した額の範囲内とする。」の記載がないため、平成16年4月1日以降は兵庫県の同種の補助金の支給がないか担当者に確認したところ、平成16年4月1日以降も同種の補助金である「保育所等用地取得資金利子補助事業補助金」があるが、県の補助金と市の補助金と同額のため、理由は不明であるが10年程度前より県への申請を行わずに市単独で全額支給している、とのことであった。

〔意見61〕 県の同種の補助金へ申請について

市の財政負担軽減のために、利用可能な県の同種の補助金がある場合は、その補助を活用できないか検討する必要がある。

2. 29 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童の解消及びその維持 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 賃貸物件を活用して、保育所や認定こども園を整備する民間事業者に対して、施設整備費を助成する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 賃貸物件により、保育所及び認定こども園の新設、利用定員の拡大に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）） | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助基準額の3/4 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 民間保育所、認定こども園等を設置運営する法人・事業者 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 2 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|-------|----|----------|----|----------|----|
| | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 103,000 | 千円 | 75,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 108,000 | 千円 | 27,357 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | — | % | — | % | — | % | 105 | % | 36 | % |
| 申請件数 | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 2 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 2 (2) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 54,000 | 千円 | 27,357 | 千円 |

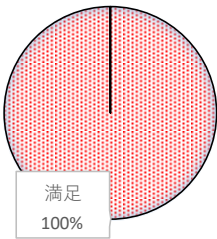
| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |

令和3年度では「国有財産を活用した保育施設設置運営事業者」を公募し、選定された法人へ当補助金が支給されている。

なお、予算額250万円超の補助対象工事については「公募型指名競争入札」により、予算額250万円以下の工事についても施工業者3者以上の相見積もりによる

ことが事業者公募の際に明示されており、また、神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条において一括下請負も禁止されている。

（2）補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--------|---|
|  | | 満足のみで100%となった。 |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 0.0% | 満足している理由は交付のスピードであり、令和3年度の補助金の申請受付期限は3月末、補助金支給時期が5月頃であった。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 100.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 手続きに対する改善要望があがっている。申請資料作成の負担の大きさ、要綱の記載内容や周知の内容が分かりにくい等の意見があった。なお、電子申請には対応していない。 |
| 手続き | 100.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

（3）監査の実施

下記のとおり、要綱第17条において一括下請負は禁止されている。

（一括下請負の禁止）

第17条 補助事業者は、事業を行うための建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

一括下請負については国土交通省土地・建設産業局長「一括下請負の禁止について（平成28年10月14日国土建第275号）」より建設業者団体の長あてに発出されている。以下一部抜粋した内容を記載する。

二 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。

(i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正

(ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整

(iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

(iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

(v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導

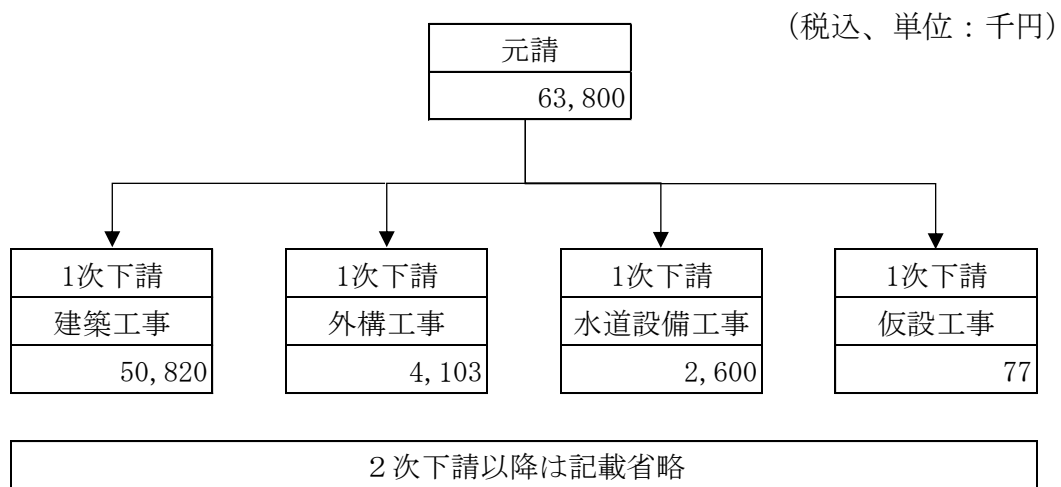
(vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

～（以下略）～

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1)「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された建設工事の質及び量を勘案して個別の建設工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

令和3年度補助金支給対象工事となった施工体系図は下記のとおりである。



建築工事の1次下請負を行っている業者のみで全体の契約金額の80%程度を占めている。また元請業者と1次下請負業者との間で締結された契約書を確認したところ、当工事のほとんどを占めると考えられる当建築工事の設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表の作成は下請負人が行った上で、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける旨記載されていた。

当工事について一括下請負に該当しないか工事内容等をどのように確認しているかについて担当課に確認したところ、建築住宅局が作成した「補助事業検査等補助業務」実施要領を手順書として使用しており、施工体制台帳、施工体系図の確認、及び工事完了検査の際に実質的に関与しているかの確認を行っているとのことであったが、当該実施要領に一括下請けか否かの判断に資する具体的な手順の記載はなかった。また、工事完了検査の内容についても特に問題がない場合には書面としては残していない、とのこと、一括下請負についての検証状況も含めて工事完了検査の内容を資料や証跡等で確認できなかった。

一社が占める下請契約割合が高いなど、一括下請負に該当する可能性がある場合、国土交通省が定める内容に基づき、元請業者の実質的関与について一定水準で確認する必要がある。また、一括下請負の有無の確認も含めた工事完了検査にあたり、具体的な検査内容や検証状況が事後的に確認できない状況である。

なお、新築や建替工事については建築住宅局で工事内容の確認や工事完了検査等を実施するが、今回の改修工事のような小規模の工事の場合は、担当課のみで実施する。

[意見 62] 一括下請けに該当しない旨の確認方法について

工事内容の確認や工事完了検査において一定水準以上の品質を確保するためにチェックリストや具体的な手順書の整備を行い、その確認内容について、具体的な検証状況が事後的に確認できるよう、証跡を残す必要がある。

2. 30 神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童の解消及びその維持 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 備品の購入費又は既設施設の改修等の費用に係る他の補助金の受給対象とならない民間保育所等に対して補助することで、施設の創設又は既設施設の利用定員の拡大を促進する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 補助対象となった施設の創設又は利用定員拡大のための備品の購入又は既設施設の改修等に要する費用（国庫補助等他の補助の対象外の事業に限る） | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 保育定員増1名につき500千円（上限500万円） | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 民間保育所、認定こども園等を設置運営する法人・事業者 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2019/7/1 | 経過年数 | 2 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | 補助単価はR3年度まで500千円/人（上限500万円/人）だったが、待機児童の解消に伴い、R4年度から30千円/人（上限90万円）へ見直した。 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | — | 千円 | — | 千円 | 25,000 | 千円 | 25,000 | 千円 | 25,000 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | — | 千円 | — | 千円 | 5,000 | 千円 | 67,981 | 千円 | 42,500 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | — | % | — | % | 20 | % | 272 | % | 170 | % |
| 申請件数 | — | 件 | — | 件 | 1 | 件 | 14 | 件 | 10 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | — | 件 | — | 件 | 1 (0) | 件 | 14 (5) | 件 | 10 (2) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | — | 千円 | — | 千円 | 5,000 | 千円 | 4,856 | 千円 | 4,250 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 「神戸っ子すこやかプラン2024」では、各年度の教育・保育の「量の見込み」における確保方策として、令和2年度は944名、令和3年度は922名、令和4年度は123名の確保量を指標化している。この確保量を満たすために各種補助金を活用している。以上のことから、当該補助金については、成果指標を設けず、制度運営を行ってきた次第である。 |
| 備考 | 令和4年度から「確保量」が減少することに伴い、補助単価を500千円/人（上限500万円/人）から30千円/人（上限90万円）へ見直した。 |

(2) 補助金アンケートの結果

アンケートの回答はなかった。

(3) 監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 31 地域子育て支援拠点事業運営費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|-----|
| 補助金名 | 地域子育て支援拠点事業運営費補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 育児不安等に対する相談指導や子育てサークル等への支援など、民間保育所が実施する地域子育て支援センター事業の運営費を補助 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 子ども子育て支援法第59条 子ども子育て支援交付金実施要綱 地域子育て支援拠点事業実施要綱 | | | | |
| 事業概要 | 神戸市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく地域子育て支援拠点事業の充実を図るための補助金の交付 | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 人件費、管理費、事業費等 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | R 2年度実績により事業費は地域子育て支援拠点事業一般型(5日、常勤職員を配置)1か所上限8,704,080円×2か所≒17,409千円。 なお、国庫支出金・県支出金についてはR 2年度子育て支援拠点事業補助金上限金額は8,270千円×2か所×1/3=5,513千円、R 3年度は8,398千円×2か所×1/3=5,598千円 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1998/4/1 | 経過年数 | 24 | 補助終了予定年度 | 整理中 |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-------------------------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 16,794 | 千円 | 17,436 | 千円 | 17,409 | 千円 | 17,409 | 千円 | 17,409 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 17,093 | 千円 | 17,093 | 千円 | 17,409 | 千円 | 17,409 | 千円 | 16,796 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 102 | % | 98 | % | 100 | % | 100 | % | 96 | % |
| 申請件数 | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 2 (2) | 件 | 2 (2) | 件 | 2 (2) | 件 | 2 (2) | 件 | 2 (2) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 8,547 | 千円 | 8,547 | 千円 | 8,705 | 千円 | 8,705 | 千円 | 8,398 | 千円 |
| 備考 | 補助金額のうち1/3が国、1/3が県により交付 | | | | | | | | | |

| 成果指標の内容 | | ひろば事業、体験保育、子育て相談、講習、関係機関との連携等を実施する民間施設を2か所配置する。実施状況は事業計画の提出により確認。 | | | | |
|---------|-----|---|---------|---------|---------|---------|
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | 補助要件の達成 | 補助要件の達成 | 補助要件の達成 | 補助要件の達成 | 補助要件の達成 |
| | 実績値 | 目標を達成 | 目標を達成 | 目標を達成 | 目標を達成 | 目標を達成 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--------------------------------|-------------------------------|---|
| <p>不満 50%</p> <p>非常に満足 50%</p> | 非常に満足が50%となる一方、50%が不満と回答している。 | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 100.0% | 満足している理由は金額であった。補助金額については、「(1) 補助金の概要 補助金算定方法」を参照されたい。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 100.0% | 満足している理由にも金額となっていたが、不満の理由にも金額があげられている。これは、当補助金が令和4年度での終了を検討中であることが要因となっている。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |

(3) 監査の実施

令和3年度において、地域子育て支援拠点は12か所あり、うち10か所は公営、2か所は民営となっており、民営の拠点に対し当補助金を支給している。

公営の地域子育て支援拠点については利用者の満足度調査を行っているが、民間の拠点や民間業者に対する利用者の満足度調査等を市が主導して行ったことはない。

また、民営の拠点については、場所や事業者が継続して同一の方が利用者にとってあるとの想定により従来から非公募としているが、地域子育て支援拠点の運営が可能な近隣の民間事業者に運営実施の希望の有無の確認を行ったことはない。

[意見 63] 地域子育て支援拠点事業者に対する利用者の満足度調査について

民営の拠点については市が主導した満足度調査等を行っていないが、補助金支給対象事業に対する利用者のニーズや不満を把握するため、公営と同様に市が主導した満足度調査等を実施する必要がある。

[意見 64] 地域子育て支援拠点事業者の選定について

地域子育て支援拠点事業を行っている民間事業者は非公募で選定されているが、利用者のニーズや支援拠点地域の他の事業者に当事業の運営の可否等を調査し、公募による選定を検討する必要がある。

補助対象となる経費は、市担当課は補助対象法人から提出された「神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）実績報告書」により確認している。同実績報告書に計上されるべき経費金額は、当事業に実際に従事している人員の給与等の人件費、当事業に実際に使用された経費、及び共通費に関しては法人の実績金額に合理的な按分基準を乗じた金額で算定するべきであるが、計上されている人件費や経費の詳細な内容、按分基準等の確認は行われていないとのことであった。

[意見 65] 補助対象となる経費の確認について

補助対象となる「神戸市地域子育て支援拠点事業（センター型）実績報告書」の経費の計上内容や按分基準等の確認を行う必要がある。

2. 32 おむつ処理費用補助事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | おむつ処理費用補助事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 従前のおむつ処理を保護者が持ち帰り自宅処分するという手間から解放され、また施設も持ち帰るためおむつを仕分けするという労力から解放され、保護者及び施設の負担軽減を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | おむつ処理費用補助事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保護者及び施設の負担軽減を図るため、使用済みおむつを施設で処理するために必要な経費の補助を行う | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 使用済みおむつを施設で処理するために必要な経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 月額上限300円×対象児童数（10月1日時点での在籍人数）×月数 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 2 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------|----|--------|----|-------|----|--------------|----|--------------|----|
| | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 35,107 | 千円 | 37,908 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 34,345 | 千円 | 36,874 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | — | % | — | % | — | % | 98 | % | 97 | % |
| 申請件数 | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 345 | 件 | 373 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | — | 件 | — | 件 | — | 件 | 345 (210) | 件 | 373 (221) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | — | 千円 | — | 千円 | — | 千円 | 100 | 千円 | 99 | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないため |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------------|-------|------|-------|-----|------|---------|-------|----|------|-----|-------|---|
| <p>非常に満足 31% 満足 63% 不満 5% 非常に不満 1%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると94%となった。一方6%が不満及び非常に不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>17.6%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>56.8%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>12.2%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.4%</td></tr> </table> | 金額 | 17.6% | 申請にかかる負担が少ない | 56.8% | 市の対応 | 12.2% | 公平性 | 2.7% | 交付のスピード | 4.1% | 周知 | 1.4% | その他 | 5.4% | <p>もっとも満足している理由は申請に係る負担が少ない点であった。これは当補助金が電子申請に対応しているからと推測される。</p> <p>他、おむつ処理に関する法人負担が軽減された点を満足している理由にあげているものが多かった。</p> |
| 金額 | 17.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 56.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 12.2% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 2.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 4.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 1.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 5.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>40.0%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>10.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>3.3%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16.7%</td></tr> </table> | 金額 | 40.0% | 手続き | 10.0% | 市の対応 | 3.3% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 30.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 16.7% | <p>金額に対する不満がもっとも多いが、布おしめ使用者や、現在対象者である0歳児から2歳児以外の3歳児以降のおむつ使用児も対象に含めてほしい等支給対象範囲を増やしてほしい、との要望が多かった。</p> <p>他、補助金の申請受付期限が10月に対して補助金支給時期が5月のため、補助金の交付スピードに対する不満も多かった。</p> <p>また、申請資料作成の負担が大きいという手続き上の不満もあった。</p> |
| 金額 | 40.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 10.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 3.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 30.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 16.7% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

令和3年度の当補助金の交付スケジュールは下記のとおりで、補助金申請の受付期限から支給までに半年以上を要している。

申請受付期限： 令和3年10月

交付決定時期： 令和3年12月

補助金支給時期： 令和4年5月

[意見 66] 補助金の支給時期について

おむつ処理費用補助事業にかかる補助金は、補助金申請の受付期限から支給までに半年以上を要している。おむつ処理に係る施設の負担軽減を目的とするならば、支給時期の早期化を図る必要がある。

2. 33 すこやか保育支援事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | すこやか保育支援事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 障害等特別な配慮が必要な子どもを通常の保育所等で受け入れる体制を整備することを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱 神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱 | | | | |
| 事業概要 | 本市の「すこやか保育専門指導委員会」の認定を受けた子ども（障害等特別な配慮が必要な子ども）を受け入れる施設に対し、専任の保育士等の配置に要する経費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 専任保育士等の配置に要する経費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 2・3号子ども（＝保育が必要な子ども） 重度：206,890円/月×対象児童数 軽度：137,930円/月×対象児童数 （地域型保育は59,740円/月×対象児童数） 1号子ども（＝幼稚園の子ども） 65,300円/月×対象児童数 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 社会福祉法人等 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2002/4/1 | 経過年数 | 20 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|
| | | 820,943 | 千円 | 849,429 | 千円 | 810,458 | 千円 | 648,567 | 千円 | 621,463 |
| 補助金決算額⑤ | 570,119 | 千円 | 623,411 | 千円 | 616,517 | 千円 | 651,772 | 千円 | 693,505 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 69 | % | 73 | % | 76 | % | 100 | % | 112 | % |
| 申請件数 | 154 | 件 | 160 | 件 | 155 | 件 | 180 | 件 | 191 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 154 (129) | 件 | 160 (136) | 件 | 155 (130) | 件 | 180 (152) | 件 | 191 (159) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 3,702 | 千円 | 3,896 | 千円 | 3,978 | 千円 | 3,621 | 千円 | 3,631 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 障害等、特別な配慮が必要な子どもを受け入れる施設に対し、経費の一部を補助するものであるため、成果指標を設定することは不可。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--------------|-------|------|-------|-----|------|---------|-------|----|-------|-----|-------|--|
| <p>不満 27%</p> <p>非常に不満 1%</p> <p>非常に満足 11%</p> <p>満足 61%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると72%となった。一方28%が不満及び非常に不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>33.3%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>25.5%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>21.6%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>13.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2.0%</td></tr> </table> | 金額 | 33.3% | 申請にかかる負担が少ない | 25.5% | 市の対応 | 21.6% | 公平性 | 2.0% | 交付のスピード | 2.0% | 周知 | 13.7% | その他 | 2.0% | <p>満足している理由は金額であった。補助金額については、「(1) 補助金の概要 補助金算定方法」を参照されたい。</p> |
| 金額 | 33.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 25.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 21.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 2.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 2.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 13.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 2.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>31.1%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>6.6%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>6.6%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>19.7%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16.4%</td></tr> </table> | 金額 | 31.1% | 手続き | 14.8% | 市の対応 | 6.6% | 公平性 | 6.6% | 交付のスピード | 19.7% | 周知 | 4.9% | その他 | 16.4% | <p>もっとも満足している理由が金額となっていたが、不満の理由として一番多くあげられているのも金額であり、続いて交付のスピード、手続きとなっている。不満の詳細な理由は後述する。</p> |
| 金額 | 31.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 14.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 6.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 6.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 19.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 4.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 16.4% | | | | | | | | | | | | | | |

① 「不満の理由・改善要望」のアンケート結果

当補助金に関しては不満や改善要望が他の補助金よりも多かった。以下主な内容を記載する。

- ・障害等特別な配慮が必要な子ども（以下「すこやか児」という。）の判定基準が不明瞭
- ・すこやか児の認定までに時間がかかる。また保護者への認定の働きかけも負担である
- ・重度と軽度で補助額が異なるが、実際は重度よりも多動や情緒障がいの園児の方が手数のかかることが多い。また認定にかかわらず配慮の必要な子どもが増加傾向となっているように思う。実態に合わせた補助にしてほしい
- ・親は加配を当然と考えているが補助額では正規の保育士の雇用が難しい
- ・交付時期をもっと早くしてほしい

(3) 監査の実施

神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に補助の対象及び補助金の額が下記のとおり規定されている。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象となる施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 入園・入所した児童で、こども家庭局が行う判定の結果、他の児童との集団による教育・保育（以下「統合教育・保育」という。）を行うにあたって、受入認定こども園等において、配慮及び支援を行うことが必要な児童に教育・保育を提供している保育所、認定こども園
- (2) 入園・入所した児童で、こども家庭局が行う判定の結果、統合教育・保育を行うにあたって、受入認定こども園等において、特に重度の児童の状況に対応をするための配慮及び支援を行うことが必要な児童を保育している保育所、認定こども園
- (3) 入園・入所した児童で、こども家庭局が行う判定の結果、統合教育・保育を行うにあたって、受入認定こども園等において、特に重度の児童の状況に対応をするための配慮及び支援を行うことが必要な児童を保育している小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業

(補助金の種類及び額)

第3条 補助金の額は別表に定める額とする。

- 2 前条各号に掲げる要配慮児童のうち、学校法人立の認定こども園に在籍する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる子どもであって、兵庫県特別支援教育振興費補助（以下「県補助」という。）を受けている場合は、当該認定こども園に対し、前項に掲げる別表既定の月単価により算定した額から、県補助額を控除した額を支給する。

別表

神戸市すこやか保育支援事業補助金

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 要綱第2条第1項第1号該当児童1人につき | 137,930円/月 |
| (2) 要綱第2条第1項第2号該当児童1人につき | 206,890円/月 |
| (3) 要綱第2条第1項第3号該当児童1人につき | 59,740円/月 |
- ただし、保育士資格を有するものを雇用していない場合は、上記補助単価の1/2の額（百円未満切捨）とする。

また、神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱（以下「特則要綱」という。）に補助の対象及び補助金の額が以下のように規定されている。

（適用対象）

第2条 本要綱の対象となる私立認定こども園（以下「対象園」という。）及び支給認定こどもは別表のとおりとする。

2 対象となる認定こども園は健康面、発達面において特別な支援が必要な支給認定子ども（以下「要支援子ども」という。）が別表掲記の子どもを含めて2人以上在籍していなければならない。

3 別表掲記の要支援子どもは、実施要綱第5条によりすこやか保育の対象児童と判定されなければならない。

4 第2項の要支援子どもは別表掲記の要支援子どもが1名の場合は、実施要綱第5条によるすこやか保育の対象児童、又は兵庫県特別支援教育振興費補助の対象児童が1名以上いれば足りる。

（職員配置）

第3条 前条第3項の要支援子ども（以下「交付対象子ども」という。）を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免状又は保育士資格を有する者を配置しなければならない。

（補助金額と留意事項）

第4条 補助金額は交付対象子ども1人当たり月額65,300円とする。

2 交付対象子どもに対し、兵庫県等から独自助成等を受けている場合は、補助対象としない。

特則要綱第2条では適用対象について、「対象となる認定こども園は健康面、発達面において特別な支援が必要な支給認定子ども（以下「要支援子ども」という。）が別表掲記の子どもを含めて2人以上在籍していなければならない。」と規定しているが、実際には1人のみの在籍でも補助金は支給されている。

〔指摘事項 25〕 補助金の適用対象について

神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱第2条で適用対象を要支援子どもが「2人以上在籍していなければならない。」と規定しているが、

1人のみの在籍でも補助金は支給されているため、早急に適用対象の検討を行い、要綱の改正などを行うべきである。

補助の対象や補助金額については、上記のとおり要綱に定められているが、実際の交付の際には、要綱に記載されていない職員配置基準等を定めた課内部のみで使用されている「すこやか保育補助基準の内規」に沿って交付金額が決定されている。以下内容を一部抜粋して記載する。

3. パート又はアルバイト保育士に代わって、正規保育士を国基準定数（フリー保育士1名及び主任保育士専任加算分1名）に各種加配保育士を加えた数以上に正規保育士を雇用している場合は、次のように取り扱うものとする。
- ①要綱第2条第1項第1号の対象児童3名に対し正規保育士1名とする。
 - ②要綱第2条第1項第2号の対象児童2名に対し正規保育士1名とする。
4. 保育士資格を有するもの雇用していない場合は、要綱の定める補助単価の1/2の額（百円未満切捨）とする。
- なお、看護師・保健婦・介護士の資格を有するものは、保育士と同等とみなす。

上記の職員配置基準については、公定価格やその他加配の対象になっていない保育士を対象としており、実際にすこやか児の保育に従事しているかの確認は行われていない。

また、「看護師・保健婦・介護士の資格を有するものは、保育士と同等とみなす。」としているが、看護師のみ、公定価格上の看護師の取扱い（乳児が4人以上在籍する場合、看護師1名に限り保育士とみなすことができる）を参考に、対象施設に乳児が4人以上在籍する場合に限り、看護師1名を保育士とみなしている。

〔指摘事項 26〕 補助金交付要綱等の改定について

神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱及び神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱に規定されている補助金は、これらの要綱に規定されていない判断基準が定められた内規により補助の金額が算定されており、その判断基準の決定過程も、補助金支給額の算定根拠も不透明となっているため、内

規に記載された判断基準の妥当性を検討した上で、これらの要綱を実態に合わせて改定すべきである。

【意見 67】 補助対象職員について

内規に定めた判断基準では補助対象となる看護師・保健婦・介護士の資格を有するものが補助対象となっておらず、また、対象職員となった職員についても実際にすこやか児の保育に関与しているかの確認が行われていない。

補助金の趣旨を鑑みて、すこやか児の保育の実態に合わせた職員に対して補助金を支給する必要がある。

令和3年度の当補助金の交付スケジュールは下記のとおりで、補助金申請の受付期限から支給までに1か月から3か月を要している。

しかしすこやか児認定期間を含めると更に長期となることから、施設から得たアンケートにおいても認定と交付時期の早期化を望む声が多かった。

申請受付期限： （上半期）令和3年11月 （下半期）令和4年3月

交付決定時期： （上半期）令和4年1月 （下半期）令和4年3月

補助金支給時期： （上半期）令和4年1月 （下半期）令和4年4月

【意見 68】 すこやか保育支援事業にかかる補助金の支給時期について

補助の実質的な内容はすこやか児に対応する人件費の補填であり、金額も多額となる傾向であるため、認定から交付に至るまでの実務を早期化する必要がある。

2. 34 育休明け乳幼児の定期預かり事業補助金

(1) 補助金の概要

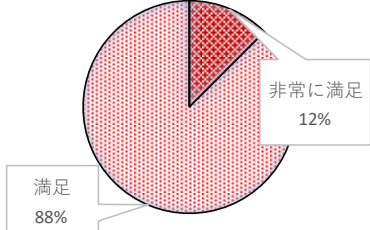
| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 育休明け乳幼児の定期預かり事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童対策として、保護者が職場復帰しなければならないにも関わらず保育所等に入所できない児童に対して、入所先が決まるまでの間必要な保育を提供することを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 子ども・子育て支援交付金交付要綱 神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助等に関する要綱 | | | | |
| 事業概要 | 育休明けの保護者を対象に一時保育を拡大して実施する (KOBEはじめルーム) 施設に対し、運営費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 運営費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 国が定める公定価格(保育所等の経常運営費)上の児童1人あたりの基本額を週5日換算した金額×利用月数 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO、社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2016/4/1 | 経過年数 | 6 | 補助終了予定年度 | 未定 |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|-----------|----|------------|----|
| | 不明 | 千円 | 11,988 | 千円 | 30,621 | 千円 | 6,417 | 千円 | 34,590 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 3,513 | 千円 | 6,169 | 千円 | 5,921 | 千円 | 5,078 | 千円 | 7,896 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | 不明 | % | 51 | % | 19 | % | 79 | % | 23 | % |
| 申請件数 | 3 | 件 | 7 | 件 | 7 | 件 | 10 | 件 | 12 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 3 (3) | 件 | 7 (7) | 件 | 7 (7) | 件 | 10 (9) | 件 | 12 (12) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | 1,171 | 千円 | 881 | 千円 | 846 | 千円 | 508 | 千円 | 658 | 千円 |

| | |
|---------------------|----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないため |

神戸市では、育児休業を終了して再び仕事を始める保護者、保育施設の利用を始める子どもを支援するため、保育園等において月曜日から金曜日までの入所ではなく、一時保育を拡大する形で子どもを預かる「KOBEはじめルーム」(育休明け乳幼児の定期預かり事業)を実施している。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|-------|--------------|-------|------|-------|-----|-------|---------|------|----|-------|-----|------|--|
|  <p>満足 88%</p> <p>非常に満足 12%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると100%となった。 | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td>申請にかかる負担が少ない</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 37.5% | 申請にかかる負担が少ない | 25.0% | 市の対応 | 25.0% | 公平性 | 12.5% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 0.0% | もっとも満足している理由は金額であった。補助金額については、「(1) 補助金の概要 補助金算定方法」を参照されたい。 |
| 金額 | 37.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 25.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 25.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 12.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>手続き</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>市の対応</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>公平性</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>交付のスピード</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>66.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.0%</td> </tr> </table> | 金額 | 33.3% | 手続き | 0.0% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 66.7% | その他 | 0.0% | もっとも改善要望があったのは周知についてであった。市の周知方法を確認したところ、各市内対象施設へメールで連絡等を行っているとのことであった。 |
| 金額 | 33.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 66.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助等に関する要綱（以下「要綱」という。）別表1に規定された当補助金の詳細な算定式は下記のとおりである。

$$\text{児童1人当たり補助額（月額）} =$$

$$\left(\text{実施施設の公定価格表における利用児童の基本分単価} + \text{処遇改善等加算単価} \right) \times 20/25 - \text{利用料（日額2,400円} \times \text{利用日数）}$$

※公定価格とは内閣府告示第119号に定めるところによる。

上記算定式によると、児童1名を1日預かる場合と、同じ児童1名を20日預かる場合では、20日預かる場合で利用料分補助額が減少し、法人が得られる総収入額は結果として同額となる。

一方で児童1名を3日預かる場合と、違う児童3名を1日預かるとほぼ3倍の補助額、及び3倍の総収入額を得られることとなる。

なお、令和3年度の児童1名あたりの利用日数は2日～22日であり、上記のとおり、預かる日数ではなく預かる児童数で補助額が増減することは、公平性の観点から問題がある。

〔指摘事項 27〕 補助金算定式について

神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業では、要綱に規定された補助金の算定式によると、預かる日数ではなく預かる児童数で補助額が増減することになり、公平性の観点から問題があるため、補助金算定式を見直すべきである。

補助金を算定するにあたり、利用者数及び利用日数の月次の実績報告が必要となるが、要綱では、事業実績報告を求める内容の規定がない。

神戸市HPを確認したところ、「育休明け乳幼児の定期預かり事業実績報告」の月次での提出を求めている。

〔指摘事項 28〕 要綱上の事業実績報告に関する規定について

補助金の算定に必要な事業実績報告を求める内容の規定が要綱上にないため、実態に合わせて要綱改正を行うべきである。

2. 35 一時保育事業運営費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 一時保育事業運営費補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 一時保育の実施により、保護者の多様なニーズに応え安心して子育てができる環境整備を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 子ども・子育て支援交付金交付要綱、神戸市一時保育事業運営費補助等に関する要綱 | | | | |
| 事業概要 | 非在園児（認可施設に入所していない子ども）の預かり保育を実施する施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 運営費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 前々年10月～前年9月までの1年間の利用実績をもとに決定した補助基本額に加えて、当該年度の利用人数に応じて加算する。 基本額 0円～2,700,000円 加算額 1,800円/人～2,400円/人 市単独で、低年齢児対応のための職員加配に要する費用、生活保護世帯の利用料免除に要する経費を加算している。 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1991/4/1 | 経過年数 | 30 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金予算額④ | 449,651 | 千円 | 408,453 | 千円 | 365,349 | 千円 | 297,567 | 千円 | 299,404 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 287,300 | 千円 | 283,167 | 千円 | 260,709 | 千円 | 214,386 | 千円 | 212,421 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 64 | % | 69 | % | 71 | % | 72 | % | 71 | % |
| 申請件数 | 217 | 件 | 229 | 件 | 224 | 件 | 238 | 件 | 263 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 217 (154) | 件 | 229 (166) | 件 | 224 (166) | 件 | 238 (170) | 件 | 263 (184) | 件 |
| 平均単価（⑥/⑦） | 1,324 | 千円 | 1,237 | 千円 | 1,164 | 千円 | 901 | 千円 | 808 | 千円 |

| 成果指標の内容 | | 延べ利用児童数 | | | | |
|---------|-----|--|--------|--------|--------|--------|
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | | | | 76,150 | 74,180 |
| | 実績値 | 52,738 | 54,538 | 46,980 | 29,058 | 33,051 |
| 備考 | | 平成29年度から令和元年度までの目標値は現行制度前の5か年計画の数値であり、令和2年度以降の数値と整合しないため記載していない。 令和2年度及び3年度の目標値には公立及び民間の施設に対する補助金に係る値であるが、実績値は民間の施設の補助金に係る値のみである。 | | | | |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------------|-------|------|-------|-----|------|---------|-------|----|------|-----|-------|---|
| <p>不満 23%</p> <p>非常満足 10%</p> <p>満足 67%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると77%となった。一方23%が不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>34.0%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>34.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>11.3%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>7.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3.8%</td></tr> </table> | 金額 | 34.0% | 申請にかかる負担が少ない | 34.0% | 市の対応 | 11.3% | 公平性 | 9.4% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 7.5% | その他 | 3.8% | <p>満足している理由として、主として「金額」及び「申請にかかる負担が少ない」が挙げられる。後者については、令和4年度より導入された申請システムによる負担軽減が効果的である旨の回答があった。</p> |
| 金額 | 34.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 34.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 11.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 9.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 7.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 3.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>41.0%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>17.9%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>5.1%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>17.9%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>5.1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12.8%</td></tr> </table> | 金額 | 41.0% | 手続き | 17.9% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 5.1% | 交付のスピード | 17.9% | 周知 | 5.1% | その他 | 12.8% | <p>回答があったもののうち、「申請資料作成の負担が減らしてほしい」が50%、「周知の内容がわかりやすくしてほしい」が30%、「要綱の記載内容をわかりやすくしてほしい」が20%であった。</p> <p>同じく周知の改善要望としては、「周知・PR方法を増やしてほしい」が100%であった。</p> |
| 金額 | 41.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 17.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 5.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 17.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 5.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 12.8% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

補助金算定における基礎数値である年間利用者数や児童の年齢区分、非定型・緊急・リフレッシュなどの利用区分などの基礎数値は、予め定められた報告書に事業者自らが入力し報告することになっているが、特に当該数値を検証はしていない。

少なくとも利用者数の算定根拠である証憑は施設に保管させ、市としてはいつでも提出を求められる体制を構築する必要がある。

[意見 69] 補助金算定数値の検証について

算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。

成果指標として、延べ利用児童数を設定している。

目標値は公立及び民間の施設の延べ利用児童数を含むが、公立及び民間の施設で所管課が異なるため、実績値は民間の施設のみ集計されている。

正しく成果を測るためには目標値と実績値が整合することが必要である。

[意見 70] 成果指標の整合性について

成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討する必要がある。

2. 36 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 幼稚園児に対する預かり保育を実施することで、保育ニーズの多様化に応えることを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 子ども・子育て支援交付金交付要綱、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱 | | | | |
| 事業概要 | 教育標準時間の前後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、主に自施設の1号在園児を対象に預かり保育を行う施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 運営費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 国の定める基準のとおり利用実績に応じた単価で算定している。 市単独で、長時間預りを実施する幼稚園（認定こども園を除く）上記算定額に下限を設けている。 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO、社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2015/4/1 | 経過年数 | 6 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|------------|----|------------|----|-------------|----|--------------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金予算額④ | 80,543 | 千円 | 191,092 | 千円 | 210,959 | 千円 | 316,359 | 千円 | 328,958 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 92,446 | 千円 | 137,107 | 千円 | 253,482 | 千円 | 294,221 | 千円 | 346,828 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 115 | % | 72 | % | 120 | % | 93 | % | 105 | % |
| 申請件数 | 64 | 件 | 88 | 件 | 98 | 件 | 111 | 件 | 124 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 64 (59) | 件 | 88 (81) | 件 | 98 (86) | 件 | 111 (94) | 件 | 124 (101) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | 1,444 | 千円 | 1,558 | 千円 | 2,587 | 千円 | 2,651 | 千円 | 2,797 | 千円 |

| 成果指標の内容 | | 延べ利用児童数 | | | | |
|---------|-----|--|---------|---------|---------|---------|
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | | | | 891,633 | 896,068 |
| | 実績値 | 128,482 | 217,918 | 237,864 | 212,119 | 258,635 |
| 備考 | | 平成29年度から令和元年度までの目標値は現行制度前の5か年計画の数値であり、令和2年度以降の数値と整合しないため記載していない。 令和2年度及び3年度の目標値には公立及び民間の施設に対する補助金に係る値であるが、実績値は民間の施設の補助金に係る値のみである。 | | | | |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--------------|-------|------|------|-----|------|---------|-------|----|------|-----|------|--|--|
| <p>満足 62% 非常に満足 23% 不満 13% 非常に不満 2%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると85%となった。一方15%が不満及び非常に不満と回答している。満足している理由として、主として、「金額」であり、その他として「申請にかかる負担がすくない」、「公平性」、「周知」等が挙げられる。一方、満足していない理由として、主として、「手続き」や「金額」、「交付スピード」が挙げられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>51.2%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>14.6%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>7.3%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>9.8%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>9.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4.9%</td></tr> </table> | 金額 | 51.2% | 申請にかかる負担が少ない | 14.6% | 市の対応 | 7.3% | 公平性 | 9.8% | 交付のスピード | 2.4% | 周知 | 9.8% | その他 | 4.9% | <p>満足している理由として、主として「金額」及び「申請にかかる負担が少ない」が挙げられる。後者については、令和4年度より導入された申請システムによる負担軽減が効果的である旨の回答があった。</p> | |
| 金額 | 51.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 14.6% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 7.3% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 9.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 2.4% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 9.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 4.9% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>30.8%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>42.3%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>15.4%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 30.8% | 手続き | 42.3% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 7.7% | 交付のスピード | 15.4% | 周知 | 3.8% | その他 | 0.0% | <p>回答があったもののうち、「手続き」の改善要望としては、「申請資料作成の負担が減らしてほしい」が67%、「周知の内容がわかりやすくしてほしい」が20%、「要綱の記載内容をわかりやすくしてほしい」が13%であった。同じく「周知」の改善要望としては、「周知・PR方法を増やしてほしい」が100%であった。</p> | |
| 金額 | 30.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 42.3% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 7.7% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 15.4% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 3.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

補助金算定における基礎数値である預かり保育実施日数や利用時間区分などの基礎数値は、予め定められた報告書に事業者自らが入力し報告することになっているが、特に当該数値を検証はしていない。

少なくとも利用者数の算定根拠である証憑は施設に保管させ、市としてはいつでも提出を求められる体制を構築する必要がある。

[意見 71] 補助金算定数値の検証について

算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。

要綱第2条によると補助金額は、別表1に定めた「1 在籍園児にかかる補助金額（年額）の算定式」及び「4 在園児以外の児童にかかる補助金額（年額）の算定式」により算定されるが、長時間預かりを実施する幼稚園については当該算定式により算定した額（以下「1及び4の額」という。）が2,400千円を下回る場合は2,400千円とすることとされている。

一時預かり計算表（Excel。以下「計算表」という。）を確認したところ、長時間預かり実施幼稚園に該当する旨の記載がある1施設について、1及び4の額が2,400千円を下回っているにもかかわらず、2,400千円とされていないため交付決定額が少なくなっていた。

計算表の様式上、1及び4の額の合計を記載し、その額が2,400千円を下回るか否かを判定するべきところ、1及び4の額に加えてその他加算金額も含めていたため、2,400千円を上回るかのように見えていたことから判定を誤ったと考えられる。

なお、当該1施設は、計算表では長時間預かりを実施する幼稚園に該当する旨の記載があったが、該当していなかったため、結果として交付決定額に誤りはなかったことになるが、計算表の記載は誤っていたことになる。

〔指摘事項 29〕 補助金算定における計算表について

判定の誤りが極力生じないように計算表の様式を見直すとともに、改めて算定方法を局内で周知徹底するべきである。

補助金の算定は、表計算ソフト（Excel）で実施されているが、表計算ソフト等のいわゆるスプレッドシートは、複雑な計算や作業等を人手に比して短時間で大量かつ正確に処理することができるため、作業の有効性及び効率性の観点から利用することは望ましいといえる。しかし、一方でスプレッドシートは、下記のリスクを有している。

- ① 予め定めた計算や作業等しか実施できないため、イレギュラーな状況に対応できない。
- ② そもそも計算式や数式等が誤っている場合や状況に合っていない場合はすべての計算を誤ってしまうことになる。
- ③ 複雑な数式等は後任の担当者が理解できない場合や査閲が有効かつ効率的にできない。

スプレッドシートを採用している場合には、上記リスクを考慮した上で、例えば、様式を見直すとともに、計算の趣旨や数式等の補足説明等を充実させ、引継ぎや査閲が有効にできるよう検討する必要がある。

〔意見 72〕 スプレッドシートの取扱いについて

誤りがないか確認し、様式や作成方法のルールを定め、運用する必要がある。

成果指標として、延べ利用児童数を設定しているが、「2. 35 一時保育事業運営費補助金」で述べたことがあてはまる。

〔意見 73〕 成果指標の整合性について

成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討する必要がある。

2. 37 延長保育事業運営費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 延長保育事業運営費補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 延長保育の実施により、保護者の多様なニーズに応え、安心して子育てができる環境整備を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 子ども・子育て支援交付金交付要綱、神戸市延長保育事業運営費補助等に関する要綱 | | | | |
| 事業概要 | 2・3号在園児の延長保育(30分～2時間)を実施する施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 運営費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 標準時間外延長 施設区分、実施時間に応じて定額補助 標準時間内補助 施設区分、実施時間、平均利用人数に応じて補助 市単独で、生活保護世帯の利用料免除に要する経費を施設に加算している。 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体(NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1998/4/1 | 経過年数 | 23 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調(市単独有り) | | | | |

| 補助金予算額 ^① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------------------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|
| | | 501,144 | 千円 | 334,249 | 千円 | 311,551 | 千円 | 266,478 | 千円 | 315,689 |
| 補助金決算額 ^② | 244,646 | 千円 | 256,230 | 千円 | 276,998 | 千円 | 221,880 | 千円 | 222,033 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 49 | % | 77 | % | 89 | % | 83 | % | 70 | % |
| 申請件数 | 268 | 件 | 285 | 件 | 288 | 件 | 284 | 件 | 306 | 件 |
| 交付件数 ^③ (うち社会福祉法人) | 268 (175) | 件 | 285 (180) | 件 | 288 (187) | 件 | 284 (189) | 件 | 306 (206) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 913 | 千円 | 899 | 千円 | 962 | 千円 | 781 | 千円 | 726 | 千円 |

| 成果指標の内容 | | 実利用児童数 | | | | |
|---------|-----|--|--------|-------|-------|-------|
| 達成状況 | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 目標値 | | | | 3,725 | 3,717 |
| | 実績値 | 3,657 | 3,494 | 3,490 | 3,260 | 3,011 |
| 備考 | | 平成29年度から令和元年度までの目標値は現行制度前の5か年計画の数値であり、令和2年度以降の数値と整合しないため記載していない。 令和2年度及び3年度の目標値には公立及び民間の施設に対する補助金に係る値であるが、実績値は民間の施設の補助金に係る値のみである。 | | | | |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|--------------|-------|------|------|-----|------|---------|-------|----|------|-----|-------|--|
| <p>非常不満 1% 非常に満足 10% 満足 61% 不満 28%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると71%となった。一方29%が不満及び非常に不満と回答している。いずれの回答も、主として「金額」を理由としている。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>37.0%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>33.3%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>9.3%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.6%</td></tr> </table> | 金額 | 37.0% | 申請にかかる負担が少ない | 33.3% | 市の対応 | 5.6% | 公平性 | 9.3% | 交付のスピード | 3.7% | 周知 | 5.6% | その他 | 5.6% | <p>満足している理由として、主として「金額」及び「申請にかかる負担が少ない」が挙げられる。後者については、令和4年度より導入された申請システムによる負担軽減が効果的であることが推測される。</p> |
| 金額 | 37.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 33.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 5.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 9.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 3.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 5.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 5.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>43.6%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>18.2%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>5.5%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>3.6%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>10.9%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>7.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>10.9%</td></tr> </table> | 金額 | 43.6% | 手続き | 18.2% | 市の対応 | 5.5% | 公平性 | 3.6% | 交付のスピード | 10.9% | 周知 | 7.3% | その他 | 10.9% | <p>回答があったもののうち、「手続き」の改善要望としては、「申請資料作成の負担が減らしてほしい」が67%、「その他」が17%であった。同じく「周知」の改善要望としては、「周知の内容を分かりやすくする」が80%であった。</p> |
| 金額 | 43.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 18.2% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 5.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 3.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 10.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 7.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 10.9% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

補助金算定における基礎数値である延長保育利用者数は、幼保事業課で定められた報告書に事業者自らが入力し報告することになっているが、特に当該数値を検証はしていない。

少なくとも利用者数の算定根拠である証憑は施設に保管させ、市としてはいつでも提出を求められる体制を構築する必要がある。

利用者数の算定根拠としては、施設で使用する日報や名簿等が考えられるが、本補助金は月極延長保育を対象としているため、利用者は月ごとに必ず施設に延長保育の申込をすることになっており、当該申込の際の申請書等が算定根拠としてふさわしいと思われる。

しかし神戸市延長保育事業実施要綱では、延長保育を利用しようとする児童の保護者が施設に申込をしなければならない旨が規定されているが、申込書等具体的な書類等は定められていない。また証明書類等の提出又は提示を求めているが、施設長が必要に応じて求めることができる旨が規定されているため、証憑の入手・保管に関するルールは明確とはいえない。

[意見 74] 補助金算定数値の検証について

算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。

成果指標として、延べ利用児童数を設定しているが、「2. 35 一時保育事業運営費補助金」で述べたことがあてはまる。

[意見 75] 成果指標の整合性について

成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討する必要がある。

2. 38 家庭支援推進保育事業運営費等補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 家庭支援推進保育事業運営費等補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 指定施設に保育士を加配することにより、保育の質の向上を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している指定地域の保育所等に対し、保育士の加配に要する経費の一部を補助する。 | 公募か | △ | | |
| 補助対象経費 | 保育士等の配置に要する経費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 国の定める公定価格（保育所等の経常運営費）上の常勤保育士の単価を計算して補助基本額とする。（R3：437,600円/月） | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1974/4/1 | 経過年数 | 47 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |

| 補助金予算額 ^① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------------------------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金決算額 ^② | 15,431 | 千円 | 15,585 | 千円 | 15,585 | 千円 | 14,473 | 千円 | 10,487 | 千円 |
| 執行率（ ^② / ^① ） | 98 | % | 99 | % | 100 | % | 93 | % | 100 | % |
| 申請件数 | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 | 1 | 件 |
| 交付件数 ^③ (うち社会福祉法人) | 2 (1) | 件 | 2 (1) | 件 | 2 (1) | 件 | 2 (1) | 件 | 1 (1) | 件 |
| 平均単価（ ^② / ^③ ） | 7,716 | 千円 | 7,793 | 千円 | 7,793 | 千円 | 7,237 | 千円 | 10,487 | 千円 |

| | |
|---------------------|---|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし。 |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 特に配慮が必要とされる児童が多数入所している指定地域の保育所等へ行う補助のため、成果指標を設定することは不可。 |

本補助金は、家庭支援推進保育事業の実施主体である神戸市が、経費の一部を負担するために設定されたものである。当該事業の国の実施要綱を下記に示す。

家庭支援推進保育事業実施要綱

1 目的

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童であること。

4 対象保育所

本事業の対象保育所は、3に該当する児童が入所児童の40%以上である保育所とする。

なお、3に該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

5 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 対象保育所に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。
- (2) (1)により配置された保育士は、3に該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

6 国の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(出典：家庭支援推進保育事業の実施について[平成27年4月13日 雇児発0413第18号 各都道府県知事あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知])

(2) 補助金アンケートの結果

回答が得られなかったため記載していない。

(3) 監査の実施

神戸市家庭支援推進保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）4では、対象保育所は「特に配慮が必要とされる保育所入所児童」が入所児童の40%以上である保育所とされ、対象児童は市が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断することとされているが、具体的な判断根拠が残されていないため、選定上の根拠が現状明らかではない。

[指摘事項 30] 選定上の根拠について

選定上の具体的な根拠を定めるべきである。

前述したように実施要綱によると、対象児童は神戸市が判断することとされている。過去の経緯から、非公募により、長年2施設を該当施設として補助事業を実施してきたが、1施設が解散したため現状1施設のみが対象となっている。

対象施設については長年見直しが実施されていないため、現在の状況を考慮して、補助金等見直しに係る基本的視点である有効性・公平性等の観点から対象児童の範囲の見直しを実施し、該当施設の有無を検討する必要がある。

[意見 76] 該当施設の有無の検討について

非公募であるため、公平性の観点から、該当する施設の有無を定期的に確認する必要がある。

本事業の内容として、実施要綱5に下記のとおり記載されている。

5 事業の内容

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業のために必要な保育士を配置すること
- (2) (1)により配置された保育士は、対象児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと

本事業の目的は保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることであり、保育士の加配に関する経費を補助するため市独自の加算を行っている。実施主体である市としては、単に保育士の加配の有無を確認するのみならず、入所児童の処遇の向上が図られているかの確認を求められていると解される。

[意見 77] 入所児童の処遇向上の確認の実施について

指導計画の作成及び計画的な保育の実施、定期的な家庭訪問など家庭に対する指導の実施状況まで確認するなど入所児童の処遇の向上が図られているか確かめる必要がある。

本補助金については成果の数値化などが難しいため詳細な成果指標までは設定していない。しかし補助金には目的があり、その達成状況を把握し、有効性を評価できなければ、制度の見直しや終期の設定ができないため、何らかの指標ないし参考数値を把握する必要がある。

例えば、前述したように対象児童を見直すことにより、該当施設を把握し、当該施設への実施状況を成果指標とすることが考えられる。

[意見 78] 成果指標の設定について

適切な成果指標が設定できるか再検討する必要がある。

2. 39 休日保育事業補助金

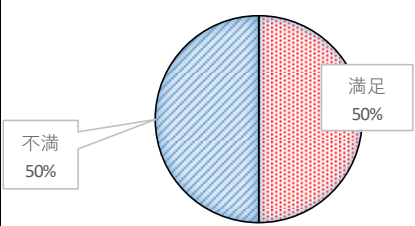
(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 休日保育事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 保育ニーズの多様化にあわせて、休日保育を実施する施設を増加させることを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市休日保育事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 日曜・祝日に保育を行う民間保育施設（本市の定める「休日保育」を行う施設）に対し、運営費や新規開設経費の一部を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 運営費や新規開設経費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 基本補助：1施設あたり 100,000円×実施月数 新規開設経費加算：上限100万円の範囲内で、実際に要した経費 障害児等受入加算：1施設あたり 50,000円×障害児受入月数 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 11,000 | 千円 | 14,600 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 7,914 | 千円 | 6,000 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | - | % | - | % | - | % | 72 | % | 41 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | - | 件 | 6 | 件 | 5 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - (-) | 件 | - (-) | 件 | - (-) | 件 | 6 (5) | 件 | 5 (4) | 件 |
| 平均単価（⑤/⑥） | - | 千円 | - | 千円 | - | 千円 | 1,319 | 千円 | 1,200 | 千円 |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし。 |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|--------------|-------|------|-------|-----|-------|---------|------|----|------|-----|------|--|
|  <p>満足 50%</p> <p>不満 50%</p> | <p>満足が50%となった。一方50%が不満と回答している。サンプル数が少ない影響もあるが、半数が満足していないことになる。満足していない理由は下記に記載のとおり主として、「金額」である。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 0.0% | 申請にかかる負担が少ない | 50.0% | 市の対応 | 50.0% | 公平性 | 0.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 0.0% | <p>満足している理由として、主として「申請にかかる負担が少ない」及び「市の対応」が挙げられる。</p> <p>満足している理由として、「金額」は0%であった。</p> |
| 金額 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 50.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 50.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>66.7%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>33.3%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 66.7% | 手続き | 0.0% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 33.3% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 0.0% | その他 | 0.0% | <p>「金額」に対する不満が多い。</p> <p>回答があったもののうち、「手続き」の改善要望としては、「申請資料作成の負担が減らしてほしい」が67%、「その他」が17%であった。</p> <p>同じく「公平性」の改善要望としては、受入児童数の多寡に応じた補助を希望する旨の回答があった。</p> |
| 金額 | 66.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 33.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

令和3年度末時点における休日保育の実施状況としては、下記のとおりである。

| | 東灘区 | 灘区 | 中央区 | 兵庫区 | 北区 | 長田区 | 須磨区 | 垂水区 | 西区 | 計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 施設数 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 定員 | 130 | 0 | 0 | 102 | 0 | 0 | 120 | 0 | 0 | 352 |
| 0～4歳(人) | 8,034 | 4,944 | 4,737 | 3,246 | 6,511 | 2,470 | 5,246 | 8,044 | 7,496 | 50,728 |
| 0～4歳(%) | 16% | 10% | 9% | 6% | 13% | 5% | 10% | 16% | 15% | 100% |

(出典：こども家庭局作成資料及び神戸市令和2年度国勢調査資料より監査人作成)

令和4年度には中央区に2施設が開設される予定であるが、灘区、北区、長田区、垂水区、西区には休日保育を実施している施設はない。特に垂水区や西区、北区は全市0～4歳児数に対する比率が高いにもかかわらず実施施設はなく、環境整備が課題となっている。

このような状況のもと、本補助金を創設し、さらに新規保育事業者の公募・選定の際には、休日保育を実施する事業者には加点し、優先するなど、休日保育事業を

推進するための働きかけを行っているが、単に一律の補助制度では効果があるとはいえない。

休日保育に係る経費は基本運営費として、国の定める公定価格が利用者数に応じて加算されているが、本補助金は、市単独の事業として実施施設に対して一律月額10万円を補助しているため、休日保育事業の新規開設の個別の働きかけをする際、個別の施設の実態に配慮した柔軟な提案ができないおそれがあり、また各施設の実態を考慮せずに一律支給すると、既に実施している事業者間に不公平が生じるおそれがある。

実施事業者が少ないためサンプル数が少ないが、アンケート結果では「もっとも満足している理由」として「金額」が0%であるのに対して、「不満の理由・改善要望」として「金額」は66.7%であり、全体の33.3%が「金額」に対して「不満」と回答していることから算定方法について何らかの課題がある可能性がある。

例えば各施設の年間延べ利用子ども数から算定される国からの休日加算及び休日保育を実施することにより追加で発生する経費を考慮して段階的に補助することなども考えられる。

[意見 79] 算定方法の見直しについて

施設の実態を把握し、より効果的、公平な算定方法がないか検討する必要がある。

補助金額の算定上、延べ利用児童数や休日保育実施日数等補助金を受給する要件や算定に係る基礎数値等は正確性、信頼性が求められる。現状、事業者からの報告に依存している。

少なくとも利用者数や休日保育実施日数等の算定根拠である証憑は施設に保管させ、市としてはいつでも提出を求められる体制を構築する必要がある。

[意見 80] 補助金算定数値等の検証について

算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証について検討する必要がある。

本補助金については成果の数値化などが難しいため詳細な成果指標までは設定していない。しかし補助金には目的があり、その達成状況を把握し、有効性を評価できなければ、制度の見直しや終期の設定ができないため、何らかの指標ないし参考数値を把握する必要がある。

本補助金の目的から、地域需要を考慮した地域ごとの目標施設数を記載した計画に対する達成度などが成果指標として考えられる。

[意見 81] 成果指標の設定について

補助金の目的に照らして適切な成果指標を設定する必要がある。

2. 40 児童健康診断補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 児童健康診断補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 保育所・認定こども園・幼稚園に通う児童の健康増進を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 4・5歳児に対し、国の定める公定価格（保育所等の経常運営費）に含まれる基本的な健康診断に加えて追加で健康診断を行う施設に対し、その費用の一部を補助する。 | 公募か | | ○ | |
| 補助対象経費 | 健康診断費用の一部 | 事業費補助か | | ○ | |
| 補助金算定方法 | 神戸市医師会の定める「学校医・嘱託医・健診医報酬額」のとおり。 | 額・率が適正か | | △ | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | | ○ | |
| 事業開始年度 | 2002/4/1 | 経過年数 | 19 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | 12,255 | 千円 | 13,256 | 千円 | 13,670 | 千円 | 14,825 | 千円 | 16,061 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 12,999 | 千円 | 14,076 | 千円 | 14,241 | 千円 | 13,893 | 千円 | 15,194 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | 106 | % | 106 | % | 104 | % | 94 | % | 95 | % |
| 申請件数 | 191 | 件 | 205 | 件 | 203 | 件 | 225 | 件 | 235 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 191 (148) | 件 | 205 (153) | 件 | 203 (151) | 件 | 225 (165) | 件 | 235 (170) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | 68 | 千円 | 69 | 千円 | 70 | 千円 | 62 | 千円 | 65 | 千円 |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし。 |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|--------------|-------|------|-------|-----|-------|---------|-------|----|-------|-----|------|---|
| <p>不満足 27%</p> <p>非常に満足 6%</p> <p>満足 67%</p> | 非常に満足及び満足を合わせると73%となった。一方27%が不満と回答している。 | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>14.0%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>48.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>12.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>14.0%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>12.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 14.0% | 申請にかかる負担が少ない | 48.0% | 市の対応 | 12.0% | 公平性 | 14.0% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 12.0% | その他 | 0.0% | 満足している理由として、主として「申請にかかる負担が少ない」、「金額」、「公平性」が挙げられる。 |
| 金額 | 14.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 48.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 12.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 14.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 12.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>64.3%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>11.9%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>14.3%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2.4%</td></tr> </table> | 金額 | 64.3% | 手続き | 11.9% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 4.8% | 交付のスピード | 14.3% | 周知 | 2.4% | その他 | 2.4% | 回答があったもののうち、「手続き」の改善要望としては、「申請資料作成の負担が減らしてほしい」が43%、「要綱の記載内容がわかりにくい」が29%、「周知の内容がわかりにくい」が14%であった。 |
| 金額 | 64.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 11.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 4.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 14.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 2.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 2.4% | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 監査の実施

本事業は経費がおおむね補助されるにもかかわらず、対象施設の 20%程度は実施していないとのことである。補助の内容を施設が理解していないか、もしくは実施しない個別の理由があることが考えられる。

いずれにしても本事業の性質上対象児童を増やすことが目的に適うため、全く施設の任意にするのではなく、施設への個別の働きかけが必要である。

[意見 82] 補助金募集にかかる対応について

単なる案内のみでなく、本事業の理解のための広報を重視し、さらに未実施の施設については個別に実施していない理由を調査する必要がある。

補助金額については、神戸市医師会が定める「学校医・嘱託医・検診医報酬額」から算定されるため、健診費用がおおむね補助されているとの認識であった。

しかし、アンケート結果では総合的評価として「不満」と回答した 27%の施設のうち、64.3%の施設が「金額」が「不満」と回答している。その他具体的な回答として下記があった。

- ・補助金額が段階的なものを人数あたりにしてほしい
- ・市が全額負担してくれるとうれしい

例えば、本補助金は年に 1 日 1 回の開催に対してのみ給付されるため、対象児童が多い施設などは複数日に分けて開催せざるを得ない場合の 2 日目以降の健診費用や市が把握していない経費など、合理的な利用により補助金額を超える費用を施設が負担していることが考えられる。

[意見 83] 健診費用の実態調査について

実績報告書などに健診の実施回数や健診費用、その他健診に係る経費等の記載を求めるなど施設負担額の実態を把握し、補助金の対象とすることが望ましいものがないか検討する必要がある。

本補助金については成果の数値化などが難しいため詳細な成果指標までは設定していない。しかし補助金には目的があり、その達成状況を把握し、有効性を評価できなければ、制度の見直しや終期の設定ができないため、何らかの指標ないし参考数値を把握する必要がある。

[意見 84] 成果指標について

未実施施設割合の減少など何らかの成果指標を設定できないか検討する必要がある。

2. 41 潜在保育士等職場復帰支援一時金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|----|
| 補助金名 | 潜在保育士等職場復帰支援一時金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童対策として、潜在保育士の雇用促進及び離職防止を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金交付事業実施要綱 | | | | |
| 事業概要 | 非常勤職員として復職し朝または夕方の時間帯等に半年間勤務した「潜在保育士」に対し10万円の一時金を支給するための経費を補助。 (補助金は施設に交付し、施設より職員に支給) | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 一時金 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 補助単価100千円×人数 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2018/4/1 | 経過年数 | 3 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| | - | 千円 | 16,000 | 千円 | 16,200 | 千円 | 16,200 | 千円 | 6,032 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | 5,000 | 千円 | 4,600 | 千円 | 9,000 | 千円 | 5,200 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | - | % | 31 | % | 28 | % | 56 | % | 86 | % |
| 申請件数 | - | 件 | 38 | 件 | 36 | 件 | 62 | 件 | 41 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - (-) | 件 | 38 (17) | 件 | 36 (15) | 件 | 62 (27) | 件 | 41 (17) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | - | 千円 | 132 | 千円 | 128 | 千円 | 145 | 千円 | 127 | 千円 |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし。 |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|--|--|--|
| <p>不満 50%</p> <p>非常に満足 17%</p> <p>満足 33%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると50%となった。一方50%が不満と回答している。 満足している理由として、「金額」が100%であるのに対して、満足していない理由として、「金額」が0%であるため「金額」は概ね受け入れられていると思われる。</p> | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 100.0% | 満足している理由として、「金額」が100%であった。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 0.0% | 回答があったもののうち、「その他」の改善要望としては、支援一時金を受け取ったら辞める職員が多い旨の回答があった。 |
| 手続き | 0.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 20.0% | |
| その他 | 80.0% | |

(3) 監査の実施

本補助金と同様、保育士の確保・離職防止を目的とする、正社員保育士を対象とする制度として「2.46 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金」がある。これは採用7年目までの保育士に対して7年間で最大170万円の一時金を交付するための経費を補助するものであり、1年目の保育士1人あたり400千円、2年目300千円、3～7年目200千円で算定されるため、補助期間が比較的長期にわたり、定着促進の一定の効果があると考えられる。

非常勤職員についても復帰を促すため、市の単独事業としての本補助制度は有意義であると考えられるが、半年の復帰で10万円の補助をする制度では復帰後の定着は十分に見込めるとはいえない。また週1回5時間の勤務でも6か月継続すれば要件を満たすがこの程度の勤務事例が多いとなると制度の有効性に疑問が残る。参考ではあるがアンケート結果では、「支援一時金を受け取ったあと退職する事例が多くあった」との回答があった。

また本補助金は対象保育士1名について1回限りであるため、子育て、転勤等の事情により離職すると本制度は利用できなくなる。

[意見 85] 算定方法、条件等の見直しについて

本制度の実態を把握し、利便性が高く、継続的な定着を図れる算定方法や条件を検討する必要がある。

交付申請では、対象保育士一覧、雇用証明書、保育士登録証又は幼稚園教諭免許状(写)、履歴書(写)の添付を求めている。具体的な達成要件は雇用証明書に記載されるが特に当該数値を検証はしていない。

少なくともタイムカード、給与明細等算定根拠である証憑は施設に保管させ、必要に応じて提出できるようにする必要がある。

[意見 86] 補助金算定数値等の検証について

検証方法を再検討し、取扱いを明確にする必要がある。

実績報告書には、(1) 交付対象経費の領収書又は対象経費の振込を行ったことを証明する書類、(2) 交付対象保育士の一時金支給月の給与明細書(写)を添付することを求めているが、(1)について添付していない事業者があった。

本補助金の対象は復帰保育士であり、施設を通じて支払われるため、支払を証する証憑の入手は不可欠である。

また、一部の事業者から実績報告書が継続的に提出されていない。原因として、当初、事業者が実施要綱の内容を十分に理解していないか、既に交付がなされているため実績報告書の提出を失念したことなどが考えられるが、その後も所管課からの指導が十分でないため一部の事業者では提出をしないことが常態となってしまった面も少なからずあると思われる。

[指摘事項 31] 実績報告について

所管課として、実績報告書に支払を証する証憑の添付を求めている趣旨を再確認すべきである。

また、事業者に対して、実施要綱の内容について理解を促し、厳格に実施するよう指導するとともに、実績報告書及び添付書類の提出を厳格に求めるべきである。

本補助金については成果の数値化などが難しいため詳細な成果指標までは設定していないとのことであるが、補助金には目的があり、その達成状況を把握し、有効性を評価できなければ、制度の見直しや終期の設定ができないため、何らかの指標ないし参考数値を把握する必要がある。

交付人数は、令和元年度 52 人、令和 2 年度 90 人となっており、成果指標の候補にはなるが、単に受給者数のみならず、それぞれの保育士がどの程度復帰したかを検討すべきであり、月別時間(定時内時間・定時外時間別)や勤務期間、正社員としての採用状況等も分析すべきと考える。また地域ごとの保育士需要を把握し、本制度による勤務状況や交付後の定着率などの指標を設定し目的達成を図ることも有用である。

[意見 87] 成果指標について

一時的な復帰ではなく、復帰の形態も含めた成果指標を設定する必要がある。

2. 42 地域活動事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|----|
| 補助金名 | 地域活動事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 地域に開かれた保育所等を増加させることで、地域住民の理解の推進や保育所等の専門的機能を地域の子育て支援活動に活用することを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市地域活動事業実施要綱、神戸市地域活動事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 地域における異年齢児交流事業、老人福祉施設訪問等の世代間交流事業、保護者対象の育児講座の開催等の地域活動を行う保育所・認定こども園に対し、一定の費用を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 事業に必要な経費の一部 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 1施設あたり補助上限額25万円/年 | 額・率が適正か | × | | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1999/4/1 | 経過年数 | 22 | 補助終了予定年度 | なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | 31,975 | 千円 | 31,975 | 千円 | 42,193 | 千円 | 43,495 | 千円 | 44,466 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 34,631 | 千円 | 34,780 | 千円 | 39,626 | 千円 | 21,604 | 千円 | 23,186 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 108 | % | 109 | % | 94 | % | 50 | % | 52 | % |
| 申請件数 | 156 | 件 | 157 | 件 | 159 | 件 | 117 | 件 | 114 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 156 (140) | 件 | 157 (139) | 件 | 159 (140) | 件 | 117 (104) | 件 | 114 (104) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 222 | 千円 | 222 | 千円 | 249 | 千円 | 185 | 千円 | 203 | 千円 |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

本補助金における「地域活動事業」として、神戸市地域活動事業補助金交付要綱（以下「要綱という。）別表に下記のとおり具体的に記載されている。

| |
|--|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>1. 地域活動事業</p> <p>①老人福祉施設訪問等世代間交流事業 老人福祉施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</p> <p>②地域における異年齢児交流事業 在園児と地域の児童とが、地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。</p> <p>③保護者等への育児講座 在園児の保護者及び、地域の乳幼児をもつ保護者等に対して、認定こども園等を拠点として育児講座を開催する。</p> <p>④郷土文化伝承活動 郷土の踊り、音楽、手作り玩具、焼物、伝承遊び等について、専門講師から指導を受ける。</p> <p>⑤退園児童との交流 退園した児童を認定こども園等に招き、社会性を養う観点から交流事業を行う。</p> <p>⑥地域の特性に応じた保育需要への対応 地域の保育需要に対応するため、地域の実状に応じた活動を行い、市長が特に必要と認めたもの。</p> |
|--|

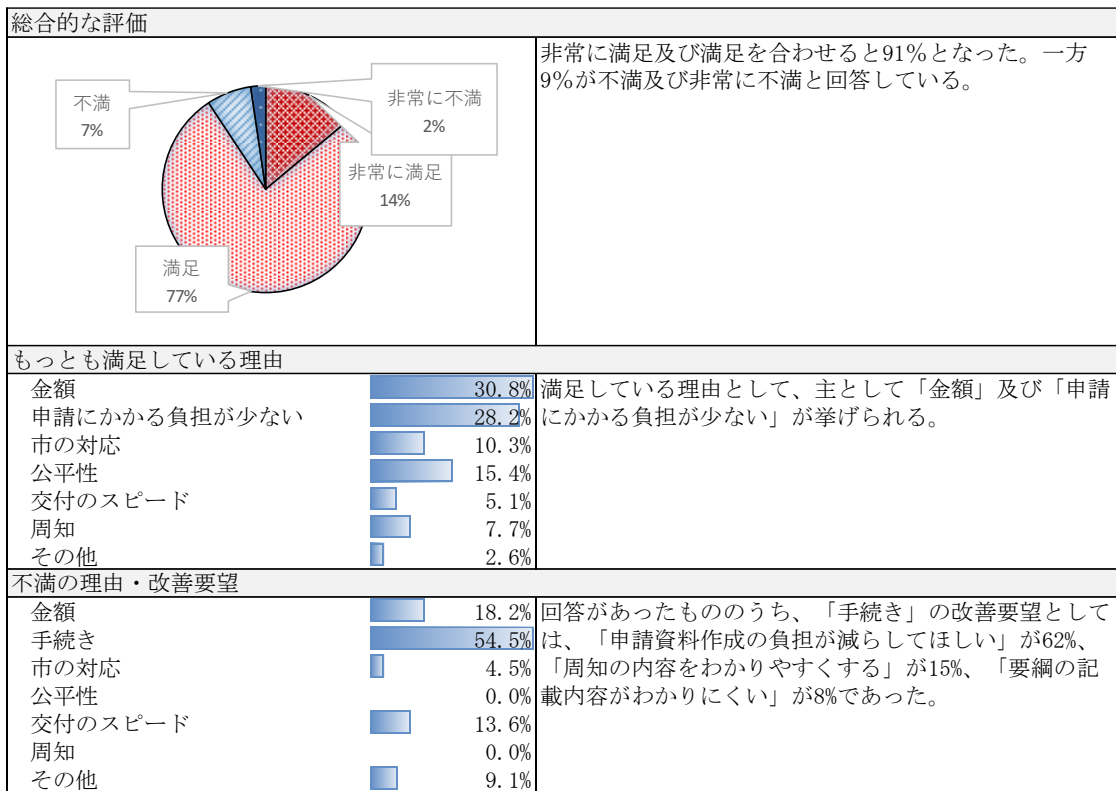
さらに事業者の判断に資するよう、下記事業内容を例示している。

| 事業科目 | 対象者 | 事業内容 |
|------------------|-------------|---|
| ① 老人福祉施設訪問等世代間交流 | 地域高齢者・施設入所者 | 季節の行事（ひなまつり、七夕まつり、夏まつり、秋祭り、収穫感謝祭、ハロウィン会、クリスマス会、正月遊び等） |
| | | 施設行事（運動会、音楽会、発表会、卒園式等） |

| | | |
|------------------------------|-----------------|--|
| | | ふれあい遊び・交流会 |
| | | 敬老の日のお祝い |
| | | 施設訪問（福祉施設、交流センター、病院） |
| ② 地域における異年齢 児交流 ※小学生まで | 地域の親子、地域の 児童 | 季節の行事（ひなまつり、七夕まつり、夏まつり、秋祭り、収穫感謝祭、ハロウィン会、クリスマス会、正月遊び等） |
| | | 施設行事（運動会、音楽会、発表会、卒園式等） |
| | | 交流会（凧あげ、独楽遊び、お餅つき、豆まき、お楽しみ会、電飾鑑賞、マラソン大会等） |
| | | 鑑賞会（コンサート、人形劇、ミュージカル、日本舞踊等） |
| | | 子育てサークル活動 |
| | | 園庭開放 |
| | | 遠足 |
| ③ 保護者等への育児講座 | 在園児保護者・地域の保護者 | 子育て講座・学習会 |
| | | 育児相談会（施設にて） |
| | | 子育てサークル活動 |
| | | 子育て電話相談（在宅向け） |
| ④ 郷土文化伝承活動 ※専門講師によるもの | 在園児 | 季節の伝承活動（お餅つき、しめ縄作り、お正月遊び、豆まき、芋ほり、焼き芋、稲刈り、ひなまつり、七夕まつり、夏まつり、秋まつり、収穫感謝祭等） |
| | | 伝承あそび（凧あげ、独楽遊び等） |
| | | わらべ歌 |
| ⑤ 退所児童との交流 | 卒園児・退園児 | 同窓会・同園会 |
| | | 施設行事（運動会、音楽会、発表会、卒園式等） |
| | | 交流会（お楽しみ会、電飾鑑賞等） |
| ⑥ 地域の特性に応じた 保育需要への対応 | 地域の親子 | 園庭開放 |
| | | 子育てサークル |
| | | 地域子育て支援クラブ |

（出典：神戸市こども家庭局幼保事業課 事務連絡「令和3年度 地域活動事業補助金の書類提出について」）

(2) 補助金アンケートの結果



(3) 監査の実施

地域活動事業は前述のとおり、①から⑥までの類型があり、それぞれについて事業者の判断に資するよう事業内容の具体的な例示を示している。

これらの事業項目は有意義ではあるが、行政関与の必要性が必ずしも高いとはいえない項目もある。例えば、補助事業の対象として、近隣の公立の保育所等で通常実施している項目に限定するのであれば、公平性の観点から行政関与の必要性は高まると考えられる。

施設や地域の個性を重んじ、事業の実施や内容にある程度自由裁量の余地を残すことも必要であるため、実施項目を限定することは慎重であるべきだが、過去見直しを実施されていないことを鑑みると、項目ごとの実施状況を調査し、必要な項目であるか検討する必要がある。

また実施を事業者の任意としているため、上記類型の広範囲にわたって実施している場合もあれば、一部の事業だけを実施している、あるいは何ら実施していないなど事業者によって様々である。前述したように自由裁量の余地を残すことも必要であるが、少なくとも何ら実施していない事業者については理由を調査し、実施項目などに改善の余地がないか検討する必要がある。

[意見 88] 対象事業について

実施事業の実施項目や自主事業としていることに問題がないか検討する必要がある。

算定方法は、対象経費の実支出額から、事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額と、補助基準額（25 万円）とを比較して少ない方の額としており、1 施設につき上限が年額 25 万円となる。

本事業は実施項目が多岐に渡るため、補助基準額の範囲内で事業者に一定程度の自由裁量の余地を認めた面があるが、一律の上限を設けると実施項目や児童数が多い施設などによっては実施できない項目が生じることが考えられる。

本来は実施項目ごとに標準的な経費を積算し、これに施設の規模等を加味し補助範囲を個別に設定することなどが望ましい。本事業においては事務手続上の負担も考慮したうえで、見直しについて検討する必要がある。

また上限を設けると限度内であれば支出の抑制が働かないおそれがあり、例えば、補助率を2分の1とすることなども考えられる。

[意見 89] 補助金額の算定方法について

より効果的、かつ、効率的な算定方法を設定できないか検討する必要がある。

要綱第2条第2項では、地域活動事業についてはその計画が「定期的かつ継続的内容」であることが原則とされているが、当初の申請時には施設の定期的かつ継続

的に実施する意思や実際に定期的かつ継続的に実施されたかまでは確認できていない。

当初の申請時において、事業が本補助金の趣旨に合致しているか検討するとともに、事業にかかる中長期計画等を入手するなど、事業が定期的かつ継続的に実施する予定であることを確かめる必要がある。次に、年度ごとの事業内容を確認し定期的かつ継続的に実施していることを確かめる必要がある。

事業の実施が、事業者の任意で年度により異なることは制度の趣旨に反する。異なる事業を実施する場合には、従来実施した事業を廃止する合理的な理由があるか検討し、また新たに実施する事業が制度の趣旨に合致しているか検討する必要がある。

〔意見 90〕 「定期的かつ継続的内容」の確認について

対象事業が原則として、定期的かつ継続的に実施されているか確認する必要がある。

事業内容が適切であるか否かは、例えば、お菓子を配っただけの事業を市の担当者の指摘により対象外としている事例があり、綿密に検討されていることが伺える。

しかし、ヒアリングによる確認では限界があり、また効率的ではない。現状実績報告書には事業の内容、科目等が記載されているのみであり、簡潔な記載となっている。

補助金の公益性から、たとえ補助額が少額であってもその支出の妥当性は検証されるべきであり、事業を実施する事業者の説明責任を果たしてもらうためにも、実績報告の精緻化を求めていく必要があることから、下記の①～③の事項について検討する必要がある。

① 地域対象者について

本事業では、在園児童のみならず、老人福祉施設等、異年齢児、郷土文化伝承活動における専門講師、退園児童、地域の保護者その他地域住民など地域対象者の参

加が必須であるが、実績報告書では、単に地域対象者の名称を記載しているものから、参加人数などの実績数を記載しているものまで様々である。

出席者等地域に開かれたという要件を判定するために、詳細な記載を求める必要がある。

② 費用科目について

支出経費の内容に、巧技台やスピーカー、投影機材、耕運機、餅つき機等の器具備品があるが、これらは複数年度での使用が可能であるため、継続的な実施項目に限り購入を認める必要がある。継続的な実施が不明な場合や短期に実施する項目についてはレンタル等が効率的な場合もある。

また汎用性があるものは当該事業に限定して使用することを確認することが困難であるため、補助金での購入には慎重であることが望ましい。

消耗品費や職員人件費などは、その他事業との区分が課題となる。実施項目に必要であることが説明され、経費をその他事業と厳密に区分管理し、合理的な配分計算を実施している場合に限って認める必要がある。

例えば、郵便はがき代などは購入枚数が妥当であるか判断するために本事業における対象者リスト等の提出を求めるとともに、施設の職員の人件費は事業に要した日数や時間で配賦計算しているか等の算定過程の提出を求めることなどが考えられる。

費目について、検証が効果的、かつ、効率的に実施できるよう提出すべき書類等のルールを整備する必要がある。

③ 支払証憑について

消耗品費や講師謝礼、レンタル料、人形劇やコンサートの講演料など外部に支払が生じる経費について、見積書、請求書、領収書等を添付している事業者があったが、おおむねこれらの外部証憑は添付されていない。

支出の正当性、正確性を示すために添付を求める必要がある。

〔意見 91〕 実績報告の記載について

事業を実施する事業者の説明責任を果たしてもらうため、実績報告の記載の精緻化を求めていく必要がある。

本事業においては、年間 150 件強の申請があり、コロナ禍の影響もあり減少した令和 3 年度でも 124 件との多数の申請がある。また本事業の性質上、様々な実施項目について、妥当性の検討や支出経費の内容の精査、調査等煩雑な作業が要求される。

このような事業特性から、効率化を図ることが重要だと考える。

前述した事業報告の記載等については、特に確認作業の効率化を図る意義がある。

〔意見 92〕 確認作業の効率化について

本事業は特に、実施項目の限定や費用科目の限定、支出に関するルールを明確にすることなどにより効率化できる余地がないか検討する必要がある。

本補助金については成果の数値化などが難しいため詳細な成果指標までは設定していない。しかし補助金には目的があり、その達成状況を把握し、有効性を評価できなければ、制度の見直しや終期の設定ができないため、何らかの指標ないし参考数値を把握する必要がある。

本事業は実施項目が多岐に渡り、成果指標の設定が特に難しいと思われるが、単に実施施設の多寡で測ることは適切ではなく、少なくとも実施項目別の実施状況を年度ごとに把握し、分析することが有用であると思われる。例えば実績の低い実施項目については対象とすることの必要性が低いか、あるいは実施に際して補助額が少ないなどの何らかの障害があるため実施を躊躇うなどの理由が考えられる。事業者の意見も参考にし、より有意義な制度にするための情報の把握は必要であると考えられる。

[意見 93] 成果指標の設定について

事業の成果を測るための厳密な指標の設定は困難であるが、事業の有効性を高めるための指標の設定を検討する必要がある。

2. 43 病児保育事業処遇改善補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|------|
| 補助金名 | 病児保育事業処遇改善補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保事業課 | | | | |
| 補助金の目的 | 病児保育事業に従事する保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師及びその他職員の処遇改善を行うことにより、人材確保による安定的な事業運営を支援する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 病児保育事業処遇改善補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 病児保育事業に従事する保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師及びその他職員の処遇改善に係る費用を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 病児保育事業に従事する職員の処遇改善手当 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 定員ごとの最低職員配置人数に応じた金額 例) 4名定員の場合：659,640円(年額上限) | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 営利団体 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2019/4/1 | 経過年数 | 2 | 補助終了予定年度 | 予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | 15,499 | 千円 | 14,140 | 千円 | 18,030 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | 11,392 | 千円 | 14,619 | 千円 | 15,252 | 千円 |
| 執行率(⑤/④) | - | % | - | % | 74 | % | 103 | % | 85 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | 16 | 件 | 17 | 件 | 18 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - (-) | 件 | - (-) | 件 | 16 (1) | 件 | 17 (1) | 件 | 18 (1) | 件 |
| 平均単価(⑤/⑥) | - | 千円 | - | 千円 | 712 | 千円 | 860 | 千円 | 847 | 千円 |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

本事業は、厚生労働省による事業であり、「病児保育事業実施要綱（子発 0730 号 第 5 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 病児保育事業の実施について）」によると神戸市が実施主体であり、神戸市が認めた者へ委託等を行うことができ、市は現状 22 施設へ本事業を委託している。

神戸市は、当該委託料とは別に、利用者の利便性向上の観点から、病児保育実施施設の整備を充実させるため本補助金により市独自の支援を実施している。

（２）補助金アンケートの結果

アンケート回答法人が 1 社のみであるため非開示とする。

（３）監査の実施

交付要綱第 9 条では、実績報告書の提出として、（１）病児保育事業処遇改善補助事業等実績報告書（様式第 8 号）」（以下「実績報告書」という。）、（２）事業の実施状況がわかる書類、（３）補助事業等に係る収支決算書の提出を求めているが、給与明細や領収書・振込明細等の支払いが確認できる書類の提出を求めているが、本補助金の目的からすれば職員に手当が支払われているかの確認は必要である。

本補助金と同じく施設を通じて対象者に支払われる補助金として、「2. 41 潜在保育士等職場復帰支援一時金」があるが、その実績報告書では、「交付対象経費の領収書又は対象経費の振込を行ったことを証明する書類」や「交付対象保育士の一時金支給月の給与明細書」を添付することとされており、合理的な理由がなければ、同様である両制度の取扱いは統一する必要がある。

また、人数等により算定された処遇改善補助金額の各職員への配分は施設の任意となっており、職員に対する実績報告書によると、同規模の施設間であっても対象職員数が大幅に異なり、職員ごとの改善手当額等も様々である。

人事評価や人材育成方針、配置計画等人事に関する施設の方針があることから、ある程度柔軟に対応できるようにしたためであり、その理由は理解できるが、全て施設に委ねてしまうことは妥当ではない。

本補助金の目的からすれば、本事業に関連する職員に対して配分されるべきであり、本事業に関連するか否かは施設から報告を受ける必要がある。また、少なくとも対象者間の配分額が大幅に異なる場合には、配分額の算定式、配分理由について報告を受ける必要がある。

[意見 94] 実績報告について

職員に手当が支払われていることを確認できる書類の提出を求める必要がある。

また、実績報告における報告内容の見直しが必要であるか検討する必要がある。

本補助金については成果の数値化などが難しいため詳細な成果指標までは設定していない。しかし補助金には目的があり、その達成状況を把握し、有効性を評価できなければ、制度の見直しや終期の設定ができないため、何らかの指標ないし参考数値を把握する必要がある。

本補助金は病児保育事業に従事する保育士等の処遇改善に係る費用を補助することより安定的な事業運営を支援し、もって実施施設の増加を図るものであるが、単に財務的な支援をしたという事実をもって、成果を測ることは妥当ではない。最終的な目的は病児保育に対する利用者の利便性の向上にあり、利用者ニーズに適った施設の環境整備である。

令和3年度末時点での病児保育の実施状況は下記のとおりである。

| | 東灘区 | 灘区 | 中央区 | 兵庫区 | 北区 | 長田区 | 須磨区 | 垂水区 | 西区 | 計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 施設数 | 4 | 4 | 2 | 0 | 3 | 3 | 1 | 2 | 3 | 22 |
| 定員 | 37 | 29 | 8 | 0 | 14 | 20 | 6 | 10 | 14 | 138 |
| 0～4歳(人) | 8,034 | 4,944 | 4,737 | 3,246 | 6,511 | 2,470 | 5,246 | 8,044 | 7,496 | 50,728 |
| 0～4歳(%) | 16% | 10% | 9% | 6% | 13% | 5% | 10% | 16% | 15% | 100% |

(出典:神戸市HP病児保育実施施設一覧及び神戸市令和2年度国勢調査資料より監査人作成)

地域ごとの対象児童数のニーズを把握し、整備すべき施設数、必要定員を算定することにより、現状足りない施設を把握し、その増加数を成果指標とすることが考えられる。

[意見 95] 成果指標の設定について

本事業の目的に適合した成果指標を設定する必要がある。

2. 44 病児保育事業賃借料等補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|------|
| 補助金名 | 病児保育事業賃借料等補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保事業課 | | | | |
| 補助金の目的 | 病児保育事業を実施するための施設に係る賃借料等、経常的な経費を補助することにより、安定的な事業運営を支援する。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 病児保育事業賃借料等補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 病児保育事業を実施するための施設に係る賃借料等を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 病児保育事業の施設に必要な賃借料・減価償却費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 賃貸物件：賃借料 10万円（月額上限）×実施月数 自己所有物件：減価償却費加算 2.5万円（月額上限）×実施月数 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 営利団体 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2019/4/1 | 経過年数 | 2 | 補助終了予定年度 | 予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|----------|----|----------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | - | 千円 | - | 千円 | 11,700 | 千円 | 14,400 | 千円 | 18,300 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | - | 千円 | - | 千円 | 13,050 | 千円 | 15,388 | 千円 | 17,638 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | - | % | - | % | 112 | % | 107 | % | 96 | % |
| 申請件数 | - | 件 | - | 件 | 18 | 件 | 19 | 件 | 21 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | - (-) | 件 | - (-) | 件 | 18 (2) | 件 | 19 (2) | 件 | 21 (2) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | - | 千円 | - | 千円 | 725 | 千円 | 810 | 千円 | 840 | 千円 |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

本事業は、厚生労働省による事業であり、「病児保育事業実施要綱（子発 0730 号 第 5 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 病児保育事業の実施について）」によると神戸市が実施主体であり、神戸市が認めた者へ委託等を行うことができ、市は現状 22 施設へ本事業を委託している。

本補助金は、当該委託費とは別に、施設の安定的な事業運営を支援するために、賃借料等、経常的な経費を補助している。

(2) 補助金アンケートの結果

アンケート回答法人が 1 社のみであるため非開示とする。

(3) 監査の実施

賃借料補助として一律月額 10 万円、又は自己所有の建物の場合、一律月額 2.5 万円を上限に補助している。

補助金額については、同様の制度を設けている他都市も参考に、病児保育施設開設補助金の施設賃料、定員が類似する小規模保育事業の公定価格などを参考にしており、算定根拠として一定の合理性が認められる。

しかし、事業者の施設は立地、規模等様々であり、賃借料等も異なることや、定員も4名から13名と様々であるにもかかわらず一律の扱いは事業者間の公平を害するおそれがある。

合理的な金額を算定することは困難であり、事業者ごとに異なる金額を設定することは煩雑ではあるが、少なくとも、事業者の状況を調査し、例えば定員に応じた段階的な算定方法の採用など何らかのより合理的な方法がないか検討する必要がある。

[意見 96] 補助金額の妥当性の検討について

事業者ごとの病児施設の実態に照らして適切な補助であるか確認する必要がある。

本補助金の成果指標の設定については「2.43 病児保育事業処遇改善補助金」で述べたことがあてはまる。

[意見 97] 成果指標の設定について

本事業の目的に適合した成果指標を設定する必要がある。

2. 45 病児保育予約システム補助事業補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 病児保育予約システム補助事業補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保事業課 | | | | |
| 補助金の目的 | 病児保育の利用予約における利便性を高め、利用率向上及び施設の事務負担軽減を図る。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 病児保育予約システム補助事業補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 病児保育事業において、病児保育予約システムの導入及び利用に必要な経費を補助する。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 予約システム の導入及び利用 に 必要な経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 1 施設あたり導入費 30 万円、利用料 35 万円 (年額上限) ※導入費のみ国補助1/2 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 営利団体 | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2020/4/1 | 経過年数 | 1 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 国・県協調（市単独有り） | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|-------------|--|--------|--|-------|----------|-------|----------|-------|----|
| | 千円 | | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | | | | | | ※ | | 2,008 | | |
| 執行率(⑤/④) | % | | % | | % | ※ | % | 64 | % | |
| 申請件数 | 件 | | 件 | | 件 | 4 | 件 | 4 | 件 | |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 件 | | 件 | | 件 | 4 (0) | 件 | 4 (0) | 件 | |
| 平均単価(⑥/⑦) | 千円 | | 千円 | | 千円 | 296 | 千円 | 323 | 千円 | |
| 備考 | ※令和2年度は執行対応 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

病児保育を行っている施設に対して病児保育予約システムを導入するための費用を国が2分の1、市が2分の1補助する制度である。対象の施設は補助金の交付により実質無償でシステム導入が可能である。またシステムの利用料も全額補助している。

令和3年度において病児保育施設の対象としている全22施設のうち、4施設に交付された。

(2) 補助金アンケートの結果

令和3年度の社会福祉法人への交付実績がないため補助金アンケートの対象外である。

(3) 監査の実施

「試行実施し、全施設導入検討段階であったため」として現在、成果指標は設定されていない。今後は全施設へ導入されるようにしていきたいとのことである。

[意見 98] 成果指標及び目標値について

試行段階を経て、本格的に全施設へ導入する方針となったため、現在は明確な目標値を設定可能である。今後は適切に成果指標及び目標値を設定されたい。

2. 46 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|---|----------|--------|
| 補助金名 | 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 待機児童対策として、保育士の確保と離職防止を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 保育士の確保・離職防止のために採用7年目までの保育士に対して7年間で最大170万円の一時金を交付するための経費を補助。 (補助金は施設に交付し、施設より職員に支給) | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 一時金 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 1年目保育士数×400千円、2年目保育士数×300千円、3～7年目保育士数×200千円 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体 (NPO, 社会福祉法人等) | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2017/4/1 | 経過年数 | 4 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | 50,000 | 千円 | 711,800 | 千円 | 672,000 | 千円 | 672,000 | 千円 | 634,000 | 千円 |
| 補助金決算額② | 30,200 | 千円 | 453,900 | 千円 | 495,300 | 千円 | 522,600 | 千円 | 655,700 | 千円 |
| 執行率 (②/①) | 60 | % | 64 | % | 74 | % | 78 | % | 103 | % |
| 申請件数 | 161 | 件 | 264 | 件 | 298 | 件 | 342 | 件 | 370 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 161 (125) | 件 | 264 (173) | 件 | 298 (190) | 件 | 342 (202) | 件 | 370 (213) | 件 |
| 平均単価 (②/③) | 188 | 千円 | 1,719 | 千円 | 1,662 | 千円 | 1,528 | 千円 | 1,772 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

保育人材の確保を強化するための施策である「6つのいいね」事業の1つ「給料がいいね」として、対象の施設に保育士等として正規採用されると、7年間で最大170万円の一時金が支給される制度である。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--------------|-------|------|------|-----|-------|---------|-------|----|------|-----|------|---|
| <p>非常に不満 2%</p> <p>非常に満足 26%</p> <p>満足 55%</p> <p>不満 17%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると81%となった。一方19%が不満及び非常に不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>65.6%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>15.6%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>8.9%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.1%</td></tr> </table> | 金額 | 65.6% | 申請にかかる負担が少ない | 15.6% | 市の対応 | 8.9% | 公平性 | 1.1% | 交付のスピード | 1.1% | 周知 | 6.7% | その他 | 1.1% | <p>もっとも満足している理由として「金額」という回答が多かった。神戸市の目玉施策「6つのいいね」として令和3年度及び令和4年度は保育士等として採用された1年目に40万円が支給されるが、これは全国でも最高水準である。(ただし令和5年度は30万円)</p> |
| 金額 | 65.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 15.6% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 8.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 1.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 1.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 6.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 1.1% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>14.3%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>21.0%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>44.8%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>12.4%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9.5%</td></tr> </table> | 金額 | 14.3% | 手続き | 21.0% | 市の対応 | 1.0% | 公平性 | 44.8% | 交付のスピード | 12.4% | 周知 | 6.7% | その他 | 9.5% | <p>不満の理由・改善要望としては「公平性」が多くなっており、保育士1年目～3年目に全国最高水準の一時金を支給することに対して、公平性という観点から不満が多く出ている。</p> |
| 金額 | 14.3% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 21.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 1.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 44.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 12.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 6.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 9.5% | | | | | | | | | | | | | | |

①「不満の理由・改善要望」のアンケート結果

アンケートの結果、他の補助金の制度に比べて「不満」「改善要望」として「公平性」をあげる法人が多数存在していた。寄せられたコメントを集約すると、不満と感じているポイントは主に下記のとおりである。

- 主力で頑張っている8年目以降に一時金がなく、年収換算では新人保育士よりベテラン保育士の収入が低額になることがあること
- 保育士のみが対象となっており、栄養士・調理師・事務員等には支給がないこと
- 入職年度により金額が変わること（令和3・4年度のみ初年度40万円、それ以外は30万円）
- 新人に対して高額支給すぎる
- 補助金がなくなる年次で退職するので定着につながらない*

*市によると、制度上、神戸市での一時金がなくなるタイミングで、神戸市以外近隣都市で再就職するとその都市の一時金の対象となることが可能となる場合があるとのことである。

要望としては「ベテラン保育士にも支給してほしい」「栄養士・調理師・事務員等にも支給してほしい」等の意見があった。

これらの意見に対して、市によると、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第 12 条に下記とおり規定されており、対象職員に 10 万円支給すれば残りの補助金を他の者に支給することができ、制度としてベテラン保育士や栄養士等他の職種の者にも支給を可能としているとのことであった。また説明会等での積極的な周知も行っているとのことである。しかし一部の法人ではこれらの制度を正しく理解できていない可能性がある。

(一時金の使途)

第 12 条 一時金の交付を受けた事業者は、一時金の支給要件を満たした交付対象職員に対して、第 3 条、第 6 条に定める一時金を支給しなければならない。ただし、施設全体の保育士の定着に繋がると交付対象事業者が判断する場合、当該一時金の交付対象職員に 10 万円以上を支給し、残りの金額を交付対象保育士以外の正規雇用保育士等に配分することができる。この場合、配分の対象となる保育士等は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該一時金の交付対象職員と同一法人の保育所等に勤務する保育士又は保育教諭若しくは幼稚園教諭であること。(保育士とみなすことができる看護師を含む)
- (2) 当該一時金を配分することが離職防止につながると事業者が判断する者であること

(注) 下線は監査人が記載

また、この一時金は神戸市の保育士確保の目玉施策であり、市のホームページにおいても下記のように大きく取り上げられているため、法人として新人保育士に対する一時金を減額することが難しくなっているおそれもある。

01 7年間で最大170万円を支給!

神戸市内の私立保育園・幼稚園等に保育士等として採用された方に、1年目に最大40万円、2年目に最大30万円、3～7年目に最大20万円の一時金を支給します。

利用者の声
一時金のおかげで少し余裕ができて、仕事のスキルの向上に役立てたり、家族へのプレゼントを奮発したりできました。

うれしいね
神戸の
せんせい!

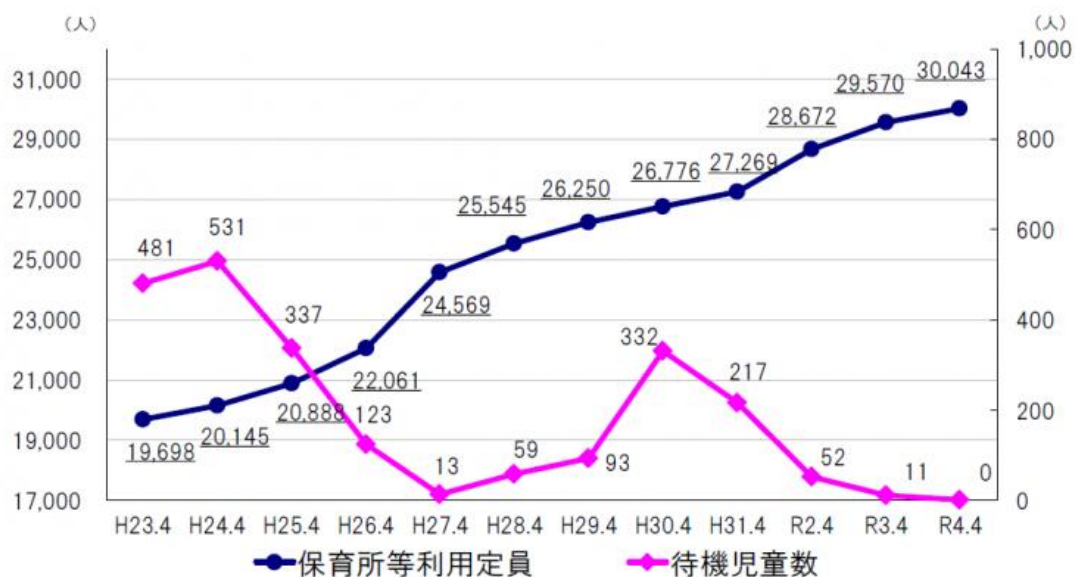
(出典：神戸市ホームページ)

近隣他市にも同様の一時金施策があるため、神戸市としては高い水準を設定せざるを得ないのかもしれないが、前述のアンケートの意見等を真摯に受け止めて対応されたい。

(3) 監査の実施

市は令和3年度に約600人分の保育所等利用定員の拡大を行い、国の「保育所等利用待機児童数調査」に基づく「保育所等利用待機児童数」は、令和4年4月1日時点で0人となっている。

【保育所等利用定員数・待機児童数の推移（各年4月1日時点）】



(出典：神戸市ホームページ)

また厚生労働省の調査結果*によると、保育所の利用児童は令和7年にピークを迎え、その後緩やかに減少するとの推計が公表されている。

一方で、市は保育人材の確保・定着促進にかかる一時金に対する成果指標や目標値は設定しておらず、その達成状況も検討していない。待機児童が0人となっている現在、市はいつまでこれらの制度を継続させるのか、検討が必要である。

*厚生労働省「保育を取り巻く状況について」（2021年5月26日）

[意見 99] 成果指標及び目標値について

事業の目標を達成するためにも、成果指標及び目標値を設定し、施策の有効性を適切に評価する必要がある。

2. 47 民間児童福祉施設運営費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 民間児童福祉施設運営費補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 施設の資産（積立金）が基準額以下の保育所等に対して運営費の補助を行い、安定経営を図ることを目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 施設の資産（積立金）が基準額以下の保育所・幼保連携型認定こども園に対して、運営費の一部の補助を行う。 | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 施設運営費 | 事業費補助か | × | | |
| 補助金算定方法 | 補助単価2,100円×支給認定2・3号の入所児童数 | 額・率が適正か | × | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1972/4/1 | 経過年数 | 49 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--|----|--------|----|-------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | | 千円 | | 千円 | 354,531 | 千円 | 267,970 | 千円 | 304,279 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | | 千円 | | 千円 | 272,717 | 千円 | 322,369 | 千円 | 304,795 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | | % | | % | 77 | % | 120 | % | 100 | % |
| 申請件数 | | 件 | | 件 | 110 | 件 | 126 | 件 | 124 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | | 件 | | 件 | 110 (92) | 件 | 126 (105) | 件 | 124 (103) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | | 千円 | | 千円 | 2,479 | 千円 | 2,558 | 千円 | 2,458 | 千円 |
| 備考 | 制度自体は1972年開始であるが、幼保振興課の所管となったのが令和元年度であるため推移は令和元年度からのものである。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

幼保振興課が所管する補助金は保育施設に関するものであり、具体的には保育所及び幼保連携型認定こども園に対する補助金である。(児童養護施設等に対する補助金は「2. 13 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金」参照のこと)

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|--------------|-------|------|------|-----|-------|---------|-------|----|------|-----|------|---|
| <p>非常に不満 3% 不満 5% 満足 75% 非常に満足 17%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると92%となった。一方8%が不満及び非常に不満と回答している。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| もっとも満足している理由 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>37.8%</td></tr> <tr><td>申請にかかる負担が少ない</td><td>40.5%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>5.4%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>13.5%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> </table> | 金額 | 37.8% | 申請にかかる負担が少ない | 40.5% | 市の対応 | 5.4% | 公平性 | 13.5% | 交付のスピード | 0.0% | 周知 | 2.7% | その他 | 0.0% | <p>もっとも満足している理由としては「申請にかかる負担が少ない」という答えが多かった。当該補助金が具体的な事業への補助ではなく、運営費に対する補助金である事が要因かとも考えられる。</p> |
| 金額 | 37.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請にかかる負担が少ない | 40.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 5.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 13.5% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 2.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満の理由・改善要望 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>金額</td><td>29.4%</td></tr> <tr><td>手続き</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>市の対応</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公平性</td><td>11.8%</td></tr> <tr><td>交付のスピード</td><td>41.2%</td></tr> <tr><td>周知</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.9%</td></tr> </table> | 金額 | 29.4% | 手続き | 5.9% | 市の対応 | 0.0% | 公平性 | 11.8% | 交付のスピード | 41.2% | 周知 | 5.9% | その他 | 5.9% | <p>不満の理由・改善要望としては「交付のスピード」がもっとも多い回答となった。</p> |
| 金額 | 29.4% | | | | | | | | | | | | | | |
| 手続き | 5.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| 市の対応 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 公平性 | 11.8% | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付のスピード | 41.2% | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知 | 5.9% | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 5.9% | | | | | | | | | | | | | | |

もっとも満足している理由に「申請にかかる負担が少ない」という回答が多く、自由記述の回答においても、「申請に関してほとんど手間に感じない」という意見が見られた。申請の負担がかからないということは、補助金利用者の利便性に資するものである一方、市が本来確認すべき補助金の効果を適切に把握できていない可能性がある。

(3) 監査の実施

神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱第3条第2項により下記の施設に該当する場合は補助金を受けられないとしている。

- (1) 市が定める条例、規則、要綱又は規程に違反した施設
- (2) 当該年度において、前年度末における「当期末支払資金残高」及び「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金）」の合計額が、当該「施設経理区分」の前年度収入決算額（ただし、積立（人件費積立、修繕積立、備品等購入積立）預金取崩収入を除く。）の6か月分相当額以上を有する保育所

よび幼保連携型認定こども園以外の施設。

- (3) 当該年度において、前年度末における「当期末支払資金残高」及び「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備整備積立金）」の合計額が、当該「施設経理区分」の前年度収入決算額（ただし、施設整備等補助金収入、施設整備等寄付金収入、借入金収入、借入金元金償還補助金収入及び積立預金取崩収入を除く。）の6か月分相当額以上を有する保育所および幼保連携型認定こども園（学校法人立を除く）の施設。
- (4) 当該年度において、前年度末における「流動資産-流動負債」及び「積立金（第2号基本金引当資産、引当特定預金）」の合計額が、当該「幼稚園部門」の前年度収入決算額（ただし、第2号基本金引当資産取崩、引当特定預金取崩を除く。）の6か月分相当額以上を有する幼保連携型認定こども園（学校法人立）の施設。
- (5) その他市長が適当でないと認めた施設

(2)から(4)について市が確認した各施設の決算額の資料を閲覧したところ、施設によって「サービス区分資金収支計算書・貸借対照表」を提出している場合もあれば、「拠点区分資金収支計算書」を提出している場合もあった。市によると、施設の概況がわかる資料であれば、どのような資料でも良いとしているとのことであった。

またある法人の決算書を確認すると、法人本部からの多額の借入金があるために、(2)から(4)に該当しないとされている法人があった。加えてこの法人は法人全体の決算書では、数億円規模の利益（当期活動増減差額がプラス）を計上していた。

したがって現状では

- 「法人全体」「サービス区分計算書」「拠点区分計算書」のいずれの計算書を提出するかによって結果が変わる
- 「サービス区分計算書」「拠点区分計算書」では法人本部や他の拠点から借入すれば、要綱の条件を回避出来得る
- 法人として多額の利益を計上しても「サービス区分計算書」「拠点区分計算書」のみの確認では、要綱の条件を回避出来得る

状況にあるといえる。(2)から(4)の要件に意義があるのか疑義がある。

〔意見 100〕 要綱規定の必要性の確認について

神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱第3条第2項の規定の意義や必要性について再度確認し、必要である場合には、適切にその趣旨を達成できるように規定を見直す必要がある。

令和3年度の時点では、補助金ガイドラインに基づいて評価すると「補助額・率が適切でない」「団体運営費補助である」の2点について改善が必要とされていた。

そこで令和4年度より補助金ガイドラインに適合するよう要綱が改正され、補助対象事業が設定され、定額補助制度から事業費の2分の1か対象事業に係る実経費のいずれか低い方を支給する制度に見直された。補助対象事業及び改正後の補助金の上限額は下記のとおりである。

| |
|---|
| (補助対象事業) |
| 第3条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に係る経費とする。 |
| (1) 前条第1項第1号に掲げる児童養護施設等においては、入所者の処遇向上に資する事業 |
| (2) 前条第1項第2号に掲げる保育施設においては、保育の質の向上に資する事業 |

【改正後の補助金の上限額】

| 施設種別 | 補助上限単価 (2分の1) | 改正前の定額補助額 |
|--------------------|------------------|-----------|
| 保育所 幼保連携型認定こども園 | 4,200 円 | 2,100 円 |

上限として設定されている 4,200 円は保育の質の向上に資する事業にかかる経費とのことだが、その具体的な内容は決まっていない。

また市は令和4年度より前述の対象事業の実経費を確認予定とのことであるが、「保育の質の向上に資する事業」の定義が曖昧であり、その上、実経費はどのような経費が対象となるのか、どの程度証憑等を要求するのか等、詳細は決まっていな

いとのことである。

[意見 101] 補助額・率の適正化について

補助金の見直しが形式的なものにならないよう、具体的な内容のある事業費を設定する必要がある。

[意見 102] 履行状況の確認について

補助金の見直しが形式的なものにならないよう、事業費の実績確認は収支報告等入手するのみでなく、証拠書類との照合を行い補助金の履行の状況の内容を十分に確認するようにされたい。

2. 48 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助金

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 保育所等の保育士が産休・病休を取得する際に、代替保育士を確保しやすくすることで、保育の質の確保を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市産休代替職員制度実施要綱 | | | | |
| 事業概要 | 民間児童福祉施設（保育所・認定こども園）の職員が産休（産前・産後8週間）又は傷病のため休養（8日以上90日まで）する場合、その代替職員の雇用にかかる経費の一部について補助を行う。 | 公募か | | ○ | |
| 補助対象経費 | 代替職員の雇用にかかる経費の一部 | 事業費補助か | | △ | |
| 補助金算定方法 | 国が定める公定価格（保育所等の経常運営費）上の非常勤代替保育士の単価（R3：5,920円/日）×必要日数 | 額・率が適正か | | ○ | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | | ○ | |
| 事業開始年度 | 1977/4/1 | 経過年数 | 44 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|------------|----|-----------|----|------------|----|------------|----|-----------|----|
| | 4,277 | 千円 | 5,825 | 千円 | 5,017 | 千円 | 5,513 | 千円 | 5,967 | 千円 |
| 補助金決算額⑤ | 3,736 | 千円 | 3,049 | 千円 | 7,490 | 千円 | 4,119 | 千円 | 2,533 | 千円 |
| 執行率 (⑤/④) | 87 | % | 52 | % | 149 | % | 75 | % | 42 | % |
| 申請件数 | 16 | 件 | 10 | 件 | 25 | 件 | 17 | 件 | 10 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 16 (15) | 件 | 10 (8) | 件 | 25 (22) | 件 | 17 (15) | 件 | 10 (9) | 件 |
| 平均単価 (⑤/⑥) | 234 | 千円 | 305 | 千円 | 300 | 千円 | 242 | 千円 | 253 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

(2) 補助金アンケートの結果

アンケートの回答はなかった。

(3) 監査の実施

交付件数が令和2年度で15件、令和3年度で9件と少なく、また例年、おおむね特定の社会福祉法人が交付対象となっている。その要因としては要綱に定める「産休等職員」、すなわち産休等の休業中に賃金又は給与の支給を全額受けるものを定めている法人が少なく、そもそも申請できる法人自体が少数であるためとのことである*。

*産休中は無給としている法人が多い

[意見 103] 補助効果の検討

受益者が少なくかつ特定の法人への交付に偏っているため、制度の変更により補助対象の拡大を検討するか、もしくは補助効果が低い場合には廃止も検討されたい。

2. 49 民間児童福祉施設職員給与改善補助金

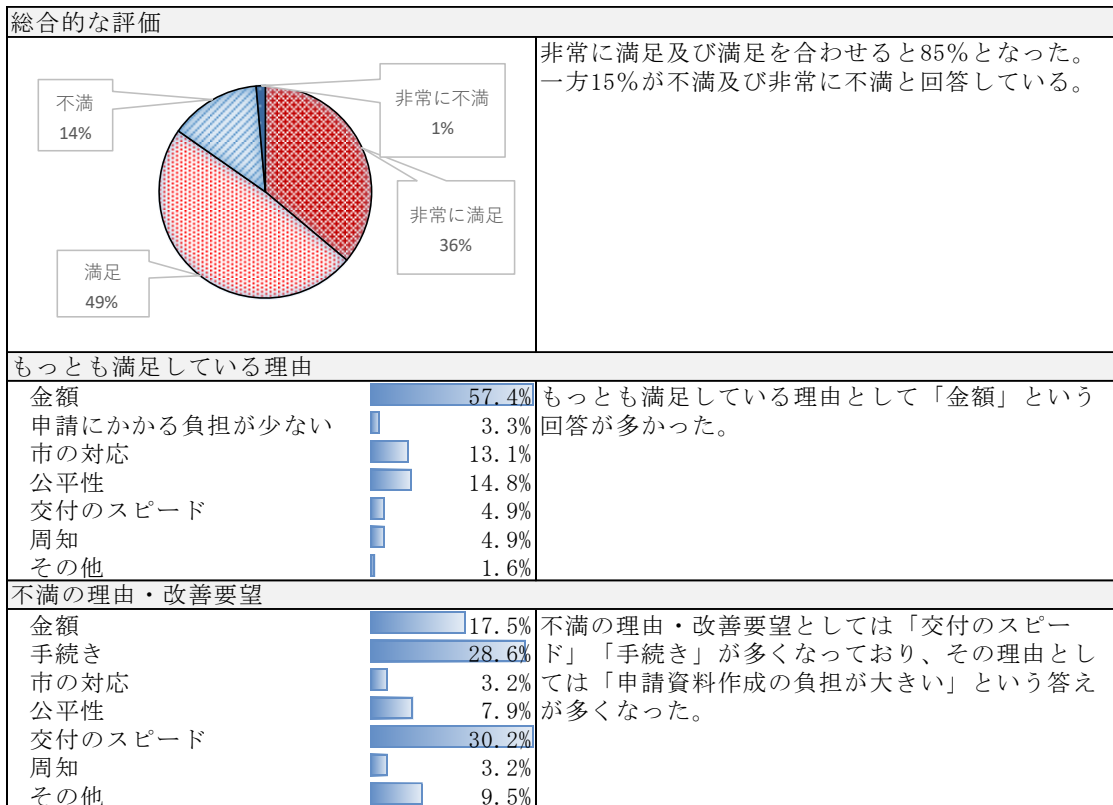
(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 民間児童福祉施設職員給与改善補助金 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局幼保振興課 | | | | |
| 補助金の目的 | 民間児童福祉施設（保育所・幼保連携型認定こども園）に従事する職員の処遇改善と離職防止を目的とする。 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱 | | | | |
| 事業概要 | 民間児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）に従事する職員の給与改善に要する経費を補助。 (補助金は施設に交付し、施設より職員に支給) | 公募か | ○ | | |
| 補助対象経費 | 給与改善費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 対象職員の勤続年数に応じて、年間60千円～472千円を支給。 | 額・率が適正か | △ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 1975/4/1 | 経過年数 | 46 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額① | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|----|
| | 520,290 | 千円 | 561,322 | 千円 | 581,214 | 千円 | 611,780 | 千円 | 679,707 | 千円 |
| 補助金決算額② | 553,407 | 千円 | 588,250 | 千円 | 612,054 | 千円 | 641,200 | 千円 | 670,723 | 千円 |
| 執行率(②/①) | 106 | % | 105 | % | 105 | % | 105 | % | 99 | % |
| 申請件数 | 186 | 件 | 191 | 件 | 196 | 件 | 214 | 件 | 223 | 件 |
| 交付件数③ (うち社会福祉法人) | 186 (152) | 件 | 191 (157) | 件 | 196 (158) | 件 | 214 (166) | 件 | 223 (170) | 件 |
| 平均単価(②/③) | 2,975 | 千円 | 3,080 | 千円 | 3,123 | 千円 | 2,996 | 千円 | 3,008 | 千円 |
| 備考 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 設定するような項目がないから。 |

(2) 補助金アンケートの結果



なお、自由記述の意見の中に「小規模保育事業」が対象外になっているとの指摘があった。

また、要綱の「補助の対象となる職員の上限の数は、補助基準日における職員定数から満61歳以上の正規雇用職員の数を減じた数とする。」という基準は、国が65歳までの雇用確保を推進している中で整合していないのではないか、という意見があった。市によると、古くからある補助金の制度であり、その点は見直されていないのではないか、とのことである。

その他の意見としては、下記のとおりである。

- 当該補助金の勤続年数算定表と神戸市に提出する勤務年数調書のカウントの仕方が違う（4月1日に採用された場合、0か月にする場合と1か月にする場合）ので、同じカウント方法に統一していただきたい。
- 非正規職員は支給の対象外だが、法人内での配分について、幅広く柔軟に対応できるようにしたい。

(3) 監査の実施

補助金の額は、補助基準日における満61歳未満の正規雇用職員について、下記の左欄に掲げる勤続年数区分ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる補助単価を合算した額に他の規定による調整後の金額とされる。

| 勤続年数区分 | 補助単価 (年額) |
|-----------------|-----------|
| A : 25年以上 | 472,000円 |
| B : 22年以上 25年未満 | 441,000円 |
| C : 19年以上 22年未満 | 409,000円 |
| D : 16年以上 19年未満 | 373,000円 |
| E : 13年以上 16年未満 | 336,000円 |
| F : 10年以上 13年未満 | 294,000円 |
| G : 7年以上 10年未満 | 220,000円 |
| H : 4年以上 7年未満 | 170,000円 |
| I : 2年以上 4年未満 | 120,000円 |
| J : 1年以上 2年未満 | 90,000円 |
| K : 1年未満 | 60,000円 |

令和3年度検証用補助金見直しチェックシートによると、補助額・率に関して定額補助であるが、「不適合だが、合理的理由がある」とし、その理由を下記のように述べている。

保育士不足の理由の一つとして、「賃金が希望と合わない」ため保育士としての就業を希望しない有資格者が増えており、保育人材確保のためには、保育士等の処遇改善が重要な課題となっている。保育士の処遇改善は、本来、国の責任で行われるべきものであり、国においても一定の処遇改善は図られているものの、十分ではない。本補助金は、本市独自に処遇改善を行うものであり、勤続年数に応じて定額補助としている。

しかし、定額補助の補助単価の金額自体の根拠は不明である。また、社会情勢の変化に合わせて適時に見直されているのか疑問がある。

[意見 104] 補助効果の検討

単純に「現行のまま継続」とせず、今一度、社会情勢の変化に対応しているか再確認し、金額の根拠についても明確にされたい。

2. 50 児童福祉施設一時保護児童委託費支給

(1) 補助金の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|----------|--------|
| 補助金名 | 児童福祉施設一時保護児童委託費支給 | | | | |
| 担当課 | こども家庭局こども家庭センター | | | | |
| 補助金の目的 | 円滑な一時保護委託の実施 | | | | |
| 根拠法令等 (法律、条例、要綱) | 神戸市児童福祉施設一時保護児童委託費支給要綱 | | | | |
| 事業概要 | 児童の一時保護を実施している民間児童養護施設及び乳児院に対して一時保護委託費を支給する（国単価の上乗せ補助） | 公募か | × | | |
| 補助対象経費 | 一時保護児童の受入にかかる諸経費 | 事業費補助か | ○ | | |
| 補助金算定方法 | 単価1,970円／人・日 | 額・率が適正か | ○ | | |
| 主な交付先 | 非営利団体（NPO, 社会福祉法人等） | 直接補助か | ○ | | |
| 事業開始年度 | 2003/4/1 | 経過年数 | 18 | 補助終了予定年度 | 終了予定なし |
| 国・県の補助 | 市単独 | | | | |
| 備考 | | | | | |

| 補助金予算額④ | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------------------|---|-------|------------------|-------|------------------|--------|-----------------|--------|------------------|--------|
| | | 6,379 | 千円 | 8,726 | 千円 | 10,746 | 千円 | 12,060 | 千円 | 16,000 |
| 補助金決算額⑤ | 9,692 | 千円 | 9,533 | 千円 | 15,372 | 千円 | 14,532 | 千円 | 12,561 | 千円 |
| 執行率（⑤/④） | 152 | % | 109 | % | 143 | % | 120 | % | 79 | % |
| 申請件数 | 4,920 | 件 | 4,839 | 件 | 7,803 | 件 | 7,377 | 件 | 6,376 | 件 |
| 交付件数⑥ (うち社会福祉法人) | 4,920 (4,690) | 件 | 4,839 (4,760) | 件 | 7,803 (7,562) | 件 | 7377 (7,072) | 件 | 6,376 (6,223) | 件 |
| 平均単価（⑥/③） | 1 | 千円 | 2 | 千円 | 1 | 千円 | 2 | 千円 | 3 | 千円 |
| 備考 | 申請件数は延べ人数である。 社会福祉法人以外はファミリーホーム対象分である。 | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 成果指標の内容 | 成果指標の設定なし |
| 成果指標を設定していない場合はその理由 | 成果目標を設定し、達成状況をはかるものではないため |

こども家庭センターの定員等の関係で、児童の一時保護を実施している民間児童養護施設及び乳児院へ一時保護を委託する場合に支給される、一時保護児童委託費である。

(2) 補助金アンケートの結果

| 総合的な評価 | | |
|---|--|---|
| <p>不満 17%</p> <p>非常に満足 8%</p> <p>満足 75%</p> | <p>非常に満足及び満足を合わせると83%となった。一方17%が不満と回答している。</p> | |
| もっとも満足している理由 | | |
| 金額 | 20.0% | もっとも満足している理由としては、「市の対応」が最も多くなった。 |
| 申請にかかる負担が少ない | 20.0% | |
| 市の対応 | 40.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 10.0% | |
| 周知 | 10.0% | |
| その他 | 0.0% | |
| 不満の理由・改善要望 | | |
| 金額 | 33.3% | 不満の理由・改善要望としては「手続き」が多くなっており、その理由としては「申請資料作成の負担が大きい」という答えが多くなった。 |
| 手続き | 50.0% | |
| 市の対応 | 0.0% | |
| 公平性 | 0.0% | |
| 交付のスピード | 0.0% | |
| 周知 | 0.0% | |
| その他 | 16.7% | |

「申請資料作成の負担が大きい」という意見が一部にあったが、市によると一時保護を適時適切に行うためには書類での確認がどうしても必要であるとのことである。

(3) 監査の実施

関係資料を閲覧し、ヒアリング等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。